



平成 24 年版

# 成果レポート

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成 24 年 7 月

三 重 県



## 県民の皆さんへ

このたび、県では、多くの方のご意見をいただきながら、長期的な視点から三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、おおむね 10 年先を見据えた長期戦略「みえ県民カビジョン」と、平成 24 年度から平成 27 年度までの中期戦略「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定しました。

また、本年 4 月には「みえ県民カビジョン」を推進していく上での職員の行動指針や政策課題を明らかにした「平成 24 年度三重県経営方針」を定め、平成 24 年度が「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感でき、「幸福実感日本一」の三重をめざす新たな一步を踏み出す一年となるよう、県庁全体が一丸となって県政運営に取り組んでいるところです。

県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならないと考えています。このため、事業の実施にあたっては、実施自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱し、県民の皆さんにとっての「成果」とは何か、成果が県民の皆さんに届いているかという視点を常に持って取り組むことが重要であると考えています。

この「平成 24 年版 成果レポート～成果の検証と改善に向けた取組～」は、昨年度、「平成 23 年度県政運営の考え方」に基づき取り組んだ事業の成果を検証するとともに、平成 24 年度の取組の取組方向と平成 24 年度末にめざす目標値を、県民の皆さんにご報告し、今後の県政運営に対するご意見やご提案をいただくことを目的に作成しました。

今後とも、常に心を澄まして、県民の皆さんの生の声に耳を傾け、現場重視で県政運営に取り組み、県民の皆さんと力を合わせて、県民力による「幸福実感日本一」の三重づくりを進めてまいりますので、県民の皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見をいただくとともに、今後の県政運営に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 24 年 7 月

三重県知事 鈴木 英敬



# 平成24年版 成果レポート

## 【目次】

	頁
<b>第1章 平成23年度の県政運営と平成24年度の経営方針</b> ……	<b>1</b>
(1) 平成23年度を振り返って	3
(2) 平成23年度の主な取組	4
(3) 平成23年度の取組の総括	17
(4) 平成24年度三重県経営方針	18
<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について	26
<b>第2章 施策の取組</b> ……	<b>29</b>
(1) 政策体系とは	30
(2) 政策体系一覧	31
(3) 平成24年度施策数値目標等一覧	34
(4) 改善・注力一口コメント	40
(5) 施策評価表の見方	48
(6) 施策評価表	52
<b>第3章 行政運営の取組</b> ……	<b>305</b>
(1) 行政運営の取組とは	307
(2) 行政運営の取組一覧	307
(3) 平成24年度行政運営の取組数値目標等一覧	308
(4) 改善・注力一口コメント	309
(5) 行政運営の取組評価表の見方	310
(6) 行政運営の取組評価表	314
<b>(参考) 用語説明</b> ……	<b>345</b>

## 「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民力ビジョン」や中期戦略「みえ県民力ビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

## 「平成 24 年版成果レポート」の特徴・・・

平成 24 年版成果レポートでは、平成 23 年度の県の取組について、平成 24 年 4 月からスタートした「みえ県民力ビジョン・行動計画」の政策体系における＜施策＞や、＜行政運営の取組＞ごとに、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善のポイント及び特に注力する取組を中心に、平成 24 年度の取組方向を明らかにしています。

### ○成果の検証と改善の方向

平成 23 年度の県政は、平成 23 年 4 月に就任した鈴木知事のもと、同年 6 月に策定した「平成 23 年度県政運営の考え方」に基づき推進しました。

平成 24 年版成果レポートでは、その考え方をふまえて、取組の成果や残された課題を検証しています。

なお、本年度の「成果レポート」は、「平成 23 年度県政運営の考え方」に数値目標の設定がないことなどから、「みえ県民力ビジョン・行動計画」でめざす姿をふまえて取組の成果と課題を検証し、平成 24 年度の改善・注力の方向や平成 24 年度末にめざす目標値などを記述しています。

※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

### 【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、(中略)当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類(中略)を併せて提出しなければならない。

※ 本文中、「\*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

# 第 1 章

## 平成 23 年度の県政運営と 平成 24 年度の経営方針

	頁
(1) 平成 23 年度を振り返って .....	3
(2) 平成 23 年度の主な取組 .....	4
・安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて .....	4
・人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けて .....	8
・働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けて .....	12
・「みえ県民力ビジョン」の策定と行財政改革取組の推進 .....	16
(3) 平成 23 年度の取組の総括 .....	17
(4) 平成 24 年度三重県経営方針 .....	18
 <参考>	
県民の皆さんの「幸福実感」について .....	26
(「第 1 回みえ県民意識調査」の概要)	





## 第1章 平成23年度の県政運営と平成24年度の経営方針

### (1) 平成23年度を振り返って

平成23年度の県政を取り巻く国内外の状況は、以下のとおりでした。

平成23年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災による混乱の中でスタートしました。県内でも、水産業が津波の被害を受けたことに加え、5月の中部電力株式会社浜岡原子力発電所の全面運転停止によって、電力不足が懸念される事態となり、県民生活や企業活動に多大な影響が出ました。

また、9月に発生した紀伊半島大水害（台風12号に伴う災害）では、死者2名、行方不明者1名のほか、住居や道路、森林、農地などで県内に甚大な被害が発生しました。

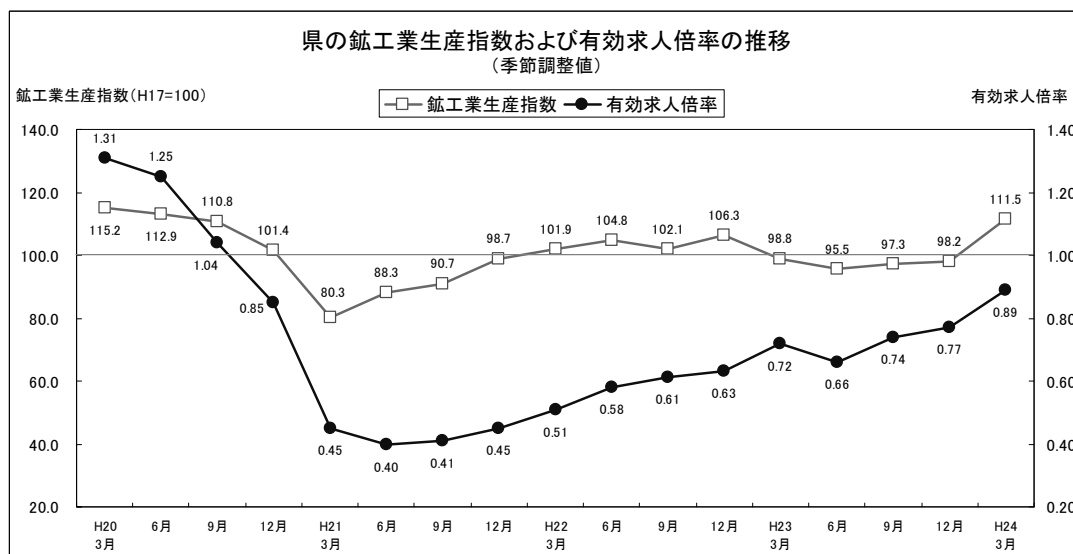


県内に甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害（平成23年9月）

雇用経済情勢については、長引く不況から緩やかな回復が進んだものの、東日本大震災の影響や歴史的な円高、デフレ、原油価格の高騰、欧州の金融危機などにより県内の企業活動や県民生活にとって厳しい状況が続き、我が国の平成23年度の貿易収支も31年ぶりに赤字となりました。

国と地方との関係については、「国と地方の協議の場」が法制化され、地方自治に影響を及ぼす国の政策に関する協議が始まるなど地方分権に向けた一定の変化がありました。

さらに、国では、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定\*の事前協議や社会保障と税の一体改革など県民生活や経済活動に大きな影響を与える制度改正等の議論がありました。



出典：三重県「鉱工業指数」、三重労働局「労働市場月報」

## (2) 平成 23 年度の主な取組

平成 23 年度は、県政運営の指針として策定した「平成 23 年度県政運営の考え方」に基づき県政を推進しました。「平成 23 年度県政運営の考え方」における「安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて」、「人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けて」、「働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けて」の 3 つの政策展開などを基本とした県の主な取組は以下のとおりです。

### 【参考】平成 23 年度県政運営の考え方（目次）

- 1 現状認識
- 2 平成 23 年度の県政運営にあたって
  - (1) 日本一、幸福が実感できる三重をめざします
  - (2) 県政運営の基本姿勢
- 3 県政の政策展開
  - (1) 今年度の政策展開
    - ① 安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて
    - ② 人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けて
    - ③ 働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けて
  - (2) 今年度、特に注力する事項
    - ① 東日本大震災をふまえた防災・エネルギー対策
    - ② 教育立県に向けた取組
    - ③ 三重の元気を支える雇用・経済対策
    - ④ 地域医療の充実
    - ⑤ 新しい県政ビジョンの策定
    - ⑥ 行財政改革の推進

## 1 安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて

(危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～)

東日本大震災の被災地の復旧・復興の支援を行うため、知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」を設置し、被災地へ県職員、警察官等延べ 1,900 人以上を派遣するとともに、スクールカウンセラーの派遣や被災者の受入、支援物資・義援金の取りまとめおよび提供を行いました。ま



被災地での支援活動

た、36 便にわたりボランティアバス（「みえ発！ボラパック」）による被災地支援を行うなど、みえ災害ボランティア支援センターを中心としたボランティア支援などに取り組みました。東日本大震災に伴うがれきの広域処理については、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めました。

紀伊半島大水害では、県災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、被災者の救出救助のため、自衛隊および第四管区海上保安本部に対する災害派遣要請等を行い、警察本部、他県防災機関等と連携して、緊急初動対応にあたりました。あわせて、避難者の安全確保や避難生活の維持に取り組みました。また、被害が甚大であった地域に災害救助法、被災者生活再建支援法を適用したほか、復旧・復興に関する国への提言活動や被災者の生活再建への支援、被災施設の復旧など地域の復興に向けた取組を進めました。

防災・減災対策の推進については、東日本大震災の教訓をふまえ、県独自の津波浸水予測調査を全国に先駆けて実施し、これを基礎資料に本県の津波避難体制を検証するとともに、市町が行う避難所や避難路の検証を促進し、避難計画づくりや避難訓練などの取組を支援しました。また、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針とした「三重県緊急地震対策行動計画」を10月に策定し、この計画に基づき、津波避難や住宅・公共施設等の耐震化、防災教育など「緊急かつ集中的に取り組むべき」対策を積極的に推進しました。

「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」を設立し、国に対して南海トラフを震源とする超巨大地震に対する防災対策の推進などを求める政策提言を実施しました。また、原子力発電所で事故等が発生した際、的確に対応していくことを目的として、中部電力株式会社および関西電力株式会社との間で原子力発電所の安全確保にかかる通報連絡体制を整備しました。

また、大規模地震を想定した図上訓練等を実施するとともに、地域防災力の強化のため、みえ防災コーディネーターの育成（169名）や自主防災リーダー等の研修などに取り組みました。さらに、災害時における医療体制の整備や人員・物資などの交通（輸送）の確保、木造住宅の耐震化促進に向けた取組を進めました。

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備に取り組んだほか、的確な避難に資するソフト対策として、水位計の設置や浸水想定区域図の作成などを行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めました。

食の安全・安心の確保の面では、富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受け、生食用食肉を取り扱う施設に対して届出制を導入し、生食用食肉による食中毒の予防対策を進めました。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する食品等への放射性物質の影響が生じたことを受けて、汚染の可能性のある牛肉に対する県内の流通状況の把握と検査を行い、県内に流通している牛肉に対する県民の皆さんの不安感を払拭するとともに、県産牛に対する全頭検査を8月から実施しました。

感染症の予防については、保育所や学校、医療機関等と連携して、感染症情報システム（さっち三重）を構築することで、感染症の発生状況を早期把握することが可能となりました。

平成23年度に実施した「第1回みえ県民意識調査」では、「みえ県民カビジョン」に掲げる政策分野ごとの16の「幸福実感指標」（調査の概要は26ページ参照。以下同じ）について、県民の皆さんの実感をお聞きしています。「災害等の危機への備えが進んでいる」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は24.4%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は66.5%となっています。

### （命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～）

医師の不足や偏在の解消に向けて、医師無料職業紹介事業等の医師不足の影響を当面緩和する取組や一定期間、県内医療機関で勤務することを返還免除条件とする医師修学資金貸与制度の運用等の中長期的な視点での取組を進めました。医師無料職業紹介事業では、全国に情報発信することにより、9件が成約しました。また、医学生を対象とした医師修学資金の貸与では、新たに62名に貸与（貸与者累計285名）を行い、今後、県内医療機関での勤務が見込まれる医師が増加しました。しかしながら、救急医療等を主に担う県内の病院勤務医師数については、依然として大幅に不足していることから、新たに医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う「三重県地域医療支援センター」の設置に向けた準備に取り組みました（同センターは平成24年5月に開所しました）。

救急医療体制の確保に向けて、10月に救急医療情報システムを使いやすく改良し更新しました。また、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院を基地病院として、県内全域をカバーするドクターヘリの運航を2月より開始しました。ドクターヘリの利用により、県内全域で約35分以内に医師の初期治療を受けることができるようになるため、救命の可能性が高まりました。



運航が開始されたドクターヘリ

県立病院の改革については、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、三重県立総合医療センターの地方独立行政法人化と三重県立志摩病院への指定管理者制度導入に向けた準備を進め、平成24年4月より新たな運営体制に移行しました。

がん対策については、がん検診無料クーポン券の利用促進による受診率向上の取組や乳がん検診の早期受診を呼びかけるピンクリボンキャンペーンを行うなど、がんの予防、早期発見に取り組みました。また、肝炎検査の受診促進や肝炎医療費の助成など肝臓がんの予防対策を進めました。

がん治療の基盤整備については、「地域がん登録」の運用を7月から開始しました。このことにより、がん患者の罹患状況を把握し、実効性のあるがん対策の検討につなげることが可能となりました。また、「三重医療安心ネットワーク」を整備して、受診歴、検査、画像情報などの患者情報を病院間で共有し、医療機関をかわっても一貫した治療が可能で重複した検査や薬剤投与を防ぐ仕組みをつくりました。

「幸福実感指標」の「必要な医療サービスが利用できている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は45.4%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は45.1%となっています。

### （暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～）

犯罪対策については、地域の安全・安心を確保するため、県民に強い不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等に対する検挙活動や、自主防犯活動に対する支援など地域と一体となった犯罪抑止活動に取り組んだ結果、県内の刑法犯認知件数は減少しました。

交通安全については、四季の交通安全運動などの啓発活動、信号機や歩道の整備等に取り組んだ結果、平成23年の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降、最少の95人（対前年比40人の減）となりました。

消費生活の安全については、消費生活相談員や不当商取引指導専門員の増員などを行い、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。

薬物乱用防止については、小・中・高校生を中心とした薬物乱用防止講習会に約6万人の参加があり、薬物乱用の恐ろしさについての意識の普及が図られました。

「幸福実感指標」の「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は58.9%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は36.4%となっています。

### （共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～）

高齢者福祉については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざして、市町と連携し介護基盤整備等を積極的に進めました。また、認知症疾患医療センターの指定や認知症コールセンターの設置等を進め、認知症に悩む家族等をサポートしました。

障がい者の自立に向けては、障がい者の住まいの場の整備を支援するとともに、福祉的就労における月額工賃が低位にあることから、工賃アップに向けた共同受注窓口\*の運営などに取り組みました。9月には「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を設置し、障がい者を取り巻く課題に全庁的に取り組みました。また、3月には「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を策定し、障がい者の就労支援や相談支援体制の充実などに取り組むこととしました。

福祉・介護現場においては、依然として人材不足の状況が続く中で、離職者等への

介護現場での雇用対策を進めた結果、202名の雇用につながりました。さらに、パーキングパーミット制度\*導入に向けた検討などに取り組みました。

「幸福実感指標」の「必要な福祉サービスが利用できている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は32.7%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は46.0%となっています。

### （環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会～）

環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」を策定しました。また、地球温暖化対策については、平成32年度までに平成2年度比で県内の温室効果ガス排出量の10%削減を目標とする「三重県地球温暖化対策実行計画」を3月に策定し、県民の皆さん、事業者、行政等が一体となって温室効果ガス排出削減に取り組むこととしています。

産業廃棄物の不法投棄等不適正事案である四日市市大矢知・平津事案について、具体的対策工法に関する実施協定を11月に締結しました。また、不法投棄等不適正事案に対して指導や告発、行政代執行など厳正に対処した結果、新規の不法投棄件数は減少しました。さらに、東日本大震災に伴うがれきの広域処理について、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めました。

生物多様性の保全については、「みえ生物多様性推進プラン」を3月に策定し、県民の皆さんの理解を得ながら、さまざまな主体が連携した取組を進めていくこととしています。

伊勢湾再生に向けては、「三重県海岸漂着物対策推進計画」を3月に策定し、関係者の役割分担のもと、海岸漂着物の円滑な回収・処理の実施、効果的な発生抑制対策に取り組むこととしています。

「幸福実感指標」の「身近な自然や環境を守る取組が広がっている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は28.4%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は56.5%となっています。

## 2 人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けて

### （人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～）

人権が尊重される社会づくりに向けて、国や市町等と連携・協働し、さまざまな手法を活用した人権教育・啓発活動に取り組むとともに、講師派遣等を通じて、地域における人権尊重の視点に立ったまちづくりを支援しました。また、人権に関する相談体制の充実のため、各相談機関に従事する相談員の資質向上を図りました。

男女共同参画の社会づくりに向けて、三重県男女共同参画センターを中心に県民の

皆さんへの学習機会の提供や啓発を行うとともに、「みえチャレンジプラザ」を拠点に女性の就労支援相談などを行いました。

外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを推進するため、多言語での行政・生活情報の提供、外国人住民相談窓口の設置、外国人住民向け防災訓練の実施に取り組みました。

NPO支援については、「新しい公共推進指針（仮称）」（案）の検討やNPO活動に対する資源循環の仕組みづくりなど、NPOの活動環境の整備を進めました。また、みえ災害ボランティア支援センターを中心としたボランティアバスの運行などを通じて東日本大震災や紀伊半島大水害の被災者に対する支援に取り組みました。

「幸福実感指標」の「一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は19.8%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は63.3%となっています。

#### （教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～）

学力の向上については、学力向上アドバイザーをモデル校に派遣して指導方法の工夫改善に関する助言を行うことで教職員の授業改善を図りました。また、子どもたち一人ひとりの実態や各学校の課題に応じた少人数教育を推進することで、きめ細かな指導を行うことができました。さらに、三重県教育改革推進会議では、「三重県教育ビジョン」をより実効性のあるものとするため、特に重要であると考えられる4つのテーマ、「学力の向上」、「キャリア教育の充実」、「郷土教育の推進」、「地域と共に創る学校づくり」の具体的方策を検討しました。

地域に開かれた学校づくりについては、コミュニティ・スクール等の導入促進に向け、啓発のための講演会や意見交換会を行いました。また、平成24年度から全県立学校へ導入する学校関係者評価のための準備を行いました。

特別支援教育については、特別支援学校のセンター的機能の活用とともに、医療・保健・福祉・労働等関係機関との連携により、早期からの一貫した就学支援体制づくりを推進しました。



学力向上など教育改革の取組

学校における防災教育・防災対策については、「防災ノート」の配付や避難経路等の安全点検を全ての学校で実施しました。また、これまで進めてきた学校の防災対策・防災教育の根本的な見直しを行い、その結果を「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」として12月に取りまとめ、防災教育等における課題と取組の方向性を明らかにしました。さらに、県立学校の校舎等の耐

震補強工事を推進した結果、平成 23 年度末の耐震化率は 98.2%となりました。

「幸福実感指標」の「子どものためになる教育が行われている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は 27.7%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は 49.9%となっています。

### (子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～)

子どもが豊かに育つことができる地域社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を 4 月に施行しました。また、子どもの生活実態や気持ち、子どもと大人の意識などの調査結果をまとめた「みえの子ども白書」を 3 月に発行し、地域での子どもの育ちを支える取組につなげることにしました。

企業や団体が子どもの育ちを応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」については、1,048 会員まで増加するなど取組が広がりました。また、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を 2 月に開設することにより、子どもの悩みの解決に取り組みました。

安心して子育てできる環境を整備するため、県と市町で構成する「福祉医療費助成制度改革検討会」において検討を行い、乳幼児医療費補助金に関する対象範囲を小学 6 年生まで拡大する報告を取りまとめました。また、子どもの心身の発達支援体制の強化をめざして、県立草の実リハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなる学園の一体的整備に関する方向性を取りまとめました。

児童虐待防止については、11 月の「子ども虐待防止啓発月間」に県内各地でオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止の輪が各市町間へ広がりました。また、県の市町支援のあり方調査検討の結果、「児童相談体制強化確認表」を策定し、市町との対話による三重県全体の児童相談体制の強化に着手するとともに、児童相談所職員研修体系を再構築しました。

「幸福実感指標」の「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は 53.2%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は 31.5%となっています。

### (スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～)

スポーツの推進については、教員を対象とした講習会やモデル校による実践研究を通して、魅力ある授業づくりや適切な運動量が確保される授業づくりに取り組みました。その結果、子どもたちの新体力テストの総合評価は前年度より向上しました。

県の競技力向上を効果的に推進する体制として、「みえのスポーツ強化推進委員会」を設置するなど本県競技力の向上に取り組んだ結果、国民体育大会の男女総合成績の競技得点については、858.5 点（前年比 42 点増）を獲得し、平成 22 年に引き続き第



32位となりました。また、本県競技力の向上を含めたスポーツの推進や県民総参加による郷土意識の高揚と地域づくりを図るとともに、本県の魅力を全国に発信する機会とするため、国民体育大会の招致に取り組んだ結果、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が、公益財団法人日本体育協会により内々定され、あわせて全国障害者スポーツ大会も本県で開催されることとなりました。

さらに、世界の少年・少女と野球を通じて国際理解や友情を育むとともに、紀伊半島大水害の被災地域を勇気づけることを目的に、第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会が平成24年7月に熊野市、御浜町、紀宝町などを会場に開催されることも決定しました。



競技力の向上をめざす本県スポーツ

「幸福実感指標」の「スポーツを通じて夢や感動が育まれている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は56.6%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は28.7%となっています。

#### （地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～）

東紀州地域の活性化については、東紀州観光まちづくり公社が地域のコーディネーターとなり、観光振興、産業振興、まちづくりに取り組みました。紀伊半島大水害の影響により熊野古道等への来訪者数は大きく落ち込みましたが、復興に向けて地域が一体となって取り組んでおり、徐々に明るい兆しが見えはじめています。

第一次産業の衰退に加え、若者世代の人口の流出と高齢化が進行している県南部地域の活性化に向けて、新たに「三重県南部地域活性化基金条例」を制定するとともに、県の推進組織として南部地域活性化局を平成24年4月から設けることとしました。

「美し国おこし・三重」については、県民の皆さんとの座談会や全県的に展開するテーマプロジェクトに取り組むなど、パートナーグループをはじめとする地域をよりよくしていこうとするグループの活性化や交流・連携を図りました。

農山漁村の振興については、地域の農業者をはじめ、さまざまな関係者の創意工夫のもと、農産物の付加価値化など新たな価値の創出につなげる地域活性化プラン\*が52地域で策定され、地域での取組が始まりました。また、獣害対策については県内の25市町で鳥獣被害防止計画が策定されるなど取組が進みつつあります。

地域活性化に向けては、知事と市町長との1対1対談を行うとともに、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議において、21テーマを協議・検討するなど、市町と連携して地域課題の解決に向けた取組を行いました。

また、新エネルギーの導入に向けて、木曾岬干拓地へのメガソーラー誘致に関する関係機関との協議を開始しました。

「幸福実感指標」の「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は73.1%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は19.7%となっています。

#### （文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～）

文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催するなど、多くの県民の皆さんが多様な文化芸術に親しむ機会を提供しました。

また、生涯学習の観点から三重県生涯学習センターや県立図書館、県立美術館、斎宮歴史博物館などの講座や展示等により学習の場を提供しました。

新県立博物館については、所蔵品等を展示するための工事に着手するなど平成26年の開館に向けて工事の進捗を図りました。また、県民の皆さんの意見をもとに博物館活動や運営の仕組みづくりを進めるため、「みんなでつくる博物館会議」や有識者で構成する「経営向上懇話会」を開催しました。

「幸福実感指標」における「文化芸術や地域の歴史等について、学び親しむことができる」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は34.8%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は49.1%となっています。

### 3 働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けて

#### （農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～）

農業の振興については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく「基本計画」と、その着実な推進を図るための「行動計画」を3月に策定し、「もうかる農業」の実現に向けた取組を進めることとしています。

林業の振興については、「三重の森林づくり条例」に基づく基本計画を見直し、「三重の森林づくり基本計画2012」を3月に策定するとともに、ホームページや住宅フェアなどで「三重の木」や「あかね材」等のPRに努めました。また、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、中部電力株式会社碧南火力発電所において石炭と三重県産木質チップ\*の混焼発電の実機試験に取り組みました。さらに、災害に強い森林づくりを社会全体で支えていくため、森林づくりに関する税の検討を進めました。

水産業の振興については、10年先の希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にする「三重県水産業・漁村振興指針\*」を3月に策定するとともに、東日本大震

災の教訓をふまえ養殖施設の減災ガイドラインの作成などを行いました。

また、県産農林水産物等の消費拡大については、県外では三重ブランド\*をはじめとする県産品を使った首都圏でのレストランフェアや物産展の開催、県内では小売店舗における「みえ地物一番キャンペーン\*」によるPRを行いました。



三重の食や観光をPR

「幸福実感指標」の「三重県産の農林水産物を買いたい」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は87.4%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は7.9%となっています。

### （強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～）

本県の産業振興の戦略を策定するため、「みえ産業振興戦略」検討会議を11月に設置しました。検討会議では、産業構造の変化をふまえた方向性等として「高度部材\*」や「中小企業のものづくり基盤技術」を維持・進化させていくことに加え、特定の業種に過度に偏らない産業構造を構築していくためにも、製造業とサービス業を産業の両輪と捉えた産業政策を展開していく必要があることなどについて、議論を行いました。また、職員自らが県内外の企業1,052社に対して訪問を実施し、現場の課題や今後の産業施策の展開方向を把握するとともに、データ分析により、県内企業の海外展開比率が県外企業よりも低いことや、ものづくり企業の付加価値額（規模）は全国に比べて大きいものの、付加価値率（利益率）が低く、特にものづくり中小企業の付加価値率が全国に比べて低いといった県内産業構造の特徴を確認しました。

県内企業の販路拡大や業務提携に向けて、知事をトップとする経済ミッション団を中国や欧州に派遣し、欧州最大の研究機関である「フラウンホーファー研究機構」（ドイツ）と三重県、三重大学による協力協定を締結するなど連携の枠組みづくりに取り組みました。また、先端産業や環境・エネルギー関連分野、外資系企業等の誘致に取り組み、フランス系外資企業のマグ・イゾベール株式会社をはじめ45件（平成23年1月～12月の実績）の立地が実現しました。

ものづくり中小企業の振興については、強みとする技術等を持ち寄り、共同開発や試作品づくりを進める取組を支援し、新たに2つの企業連合の設立につながりました。また、伝統産業・地場産業の活性化を図るため、「みえ地域キーパーソンネットワークフォーラム」を開催するなど、事業者や支援機関等のネットワーク構築にかかる支援等を行いました。

企業の技術力向上支援については、県工業研究所の産学官連携のハブ機能を生かして、共同研究を進め、自動車関連技術にかかる研究開発については、4つの研究会（89

社参加)で技術課題の解決に取り組みました。また、画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につながる「みえライフイノベーション総合特区」に関する国への申請を3月に行いました。

エネルギー政策については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故や中部電力株式会社浜岡原子力発電所の運転停止などに伴って、電力不足が起こる懸念が生じたことから、安定的なエネルギーを確保するため、「三重県エネルギー対策本部\*」を5月に設置し、県民の皆さんや事業者等に対して省エネルギー・節電の呼びかけを行いました。また、迅速かつ的確な情報収集や発信を行うため、国や電力会社等と緊密な連携体制を構築しました。さらに、新エネルギーの積極的な導入を促進するため、「三重県新エネルギービジョン」を3月に策定し、新エネルギーの普及促進やエネルギー関連産業の振興に積極的に取り組むこととしました。

「幸福実感指標」の「県内の産業活動が活発である」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は27.8%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は54.1%となっています。

#### (雇用の確保 ～誰もが働ける社会～)

雇用・労働対策については、従来の枠を超えた働き方、働く場等、雇用に関する新しい仕組みの創出について検討するため、「三重県雇用創造懇話会」を12月に設置し、「地域での多様な雇用の創出」等をテーマに、経済関係団体や労働関係団体の方々と議論を行いました。

雇用支援にかかる取組については、若年者の安定した就労のため、「おしごと広場みえ」を拠点に雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介等の就職支援サービスをワンストップで提供しました。また、国の「ふるさと雇用再生特別交付金」および「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、県と市町合わせて約5,700人の雇用を創出しました。

また、勤労者の職場や地域、家庭等でのワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、セミナーの開催等による意識啓発を行いました。

「幸福実感指標」の「働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は13.7%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は72.7%となっています。

#### (世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～)

平成25年の式年遷宮\*や平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年という本県の情報を全国に発信するチャンスを生かし、三重県の認知度を高め、観光誘客や県内企業の販路拡大等につなげていくため、「三重県営業本部\*」を7月に設置し、知事による

トップセールスなど積極的な営業活動を展開しました。また、首都圏等における営業機能を強化するため、市町や商工関係団体等とも連携して、首都圏営業拠点の設置に向けた検討を進めました。

観光産業の振興については、県、市町、県民の皆さん、事業者、団体等の各主体が、観光産業を本県経済を牽引する産業として大きく育て、持続的な発展を図っていくため、10月に「みえの観光振興に関する条例」を制定しました。また、「式年遷宮の好機を生かした国内誘客」、「三重県の特性を生かした海外誘客」、「観光産業の高付加価値化」、「おもてなしの心を形にする観光の魅力づくり・人づくり」、「利便性・快適性に優れた観光の基盤づくり」を取組の柱とする「三重県観光振興基本計画」を3月に策定しました。

また、メディアを活用した情報発信や大都市圏での観光PR等に取り組んだ結果、本県の平成23年の観光レクリエーション入込客数は、3,565万人（ほぼ平成22年並み）となりました。



上海での三重県観光説明会

平成23年は、三重県と中国河南省が友好提携を締結して以来、25周年となることから、8月に知事を団長とする三重県政府代表団が同省を訪問し、今後の交流の方針に関する覚書と観光分野での交流を強化するための協定を締結しました。その結果、河南省鄭州市から上海を経由し関西国際空港への定期便が就航する予定となりました。

「幸福実感指標」の「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は17.3%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は64.2%となっています。

#### （安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～）

道路の整備については、6月に「道路整備方針」を策定し、県民ニーズをふまえた今後の整備や維持修繕の方向性を明らかにしました。また、紀勢自動車道の尾鷲北IC～海山IC間が3月から供用されるとともに、国道23号中勢バイパスにおいても、津・松阪工区約3.9kmと津（河芸）工区の一部約0.9kmが開通するなどにより、道路利用者の安全性や利便性が向上しました。また、地域と一体となった国等への働きかけにより、熊野尾鷲道路（尾鷲南IC～尾鷲北IC間）の新規事業化や未事業化区間（新宮～大泊間）の事業化に向けた調査着手が決まり、紀伊半島のミッシングリンク\*の解消に向け大きく前進しました。さらに、新名神高速道路において、先送りとなっていた亀山西JCTのフルジャンクション化、鈴鹿PAへのスマートIC\*連結、地域高規格道路磯部バイパスの新規事業化が決定されました。

公共交通網の整備については、バスや鉄道などの生活交通を維持・確保するため、事業者等に対して支援を行いました。また、各種公共交通機関の利用促進に取り組むとともに、空路やリニア中央新幹線などの広域・高速交通基盤の充実に向け、関係機関に働きかけました。

快適な住まいまちづくりのために、県内 16 区域の都市計画区域マスタープラン\*を策定するとともに、街路事業や鉄道との立体交差事業を進め、また、長期優良住宅\*の認定や違反建築物の是正指導等に取り組みました。

水資源の確保と安定供給、また、洪水調節や河川環境の改善等を目的に、川上ダム建設事業、木曾川水系連絡導水路事業の促進について、関係機関と調整を進めました。水道、工業用水道については、施設の老朽劣化対策や耐震化等の改良工事を計画的に実施し、給水支障なく安定して給水しました。

「幸福実感指標」の「道路や公共交通機関等が整っている」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は 37.5%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は 55.9%となっています。

#### 4 「みえ県民カビジョン」の策定と行財政改革取組の推進

##### （「みえ県民カビジョン」の策定）

おおむね 10 年先を見据えた県の長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」および 4 年間の中期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定し、平成 24 年 4 月からスタートしました。策定にあたっては、県議会からのご意見をはじめ、県民の皆さんからのパブリックコメント、市町、有識者、大学生などからいただいたご意見の反映を行いました。

また、「みえ県民カビジョン」に基づき、新しい三重づくりを着実に推進するため、本庁部局を再編するなど、県民の皆さんから見て分かりやすい簡素で効率的・効果的な組織体制を平成 24 年度からスタートしました。

##### （「三重県版事業仕分け」の実施）

平成 23 年度予算に計上された全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を行い、その取組の一環として、40 事業については、外部の視点から事業の必要性や有効性などを公開の場で議論する事業仕分け（公開仕分け）を実施しました。公開仕分けは、延べ 200 人以上の来場者、約 1 万件のインターネット視聴件数を記録するなど県民の皆さんからも高い関心が寄せられました。「三重県版事業仕分け」の結果については、平成 24 年度当初予算に反映し、事業費で約 239 億 3 千万円余を削減しました。

### （「三重県行財政改革取組」の策定）

「自立した地域経営」の実現をめざして、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」をキーワードとする「三重県行財政改革取組」を3月に策定しました。

今後、同取組に定めたロードマップに基づき、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」に関する52項目の具体的な取組を展開していくこととしています。

### （3）平成23年度の取組の総括

平成23年度は、県として、東日本大震災の被災地支援および紀伊半島大水害からの復旧・復興に全力で取り組んできました。また、同時に「みえ産業振興戦略」の検討開始や木曾岬干拓地へのメガソーラー誘致へ向けた協議の開始、医師のキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う「三重県地域医療支援センター」の設置に向けた準備など、県政の新たな展開に向けて、さまざまな布石を打った一年でした。

このような中、安全で安心して暮らすことのできる三重に向け、全国に先駆けて県独自の津波浸水予測調査を実施するとともに、「三重県緊急地震対策行動計画」を策定するなど大規模災害の発生に備えた緊急的な対策を行いました。また、ドクターヘリの運航など救急医療体制の確保に努めたほか、「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を設置し、障がい者を取り巻く課題に全庁的に取り組むなど、県民の皆さんの安全・安心に向けた取組を一步前進させることができました。

人や地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重に向けては、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が内々定され、あわせて全国障害者スポーツ大会も本県で開催されることとなったほか、第22回世界少年野球大会の誘致実現や、県南部地域の活性化へ向けた体制整備等を進めることができました。

働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重に向けては、45件の企業誘致を実現したほか、中国や欧州の自治体等との提携を図ることで観光や中小企業支援の枠組みづくりを進めることができました。また、道路整備に関しては、熊野尾鷲道路（尾鷲南IC～尾鷲北IC間）の新規事業化および未事業化区間（新宮～大泊間）の事業化に向けた調査着手の決定、長年の懸案となっていた新名神高速道路亀山西JCTのフルジャンクション化など、大きな成果を得ることができました。

このように、県民の皆さんに成果を届けることのできた取組が多くあった一方で、紀伊半島大水害の復旧・復興や大規模地震発生への備えなどは、未だ道半ばと言えます。

このため、平成24年度は、「幸福実感日本一」の三重をめざして、県民の皆さんに成果を届けることをより一層意識しながら具体的な取組を展開することが必要です。

## (4) 平成 24 年度三重県経営方針

「平成 24 年度三重県経営方針」は、「みえ県民力ビジョン」に基づく県政を推進する上で、今年度の政策課題や職員の行動指針を明確にした単年度の方針であり、「幸福実感日本一」の三重をめざすにあたって、知事から職員へのメッセージの役割を担うものです。平成 24 年度はこの方針に基づき、具体的な取組を展開します。

### 1. 「幸福実感日本一」に向けて、県庁は変わる

- ▶ 平成 24 年度は、「幸福実感日本一」の三重をめざし、新たな一步を踏み出す。
- ▶ 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- ▶ 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

#### 心得 1 : まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものを中心して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。  
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は**、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、**決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内からの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。

#### 心得 2 : 「そもそも」と実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施するこ



と自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならぬ。

- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。

### 心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

### 心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。
  - ※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非<sup>あら</sup>ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用
- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

### 心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて

放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、

①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、

②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、

③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）

につなげる。この「3PI運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

## 2. 全庁を挙げて取り組む五つの課題

今年度は、次に掲げる五つの「課題」を全ての部局の全ての職員の共通事項として自覚し、最優先で取り組む。

### 課題1：あらゆる危機に対して万全な備えを

- 命と暮らしの安全・安心を確保することは、「幸福実感日本一」の大前提。大規模自然災害をはじめとして食の安全や感染症対策など多種多様な危機に対して迅速かつ的確な対応が求められている。
- 「危機管理統括監」のもと、危機をいち早く察知し、危機発生時に的確な対応をとるため、情報管理の一元化や危機管理体制の一層の充実・強化を図り、危機管理に対して総合的かつ横断的に取り組む。危機に対しては、「この程度で収まるだろう」という根拠のない憶測からスタートすることはやめ、最悪の事態を想定して全力で初動対応にあたることが要諦。

### 課題2：一日も早い紀伊半島大水害と東日本大震災からの復旧・復興に向けて

- 紀伊半島大水害からの復旧・復興は道半ば。被災した地域ごとに抱えている課題や置かれた状況が異なっている。それぞれの実情に即してきめ細かく対応し、一日も早い復旧・復興に向けて最大限の努力をしていく。住民の皆さんが不安感を募らせることのないよう、工程等について市町と連携して丁寧に情報提供する。
- 奈良県、和歌山県と連携した取組を進めるとともに、国や関係市町と連携し、全庁を挙げて引き続き全力で取り組む。
- 関係部局が連携して、南部地域活性化プログラムや産業振興などに取り組み、紀伊半島大水害からの復興を契機とした地域づくりを促していく。
- 東日本大震災の被災地に対しても、決して「押し付け支援」になることなく、復興を迎えるその日まで、関係機関と連携し、息の長い支援を継続。

**課題3：日本経済をリードする三重をめざして**

- 日本経済が停滞していても、世界は待ってくれない。今こそ、三重県が**世界の潮流**を捉え、強みを生かし、弱みを克服しながら、日本経済をリードする存在としての役割を果たさなければならない。
- 「みえ産業振興戦略」を策定し、**グローバル対応、多様な主体の連携強化、製造業とサービス業の融合**などに焦点をあて、地域に活力と雇用を生み出す強じんて多様な産業構造への転換を図る。
- 東日本大震災や円高等の影響による失業者への雇用・就業機会の提供などに引き続き取り組む。

**課題4：「幸福実感日本一」に向けた計画的かつ創発的な取組**

- 「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて取り組む。特に注力すべき課題として掲げた16本の「**選択・集中プログラム**」について全力で進めていく。
- 「みえの現場・すごいやんかトーク」や市町との定期協議の実施等を通じて、現場におけるニーズや課題の積極的な把握に努めながら、状況の変化に的確に対応し、事業内容について柔軟に見直すなどにより、県民の皆さんが成果を実感できるものにする。
- 「**政策創造員**」を設置するなどして、中堅・若手職員の政策創造能力を高め、三重県の自立的経営を実現するための創造的な政策立案体制を構築する。
- 職員一人ひとりが、事業の一つひとつにおいて、**情報発信力**を高め、三重県の認知度向上を図り、三重県へのヒト・モノ・カネ・情報の流れを創り出す。

**課題5：行財政改革先進県として**

- 行財政改革に対する県民の皆さんの期待は極めて高いことを十分に認識し、「三重県行財政改革取組」に掲げた「**人づくりの改革**」、「**財政運営の改革**」、「**仕組みの改革**」を柱とする52の取組項目について、ロードマップ（工程表）に基づき、全庁を挙げて取り組む。
- 「**人づくりの改革**」では、「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を策定し、高い意欲と能力を持った人材の育成や、自ら変革していく組織風土づくり、勤務評価制度の定着・施行などを進める。
- 「**財政運営の改革**」では、徹底した歳出の見直しや多様な財源確保の検討・実施などととも、次世代に負担を先送りしないよう財政の健全化に取り組むべく、平成25年度当初予算策定に向けて、予算編成プロセスを見直す。
- 「**仕組みの改革**」では、政策や事業の評価を改善に結びつけるための効果的で効率的な新たな仕組みの構築、地域機関の見直しなどを進める。

### 3. 各部局における取組方向

平成 24 年度は、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進し、政策課題の解決につなげていける組織体制を構築するため、本庁部局を再編した。

各部局においては、次に掲げる各事項について特に力を入れて取り組む。

#### 〔防災対策部〕

- ◆ 必ず起きると言われる東海・東南海・南海の三連動地震等への備えとして、県民、市町、防災関係機関、企業、NPO、ボランティアなどの皆さんとともに、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、連携のとれた役割分担のもと、災害を最小限に抑える体制整備や、**地域の災害対応力の強化を推進**する。
- ◆ 緊急かつ集中的に取り組むべき津波避難対策や耐震化対策等を、市町と連携して推進する。**東日本大震災、紀伊半島大水害の教訓をふまえた新たな災害対策本部体制を構築**するとともに、災害発生時の県内地域への支援、効果的な防災訓練の在り方などについて検討・実施していく。
- ◆ 中長期の取組を含む新たな防災・減災対策を計画的に推進するため、国の被害想定もふまえ、「**三重県新地震対策行動計画（仮称）**」を策定する。

#### 〔戦略企画部〕

- ◆ **創造的な仕事に集中し**、企画・政策提言機能の充実を図り、**国等への政策提言を積極的に行う**とともに、「みえ県民力ビジョン」の進行管理を的確に行う。
- ◆ 県域を越える課題解決に向け、**近隣府県との連携を積極的に進めるとともに**、地方分権改革の進展に的確に対応していく。
- ◆ **県庁全体の情報発信力の強化**を図るため、従来の手法にとらわれず、広聴広報機能の充実を図る。

#### 〔総務部〕

- ◆ **行財政改革の司令塔**として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組む。
- ◆ 職員力のさらなる向上に向け、「**三重県職員人づくり基本方針（仮称）**」の策定、研修の見直し、勤務評価制度の定着・施行などを行う。また、政策や事業の評価を改善につなげるための新たな仕組みを構築するとともに、地域機関の見直しや組織運営の見直しなどを進める。
- ◆ 限られた予算を的確に配分できるように**予算編成プロセスの見直し**を行うことで、財政の健全化を進める。併せて、**不断の歳出見直し**を行うとともに、多様な財源確保や未収金対策に取り組み歳入増加を図る。
- ◆ 外郭団体について、時代変化に即した改革や透明性の向上に向けた取組を実施する。

## 〔健康福祉部〕

- ◆ 地域における医師・看護師等の不足・偏在に、現場との十分な意思疎通を図りながら積極的に対応するとともに、若手医師のキャリア形成と医師不足病院の医師確保への支援を一体的に行う仕組みづくりである「**地域医療支援センター**」の設置・運営に取り組む。
- ◆ 危機管理としての**児童虐待防止対策を強化**。地域社会や企業等と連携して、子どもの育ちを社会全体で支える気運の醸成を図るとともに、「家庭の日」のPRなど家族の絆を大切に作る取組を行う。子ども医療費助成の対象年齢拡大、特定不妊治療に対する助成対象拡大等の経済的支援に取り組む。
- ◆ **障がい者雇用の県内における現状から脱するためにも、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」**に基づき、共同受注窓口の運営、社会的事業所や特例子会社の設置支援など、障がい者の就労支援対策に取り組むとともに、障がい者スポーツの普及に向けた環境整備などに取り組む。
- ◆ あすなる学園と草の実りハビリテーションセンターについて、**子どもたちの発達に関する総合拠点にふさわしい一体的整備**に着手する。

## 〔環境生活部〕

- ◆ **過去に不適正処理された産業廃棄物**について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めるとともに、新たな不適正処理事案の発生を許さない体制の確保に取り組む。
- ◆ **東日本大震災のがれきの広域処理**について、市町と連携して協議を進めるとともに、安全性確保等に向けた一定の責任を果たすための具体的作業を行う。
- ◆ 平成23年度に策定した三重県地球温暖化対策実行計画を着実に進めつつ、**地球温暖化対策に特化した条例制定に向けた検討**を行う。
- ◆ **伊勢湾における海岸漂着物対策**に、東海三県一市の枠組みも活用して積極的に取り組む。
- ◆ **新県立博物館の平成26年の開館**に向けて、「ともに考え、活動し、成長する博物館」として県民の皆さんと魅力的な博物館づくりを進める。

## 〔地域連携部〕

- ◆ 市町との連携・協議に関する手法を確立するとともに、**県庁全体における市町との連携の重要性について意識醸成を図る牽引役**となる。
- ◆ **木曾岬干拓地の利用転換**を図り、**メガソーラー事業の誘致**、地域活性化や地域におけるエネルギー創出に貢献する。
- ◆ 市町と連携して、若者の雇用や定住促進をめざす「**南部地域活性化プログラム**」を推進するとともに、紀伊半島大水害からの復興を最優先に東紀州地域における観光や産業の振興に引き続き取り組む。**第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会**を成功に導き、紀伊半島大水害からの復興を国内外にアピールする。

- ◆ 平成 33 年の第 76 回国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の三重県での開催に向け、スポーツの持つ力を生かした県全体の一体感の醸成や地域スポーツの推進、競技力の向上を図っていく。
- ◆ 「美し国おこし・三重」について、効果的な情報発信を行うなど、平成 26 年実施の「県民力拡大プロジェクト」に向けて、新たな推進を図る。

#### 〔農林水産部〕

- ◆ 農林水産資源を活用した新たな商品やサービスを生み出す仕組みづくりにつなげる「みえフードイノベーション」の創出や6次産業化による収益力向上、県産材の利活用などを進め、「作る、獲る農林水産業」から「もうかる農林水産業」への転換をめざす。
- ◆ 野生鳥獣による農林水産被害の減少を図るため、被害対策や生息管理の強化に加え、捕獲獣の有効活用に向け、安全・安心で品質が確保された獣肉の供給や高級食材としての認知度向上のための取組を進める。
- ◆ 森林づくり税に関する検討委員会の結果をふまえて、導入の可否等について検討を行い、結論を出す。

#### 〔雇用経済部〕

- ◆ 「みえ産業振興戦略」を策定し、これに基づく取組を本格展開していくとともに、「三重県新エネルギービジョン」に基づき、メガソーラー事業の誘致等、新エネルギーの導入を促進することなどで本県の地域特性を生かしたエネルギー政策に取り組む。
- ◆ 新たに構築した三重県営業本部の体制を生かし、庁内の縦割りを打破し、首都圏等の国内外における三重県の認知度向上等に官民あげて積極的に取り組む。首都圏におけるアンテナショップの設置に向けた具体的な検討を加速させる。
- ◆ 平成 25 年神宮式年遷宮および平成 26 年熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機とした誘客に向けて、企業や県民の皆さんと一体となった観光キャンペーンの実施など効果的な取組を行う。昨年締結した中華人民共和国河南省との観光・交流の推進に関する協定の具体化に向けた取組を進める。
- ◆ トップセールス、在名古屋や在大阪の総領事館等との関係強化、新たに設置する海外サポートデスクや関係機関に派遣する職員等の活用などにより、海外ネットワークの拡大を図り、世界からの誘客や国際交流、企業誘致や企業の海外展開促進に取り組む。

#### 〔県土整備部〕

- ◆ 命と地域を支える道づくりとして、新名神高速道路や紀勢自動車道等の幹線道路やこれらにアクセスする県管理道路等の整備を強力に推進する。
- ◆ 洪水、土砂災害、地震・津波など災害に対応する海岸堤防や河川等基盤施設の

緊急整備、住まいやまちの安全性を高める木造住宅耐震化を促進する。

- ◆ 紀伊半島大水害に伴う災害復旧事業等には、スピード感を持って、的確な対応を図り、市町とともに、住民の皆さんへの丁寧な情報提供を行う。

### 〔出納局〕

- ◆ 会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援を行うとともに、県の公金の適正管理に取り組む。
- ◆ 財務会計システムの円滑な運用・管理を行うとともに、市町と連携し、会計事務の標準化や市町の財務会計システムの共同アウトソーシングを促進する。
- ◆ 県民の皆さんの利便性向上を図るため、県歳入金の収納方法の多様化を図る。

### 〔教育委員会〕

- ◆ 「みえ県民力ビジョン・行動計画」の**選択・集中プログラムに掲げられた学力向上の対策等に取り組む**。「三重県教育改革推進会議」における審議のまとめに基づいて、学力の向上、キャリア教育の充実、コミュニティ・スクール等の導入を通じた地域に開かれた学校づくりの推進など、**より実効性のある取組を学校・家庭・地域が一体となって県民総参加で進めていく**。
- ◆ 大規模地震等の災害から子どもたちの命を守るため、**県内の公立学校における発達段階に応じた防災教育や、防災対策の取組を強化していく**。
- ◆ **教職員の資質向上のための研修の在り方等について検討を行う**。

### 〔企業庁〕

- ◆ 県が供給する水道用水、工業用水の安定供給に向け、老朽劣化対策および耐震化を進める。
- ◆ 水力発電事業について、必要な設備改修を行うなど民間譲渡に向けて取り組むとともに、電気の安定的な供給を維持するため、施設の適切な管理運営、計画的な設備改修を行う。
- ◆ R D F 焼却・発電事業について、引き続き R D F に対する安全対策に取り組み、安全で安定した運営を行う。

### 〔病院事業庁〕

- ◆ 安定的な病院経営を行うため、引き続き医師・看護師等の確保・定着を図るとともに、志摩病院の指定管理者に対しては、基本協定等に基づき、適切な指導監督を行う。

<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について（「第1回みえ県民意識調査」の概要）

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざしていることから、「幸福実感指標」を新たに設け、県民の皆さんが生活している中で感じる実感を調査しました。

1 調査の設計

調査地域	三重県全域
調査対象	県内居住の20歳以上の男女 10,000人
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	平成24年1月～平成24年2月
有効回答数	5,710人（有効回答率 57.1%）

2 調査結果の概要

(1) 日ごろ感じている幸福感について

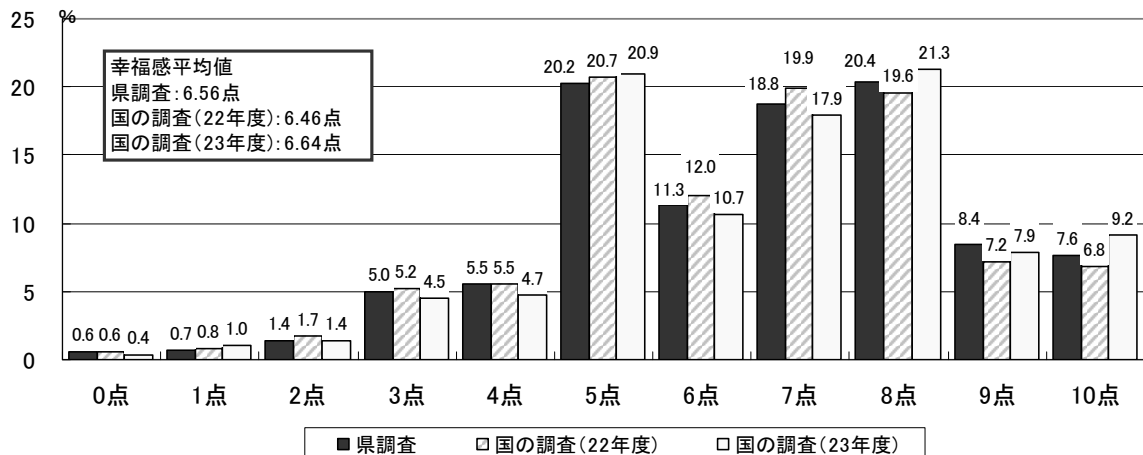
日ごろ感じている幸福感（以下、「幸福感」と記載）について、内閣府の国民生活選好度調査（以下、「国の調査」と記載）の質問に準じ、10点満点で質問したところ、平均値は6.56点となっている。

分布をみると、「8点」が20.4%と最も高く、次いで「5点」が20.2%、「7点」が18.8%となっており、M字曲線を描いている。

国の調査（22年度）の平均値は6.46点となっており、「5点」が20.7%と最も高く、次いで「7点」（19.9%）、「8点」（19.6%）となっている。

なお、内閣府経済社会総合研究所が新たに平成24年3月に実施した「第1回生活の質に関する調査」においても同様の質問をしており、その結果によれば、幸福感の平均値は6.64点となっている。

図表1 日ごろ感じている幸福感の平均値と分布(国の調査との比較)



※国の調査は、15歳以上を対象としていることや、調査員が調査票を配布、回収する訪問留置法であることなど、本県の調査方法と異なる点がある。

※国の調査（22年度）・・・平成22年度国民生活選好度調査（内閣府、平成23年3月実施、n=3,569）

※国の調査（23年度）・・・第1回生活の質に関する調査（内閣府経済社会総合研究所、平成24年3月実施、n=6,451）



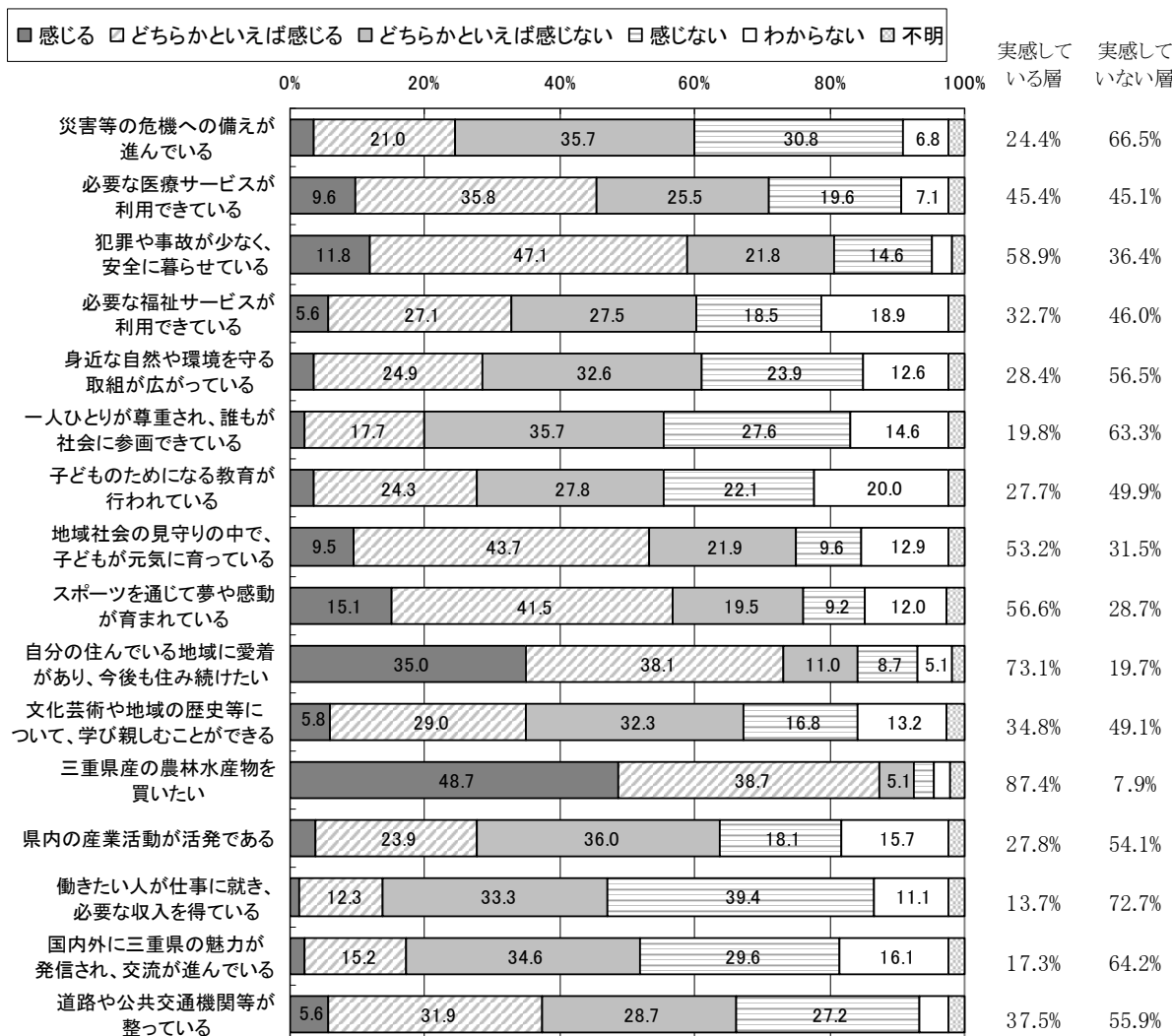
(2) 地域や社会の状況について

「みえ県民力ビジョン」に掲げる政策分野ごとの16の「幸福実感指標」に基づいて地域や社会の状況について実感を聞いたところ、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は、『三重県産の農林水産物を買いたい』が87.4%と最も高く、そのうち、「感じる」も48.7%と最も高くなっている。次いで『自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい』(73.1%)、『犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている』(58.9%)の順となっている。

一方、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は、『働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている』が72.7%と最も高く、そのうち、「感じない」も39.4%と最も高くなっている。次いで『災害等の危機への備えが進んでいる』(66.5%)、『国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる』(64.2%)の順となっている。

※下の図表2に記載の「実感している層」の割合は、「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を合計したものであり、「実感していない層」の割合は、「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を合計したものである。

図表2 地域や社会の状況について(項目別)





# 第 2 章

---

## 施策の取組

## (1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民カビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民カビジョン」でお示しした＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）において、＜施策＞の内容と構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 24 年版成果レポートでは、平成 23 年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

### 【施策の指標の考え方】

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

平成 24 年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成 27 年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

#### ○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成 27 年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

#### ○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

## (2) 政策体系一覧

I 「守る」く命と暮らしの安全・安心を実現できるために	政 策	施 策	頁	
	I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111	防災・減災対策の推進	52
		112	治山・治水・海岸保全の推進	62
		113	食の安全・安心の確保	66
		114	感染症の予防と体制の整備	70
	I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121	医師確保と医療体制の整備	74
		122	がん対策の推進	80
		123	こころと身体健康対策の推進	84
	I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131	犯罪に強いまちづくり	88
		132	交通安全のまちづくり	92
		133	消費生活の安全の確保	96
		134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	100
	I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	104
		142	障がい者の自立と共生	108
		143	支え合いの福祉社会づくり	114
	I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151	地球温暖化対策の推進	120
		152	廃棄物総合対策の推進	124
		153	自然環境の保全と活用	128
		154	大気・水環境の保全	132

	政策	施策	頁
Ⅱ 「創る」く人と地域の夢や希望を実感できるように	Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	138
		212 男女共同参画の社会づくり	142
		213 多文化共生社会づくり	146
		214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	150
	Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上	154
		222 地域に開かれた学校づくり	160
		223 特別支援教育の充実	164
		224 学校における防災教育・防災対策の推進	168
	Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	172
		232 子育て支援策の推進	176
		233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	180
	Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	184
		242 競技スポーツの推進	188
	Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化	192
		252 東紀州地域の活性化	196
		253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	200
		254 農山漁村の振興	204
		255 市町との連携による地域活性化	208
	Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興	212
		262 生涯学習の振興	216

Ⅲ 「拓(ひらく)く」強みを生かした経済の躍動を実感できるために	政策	施策	頁	
	Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える 農林水産業～	311	農林水産業のイノベーションの促進	220
		312	農業の振興	226
		313	林業の振興と森林づくり	232
		314	水産業の振興	238
	Ⅲ-2 強じて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産 業構造への転換～	321	三重の強みを生かした事業環境の整備と 企業誘致の推進	242
		322	ものづくり三重の推進	248
		323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	254
		324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の 振興	258
		325	新しいエネルギー社会の構築	262
Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331	雇用への支援と職業能力開発	266	
	332	働き続けることができる環境づくり	272	
Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展 開～	341	三重県営業本部の展開	276	
	342	観光産業の振興	280	
	343	国際戦略の推進	284	
Ⅲ-5 安心と活力を生み出す 基盤 ～県民の生活や経済活動を支える 基盤の整備～	351	道路網・港湾整備の推進	288	
	352	公共交通網の整備	292	
	353	快適な住まいまちづくり	296	
	354	水資源の確保と土地の計画的な利用	300	

平成24年度 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標			
		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
111	防災・減災対策の推進	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%
		活動指標	新地震対策行動計画(仮称)の進捗率	-	-
			県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	6回
			自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	29.0%
			県防災情報メール配信サービスの登録者数	36,000人	40,000人
			災害拠点病院等の耐震化率	62.9%	71.4%
			耐震基準を満たした住宅の割合	82.2%	84.5%
			緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	91.2%
消防設備等の充足率	82.8%	83.3%			
		高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6%	100%	
112	治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	233,200戸	234,300戸
		活動指標	河川整備延長	463.4km	463.6km
			土砂災害保全戸数	17,843戸	17,940戸
			海岸整備延長	284.2km	285.3km
		山地災害保全集落数	1,504集落	1,521集落	
113	食の安全・安心の確保	県民指標	食品検査における適合率	100%	100%
		活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	152施設	157施設
			高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%
114	感染症の予防と体制の整備	県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	0件
		活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	86.7%	100%
			感染症情報化コーディネーター数(累計)	81人	130人
		HIV抗体検査件数	796件	1,025件	
121	医師確保と医療体制の整備	県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医師数	118.6人 (22年度)	120.0人 (23年度)
		活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人
			県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574人	644人
			救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568機関	593機関
			医療相談件数	755件	761件
			県立病院患者満足度	73.9%	80.0%
		市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	24.1% (22年度)	37.9% (23年度)	
122	がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	77.4人 (22年)	74.5人 (23年)
		活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 20.8%	乳がん 24.4%
				子宮頸がん 26.7%	子宮頸がん 28.8%
				大腸がん 20.5% (22年度)	大腸がん 24.2% (23年度)
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	557人	681人	
123	こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命	男77.1歳 女80.4歳 (22年)	男77.4歳 女80.7歳 (23年)
		活動指標	8020運動推進員数	222人	249人
			自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	6地域	7地域
		特定健康診査受診率	39.2% (22年度)	43.2% (23年度)	
131	犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	22,215件	21,900件以下
		活動指標	街頭犯罪等の認知件数	3,641件	3,200件以下
			凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0%
			主な侵入犯罪の検挙人員	194人	210人
			暴力団検挙人員	250人	280人
			犯罪被害者等支援の理解者数	2,603人	3,500人
		交番・駐在所施設の充実度	38.8%	40.0%	
132	交通安全のまちづくり	県民指標	交通事故死者数	95人	90人以下
		活動指標	交通事故死傷者数	13,908人	13,300人以下
			信号機の整備箇所数(累計)	3,133か所	3,160か所
		シートベルトの着用率	95.9%	96.5%	
133	消費生活の安全の確保	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	53,322件	54,500件
		活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.8%	97.6%
			消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.8%	97.3%
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	204,790人	245,200人
		活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	2,933人	2,981人
			医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%
			生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件
		犬・猫の引取り数	3,373頭	3,351頭	



平成24年度 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標			
		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
141	介護基盤整備などの 高齢者福祉の充実	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123人	1,572人
		活動指標	主任ケアマネジャー登録数	566人	636人
			特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477床	14,227床
			認知症サポーター数(累計)	49,385人 (22年度)	63,000人 (23年度)
		地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	678人	741人	
142	障がい者の自立と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,122人	1,203人
		活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622人	4,838人
			雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	75人	80人
			総合相談支援センターへの登録者数	5,299人	5,520人
			社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	372人	410人
		県障がい者スポーツ大会参加者数	1,303人	1,450人	
143	支え合いの福祉社会 づくり	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,026人	1,150人
		活動指標	民生委員・児童委員活動件数	519,755件	530,000件
			介護関係職の求人充足率	25.6%	29.2%
			適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.6%	79.0%
			さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	22件	45件
			生活困窮者等の就労・増収達成率 (22年度)	41.9%	50.0% (23年度)
		戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,122人	1,145人	
151	地球温暖化対策の推 進	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+3.6% (21年度)	+6.3%以下 (22年度)
		活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 (22年度)	0%	+0.6%以下 (23年度)
			三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証 事業所数(累計)	246件	290件
			環境活動参加者数	4,957人	5,300人
			環境教育参加者数	29,454人	30,000人
152	廃棄物総合対策の推 進	県民指標	廃棄物の最終処分量	360千トン (22年度)	352千トン以下 (23年度)
		活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量) (22年度)	966g/人・日	951g/人・日 (23年度)
			産業廃棄物の再生利用率 (22年度)	36.9%	39.2% (23年度)
			産業廃棄物の不法投棄総量 (22年度)	462トン	440トン以下
153	自然環境の保全と活 用	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	34か所	44か所
		活動指標	ニホンジカの推定生息頭数 (22年度)	51,800頭	49,000頭
			自然環境の新たな保全面積(累計)	-	3ha
			自然とのふれあいの場の満足度	81.4%	82.0%
154	大気・水環境の保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率 (速報値)	76.7%	93.9%
		活動指標	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100%
			NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率 (速報値)	60.0%	100%
			生活排水処理施設の整備率 (22年度)	78.0%	79.2% (23年度)
			水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475人	19,000人
		調査研究成果件数	3件	4件	
211	人権が尊重される社会 づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	24.9%	27.0%
		活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	903人	950人
			人権イベント・講座等の参加者数	38,649人	39,500人
			人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学 校の割合	41.2%	55.0%
			人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	994人	1,050人
212	男女共同参画の社会 づくり	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	15.0%
		活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7%
			男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0%
			女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	24.6%
			「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12か所	15か所
213	多文化共生社会づくり	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	146団体	160団体
		活動指標	日本語指導ボランティア数	655人	670人
		セミナー、ボランティア研修等参加者数	279人	350人	

平成24年度 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標			
		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	12.5%
		活動指標	NPO法人に対する寄付金総額 認定NPO法人数 NPOと県の連携・協働事業数	124,938千円 (22年) 1法人 58事業	140,000千円 (23年) 5法人 65事業
221	学力の向上	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	80.5%
		活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%
			新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	84.4% (22年度)	86.0% (23年度)
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	87.8%	91.0%
			1,000人あたりの暴力行為発生件数	4.0件	3.3件
特色化教育実施事例数	71件	85件			
222	地域に開かれた学校づくり	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	90.0%	93.0%
		活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合 教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	- -	40.0% 80.0%
223	特別支援教育の充実	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	34.2%	30.0%
		活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	31.0%	50.0%
			県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数 暫定校舎の教室数	2校 18教室	3校 10教室
224	学校における防災教育・防災対策の推進	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	-	63.0%
		活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	-	100%
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合 県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	- -	50.0% 10.0%
231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	50.0%
		活動指標	キッズ・モニター活用事業数	7事業	8事業
			「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計) 子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	1,048会員 90.0%	1,155会員 92.5%
232	子育て支援策の推進	県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	11,962人	12,200人
		活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	15地域	16地域
			三重県不妊専門相談センターへの相談件数 ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	193件 36人	200件 100人
233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	100%	100%
		活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	-	29件
			思春期ピアサポーター養成者数(累計) 要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	- 34.3%	30人 35.8%
241	学校スポーツと地域スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	53.7%	55.0%
		活動指標	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合 総合型地域スポーツクラブの会員数	71.9% 24,216人 (22年度)	74.0% 24,750人
242	競技スポーツの推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	32位	30位台
		活動指標	全国大会の入賞数 県営スポーツ施設年間利用者数	101件 802,313人	106件 804,856人
251	南部地域の活性化	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.4%	15.6%
		活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計) 集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	- -	2取組 3地域
252	東紀州地域の活性化	県民指標	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	25,100円	25,853円
		活動指標	公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)	8件	9件
			熊野古道の来訪者数 地域内で開発された新商品数(累計)	250千人 48件	285千人 51件
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	33.6%	34.6%
		活動指標	パートナーグループ登録数(累計) パートナーグループネットワーク構築数(累計)	342グループ 388	700グループ 2,100

平成24年度 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標			
		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
254	農山漁村の振興	県民指標	農山漁村地域の交流人口	5,086千人 (22年度)	5,160千人 (23年度)
		活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	2集落	4集落
			野生鳥獣による農林水産被害金額	751百万円 (22年度)	728百万円 (23年度)
			「いなかビジネス」の取組数	108件	125件
			農村の資源保全活動対象集落数	424集落	460集落
		藻場・干潟等の保全活動対象面積	268ha	273ha	
255	市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	21取組	36取組
		活動指標	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	9件	18件
			三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	19.8% (22年度)	36.0% (23年度)
			特定地域の利用率	31.5%	31.7%
			宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数	61団体	65団体
261	文化の振興	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	63.3%	64.0%
		活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,190,377人	1,210,000人
			文化芸術情報アクセス件数	57,927件/月	70,000件/月
			文化財情報アクセス件数	16,623件/月	16,700件/月
262	生涯学習の振興	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	70.2%	72.0%
		活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	636,972人	655,000人
			「協創」による博物館づくりへの参画者数	286人	330人
			社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	72人	110人
311	農林水産業のイノベーションの推進	県民指標	県産品に対する消費者満足度	25.2%	28.0%
		活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	-	10件
			農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	-	25件
			林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	-	5件
			水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	-	5件
			企業との連携による食育等のPR回数	-	8回
312	農業の振興	県民指標	食料自給率(カロリーベース)	44% (22年度)	45% (23年度)
		活動指標	水田利用率	93.4%	94.0%
			新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	-	5産地
			近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.7% (22年度)	13.8% (23年度)
			農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346経営体	2,410経営体
			基盤整備済み農地における担い手への集積率	33.4%	36.9%
313	林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	255千m <sup>3</sup>	303千m <sup>3</sup>
		活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	26,737m <sup>3</sup>	32,000m <sup>3</sup>
			施業集約化団地面積(累計)	6,669ha	20,000ha
			新規林業就業者数	41人	40人
			間伐実施面積(累計)	-	9,000ha
			森林づくり参加者数	23,449人	27,000人
			森林文化・森林環境教育の活動回数	1,538回	1,700回
314	水産業の振興	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	7.41% (22年)	7.46% (23年)
		活動指標	県内の沿海地区漁協数	21漁協	21漁協
			資源管理に参加する漁業者数	441人 (確定値)	700人
			沿岸の浅海域再生面積(累計)	63ha	65ha
321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	県民指標	県内への設備投資額(累計)	-	330億円
		活動指標	企業誘致件数(累計)	-	40件
			クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	-	3件
			医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	9件	16件
			新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	-	3
322	ものづくり三重の推進	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	100 (22年)	103 (23年)
		活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	-	10社
			経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	-	25社
			販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	-	50件
			企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	-	100人
323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	100 (22年)	103 (23年)
		活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売り上げにつながった企業数(累計)	-	10社
			新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	-	10件
			商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	-	3者
			商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	-	160件

平成24年度 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標			
		目標項目		23年度 現状値	24年度 目標値
324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	-	30件
		活動指標	企業の課題解決数(累計)	-	20件
			県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	-	10件
			県民等の科学技術に対する理解度	67.3%	75.0%
325	新しいエネルギー社会の構築	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	204千世帯(22年度)	230千世帯(23年度)
		活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	4件	5件
			大規模な新エネルギー施設数(累計)	4件	5件
			企業の省エネ取組の件数(累計)	-	5件
			次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	-	1件
			水力発電の年間供給電力目標の達成率	85.0%	100%
331	雇用への支援と職業能力開発	県民指標	雇用対策事業による就労者数	1,410人	1,440人
		活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	15,503人	15,750人
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.51%	1.54%
			地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	733社	750社
			県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,099人	3,140人
332	働き続けることができる環境づくり	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	27.1%	29.5%
		活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	94.2%	95.0%
			「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	73件	126件
			「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	92.6%	93.0%
341	三重県営業本部の展開	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	40.0%	45.0%
		活動指標	営業本部活動回数(累計)	-	100回
			三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	-	250人
342	観光産業の振興	県民指標	観光消費額の伸び率	100	116
		活動指標	観光レクリエーション入込客数	3,565万人	3,650万人
			県内の外国人延べ宿泊者数	81,300人	100,000人
			リピート意向率	77.8%	82.0%
343	国際戦略の推進	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	-	5件
		活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	125人	140人
			新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	-	1件
			観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	-	2件
351	道路網・港湾整備の推進	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	0.3km	15.3km
		活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	-	10.3km
			舗装の維持管理指数	5.3	5.0以上
			四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	17万TEU	20万TEU
			県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン(22年度)	1,503万トン(23年度)
352	公共交通網の整備	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	40.0%	41.0%
		活動指標	地域間幹線系統数	37系統	40系統
			中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,691便	1,715便
353	快適な住まいまちづくり	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	1区域	3区域
		活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	63.9%	73.9%
			商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,170施設	2,317施設
			新築住宅における認定長期優良住宅の割合	25.7%	26.2%
			特殊建築物等の維持保全適合率	50.1%	55.0%
			市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	30件	31件
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	448km <sup>2</sup>	469km <sup>2</sup>
		活動指標	飲料水の供給に対する満足度	86.2%	87.2%
			浄水場等における主要施設の耐震化率	92.7%	93.3%
			地籍調査の実施市町数	23市町	24市町



施 策 名	
改善・注力ーロコメント	
111 防災・減災対策の推進	主担当部局 防災対策部
<p>地震・津波や風水害による大規模災害の発生に備え、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、県民の皆さんや市町、関係機関等と連携して防災・減災対策を推進します。</p> <p>また、県災害対策本部の体制を強化するとともに、避難施設の整備や避難訓練の実施などによる地域の災害対応力の強化や、他府県や県内市町との連携による広域的な災害への対応力の向上を図ります。</p> <p>さらに、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定と地域防災計画の見直しに着手します。</p>	
112 治山・治水・海岸保全の推進	主担当部局 県土整備部
<p>東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策に係る課題や、県内での土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、自然災害に対して、安全で安心して暮らせる県土づくりのため、河川・砂防・海岸等の基盤施設の緊急整備を推進するとともに、分かりやすくきめ細かな情報提供を行うソフト事業を推進し、減災を図ります。</p> <p>紀伊半島大水害等による公共土木施設災害への対応を最優先課題と捉え、スピード感を持って、的確な対応を図り、一日も早い復旧に向け努力します。また、地域住民が不安を募らせないよう、市町と連携して丁寧な情報提供に努めます。</p>	
113 食の安全・安心の確保	主担当部局 健康福祉部
<p>生食用食肉の規格基準を徹底するため条例に規定することや、県内流通する食品の放射性物質検査の強化、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、食品および畜産物の安全・安心の確保に取り組みます。また、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を活用して、食品事業者の自主衛生管理の取組をさらに推進します。</p>	
114 感染症の予防と体制の整備	主担当部局 健康福祉部
<p>感染症の発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの普及を推進し、県内全ての保育所、学校等がこのシステムを活用できるようにします。</p> <p>また、感染症に関する適切な情報発信やそれぞれの現場で迅速かつ的確に感染症対策に対応できる人材育成に取り組み、感染症の予防対策を進めます。</p>	
121 医師確保と医療体制の整備	主担当部局 健康福祉部
<p>県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適正な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、新たに啓発キャンペーンを行うなど、自ら地域の医療を守る行動等を促進する取組を進めます。</p> <p>また、若手医師の確保・定着に向けて、三重県地域医療支援センター事業における医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり、指導医の育成支援や女性医師が子育て等により離職しない、あるいは復帰しやすい環境づくりへの支援等の取組を進めます。</p>	
122 がん対策の推進	主担当部局 健康福祉部
<p>予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進するため、国のがん対策推進基本計画の見直しやこれまでのがん対策の評価を踏まえ、新たな三重県がん対策戦略プランを策定します。</p> <p>また、がん検診受診率向上のため、市町の先進的な取組などを支援するとともに、肝臓がん予防のための検診の受診促進等を行うコーディネーターを養成します。</p>	
123 こころと身体健康対策の推進	主担当部局 健康福祉部
<p>ライフステージに応じた効果的な健康対策を進めるため、「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目標にした、新たな健康づくり総合計画の策定を行い、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、県民の皆さんの生活習慣の改善を促進します。</p> <p>また、増加傾向にあるうつや以前と比べて高水準で推移している自殺への対策として、三重県自殺対策情報センターを核にメンタルパートナーなどの人材の養成や、関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などを推進します。</p>	
131 犯罪に強いまちづくり	主担当部局 警察本部
<p>地域と一体となった犯罪抑止活動、各種犯罪に対する検挙活動を推進することはもとより、これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、大学生ボランティアによる非行少年の立ち直り支援活動等を通じ、次代を担う若者の自主防犯活動への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図ります。</p>	

施策名	
改善・注力コメント	
<b>132 交通安全のまちづくり</b>	<b>主担当部局 環境生活部</b>
<p>県内の交通安全教育の裾野を広げるため、三重県交通安全研修センターを活用して、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成に力を注ぎます。また、三重県交通安全研修センターの運営については、事業仕分けの結果を受けて設置された「交通安全教育のあり方検討懇話会」からいただいた意見を今年度から可能な範囲で事業に反映するとともに、平成25年度からの3年間の次期指定管理者の選定にあたっては、その業務内容がレベルアップし、より有効活用されるよう工夫します。</p> <p>さらに、高齢者の交通事故防止に向けて、シルバーリーダーの育成に取り組んでいきます。</p>	
<b>133 消費生活の安全の確保</b>	<b>主担当部局 環境生活部</b>
<p>消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携して幅広く啓発活動を行います。特に高齢者の被害防止のため、地域における啓発の中心的人材の育成や教材の提供により、市町の消費者啓発の活性化を図るとともに、住民の自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。</p> <p>また、市町の消費生活相談窓口の充実のため、市町ホットラインによる助言等の日常的支援を行いつつ、広域的連携による相談体制充実への助言、働きかけを行っていきます。</p>	
<b>134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保</b>	<b>主担当部局 健康福祉部</b>
<p>民間団体、学校、市町等と連携して、地域が一体となった薬物乱用防止活動をさらに進めることで、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図ります。さらに協力団体を拡大するなどして、薬物乱用の恐ろしさについて広く情報提供していくとともに麻薬等を取り扱う施設の監視指導や再乱用防止活動に取り組みます。</p> <p>また、三重県動物愛護管理センターのあり方を検討するなど動物愛護管理事業を推進します。</p>	
<b>141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実</b>	<b>主担当部局 健康福祉部</b>
<p>特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっていることから、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備等を進めます。あわせて、市町や関係機関と連携して、在宅サービスの拡充、認知症対策、介護予防などに取り組みます。</p> <p>また、高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう取り組みます。</p>	
<b>142 障がい者の自立と共生</b>	<b>主担当部局 健康福祉部</b>
<p>障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、住まいの場や日中活動の場の整備を支援するとともに、就労の支援、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。とりわけ、地域生活を送るうえで欠かすことのできない生計費の確保ができるよう、一般就労の定着を図る就労安心事業の実施や工賃アップに向けた共同受注窓口の運営に加え、社会的事業所の設置支援などに取り組みます。</p> <p>また、共生社会の実現に向けて、障がい者が社会のさまざまな活動に参画できるよう、スポーツの参加意欲の向上と機会の充実や芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。</p>	
<b>143 支え合いの福祉社会づくり</b>	<b>主担当部局 健康福祉部</b>
<p>高齢者や障がい者等が地域で自立した生活が続けられるよう、市町や住民組織、NPO等が取り組む日常的な支え合い体制づくりを支援するとともに、日常生活自立支援事業の効果的な実施や、成年後見制度の課題等についての検討を進めます。あわせて福祉・介護人材の確保・育成を進めるため、三重県福祉人材センター等と連携し、新たな人材の確保や、求人求職者のマッチング支援などに取り組みます。</p> <p>また、市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の円滑な導入と定着を図ります。</p>	
<b>151 地球温暖化対策の推進</b>	<b>主担当部局 環境生活部</b>
<p>地球温暖化対策を着実に進めていくため、省エネ等の手法やその効果を具体的に示すなど「見える化」の取組を通じて、県民の意識を行動へとつなげていくとともに、エネルギー問題等も含めた総合的な枠組みの中で温室効果ガスの排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めます。</p> <p>また、協創の取組として、観光地において、「電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業」を実施するなどまちづくりの観点からも、削減の取組を進めていきます。</p>	
<b>152 廃棄物総合対策の推進</b>	<b>主担当部局 環境生活部廃棄物対策局</b>
<p>廃棄物の3Rや適正処理について普及啓発、市町への技術的支援や排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、バイオマス系廃棄物の循環利用を促進します。</p> <p>東日本大震災のがれきの広域処理について、早期の受入処理に向けて、市町と一体となった取組を進めます。また、大規模災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるための調査、検討を進めます。</p> <p>不法投棄等不適正処理の未然防止や早期発見に徹底して取り組むとともに、産業廃棄物の不適正処理事案については、生活環境保全上の支障の除去等必要な措置を講じ、県民の安全・安心の確保に努めます。</p>	

施 策 名	
改善・注力コメント	
153 自然環境の保全と活用	主担当部局 農林水産部
<p>生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともに行うことをとおして、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進します。</p> <p>農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣について、制限緩和を進めて捕獲を促進するとともに、他の鳥獣被害対策との連携を進めることで、被害の軽減を図ります。</p> <p>また、紀伊半島大水害等で被災した自然公園施設等の早期復旧を図ります。また、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組みを進めるなど、県民の皆さんの自然とのふれあいを推進します。</p>	
154 大気・水環境の保全	主担当部局 環境生活部
<p>自動車排出ガスに係るNOx・PM総量削減計画の目標達成に向け、関係者の意見も聞きながら、実効性がある流入車対策の具体策を検討します。</p> <p>また、海域における環境基準達成率の向上を図るため、陸域からの汚濁負荷の削減に向け、引き続き、工場・事業場における総量規制基準の遵守を徹底するとともに、改正した浄化槽県費補助制度を活用し、生活排水処理未普及人口の解消に取り組みます。海岸漂着物の流域圏での対策については、本県が東海三県一市のリーダーシップを取り、具体的な発生抑制の検討などに積極的に取り組みます。</p>	
211 人権が尊重される社会づくり	主担当部局 環境生活部
<p>偏見等による差別や人権侵害は未だに発生していることから、県民の皆さんの人権意識を把握し、住民組織、NPO・団体、企業などさまざまな主体と連携して人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。</p> <p>また、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題として考え行動に移していくことができるよう、感性に訴える啓発や参加型啓発など多様な手法を活用した啓発を行うとともに、各実施主体との連携・協力関係のもと、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を育む人権教育を進めます。</p> <p>さらに、インターネット社会における人権問題等、新たな課題について検討を進めます。</p>	
212 男女共同参画の社会づくり	主担当部局 環境生活部
<p>男女共同参画の社会づくりのために、平成24年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」の「第一期実施計画」をふまえ、各施策を実施していきます。</p> <p>男女共同参画センターにおけるさまざまな講座・セミナー等の実施を中心として、男女共同参画意識の普及に取り組みます。また、就労の面で女性の潜在能力が発揮されるよう、女性のための就労支援相談を県内4か所に相談地域を拡大して定期的の実施するとともに、企業等に対し診断・アドバイスをを行うなどして女性の就労継続に取り組むよう働きかけます。</p>	
213 多文化共生社会づくり	主担当部局 環境生活部
<p>外国人住民を地域社会の活性化に向けての主体として捉え、地域社会でその能力が充分発揮できるよう、多言語での相談窓口の設置、医療通訳ボランティアの育成、地域住民と連携した外国人住民向け防災訓練の実施など総合的な取組を、さまざまな主体と連携して進めていきます。特に外国人住民のコミュニケーション能力向上や防災等の生活上必要な情報の多言語での情報提供等に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)の実践研究(三重県モデルの確立)による学力・進路保障に取り組みます。</p>	
214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	主担当部局 環境生活部
<p>NPOとさまざまな主体の交流の場づくりをさらに進めるとともに、NPOの活動を支える資源(資金、人材、情報など)の循環の基盤づくりのため、中間支援機能の強化に重点的に取り組みます。さらに、「新しい公共推進指針(仮称)」の策定に取り組みます。</p> <p>また、平常時から災害ボランティア受入訓練や研修会を通じ、NPO・企業・団体などさまざまな主体が連携するための広域的なネットワークを構築します。併せて、「みえ災害ボランティア支援センター」の活動を支援するとともに、同センターの活動を通じて東日本大震災の被災地や被災者への支援を行っていきます。</p>	
221 学力の向上	主担当部局 教育委員会
<p>子どもたちの学力向上に向け、全国学力・学習状況調査結果の分析に基づく授業改善の取組について、各市町教育委員会・学校への支援を行うとともに、「学力向上県民会議(仮称)」を新たに設置し、学校・家庭・地域が一体となった県民総参加による取組を進めます。</p> <p>また、子どもたちが主体的に社会に参画する力を身につけられるようキャリア教育の一層の充実に取り組むとともに、授業力向上に向けた研修の実施により教職員の実践的な指導力を高めます。</p> <p>いじめや不登校などの課題を解決し、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進します。</p>	
222 地域に開かれた学校づくり	主担当部局 教育委員会
<p>地域に開かれた学校づくりの基盤として、引き続き学校経営品質向上活動の充実を図り、学校の組織力を高めるとともに、公立小中学校にコミュニティ・スクール等の導入を進めるなど、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動を展開します。</p> <p>また、三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して進めます。</p>	



施 策 名	
改善・注力コメント	
223 特別支援教育の充実	主担当部局 教育委員会
<p>「パーソナルカルテ」の作成と活用により、障がいのある子どもたちの支援情報が円滑に引き継がれ、就学前から卒業まで一貫した支援を受けることができる体制の充実を図ります。</p> <p>また、特別支援学校高等部卒業生の就労希望実現のため、組織的・系統的なキャリア教育の充実や生徒の特性と職種のマッチングの促進、関係機関と連携した組織的な就労支援体制の構築を進めます。</p> <p>特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加やさまざまな緊急課題に対応するため、「整備実施計画」に基づき、特別支援学校の適正配置およびスクールバスの計画的な整備と運行を図ります。</p>	
224 学校における防災教育・防災対策の推進	主担当部局 教育委員会
<p>学校現場において、児童生徒、教職員が「自分の命は自分で守る」ため、「自助」の意識を持てるような学校の防災教育、学習を支援するとともに、防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成します。</p> <p>また、公立学校施設の耐震化対策を最重点課題として取り組むとともに、学校における防災機能を強化するため、県立学校への防災機器の配備および市町が実施する小中学校の防災機能整備への支援を行います。</p>	
231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>「三重県子ども条例」を普及・啓発するとともに、条例に基づく取組を推進し、子どもの育ちや子育てを支える地域社会の担い手である企業や団体等の取組が自発的、主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」および「みえの子育ちサポーター」との連携を強化していきます。</p> <p>また、家族の絆を深めるため、企業等に対して「家庭の日」に関する取組について働きかけるとともに、「一行詩コンクール」などの事業を通じて、家族が互いの理解を深め、思いやるきっかけづくりに取り組みます。</p>	
232 子育て支援策の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>「こども心身発達医療センター(仮称)」の整備について、子どもの発達支援の総合拠点としての機能を担うため、関係機関と連携しながら取り組みます。</p> <p>また、特定不妊治療費の助成対象の拡大や不妊専門相談の普及啓発、子ども医療費の助成対象の拡大を円滑に実施することなどにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備を進めます。</p> <p>さらに、国の子ども・子育て新システムの動向を注視し、保育所整備や放課後児童クラブ等の設置・運営の支援、地域ニーズをふまえたきめ細かいサービスの提供など、市町や関係団体と連携しながら進めます。</p>	
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
<p>児童虐待に係る未然防止の観点から、若年層に対する妊娠・子育て・出産に係る相談・支援体制の充実を図るとともに、児童虐待の通告に対しては、常に危機管理意識を持って、市町や警察等関係機関との連携により、迅速・的確な対応を行い、子どもの命と尊厳を守ります。</p> <p>また、児童養護施設入所児童等を始めとする要保護児童の生活環境の向上を図るとともに、家庭復帰や自立支援に向け、関係者・団体が一丸となって家庭的養護体制の充実に取り組みます。</p>	
241 学校スポーツと地域スポーツの推進	主担当部局 地域連携部スポーツ推進局
<p>子どもたちの体力向上を図るため、教員を対象にした研修会等の学校の取組を支援します。</p> <p>また、スポーツボランティアバンクやスポーツファンドを創設するとともに、スポーツコミッションの推進に向けた市町の取組や総合型地域スポーツクラブの活動への支援を通じて、県民の皆さんが広くスポーツを支える仕組みづくりを進めます。</p> <p>さらに、第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会、みえスポーツフェスティバル、三重駅伝(仮称)などの開催について、市町、関係機関と連携して、成功に導きます。</p>	
242 競技スポーツの推進	主担当部局 地域連携部スポーツ推進局
<p>平成33年に本県で開催する国民体育大会に向け、準備委員会、各種専門委員会を設置して準備を進めます。</p> <p>また、競技力向上対策について、中長期的な方針の検討、ジュニア選手の発掘・育成、指導者の養成等に取り組みます。</p> <p>さらに、スポーツ施設の整備について、平成23年度に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえ、今年度、「三重県スポーツ施設整備計画」(仮称)の策定に取り組みます。</p>	
251 南部地域の活性化	主担当部局 地域連携部南部地域活性化局
<p>従来からの東紀州地域における取組に加え、若者が暮らし続けることができるよう、雇用の場の確保や定住の促進など、南部地域の課題に、市町や大学等と連携を深めながら、複数の市町が協働で実施する主体的な取組を支援します。</p> <p>基金事業について早期の事業化に向けた取組を進めるとともに、集落機能を維持するため、市町が大学等と連携して進めるモデル的な取組を支援していきます。また、南部地域の課題解決に向け、庁内に「南部地域活性化推進本部」を設置し、関係部局と連携して、総合的・横断的に取り組んでいきます。</p>	

施 策 名	
改善・注カールコメント	
252 東紀州地域の活性化	主担当部局 地域連携部南部地域活性化局
<p>紀伊半島大水害からの復興を最優先に、地域や関係機関と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、東紀州地域への集客交流に一層取り組むとともに、世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成を好機ととらえたイベントや観光キャンペーンの準備を進めます。</p> <p>また、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の整備の促進および高速道路網等へのアクセス道路の整備の推進を図るとともに、第一次産業の活性化に向けて農業生産基盤の整備や研究開発等を進めます。</p>	
253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	主担当部局 地域連携部
<p>県民の皆さんの参加、参画を積極的に促進する姿勢へと方針転換し、三重の豊かな自然・歴史・伝統文化など特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で住む人も訪れる人も幸福を実感できる元気な地域づくりを進めます。そこで、平成26年の県民力拡大プロジェクトとその後の自立・持続可能で元気な地域づくりに向けて、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組むとともに、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」にさらに注力するなど、新たな推進を図ります。また、県内の市民活動センター等中間支援組織へのプロデュース業務の移管を行うとともに、拡大座談会の開催などを通じ、ネットワーク化の支援を行います。</p>	
254 農山漁村の振興	主担当部局 農林水産部
<p>農林水産物のみならず、自然環境、歴史、文化など農山漁村の豊かな地域資源を活用して、新たな経済活動を創出し、収入や雇用の確保につなげる「いなかビジネス」の取組を重点的に促進します。</p> <p>また、鳥獣被害が県内各地で重大な課題となっていることをふまえ、選択・集中プログラム(緊急課題解決9)において、これまでの「被害対策」と「生息管理」の強化に加え、捕獲した野生獣の有効活用に向け、品質が確保された獣肉の供給促進や高級食材としての認知度向上に取り組めます。</p>	
255 市町との連携による地域活性化	主担当部局 地域連携部
<p>「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のより有意義で効果的な運営に努め、市町との連携を一層強化していくことで、地域の活性化に向けて成果を創り出していきます。</p> <p>過疎・離島地域の実情を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らしていける取組の支援を行っていきます。木曾岬干拓地について、メガソーラー事業の誘致など有効活用を図ります。また、大仏山地域の活用について地元市町と連携し取組を進めます。</p> <p>地域と連携して宮川の保全・再生に取り組む、宮川流域ルネッサンス事業を推進していきます。</p>	
261 文化の振興	主担当部局 環境生活部
<p>三重県総合文化センター周辺の各施設が、集積による利点を最大限に生かして連携・協働し、集客機能、情報発信機能の強化に努め、文化交流ゾーンの形成に向け取り組めます。</p> <p>また、県民の幅広い交流の機会づくりを進めるため、みえ文化芸術祭の効果的な運営方法を検討し、さらに参加者の増加と満足度の向上を図ります。</p> <p>さらに、国史跡齋宮跡東部整備や海女文化の調査など、県民の皆さんと共に地域の自然や歴史的・文化的資産等の発掘・保存・継承・活用を進めます。</p>	
262 生涯学習の振興	主担当部局 環境生活部
<p>新たな「文化と知的探求の拠点」として、新県立博物館の整備を進めるとともに、各施設が市町や学校等と連携・協働し、アウトリーチ事業や参加型の学習機会を重点的に提供します。</p> <p>また、住民に身近な拠点である公民館や図書館等は、本県の生涯学習に大きな役割を果たしていることから、市町と県の連携を密にし、県民の皆さんがどこでも学習できる環境づくりを進めます。</p> <p>さらに、研修会等を通じて社会教育関係者等の人材育成を推進するとともに、関係者の交流の場の拡充を図り、体験活動や子ども読書活動などについて情報交換やネットワークづくりを進めます。</p>	
311 農林水産業のイノベーションの促進	主担当部局 農林水産部
<p>農林水産業を「もうかる産業」に転換していくための「みえフードイノベーション」について、選択・集中プログラム(緊急課題解決7)に位置づけて重点的に推進します。</p> <p>具体的には、消費者ニーズを把握する流通・販売事業者等との連携により農林水産業の「売れるものづくり」の促進や、首都圏をはじめ国内外において三重ブランドをはじめとする県産品の積極的な販路開拓などに取り組めます。</p>	
312 農業の振興	主担当部局 農林水産部
<p>「もうかる農業」の実現につなげる「地域活性化プラン」の取組を、関係機関が連携して重点的に進めます。</p> <p>また、食料自給力の向上を図るための需要に応じた米の生産や、麦・大豆等の生産拡大、戦略的な産地振興、家畜防疫体制の強化、県農業を支える経営体の育成、生産基盤整備等に取り組めます。</p> <p>さらに、紀伊半島大水害により被災した農地や農業用施設等について、早期の復旧に取り組めます。</p>	

施 策 名	
改善・注力コメント	
313 林業の振興と森林づくり	主担当部局 農林水産部
<p>「もうかる林業」への転換を図るために、「三重の木」「あかね材」はもとより、木質バイオマスのエネルギー利用等新たな用途開拓により利用を拡大するとともに、森林経営計画の策定や人材育成等を進め、県産材生産量の増大に取り組みます。</p> <p>また、災害に強い森林づくりを社会全体で支える仕組みの一つとしての税導入について、結論を出します。さらに、紀伊半島大水害により被災した林道施設等について、早期の復旧に取り組みます。</p>	
314 水産業の振興	主担当部局 農林水産部
<p>「もうかる水産業」への転換促進に向けて、漁業者、関係団体、大学、市町等と連携して、意欲ある漁業者・経営体の育成、地域における「地域水産業・漁村振興計画」の策定、漁協の合併などを支援します。</p> <p>資源管理・漁業所得補償対策の活用などによる資源管理の徹底、もうかる水産業に向けた取り組みへの支援とその成功事例等の情報発信に取り組みます。</p> <p>また、必要な漁場の再生・創生や安全で使いやすい漁港の整備、内水面における魚類等の生育に適した環境づくりを進めます。</p> <p>さらに、東日本大震災や紀伊半島大水害により被災した水産業の復興に取り組みます。</p>	
321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	主担当部局 雇用経済部
<p>「みえ産業振興戦略」を策定するとともに、産業界等とプロジェクトの具体的な検討を進め、戦略策定から早期にプロジェクトを構築できるよう取り組みます。さらに、戦略策定が一過性のものにならないよう、企業1,000社訪問等を実施し、現場の課題等の把握に努め、戦略の更新・改訂や今後の施策の展開に生かします。</p> <p>また、ネットワークの豊富な金融機関等と連携し、情報収集やセミナーの開催等に取り組むとともに、新しい県内投資促進の仕組みづくりやクリーンエネルギーバレー構想等を推進することにより、今後の成長が見込まれる環境・エネルギー関連分野等の産業集積につなげるなど、強じんて多様な産業構造の構築をめざします。</p>	
322 ものづくり三重の推進	主担当部局 雇用経済部
<p>欧米やアジアなど現地の自治体等とのネットワークの強化、拡大に取り組むことにより、世界市場獲得のチャンス拡大につなげます。さらに、県内企業の東アジア市場での事業展開を支援するため、海外支援拠点を設置します。</p> <p>また、世界に通用する高い基盤技術の開発等、中小企業の業態・段階に応じた技術支援に取り組むことにより、日本をリードする「メイド・イン・三重」の確立をめざすとともに、「出前商談会」等の開催や、ネットワーク力を持つ企業や関係機関と連携して販路開拓等に取り組むことにより、さらなる市場の獲得をめざします。</p>	
323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	主担当部局 雇用経済部
<p>製造業とサービス産業が本県産業の両輪となるよう、企業の課題解決や生産性向上に向けたセミナーの開催など地域に密着した活動を展開することにより、事業者や支援機関等のネットワークの構築につなげ、産業界の連携やIT活用等とおして、新たなサービス産業の創出をめざします。</p> <p>また、地域資源を活用した産業や伝統産業を活性化していくため、「棚卸と再発見」の場づくりを行うとともに、全国のキーパーソン等と連携し、新商品開発や販路開拓のための取組を推進することにより、商品やサービスの背景にある「ものがたり」を見える化し、地域の価値や魅力をビジネスに結び付けていきます。</p>	
324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	主担当部局 雇用経済部
<p>工業研究所が産学官連携のハブ機能を担い、町医者の機能を発揮して、ものづくり中小企業が抱える課題解決や販路開拓につながる支援等に取り組みます。さらに、次代を担う研究人材の育成や共同研究を支援する環境づくりを推進することにより、中小企業を支える人材育成を支援します。</p> <p>また、環境・エネルギー関連分野等の成長分野において、中小企業と県研究機関等による共同研究を進め、新たな技術開発等高付加価値商品の開発につなげていきます。特に、自動車関連分野については、これまで培ってきたノウハウなど基盤技術を活用した「電動・電装部品」の研究に新たに取り組みます。</p>	
325 新しいエネルギー社会の構築	主担当部局 雇用経済部
<p>「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域特性を生かして太陽光発電、風力発電等安全で安心な地域エネルギーの創出を促進する取組を進めます。さらに、民間企業や大学、行政等が参画する「スマートライフ推進協議会(仮称)」を設置するとともに、協議会での議論等を踏まえて、新エネルギーを活用した新たなビジネスモデルや社会モデルを構築し、新たな産業振興や地域活性化等につながる取組を進めます。</p> <p>また、県民生活や産業活動の基盤となる安定的なエネルギーを確保するため、「三重県エネルギー対策本部」を起点に、新エネルギーの普及促進、省エネ活動、エネルギー関連産業の振興等に取り組みます。</p>	
331 雇用への支援と職業能力開発	主担当部局 雇用経済部
<p>三重県雇用創造懇話会での議論をふまえて、「みえ産業振興戦略」など産業施策と連携した雇用施策を展開することにより、経済や社会の変化に対応した新しい働き方や働く場の創出につなげます。</p> <p>また、国や経済団体と連携し、若年者の安定就労や若年無業者の職業的自立につなげるための支援に取り組みます。さらに、雇用モデルを通じて、民間企業における障がい者の雇用を促進するとともに、国や経済団体、市町等と連携した就職面接会の開催やニーズに応じた職業訓練の実施などにより、就業支援に取り組みます。</p>	

施 策 名	
改善・注カールコメント	
<b>332 働き続けることができる環境づくり</b>	<b>主担当部局 雇用経済部</b>
<p>労使団体や国等と連携して、ワーク・ライフ・バランスの優良取組事例の収集やセミナーの開催等普及・啓発を図ることにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。さらに、これらの機運を醸成するため、働き方の検討・検証や優良取組事例の周知等に取り組みます。</p> <p>また、経済団体や市町等と連携して、「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度の普及・啓発に取り組むことにより、男女が共にいきいきと働き続けることができる働きやすい職場づくりを進めるとともに、国と連携して勤労者の福祉の充実やセーフティネット機能の向上を図ります。</p>	
<b>341 三重県営業本部の展開</b>	<b>主担当部局 雇用経済部</b>
<p>三重の産業の持つ魅力や価値を効果的に情報発信するため、三重県営業本部のもと、庁内の縦割りを打破し、各部局が連携した取組を進めます。さらに、知事・各部長のトップセールスを中心に、職員が一丸となって積極的な営業活動を展開するとともに、首都圏や関西圏において三重県ゆかりの企業や三重県出身の現役経済人による交流会を開催するなど、ネットワークづくりに取り組みます。また、式年遷宮等のチャンスを生かし、首都圏営業拠点設置に向けた検討を進めるとともに、三重の魅力や価値を評価・共感いただく方とのネットワークを構築し、タイムリーな情報提供を行うことなどにより、三重の認知度向上につなげていきます。</p>	
<b>342 観光産業の振興</b>	<b>主担当部局 雇用経済部観光・国際局</b>
<p>式年遷宮の好機を生かして、県民の皆さんや関係団体、企業、市町等との連携による観光キャンペーンを展開し、周遊性・滞在性の向上を図ります。特に、エリアや属性に応じたテーマの設定や海女や忍者などの三重県固有のコンテンツを活用して、特定少数への口コミやSNSなどを利用した情報発信に取り組みます。</p> <p>また、三重県営業本部と連携して情報発信に取り組むことにより、三重のファンの創出や、誘客、県産品の販路開拓につなげます。こうした取組を進めることにより、魅力ある観光地として持続的に発展することで、観光産業が本県の経済を牽引する産業の一つとして確立することをめざします。</p>	
<b>343 国際戦略の推進</b>	<b>主担当部局 雇用経済部観光・国際局</b>
<p>これまでの姉妹・友好交流で得られた成果を、産業連携や観光連携など経済交流でも積極的に活用していくことにより、国際競争の中で存在感のある三重の確立をめざします。特に、昨年観光協定を締結した中国河南省では、観光・物産展や商談会等を開催し、総合的な三重の売り込みを図ります。</p> <p>また、アジアをはじめ結びつきを強める国・地域の絞り込みや、関係自治体、民間企業、研究機関や特定少数の発信力のある人たちとの関係を深めることにより、海外からの県内投資の促進や県内企業の国際競争力の強化、誘客の拡大等につなげていきます。</p>	
<b>351 道路網・港湾整備の推進</b>	<b>主担当部局 県土整備部</b>
<p>命と地域を支える道づくりとして、新名神高速道路や紀勢自動車道などの幹線道路等の整備を強力に推進します。また、「道路整備方針」に基づく計画的な整備、「柔軟な対応」を織り交ぜた県管理道路の整備を進めます。さらに、県管理道路・港湾については、今後、更新を迎える施設が急増することから、維持管理計画等に基づいて計画的に維持管理を行っていきます。</p> <p>四日市港については、国際競争力の強化と背後地域の一層の発展等を目的に、港湾施設や臨港道路の整備等を促進します。</p>	
<b>352 公共交通網の整備</b>	<b>主担当部局 地域連携部</b>
<p>バスや鉄道などの生活交通を維持・確保するため、事業者等に対して引き続き支援を行っていきます。とりわけ、バスについては、生活交通のネットワークの中心となる地域間を結ぶ幹線バスを充実していくとともに、市町のバス路線も国の補助が受けられるよう、市町に対して助言や情報提供等を行っていきます。</p> <p>また、関係自治体等と連携し、各種公共交通の利用促進に取り組むとともに、空路やリニア中央新幹線などの広域・高速交通基盤の充実に向け、引き続き国等の関係機関に働きかけます。特に、リニア中央新幹線については、期成同盟会の活動を中心に「東京・大阪間の全線同時開業」に向けた取組を展開していきます。</p>	
<b>353 快適な住まいまちづくり</b>	<b>主担当部局 県土整備部</b>
<p>人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、都市計画区域マスタープランの策定を進め、都市計画区域の見直し等を進めるとともに、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の計画的な整備を進めます。</p> <p>安全で安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の所有者等に対し、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の周知・普及に努めます。さらに、耐久性、耐震性等を備えた質の高い住宅の普及に向け、長期優良住宅の認定などを進めていきます。</p>	
<b>354 水資源の確保と土地の計画的な利用</b>	<b>主担当部局 地域連携部</b>
<p>水資源の確保と有効利用に関係機関と連携して取り組むとともに、水道用水・工業用水の安全・安定供給を確保するため、施設の老朽劣化対策、耐震化を進め、災害時などの関係機関との連携強化を進めます。</p> <p>また、地籍調査を着実に進めるため、調査休止市町の解消を図り、公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるよう県庁内関係部局による横断的な取組を進めます。</p>	



## (5) 施策評価表の見方

施策〇〇〇

〇〇〇〇〇

平成 24 年版成果レポートでは、平成 23 年度の県の取組について、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」という。）の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善・注力の方向をお示ししています。

### 平成 27 年度末での到達目標

- ← 行動計画に掲げる施策の行動計画期間内（4 年後）の目標を記載しています。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ← 平成 23 年度 of 取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「\*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。（以下同じです。）

### 平成 23 年度 of 取組 of 検証（得られた成果、残された課題）

- ← 平成 23 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

← 検証結果を踏まえ、平成 24 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
← 行動計画における県民指標を記載しています。	—	← 24 年度における目標値 ※2	← 27 年度における目標値 ※2	← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。
	← 現在（最新の実績）の数値 ※1	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
← この目標項目を選定した理由を記載しています。			← この目標項目に設定した、平成 24 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。	

※1 現時点で、平成 23 年度の現状の把握が困難な指標は、把握可能な最新年（度）の数値を用い、「(〇〇年（度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 24（27）年度の実績結果を評価する時点で、当該年度の実績値を把握することが困難な指標は、把握可能な最新年度の実績で評価することとし、評価に用いる対象年（度）を「(〇〇年（度))」と併記しています。

施策責任者からのコメント ○○○○ ○○ ○○ ○○ 電話：059-224-1111

← 今年度の取組方向のうち、この施策の中で、特に注力する取組、項目などを明らかにしています。

予算額等	・平成 24 年版成果レポートでは、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度欄は決算額、平成 24 年度欄は予算額を記載しています。

※施策ごとの配置人員を基礎にした概算人件費は、平成 24 年度の実績評価からの掲載を予定しています。

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
------	-------------	-------------	-------------	---------

- ・当該施策を構成する基本事業の目標項目（県の「活動指標」）を記載しています。
- ・行動計画に掲げた活動指標の説明と27年度の目標値に加えて、24年度の目標値とその設定にあたっての考え方、理由などについて説明しています。
- ・行動計画策定以降、23年度現状値について、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。
- ・23年度現状値の判明に伴い、23年度の実績結果を踏まえ、行動計画に掲げた27年度目標値を再設定している場合は、「27年度目標値」欄で、再設定後の目標値を上段に、行動計画に掲げた目標値を下段に（ ）書きでお示ししています。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
------	-------------	-------------	-------------	---------

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 (〇〇)	〇〇
----	----	----	------------	----

### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇

次ページから（6）各施策の取組ごとの検証内容を掲載しています。

【主担当部局：防災対策部】

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

平成 23 年度 of 取組概要

【東日本大震災への対応】

- ・ 知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」を設置するとともに、被災地支援や県内避難者受け入れ等に的確に対応するため、防災危機管理部内に「東日本大震災支援プロジェクト」を置き、全庁的な支援体制を整備
- ・ 宮城県災害対策本部に現地支援調整要員を派遣し、刻々と変化する現地の支援ニーズをふまえた人的・物的支援を実施

【紀伊半島大水害の復旧・復興対策の推進】

- ・ 紀伊半島大水害では、県災害対策本部を設置し、被害情報を収集するとともに、防災関係機関等と連携して災害応急対策活動を実施
- ・ 国の被災者生活再建支援法だけでは対象とならない被災者を支援しようとする市町に対し、県単独の補助金を創設し市町を支援
- ・ 庁内に知事を会長とする「紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」を設置し、被災市町の復旧・復興を支援

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ・ 東日本大震災の発生を受け、今後の地震・津波対策を見直していく必要が生じたが、国の被害想定 of 推計結果が出るまでには相当の時間を要するものと見込まれたことから、スピード感をもった地震・津波対策を実施すべく、これまでの対策を見直し、「緊急かつ集中的に取り組むべき対策」と「国の被害想定結果をふまえ、県独自に策定する被害想定を前提とした中期的に取り組むべき対策」 of 2 段階で推進
- ・ 東日本大震災では、巨大な津波が避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことに鑑み、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した、県独自の「津波浸水予測調査」を全国に先駆け実施し、これを基礎資料に本県の津波避難体制を検証
- ・ 市町が設置する避難所の状況を把握したうえで、「津波浸水予測調査」の結果を基に、市町が行う避難所や避難路 of 検証を促進するとともに、避難計画づくりや避難訓練などの取組を支援
- ・ 今後の地震・津波対策について各県民センター、市町毎に意見交換を実施したうえで、県民の生命を守ることを最優先に、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針とした「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、この計画に基づき、津波避難、耐震化など、東日本大震災で明らかとなった課題等をふまえ、「緊急かつ集中的に取り組むべき」対策を積極的に推進
- ・ 全国知事会や中部圏知事会議等を通じて、都道府県間の広域支援・受援のあり方について、検討を開始し、県内においても市長会、町村会と大規模災害時における広域支援体制 of 構築に向けた検討に着手
- ・ 東海・東南海・南海地震により大きな被害が想定される県が連携し、国に対して、巨大地震・津波 of 被害を最小限にとどめるための備え of 必要性を訴え、その対策を強力に推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」（構成県：静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県）を設立し、国に対して南海トラフを震源とする超巨大地震に対する防災対策 of 推進などを求める政策提言を実施

**【災害対応力の充実・強化】**

- ・ 大規模地震発生時に、災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を適切に継続していくため、「三重県業務継続計画\*」の策定に向けた調査を実施
- ・ 大規模地震を想定した災害対策本部（運営・事務局）の図上訓練（年3回）を実施、特に第3回目は東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓をふまえ、新しい津波浸水予測調査結果を反映させて、ヘリコプターによる被害状況の確認、市町、地方部への職員の派遣などの実働を含めた総合的な図上訓練を実施
- ・ 東日本大震災の教訓をふまえ、道路啓開（緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートを最優先で確保すること）を迅速に展開できる態勢整備の検討を実施
- ・ 警察本部では、大規模災害発生時に、警察機能を維持し、県民の安全確保に全力を尽くすことができるよう、東日本大震災における警察活動の検証に基づく災害対策を推進
- ・ 市町が実施する図上訓練に対し、職員研修の実施や計画・立案段階からの支援などを行い、市町の防災力向上に向けた取組を支援し、地域の災害対応力のレベルアップを推進
- ・ 津波避難施設や避難路の整備などの避難対策支援の予算を補正予算で増額するとともに、補助対象事業を拡大し、孤立化防止に向けた衛星携帯電話の整備や避難所開設時に必要な非常用発電機、簡易トイレなどの整備なども含め、地域減災力の強化に取り組む市町等を支援
- ・ 東日本大震災をふまえた防災・エネルギー対策などの新たな課題に対応するため、知事をはじめ特別職や管理職員の給与の特例的な減額を行い、事業の財源に充当
- ・ 防災ヘリコプターによる山岳救助活動の技術向上を目的として大紀町に山岳救助訓練施設を整備するとともに、三重県広域防災拠点（伊賀拠点）の整備に着手
- ・ 東日本大震災、紀伊半島大水害の課題をふまえた県災害対策本部組織の見直しを行い、初動期から復旧期に至るまで、全庁的に対応できる体制を整備
- ・ 原子力発電所で事故等が発生した際、的確に対応していくことを目的として、中部電力株式会社との間で静岡県にある浜岡原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制を整備するとともに、関西電力株式会社とも福井県にある美浜、高浜、大飯原子力発電所について同様の通報連絡体制を整備
- ・ 災害時等における円滑な救出・救助活動の実施を目的として、自衛隊との連絡会議等を開催し、連携を強化

**【地域防災力向上に向けた支援】**

- ・ マスメディアを活用した正しい防災知識の普及・啓発や県内各地で自主的な防災活動を実施している団体を表彰する「みえの防災大賞」を実施
- ・ 「みえ地震対策の日」、「みえ風水害対策の日」、「津波防災の日」に合わせシンポジウムを開催、防災啓発車4台による地震体験の啓発、防災・減災をテーマとした出前トーク等を実施
- ・ 三重大学と連携した「三重のさきもり」（60名、さきもり補を含む）や「みえ防災コーディネーター」などの人材育成（169名）、地域における自主防災組織リーダーへの研修及び県内の自主防災組織へのアンケート結果をふまえた地域の自主的な防災活動に対する支援を実施
- ・ 企業防災を全県的に推進することを目的として22年11月に設立した「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を支援するとともに、地域別研修会を開催（5地区）
- ・ 県内のライフライン関係機関が関係自治体と連携して情報の共有化と協力関係の強化を図ることを目的とした「ライフライン企業等連絡会議」を実施
- ・ 一般的な避難所では支障を来す恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした福祉避難所について、未確保の市町への訪問等を実施し、確保に向けた取組を促進

**【防災情報の共有化】**

- ・ 県防災行政無線の設備（地上系及び衛星系等）を正常な状態に維持管理するとともに、更なる安全確保のため衛星系防災行政無線の更新に着手

**【災害医療体制の整備】**

- ・ 災害看護研修、DMAT\*研修等により、災害医療体制を支える人材（563名）を育成
- ・ 災害医療体制の構築を進めるため、災害医療対策連絡調整会議（1回）、災害拠点病院担当者連絡会議（1回）、三重DMAT\*・SCU\*連絡協議会（1回）を開催
- ・ 東日本大震災をふまえ、大規模災害時における松阪地区の被災者の受入強化、東紀州地域の補完

のため、済生会松阪総合病院と松阪中央総合病院を災害拠点病院に指定

- ・ 医療施設耐震化臨時特例交付金等を活用し、災害拠点病院（1病院）、二次救急医療機関（4病院）の耐震化を支援

#### 【安全な建築物の確保】

- ・ 地震に対する住まいとまちの安全性を高めるため、市町や民間事業者等と協働して木造住宅の耐震化支援に取り組むとともに、対象住宅の戸別訪問や耐震補強に関する相談会を県内各地で開催

#### 【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守るため、緊急輸送道路\*（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の整備を重点的に推進

#### 【消防力向上に向けた支援】

- ・ 「三重県消防広域化推進計画」に基づき消防の広域化を推進するため、各ブロックの取組状況に応じて支援を実施
- ・ 消防救急無線のデジタル化について、共通波の実施設計を実施するとともに、「三重県消防救急無線デジタル化整備あり方検討会」を設置し、整備費用分担や維持管理のあり方を検討
- ・ 地域防災の担い手である消防団員の確保に向けて、三重県消防協会と連携し、消防団員確保キャンペーンを実施

#### 【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 石油コンビナートにおける地震・津波対策を推進するため、アンケート調査を実施するとともに、調査結果から得られた課題等についてコンビナート事業者との懇談会を開催
- ・ 高圧ガスや火薬類を取り扱う事業所に対し、法令遵守を徹底し事故防止を図るため、保安検査や立入検査ならびにコンプライアンス研修やハザード低減対策講習等を実施

## 平成23年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

#### 【東日本大震災への対応】

- ・ 東日本大震災被災地の状況も変化する中で、可能な限りの支援を継続しつつも、現地のニーズを把握し、県として行う支援のあり方について検討していく必要があります。

#### 【紀伊半島大水害の復旧・復興対策の推進】

- ・ 紀伊半島大水害の一日も早い復旧・復興に向け、市町と連携を図りながら、全庁挙げて引き続き取り組む必要があります。

#### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ・ 「津波浸水予測調査」の調査結果を県ホームページに公表し、県民の防災意識の向上に寄与しました。また、これを基に、市町と意見交換を行い、避難所や避難路の検証を促すとともに、避難計画づくりや避難訓練の実施などの取組を支援しました。
- ・ 「緊急かつ集中的に取り組むべき対策」としてスピード感をもって、「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、13の行動、82の目標項目全てに着手するなど、着実に取組が進んでいます。24年度は、引き続き津波避難や耐震化などの取組を推進するとともに、国の被害想定結果をふまえ、中期的かつ総合的な対策を講じていくため、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定に着手していく必要があります。

#### 【災害対応力の充実・強化】

- ・ 災害対策本部組織については、図上訓練等を通じて組織の整備、機能の充実を図り、災害対応力の向上に努める必要があります。また、東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓をふまえ、新しい津波浸水予測を反映した図上訓練、実動訓練を実施する必要があります。
- ・ 全国知事会で協議が進められている都道府県相互の広域応援体制の見直しの結果をふまえ、引き続き、広域的な連携のあり方を検討していく必要があります。
- ・ 「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」は、平成23年度に国に対する政策提言を4回実施しました。今後とも引き続き、密接な連携のもと、南海トラフの巨大地震に向けた対策を推進していく必要があります。

- ・ 東日本大震災、紀伊半島大水害における県と市町の広域支援体制について検証を行い、市町の広域支援体制の枠組を整備する必要があります。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害で明らかになった課題等を検証し、広域防災拠点、資機材整備のあり方等について検討する必要があります。
- ・ 「三重県業務継続計画」の策定に向けた調査の結果をふまえ、引き続き、業務継続計画策定に向けた検討を進めます。
- ・ 大規模地震・津波の発生に備え、孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備が必要です。
- ・ 警察本部では、紀伊半島大水害において、消防等関係機関と連携した活動により、多数の被災者を救助するなど、被害の拡大を防止しました。引き続き、災害発生時に迅速・的確な警察活動が実施できるよう、実践的訓練の実施と基盤施設の整備を進める必要があります。

#### 【地域防災力向上に向けた支援】

- ・ 23年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受けて防災意識は高まりましたが、防災意識が行動に結びついていない状況が判明しました。
- ・ 23年度に実施した「自主防災組織実態調査」によれば、活発に活動している組織は依然少なく、自主防災活動への住民の参加は、大半の地域が役員と一部の住民に止まっていることが判明しました。
- ・ 県民の「自助」「共助」の防災意識向上を図るとともに、自主防災組織リーダーの育成や自主防災組織の実践的な訓練等を支援する取組を強化し、引き続き、自主防災組織の活性化や津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策に取り組み、災害に強い地域づくりを早急に進める必要があります。
- ・ 「みえ防災コーディネーター」の全県的な組織である「みえ防災コーディネーター連絡会」が自主的・活発な活動が継続して実施できるよう支援を行うとともに、「三重のさきもり」を含めた防災人材が地域の防災活動を支援することで地域の防災力の向上につながるよう取り組んでいく必要があります。
- ・ 東日本大震災など災害時における要援護者などの避難計画や、高齢者、障がい者、女性、外国人など多様な視点での避難所運営などの課題が明らかとなったことから、避難所運営マニュアル策定指針を改訂します。また、引き続き、HUG\*（避難所運営ゲーム）や避難所開設訓練などの実践的な取組を支援していきます。
- ・ 福祉避難所を確保している市町は、23年度に4市町増加し、合わせて16市町となりました。未確保の市町においては、津波による浸水被害等が予想される地域外に対象施設がないことや対象施設の受入体制の整備に関する財源確保などが課題となっています。

#### 【防災情報の共有化】

- ・ 紀伊半島大水害で通常の通信網は一時途絶しましたが、県防災行政無線により市町等防災関係機関との通信を確保、維持することができました。
- ・ 災害時の情報収集・情報共有や県民へのわかりやすい情報提供の方法など、紀伊半島大水害で明らかになった課題解決に取り組めます。
- ・ 紀伊半島大水害等をふまえ、県民の早期避難行動を促すため、「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービスに、主要な中小河川での住民の避難判断に資する水位等の情報を追加し、配信内容の充実を図りました。

#### 【災害医療体制の整備】

- ・ 医療関係機関との連携により、災害医療に関する研修・訓練に500名を超える医療従事者の参加を得て、人材育成に一定の成果を得ることができました。
- ・ 東日本大震災における医療救護班の活動、DMAT実働訓練、紀伊半島大水害の対応等を通じて明らかになった課題を整理し、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行う必要があります。
- ・ 災害拠点病院などの耐震化について、引き続き、医療施設耐震化臨時特例交付金等を活用し、計画的に整備を行っていきます。

#### 【安全な建築物の確保】

- ・ 住宅の耐震化をより一層促進するためには、支援制度の周知とともに所有者の経済的負担を軽減するための支援が引き続き必要です。

**【緊急輸送ルートの整備】**

- ・ 大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保や復興の基盤となる緊急輸送道路（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の整備を迅速に進める必要があります。

**【消防力向上に向けた支援】**

- ・ 消防の広域化を推進するためには、各ブロックの取組状況に応じた支援が引き続き必要です。
- ・ 消防救急無線のデジタル化は、災害に強い通信ネットワークの構築をめざし、消防機関相互の応援活動に使用する共通波の県域一体整備を引き続き推進する必要があります。
- ・ 県内消防団員は、平成24年4月1日現在で13,991人（速報値）となり、昨年度より27人増加しましたが、依然として県内29団中23団が条例定数を下回っており、団員確保に向けた取組を継続していく必要があります。

**【高圧ガス等の保安の確保】**

- ・ 石油コンビナートでは、津波に対する避難や停止基準等のマニュアル整備、通信設備の確保等の取組が始まりました。引き続き、対策の充実を図っていく必要があります。
- ・ 高圧ガスや火薬類等の事故発生件数は、高圧ガス関係18件、火薬類関係0件で、事故発生防止率は、99.6%でした。引き続き、法令遵守を徹底し、事故防止を推進する必要があります。

**平成24年度の改善のポイントと取組方向**

- ・ 紀伊半島大水害の復旧・復興に向け、国や関係市町と連携し、全庁挙げた取組を推進します。また、東日本大震災の被災地に対し、関係機関と連携した支援を継続して実施します。
- ・ 東日本大震災の教訓や紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、今後必ず発生する大規模災害に備えるため、それぞれの主体の責務や役割を明確にしたうえで、自らの身の安全は自ら守る「自助」及び自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民の皆さんと共有し、県がひとつになって、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものとなるよう取組を進めます。
- ・ 県は、県民の命を守ることを最優先に、県民の皆さんや事業者、市町等と連携し、「三重県緊急地震対策行動計画」の取組を積極的に推進するとともに、「三重県新地震対策行動計画（仮称）」の策定や地域防災計画の見直し等を行い、計画的に防災・減災対策を推進します。
- ・ 広域的な災害への対応力を向上させるため、他府県と連携した支援・受援体制の構築と県内市町や防災関係機関との連携を進めるとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、地域防災力の向上をめざします。
- ・ 市町に対し、要援護者の避難体制が確立されるよう、福祉避難所の確保や福祉避難所に代わる対応策の検討に向けた働きかけを行うとともに、市町間の連携を促します。また、国に対しても福祉避難所の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に対する財政支援を要望していきます。
- ・ 災害医療体制の整備に向け、医療関係機関との連携を図りながら、引き続き、災害医療体制を支える人材育成を進めるとともに、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行います。
- ・ 災害拠点病院などの耐震化を計画的に進めるとともに、木造住宅については、耐震補強工事にかかる上乗せ補助や補強と同時に行うリフォーム工事への補助などを継続し、積極的に耐震化を促進します。
- ・ 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、通信手段の確保、道路構造の強化などの対策に取り組みます。また、大規模災害等の発生が危惧される中、緊急輸送道路（橋梁耐震対策、法面对策も含む）の重点的かつ効率的な整備を進めます。

県民指標				
目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
率先して防災活動に参加する県民の割合	—	43.0 %	50.0 %	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)
	39.5 %	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
東日本大震災での経験から、「自分の命は自分で守る」ことの重要性が指摘されていることや、「自助」「共助」の取組の推進が地域の避難行動や災害対応力の向上につながることから選定しました。			平成27年度の目標値を50%とし、現状値から毎年の平均で3%程度の向上をめざし、目標として設定しました。	

施策責任者からのコメント

防災対策部 副部長 後藤 友宏 電話：059-224-2181

- ・ 今後必ず発生する東海・東南海・南海地震の発生に備え、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、県民の皆さんや市町、関係機関等と連携の取れた防災・減災対策を推進します。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓をふまえ、災害対策本部の体制を強化するとともに、地域の災害対応力の強化を推進します。
- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、緊急かつ集中的に取り組むべき地震・津波対策を推進します。また、中長期の計画として「三重県新地震対策行動計画（仮称）」を策定するのをはじめ、地域防災計画の見直しや広域防災拠点施設の整備などの取組を計画的に実施します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,368			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新地震対策行動計画(仮称)の進捗率	—	—	100 %	「新地震対策行動計画(仮称)」の主要な行動項目の進捗率(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)

### 対応する基本事業

11101

### 新たな防災・減災対策の計画的な推進

#### 目標項目を選んだ理由

#### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

新地震対策行動計画(仮称)の進捗率を上げていくことが、新たな防災・減災対策の計画的な推進につながることから選定しました。

「新地震対策行動計画(仮称)」は、国の南海トラフの巨大地震にかかる被害想定や新たな対策をふまえ、平成24年度に策定することをめざしています。

#### 目標項目

23年度  
現状値

24年度  
目標値

27年度  
目標値

#### 目標項目の説明

県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

5回

6回

8回

総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数(防災対策部災害対策課調べ)

### 対応する基本事業

11102

### 災害対応力の充実・強化

#### 目標項目を選んだ理由

#### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

県、市町、防災関係機関等が互いに連携を図り、災害発生時に迅速・的確な対応を行うために有効な防災訓練に取り組む機会を増やしていくことが災害対応力の充実・強化につながることから選定しました。

訓練の実施回数を、平成23年度の5回から、平成27年度目標の8回に向けて段階的に引き上げることを目標としており、平成24年度は6回の実施をめざしています。

#### 目標項目

23年度  
現状値

24年度  
目標値

27年度  
目標値

#### 目標項目の説明

自主防災組織の実践的な訓練実施率

23.1 %

29.0 %

50.0 %

図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合(防災対策部防災企画・地域支援課調べ)

### 対応する基本事業

11103

### 「協創」による地域防災力の向上

#### 目標項目を選んだ理由

#### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

訓練の実施率の上昇が、地域防災力の向上を図るうえで重要と考えることから選定しました。

訓練実施のノウハウを持たない自主防災組織に対する支援の時間も考慮し、毎年平均して7%程度向上をめざしており、平成24年度は29.0%を目標としました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県防災情報メール配信サービスの登録者数	36,000人	40,000人	50,000人	県の「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数(防災対策部防災対策総務課調べ)

## 対応する基本事業

11104

## 迅速な対応に向けた防災情報の共有化

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>詳細な地震、気象情報の提供を行う県防災情報メール配信サービスへの登録者数の増加が、災害時における県民の皆さんの迅速な対応に向けた防災情報の共有化につながることから選定しました。</p>	<p>災害時における迅速な防災情報の共有化を促進するため、東日本大震災発生直後の登録者数(平成22年度:24,000人)から倍増以上とすることを目標とし、平成24年度は前年度の実績をふまえ、目標値を設定しました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
災害拠点病院等の耐震化率	62.9%	71.4%	82.9%	県内の災害拠点病院および二次救急医療機関において、全ての建物の耐震性が確保されている割合

## 対応する基本事業

11105

## 災害医療体制の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>地域の医療救護の拠点となる災害拠点病院および二次救急医療機関が耐震化されており、大規模災害時に医療が継続できる状態にあることが重要であることから選定しました。</p>	<p>全ての建物の耐震性が確保されていない病院のうち、平成24年度末までに耐震改修や新築・建て替え等により耐震化できる病院数を見込んで目標値を設定しました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
耐震基準を満たした住宅の割合	82.2%	84.5%	90.0%	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合(県土整備部住宅課調べ)

## 対応する基本事業

11106

## 安全な建築物の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>地震による被害の軽減(減災)に向けて、住宅の耐震化を促進することは、地震の揺れによる死者数や経済的被害額を減少させ、地域の防災力を高めることから選定しました。</p>	<p>国土交通省の指針(告示)等により、平成27年度90%、平成32年度95%が掲げられており、同数値を目標として設定し平成24年度は、84.5%を目標としました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2 %	91.2 %	94.5 %	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率(県土整備部道路建設課調べ)

## 対応する基本事業

11107

## 緊急輸送ルートの整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保、復興活動の基盤となる緊急輸送道路の整備が必要なことから選定しました。	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率を平成27年度末までに94.5%まで向上させることを目標値としていますが、工事完成時期との関係から平成24年度の進捗は、平成23年度と同じ91.2%となります。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
消防設備等の充足率	82.8 %	83.3 %	84.0 %	総務省消防庁の基準に基づいて市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合(防災対策部消防・保安課「消防施設整備計画実態調査」)

## 対応する基本事業

11108

## 消防力向上への支援

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
人員数、消防設備および消防水利の整備状況が消防力をあらわす指標として重要であることから選定しました。	地域における消防力の向上を促進するため、総務省消防庁が消防力の整備指針として示す整備数に対する市町の整備割合の維持、向上をめざし、平成24年度末までに83.3%まで引き上げることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6 %	100 %	100 %	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合(防災対策部消防・保安課調べ)

## 対応する基本事業

11109

## 高圧ガス等の保安の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。	高圧ガス等に係る事故は、発生すると大きな災害に発展する可能性があることから、常に事故ゼロをめざし、事故発生防止率100%を目標として設定しました。



平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 人口や資産の集積度、整備の緊急性等を勘案し、事業箇所の重点化を図り、河川改修や土砂災害防止施設の整備を推進。迅速な避難に資する情報である浸水想定区域図の提供や、気象台と共同での土砂災害警戒情報の発表など市町の警戒避難体制整備を支援
- ・ 地震や津波に対しても壊れにくくすることによって堤防等の機能を維持するため、津波浸水想定区域にある河川堤防の緊急点検を行うとともに、空洞化等により緊急に対策が必要な海岸施設 200 箇所を選定
- ・ 紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や土砂災害が発生した箇所の再度災害を防止する砂防施設や治山施設の整備などを推進。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、新たに堆積した河川土砂を撤去
- ・ 高潮や高波等に対する安全性を向上させるため、堤防等の海岸保全施設の新設、改築や補強を推進
- ・ 災害に強い森林づくりを進めるため、山地災害危険地や機能の低下した保安林の整備を推進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 河川や土砂災害防止施設の整備を推進したことにより安全性は向上しました。しかし、多額の費用を要する鉄道橋の改築や再度災害を防止する事業を優先的に実施していることから、安全度の低い箇所もまだ多く残っています。また、市町の警戒避難体制の整備を支援する浸水想定区域図の提供や土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を引き続き推進するとともに、危機管理について国・市町などとの関係強化に努めることが必要です。
- ・ 河口部の河川堤防を対象とした点検により、損傷箇所等の抽出をしました。今後は点検結果に基づく計画的な補修・補強を実施し、機能維持を図ることが必要です。また、既存の海岸堤防等の大部分は築造後 50 年前後経過しており、地震や津波に対して壊れにくい構造とするため緊急な対応が必要な箇所が 200 箇所あることから、計画的な補修・更新が必要です。
- ・ 9 月の台風 12 号により孤立集落が発生しましたが、早急な対応により、概ね 1 週間で解消しました。引き続き、災害復旧事業等による早急な復旧や、新たに堆積した河川土砂の計画的な撤去などにより早期の安全確保が必要です。また、国など関係機関とともに熊野川の総合的な治水対策に取り組むことが必要です。
- ・ 海岸保全施設の整備を進めた結果、高潮、高波等による災害に対する安全性が向上しました。しかしながら、整備が必要な箇所はまだ多く残されており、さらに効果的・効率的に整備を行うことが必要です。

- ・ 治山事業等により山地災害から保全されている集落数が増加しました。しかし、大型台風や集中豪雨等による被災箇所の復旧や機能の低下した保安林の整備を効果的・効率的に進めることが必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 河川や土砂災害防止施設については、コスト縮減を含む効率的な施設整備により安全性の向上に努めます。また、土砂災害警戒区域等の指定、水位計の設置など市町による避難体制整備や住民による安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、引き続き分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。さらに、防災に関する訓練を実施するなど、危機管理について市町との連携強化に努めます。
- ・ 地震動や津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の補修・補強を進めます。
- ・ 平成 23 年災害の早期復旧に向け、計画的な事業推進や新たに堆積した土砂の撤去を行います。また、国など関係機関とともに熊野川の総合的な治水対策に取り組みます。
- ・ 海岸保全施設については、背後の地盤高、人口や資産の集積等を総合的に判断して、優先度の高い箇所から効果的・効率的な整備を進めます。
- ・ 治山事業等により山地災害危険地及び機能の低下した保安林の整備を実施し、山地災害保全集落数の増加に努めます。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
自然災害への対策が講じられている人家数	—	234,300 戸	237,100 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られている人家数
	233,200 戸	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果をあらわすことから目標項目として選定しました。			過去の実績と事業費の見通しを勘案して 1,100 戸増加することをめざして目標値を設定しました。	

### 施策責任者からのコメント

県土整備部 次長 水谷 優兆

電話：059-224-2651

- ・ 東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策に係る課題や、県内での土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、自然災害に対して、安全で安心して暮らせる県土づくりのため、河川・砂防・海岸等の基盤施設の緊急整備を推進するとともに、分かりやすくきめ細かな情報提供を行うソフト事業を推進し、減災を図ります。
- ・ 紀伊半島大水害等による公共土木施設災害への対応を最優先課題と捉え、スピード感を持って、的確な対応を図り、一日も早い復旧に向け努力します。また、地域住民が不安を募らせないよう、市町と連携して丁寧な情報提供に努めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	51,386			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
河川整備延長	463.4km	463.6km	464.3km	整備を行った県管理河川延長

## 対応する基本事業

11201

## 洪水防止対策の推進

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県民の皆さんの生命と財産を守るために河川を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。

過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト縮減に取り組むことにより、0.2km 増加することをめざします。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

土砂災害保全戸数

17,843 戸

17,940 戸

18,260 戸

施設整備により土砂災害から守られている人家戸数

## 対応する基本事業

11202

## 土砂災害対策の推進

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県民の皆さんの生命と財産を守るために砂防施設整備を行い保全した人家戸数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。

過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト縮減に取り組むことにより、約 100 戸増加することをめざします。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

海岸整備延長

284.2km

285.3km

288.4km

整備を行った海岸保全施設延長

## 対応する基本事業

11203

## 海岸保全対策の推進

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県民の皆さんの生命と財産を守るために海岸保全施設を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。

過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト縮減に取り組むことにより、1.1km 増加することをめざします。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
山地災害保全集 落数	1,504 集落	1,521 集落	1,571 集落	施設整備等により山地災害から守られている集 落数
対応する基本事業		11204 治山対策の推進		
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県民の皆さんの生命と財産を守るために施設整備を行い、山地災害から保全される集落数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。</p>		<p>過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト縮減に取り組むことにより、17集落増加することをめざします。</p>		

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 全庁的な推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」および「同幹事会」を開催し、各部局に及ぶ事業を総合的に推進（11 回）
- ・ 食品による健康危害発生状況等を踏まえて施設を A～C ランクに分類し、頻度を定めて監視指導を実施（A ランク施設 2,930 件、B ランク施設 1,997 件、C ランク施設 11,029 件）
- ・ 生食用食肉取扱施設に県独自の届出制度を導入。当該施設を A ランク施設として重点的に監視指導を実施（485 施設）
- ・ 食品従事者や消費者を対象とした食品衛生講習会等を実施（開催 355 回、受講者 11,480 人）
- ・ 微生物、残留農薬、残留抗生物質などの食品検査の実施。不適合であるものに対する指導実施（検査件数 1,745 件：不適合率 3.8%）
- ・ 放射性物質に汚染された稲わらが給餌された可能性のある牛の肉に対する放射性物質の検査の実施（36 頭）
- ・ 県産牛肉に対する消費者の信頼の回復を目的とした放射性物質全頭検査を実施
- ・ HACCP 手法\*を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進（新規取組開始 5 施設、取組施設総数 152 施設）
- ・ 食品事業者に対する食品衛生法および JAS 法に基づく食品表示の監視指導の実施（監視指導件数 1,972 件）
- ・ 食品表示ウォッチャー制度による情報収集（食品表示ウォッチャー 69 人委嘱）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ\*対策対応マニュアルの大幅な改訂
- ・ 初動防疫に必要な資材の備蓄と防鳥ネットの設置促進
- ・ 家畜伝染病予防法の改正により強化された飼養衛生管理基準の畜産農家に対する周知と遵守を徹底し、家畜伝染病の発生防止を実施
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用について監視・指導を実施（農薬販売者 187 件、農薬使用者 543 件、肥料生産販売者 207 件）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 放射性物質による農林水産物等への影響や他県で発生した生肉等を原因とした食中毒事件など、食の安全を脅かす危機的事案に対し、「食の安全・安心確保推進会議」を中心に全庁的な対応を図りました。今後さらに、危機的事案への対応力を強化していくことが必要です。
- ・ 生食用食肉取扱施設について県独自の届出制度を導入しましたが、県外では規格に違反した食肉等を提供した事故発生が報告されていることから、規格基準の遵守を徹底する必要があります。
- ・ 食品検査において、食品衛生法の規格基準や農薬取締法の使用基準等に不適合となったものは適合するよう改善しましたが、引き続き検査を行い、不適合品の発見とその改善を行う必要があります。



- ・ 県産牛肉に対する県民の安心確保を目的として、放射性物質全頭検査を実施しましたが、国の新たな基準値に対応することが必要です。また、他県では新基準値を超える食品の流通も報告されていることから、県内に流通する食品の安全性を確認する必要があります。
- ・ HACCP手法を導入した衛生管理プログラムである「三重県食品の自主衛生管理認定制度」は、飲食店営業も対象としたこともあり、より多くの事業者が参加できるようになりました。今後も、制度を広く事業者に普及し、事業者による自主衛生管理をさらに促進していく必要があります。
- ・ 食品従事者を対象とした衛生講習会を行いました。学校給食の調理従事者では一部にしか実施することができませんでした。学校給食においても衛生教育が効果的に行われるよう関係機関と連携を図り講習会を実施する必要があります。
- ・ 営業施設の立ち入り検査のほか、食品表示ウォッチャーの取組などを通じて収集した情報をもとに食品表示の適正化を進めましたが、消費者からの情報をより多く収集するために関係部局と連携を進める必要があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを一新し、対策本部・動員体制・防疫作業体制を再整備しました。今後、これらが円滑に機能するよう万全を期す必要があります。
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用については、監視指導の実施等により販売業者等の法令遵守意識は向上しており、農産物の流通において、問題となる事案の発生はありませんでした。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 食の安全を脅かす危機発生時の対応を強化するため、これまで「食の安全・安心確保推進会議」が担ってきた危機発生時の対応を「三重県危機管理計画」に基づく体制に改め、関係部局の連携を図り、迅速かつ的確に行います。
- ・ 新たに生食用食肉の規格基準の遵守を徹底するため、関連する条例を改正し、平成24年10月の施行に向けて啓発や研修を行います。
- ・ 計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は速やかに適合するよう改善を図ります。また、県内に流通する食品の安全性を確認するため、新たな基準値に対応した放射性物質検査を行います。
- ・ 放射性物質の新基準値に対応した検査体制を整備し、県産牛肉の全頭検査を実施します。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に広げるために、まずは地域のリーダー的存在となり得る事業者に対して、この制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけます。
- ・ 県・市町教育委員会等と連携を図り、衛生講習会の実施などを通じ、学校給食の調理従事者に対する衛生教育が効果的に行われるよう取組を行います。
- ・ 食品表示ウォッチャーの取組に加え、関係部局と連携し、消費者等からの情報収集に努め、これをもとに食品表示の適正化を図ります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを随時、より実践的な内容に更新していくとともに、防疫演習、講習会を通じて関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 家畜伝染病の発生予防やまん延防止に備えて、強化された飼養衛生管理基準の遵守を畜産農家に対し、周知徹底します。
- ・ 農薬・肥料の適正流通・使用については、引き続き監視指導計画に基づき立入検査等を実施します。また、県民全体での農薬の安全使用意識を向上させるため、安全啓発チラシの配布などにより県民の皆さんへの周知を図ります。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
食品検査における適合率	—	100%	100%	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
	100%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
食の安全・安心の確保のためには、県内に流通している食品が「食品衛生法」等の基準に適合していることが重要であることから、適合率を目標項目として選定しました。				食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度100%達成を維持することを目標値として設定しました。

## 施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 永田 克行

電話：059-224-2321

- ・ 生食用食肉の規格基準を徹底するため条例に規定するとともに、食の安全確保のため県内を流通する食品の放射性物質検査を実施します。
- ・ 食品製造業等の関係事業者に「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の導入についての普及啓発を強化し、取組事業者の拡大を図り食の安全・安心確保に取り組みます。
- ・ 畜産農家への飼養衛生管理基準の遵守徹底など家畜伝染病の発生予防・まん延防止や、農水産物の生産工程管理および衛生管理を促進することで、安全・安心の確保に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	498	219			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	152施設	157施設	172施設	食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数

対応する基本事業

11301

食品の安全・安心の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
HACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入することが、食品製造業者の食品衛生管理レベルの向上につながり、安全な食品を提供できることから選定しました。	事業者が自主衛生管理システム(HACCP手法)を取り入れて製造・加工する施設の毎年5施設ずつの増加を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%	100%	「家畜伝染病予防法」において発生予防やまん延防止等を図ることとされている家畜伝染病について、県内で発生した場合の初動防疫での沈静化成功率
対応する基本事業		11302	農水産物の安全・安心の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
防疫措置が的確に実施できているかどうかを測る指標として適当であると考えたことから、選定しました。		家畜伝染病についての防疫措置を的確に実施することをめざして、100%達成を維持することを目標として設定しました。		

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携した発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの構築（感染症情報システム登録施設：1,254 施設（86.7%））
- ・ 医療機関、区市町関係者および学校等関係者を対象に、感染症に関する知識を有し、医療機関等施設内における感染防止や、感染症の流行状況等を地域等へ情報発信し、地域等における予防啓発を的確に行うことができる感染症情報化コーディネーターの養成（81 人）
- ・ 第一種および第二種感染症指定医療機関の施設整備と運営支援（施設整備 1 施設、運営支援 4 施設）
- ・ 患者への直接服薬指導（DOTS）、定期結核健康診断の経費補助、結核の正しい知識の啓発（定期結核健康診断の経費補助施設数：90 施設）
- ・ 人権を尊重した無料 HIV 抗体検査、相談、啓発等の実施（検査件数 796 件、相談件数 617 件）
- ・ 市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援する三重県予防接種センターの設置・運営（予防接種センター接種人数 867 人、相談件数 679 件）
- ・ 市町が「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づき実施する予防接種事業への支援（29 市町）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携して、発生状況を早期に把握できる感染症情報システムを構築し、感染症の発生を早期に把握することができるようになりましたが、全ての保育所・学校は本システムに参加しておらず、100%参加に向け取り組んでいく必要があります。
- ・ 平成 23 年度の感染症情報化コーディネーター養成は、20 人程度を目標としていましたが、学校等関係者の感染症対策への関心が非常に高く、81 人を養成することができました。当初対象としていた医療機関と区市町関係者に学校等関係者も加え、さらに多くの感染症情報化コーディネーターを養成していくことが可能となりました。
- ・ 感染症指定医療機関の施設整備では、これまで未設置（本県設置基準 2 床）であった第 1 種感染症病床を 2 床整備することができましたが、今後、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制づくりが必要です。
- ・ 県内の結核新登録患者数は毎年減少傾向にあるものの依然として多く（平成 23 年 281 名）、定期健康診断の徹底等により早期発見・早期治療に努めていく必要があります。
- ・ エイズ患者（感染者）の発生は毎年 10 人前後で推移していますが、HIV 抗体検査件数は、平成 22 年度から約 200 件減少していることから、県民の皆さんに検査の必要性をさらに啓発して、早期発見に努めていく必要があります。

- ・ 予防接種事業の円滑な運用を図ることはできましたが、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、国が進めている予防接種法改正（定期接種化）の動向を注視して対応していく必要があります。

### 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 感染症情報システムに、県内全ての保育所、学校等が参加するよう県・市町教育委員会等と連携して取り組みます。
- ・ 感染症情報化コーディネーターの養成を引き続き行うとともに、コーディネーターから地域等へ感染予防等の情報が発信されるよう取り組みます。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴う国の動きを注視し、県行動計画の策定などの発生に備えた準備を進めていきます。
- ・ 結核対策については、早期発見・早期治療に繋がるよう健康診断の実施や治療費助成を進めるなど、適切な対応をとります。
- ・ 早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズ（AIDS）等について、感染予防の啓発に注力するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。
- ・ 予防接種については、三重県予防接種センター事業の実施、市町支援等適切な運用を図ります。また、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンについては、事業が継続できるよう、国に対して早期の定期接種化を提言するとともに、市町・医療機関と連携して接種率の向上に努めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
感染症の集団発生事例数	—	0件	0件	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数
	0件	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
感染症法に規定する一、二、三類の感染症の発生および拡大を防止することが県民の皆さんの健康を守り、安心につながると考えることから、目標項目を選定しました。			一、二、三類の感染症の集団発生は1件もないようにすべきであり、0件を目標値として設定しました。	

### 施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 永田 克行 電話：059-224-2321

- ・ 全ての保育所や学校が一体となって、感染症情報システムを活用し、医療機関や市町とも連携して感染予防に取り組むよう、システムの有効性の普及啓発に努めます。これにより、地域の感染予防対策の推進を図るとともに、それぞれの現場で迅速かつ的確に感染症対策に対応できる人材育成に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,462	318			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
感染症情報システムを活用している施設の割合	86.7%	100%	100%	全ての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校のうち、感染症情報システムを活用している施設の割合

### 対応する基本事業

11401

### 感染症予防普及啓発の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>感染症の集団発生を未然に防止するために、集団感染が起こりやすい保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象に、感染症情報システムを導入して、感染症の流行状況を早期に察知します。このシステムを活用し、感染の拡大を防止することが重要であることから、目標項目を選定しました。</p>	<p>感染症情報システムは県内保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象として、欠席者情報を把握し、感染予防に役立てるものであるため、早期に全ての施設に参加していただく必要があることから、平成24年度目標値から100%を設定しました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
感染症情報化コーディネーター数(累計)	81人	130人	280 (100) 人	県が育成した感染症情報化コーディネーター数

### 対応する基本事業

11402

### 感染症危機管理体制の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>より積極的な感染症予防対策や啓発が求められている現状をふまえ、感染症に精通した人材を養成することが重要であると考えことから、目標項目として選定しました。</p>	<p>当初養成対象を医療機関と県市町関係者として平成27年度目標値を100人としていましたが、学校等関係者の感染症対策への関心が高く、平成23年度は81人養成することができたことから、医療機関および行政機関で5年間に180人、保育所や学校等連携機関を対象に5年間で100人養成し、計280人を新たな目標値としました。このため、平成24年度は50名の養成をめざし、目標値を130人としました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
HIV抗体検査件数	796件	1,025件	1,100件	保健所においてHIV(エイズ(AIDS))の原因となるウイルス)抗体検査を行った件数

### 対応する基本事業

11403

### 感染症対策のための相談・検査の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>HIVは血液を介して感染しますが、自覚症状がないまま広くまん延することが危惧されており、感染を防止するには自身が感染しているかどうか認識することが重要であり、検診受診者の増加がまん延防止につながると考えることから、目標項目として選定しました。</p>	<p>これまでの実績をふまえて、保健所実施のHIV抗体検査の年間実施件数を平成23年度見込1,000件から4年間で10%増やすことをめざし、平成24年度は2.5%増の1,025件を目標値として設定しました。</p>



【担当当部局：健康福祉部医療対策局】

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- 適切な受診行動の促進について啓発を行うための講演会の開催。医療の質の向上等のために医療安全に関する講演会等を開催
- 国補正予算に基づき、地域医療再生臨時特例交付金が交付されることとなったことから、三次医療圏（県全体）を対象とし、急性期から回復期、在宅までの切れ目のない医療提供体制を構築することをめざし、平成 23 年 11 月に地域医療再生計画\*を策定
- 医師無料職業紹介事業や医学生を対象とした医師修学資金の貸与、三重県地域医療研修センター等における地域医療教育の充実、研修病院の魅力向上支援等の実施  
 （医師無料職業紹介実績：問い合わせ 25 件、成約 9 件（常勤 4、非常勤 5）、医師修学資金新規貸与者 62 名、研修病院魅力向上支援：8 病院・1 団体 11 事業、三重県地域医療研修センターにおける地域医療研修受入数：初期研修医 35 名、後期研修医 1 名）
- 三重県地域医療支援センターの設置に向けた準備
- 各医療機関等における卒後研修体制の構築支援や修学資金貸付等、看護職員の県内定着策の実施（新人看護職員研修事業補助：40 病院、新人研修体制構築アドバイザー派遣：4 病院、看護師等就学資金新規貸与者 62 名）
- 二次救急医療機関の当直医師の確保支援と救急勤務医手当の支給助成の実施
- 救急医療情報システムの更新（平成 23 年 10 月）
- 県内全域をカバーする本県独自のドクターヘリを平成 24 年 2 月に運航開始（ドクターヘリ搬送件数：19 件）
- 三重県における「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「傷病者搬送等実施基準」という。）の運用開始
- 三重医療安全支援センターにおける医療に関する患者や家族等からの相談や苦情に対する助言等の実施
- 県立こころの医療センターおよび県立一志病院における医療ニーズに対応した円滑な病院運営の実施
- 三重県立総合医療センターおよび県立志摩病院における「当面の運営方針（平成 23 年度）」に基づいた病院運営の実施
- 平成 24 年 4 月からの三重県立総合医療センターの地方独立行政法人化や県立志摩病院への指定管理者制度導入に向けた住民や職員等関係者への説明会等さまざまな準備業務の実施
- 国民健康保険の広域化に向けた環境整備として、市町と保険財政共同安定化事業の拡充に係る協議

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- 「かかりつけ医」を持たないこと等から、いわゆるコンビニ受診や安易に救急車を利用することが多く、今後は、これらの抑制に向けて、県民一人ひとりの地域医療に対する理解と適切な受診行動をさらに促進する必要があります。
- 地域医療再生計画に基づき、総合医の育成拠点整備や桑名地域の病院の再編統合などを支援しました。地域医療体制の整備を進めるため、計画を着実に進める必要があります。
- 依然として、医師の不足や偏在が解消されないことから、今後、医師無料職業紹介事業等の取組における、より効果的な情報発信や、若手医師の確保・定着に向けた取組等を行っていく必要があります。



- ・ 医師修学資金貸与者の累計が285名(返還者を除く)となり、県内で勤務する医師の段階的な増加が見込まれることから、今後、県内医療機関をローテーションしながらキャリアを積み重ね、県内医療機関に定着する取組が必要です。
- ・ 三重県地域医療研修センターにおける研修医等を対象とした地域医療研修について、今後増加が見込まれる医師修学資金貸与者等にも対応できるような受け入れ体制が必要です。
- ・ 新人看護職員の卒後研修は一定規模以上の病院での取組は進みましたが、未実施の医療機関での取組が必要です。また、引き続き、修学資金貸与者の県内定着について取り組んでいく必要があります。
- ・ ドクターヘリについては、約35分以内に医師の初期治療を受けることができるようになったことから、重症患者の救命や快復に効果が出ましたが、より効果的な運用に向けて、その運航状況を検証・評価する必要があります。
- ・ 運用を開始した傷病者搬送等実施基準については、より良い基準に見直していくため、検証を行う必要があります。
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関は568機関となりましたが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに参加医療機関を増やす必要があります。
- ・ 平成23年度の医療安全支援センターにおける受診相談等の件数は平成22年度より増えており、今後も相談等に対し適切に対応する必要があります。また、医療安全に関する講演会等に平成23年度は多数の医療従事者の参加があり、引き続き医療の質の向上のための対策を実施していく必要があります。
- ・ 県立病院は良質で満足度の高い医療の提供をめざして取組を進めてきましたが、医師の不足等に伴って、志摩病院における内科診療体制の縮小、産科および小児科の常勤医師不在など、一部の病院において本来の機能を十分に発揮できない状況が生じています。
- ・ 国民健康保険の財政運営を安定させるには、保険財政共同安定化事業の拡充、収納率の向上、医療費の適正化など、整理すべき課題があるため、引き続き市町と協議していく必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、医療機関、大学、関係団体などに働きかけ、新たに啓発キャンペーン等を行います。また、患者と医療関係者とのより良い信頼関係を築くため、相談窓口事業や医療安全研修等を実施します。
- ・ 地域医療再生計画に記載された事業を着実に進めることができるよう、引き続き、各事業主体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 若手医師の確保・定着に向けた仕組みづくりの取組に注力することとし、三重県地域医療支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援モデルの検討などの取組を進めます。また、モデル的に県内の研修病院等が実施する、指導育成や指導体制充実の取組、女性医師が子育てなどにより離職しない、あるいは復帰しやすい環境づくりの取組を支援します。
- ・ 三重県地域医療研修センターにおける地域医療研修について、へき地等の医療機関と連携して研修医等の受け入れ体制を拡充していきます。
- ・ 看護科養成所の卒業生の県内就業と新人看護職員の定着促進を図るため、医療機関等における就業調査を実施し、小規模病院等への研修参加等の働きかけを行うなど、よりきめ細かに研修体制の構築を支援します。三重労働局や三重県看護協会と連携し、「働きやすい職場環境づくり」をめざし、就労環境相談や医療機関へのアドバイザー派遣などの取組を進めます。
- ・ ドクターヘリについては、運航状況の検証・評価をふまえ、より効果的な運航に努めます。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、検証結果をふまえ、必要に応じてその見直しを行います。
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関の増加については、医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 県立病院の中期経営計画に基づく年度計画に従って、医師・看護師の確保、こころの医療センターにおける外来棟増築工事、一志病院における総合医(家庭医)育成拠点の整備など、重点的な課題に積極的に取り組むとともに、志摩病院の指定管理者に対し、基本協定等に基づいて、適切な指導監督を行います。
- ・ 市町国民健康保険の財政運営を安定化させるため、保険財政共同安定化事業を拡充するとともに、市町に対して、法に基づく県調整交付金などの財政支援や助言、指導、広域化に向けた環境整備のための協議を進めます。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
人口10万人あたりの病院勤務医師数	—	120.0人 (23年度)	124.0人 (26年度)	人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数(厚生労働省「病院報告」)
	118.6人 (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県内の救急医療をはじめとする地域医療体制の維持が厳しくなっている主要因が病院勤務医師の不足・偏在であることから、病院勤務医師の充足状況が地域医療体制の充実状況をより直接的に、また、地域住民の医療に関する安心感を間接的にあらわしていると考えことから、目標項目として選定しました。</p>		<p>平成22年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数312人を最終的な目標としますが、当面は、この4年間で100人の増、毎年度25人ずつの増をめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる10万人あたりの医師数に換算し、4年間で5.4人増の124人、平成24年度には1.4人増となる120人を目標値として設定しました。</p>		

## 施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 森岡 久尚

電話：059-224-2326

- ・ 県民の皆さん自らが地域医療を守る行動等を促進する取組を積極的に支援します。
- ・ 県内の救急医療等を中心的に担う若手医師の確保・定着に向けて、三重県地域医療支援センターを中心に、県内医療機関や市町、三重大学等と連携を一層強化し、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みの構築などに注力します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	67,726	45,110			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人	217人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数

### 対応する基本事業

12101

### 医療分野の人材確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>医師不足・偏在解消に向けて、県内の医師の確保・定着を図り、救急医療をはじめとする地域医療体制を整備していくためには、より多くの若手医師の確保が必要であり、後期研修を県内の病院で受けた医師がそのまま県内で定着するケースが多いことから、目標項目として選定しました。</p>	<p>本施策の県民指標として掲げる100人の医師増に向け、初期臨床研修医の定員(平成22年度:131名)にかかるマッチング率の向上と研修修了後の県内医療機関への定着を図ることにより、県内で後期研修医として勤務する医師を4年間で50人引き上げることを目標に、毎年度12~13人ずつ増加させることとし、平成24年度は180人と設定しました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574人	644人	665人	県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数

## 対応する基本事業

12101

## 医療分野の人材確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
看護職員は医師とともに医療体制を支える重要な職種であり、県内で不足する看護職員を確保するためには、県内の看護師養成施設卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから、目標項目を選定しました。	第7次看護職員需給見通しにおける平成27年3月の新卒者による必要看護師数は665人であり、平成19年度から平成22年度の4年間の平均値637人との差である28人を計画期間内に解消することをめざし、4年間で7人ずつ増加させることとし、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568機関	593機関	668 (585) 機関	県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数

## 対応する基本事業

12102

## 救急・へき地等の医療の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
救急医療体制の整備にあたって、病院や診療所が救急医療情報システムに参加し、時間外に診療を行う医療機関数を増やすことが重要であることから、目標項目を選定しました。	関係団体等と連携して、夜間や休日などの時間外に診療可能な医療機関を毎年度25機関ずつ増やしていくことをめざして、平成23年度の現状値に25機関を加え、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
医療相談件数	755件	761件	778 (741) 件	三重県医療安全支援センターにおける相談件数

## 対応する基本事業

12103

## 医療の質の向上

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
患者等からの医療に関する相談や苦情に適切に対応し、必要に応じ医療機関等に対しても助言等を行うことが医療の質を向上させることにつながると考えることから、目標項目を選定しました。	過去5年間の平均相談件数および平均伸び率から算出した、平成27年度の目標値778件から平成23年度の実績値755件を差し引いた23件を4年間で6件ずつ増加させることとし、761件とします。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県立病院患者満足度	73.9%	80.0%	80.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合

対応する基本事業

12104

県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県立病院を利用する県民の皆さんに必要とされる良質な医療サービスが継続的に提供されているかどうか判断する指標としてふさわしいと考えることから、目標項目として選定しました。</p>	<p>過去の実績等をふまえ、少しでも高い患者満足度をめざすために、平成27年度目標値と同等の目標値を設定しました。</p>

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	24.1% (22年度)	37.9% (23年度)	69.0% (26年度)	市町が運営する国民健康保険のうち、一般会計からの赤字補てんがない市町の割合

対応する基本事業

12105

適正な医療保険制度の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>国民健康保険をはじめとした医療保険の運営には、赤字とにならない健全かつ安定した保険財政の確保が重要であることから、目標項目を選定しました。</p>	<p>市町が運営する国民健康保険の財政運営が厳しい状況にあることから、将来の県単位の広域化に向けた環境を整備するため、保険財政を健全化し、赤字補てんのない市町を増加させる必要があることから目標値として設定しました。そこで平成26年度には29市町中20市町が健全な財政となるよう、平成22年度の7市町から段階的に毎年度3市町程度の財政を健全化させるという観点から、目標値を設定しました。</p>



【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ マンモグラフィ無料体験やピンクリボンキャンペーンによる乳がん検診の受診促進や、市町が取り組む、がん検診無料クーポン券の利用促進による受診率向上のためのモデル事業（7市町）を支援
- ・ がん患者等の診療情報や画像情報をインターネット経由により医療機関間で共有し、医療機関が替わっても一貫した治療を受けることが可能となるほか、重複した検査や薬剤投与を防ぐことをめざした「三重医療安心ネットワーク」の整備推進
- ・ 緩和ケアの充実のため、がん診療に携わる医療従事者を対象にした緩和ケア研修を実施（121人（累計 557人））
- ・ 県内の緩和ケア提供体制の充実を図るため、がん診療連携拠点病院\*等の緩和ケア病床の整備を支援（2か所）
- ・ がんの罹患数やがん患者の受療状況、診断・治療内容、予後（生存率）を把握し、がん医療水準の向上を図るため、地域がん登録\*の仕組みを構築
- ・ がん患者や家族の方が安心して療養できるよう、三重県がん相談支援センターでの相談（552件）を実施
- ・ 温泉等で乳がんの傷跡を気にせず入れる専用入浴着を普及させるため、県内の温泉地の宿泊施設等へ周知
- ・ 肝臓がん発症の主な原因であるウイルス性肝炎の早期発見のための検査の受診促進および肝炎医療費助成（新規 346件）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ がん検診受診率向上のために7市町で実施したモデル事業において、各市町で受診に向けて創意工夫した独自の取組がなされました。今後、モデル事業の検証結果や国内の先進的な取組をふまえ、がん予防・早期発見に有効な市町の取組を支援していくことが必要です。
- ・ 「三重医療安心ネットワーク」に参加する情報開示病院は、がん診療連携拠点病院を中心に6病院、閲覧可能施設は約100施設、診療情報共有に同意している患者数は約2,100名になっています。今後、ネットワークに参加する医療機関等を増やし、ネットワークの強化を図る必要があります。
- ・ がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を実施しましたが、依然として緩和ケアに携わる人材が不足しています。
- ・ 地域がん登録は、がん診療連携拠点病院6か所と院内がん登録実施病院7か所を中心に実施を始めました。今後、情報の収集、登録、集計、解析を委託している三重大学医学部附属病院において、正確な統計データに基づくがん対策の評価・立案できる体制づくりが必要です。

- ・ 三重県がん相談支援センターは平成 19 年度の開設以来、毎年度 500 名程度の相談を受け付けています。今後、休日等も含めていつでも気軽に相談したり、情報提供できたりする体制づくりが必要です。
- ・ ウイルス性肝炎の早期発見のための検査の啓発に努めていますが、受診者は年々減少しています。今後は県民の皆さんが身近なところで相談や助言を受けられる体制づくりを行い、ウイルス検査の受診や医療機関での治療の促進を図る必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ がん対策に対するこれまでの取組の評価を行い、新たな三重県がん対策戦略プランを策定します。
- ・ がんの予防・早期発見のため、市町のがん検診受診率向上のための先進的な取組等を支援するとともに、がん検診と特定健康診査の同時実施による受診率向上について検討します。
- ・ ITを使った地域医療連携システムである「三重医療安心ネットワーク」について、県内全域にネットワーク展開を行うため、中核病院を中心にネットワークへの参加を積極的に働きかけていきます。
- ・ 緩和ケアの医療体制づくりを進めるため、在宅緩和ケアに携わる医師に対する緩和ケア研修を実施します。
- ・ 地域がん登録を委託している三重大学医学部附属病院に専任医師を配置して、がん等の疫学調査を実施します。その調査結果と地域がん登録の情報とあわせて、がん検診の評価、がん治療の地域格差、施設格差等について分析することにより、実効的ながん対策の検討につなげ、さらにはがん対策を推進していきます。
- ・ がん診療連携拠点病院における相談支援センターの設置や県民向け公開講座等を開催するための支援を行うとともに、がん治療を行う医療機関の施設（病床等）や設備（撮影機材等）の整備を支援します。
- ・ 三重県がん相談支援センターの相談日を平日に加え第一日曜日にも開設して利用しやすい運営に取り組みます。
- ・ ウイルス性肝炎の早期発見と早期治療を進めるため、市町や保健所、事業所の健康診断担当者等をウイルス性肝炎の専門知識を持つコーディネーターとして養成します。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	—	74.5人 (23年)	66.0人以下 (26年)	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数
	77.4人 (22年)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県では、昭和57年以降、がんが死亡原因の第1位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の皆さんの生命と健康をがんから守るためには、がんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから、目標項目を選定しました。</p>				<p>平成24年度目標値については、平成27年度目標値66.0人と平成23年度現状値77.4人との差11.4人を4年間で確実にカバーできるよう、年2.9人減をめざして設定しました。</p>

### 施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 森岡 久尚

電話：059-224-2201

- ・ 予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進するため、国のがん対策推進基本計画の見直しやこれまでのがん対策の評価をふまえ、新たな三重県がん対策戦略プランを策定します。
- ・ がん検診受診率向上のため、市町の先進的な取組などを支援するとともに、肝臓がん予防のための検診の受診促進等を行うコーディネーターを養成します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	219			



## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
がん検診受診率 (乳がん、子宮 頸がん、大腸が ん)	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸が んに係るがん検診受診率

### 対応する基本事業

12201

### がん予防・早期発見の推進

#### 目標項目を選んだ理由

乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんは、がんの中でも高い検診効果が期待できるがんと言われていています。がん検診受診率の向上が県民の皆さんの生命と健康を守る上で有効であることから、目標項目として選定しました。

#### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

平成27年度時点の目標値として、乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診の平成21年度における日本トップレベルの受診率をめざして平成27年度の目標値を設定しました。  
平成24年度の目標値については、平成27年度目標値と平成23年度現状値との差を4年間で確実にカバーできるよう、乳がんは年3.6%、子宮頸がんは年2.1%、大腸がんは年3.7%増をめざして設定しました。(参考:平成21年度日本一の受診率…乳がん山形県 35.5%、子宮頸がん鹿児島県 34.3%、大腸がん山形県 33.4%)

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
がん診療に携わる 医師に対する 緩和ケア研修修 了者数	557人	681人	1,050人	厚生労働省の示す開催指針に基づく緩和ケア研修を修了した医師数

### 対応する基本事業

12202

### がん治療・予後対策の推進

#### 目標項目を選んだ理由

三重県がん対策戦略プランの主目標である「全てのがん患者およびその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を達成する上で、緩和ケアに関する基礎的な知識を持つ医師の増加は重要であることから、目標項目を選定しました。

#### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

国の緩和ケア研修については、全国のがん診療に従事する医師の約10万人(全体医師数の約3割)を対象として実施されていることから、県内の医師総数の約3割にあたる1,050人を平成27年度の目標とし、平均伸び率を現状値に加算して平成24年度の目標値を設定しました。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

### 平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

### 平成 23 年度 の取組概要

- ・ 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」が平成 24 年度に最終年度を迎えることから、健康意識調査、健康栄養調査、歯科疾患実態調査による評価を実施
- ・ 特定健康診査・特定保健指導について、受診率の向上を図るための普及啓発や健診に係る保健師・管理栄養士等への育成研修会を実施
- ・ ライフステージに応じた歯科口腔保健を推進するため、市町や関係機関と連携して学校歯科保健活動の支援、8020 運動推進員の育成などを実施
- ・ 自殺対策の拠点となる自殺対策情報センターを新たに設置するとともに、うつ・自殺に対する気づきや相談にかかる基礎的知識を持ったメンタルパートナーを養成（5,268 名）
- ・ 自殺対策ネットワークの構築（6 か所）
- ・ 難病患者等への療養・生活支援や就労支援
- ・ 骨髄バンクや臓器移植についての普及啓発の実施（角膜の提供件数 6 件）
- ・ 熱中症による救急搬送、死亡事例の増加に対応するため、広報誌やリーフレットの配布、ラジオ放送、ホームページへの掲載などによる注意喚起を実施

### 平成 23 年度 の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」については、各種調査の結果をふまえ、これまでの成果指標の達成状況と課題を把握することができました。今後は、加速化する高齢化や幸福度と強い相関関係のある心身の健康向上の課題を視野に入れて、新たな健康づくり総合計画を策定していく必要があります。
- ・ 新たな法律や条例の制定にともない、歯科口腔保健を取り巻く環境の変化をふまえた取組が必要です。
- ・ こころの健康問題に関する正しい理解や、うつ・自殺に対する気づき、相談にかかる基礎的な知識を持ったメンタルパートナーを養成しました。平成 26 年度までに 20,000 人となるよう取組を進め、家庭、職場、地域などの絆を広げ、悩みを持つ人を相談機関等へつなげる仕組みが必要です。
- ・ 自殺対策の拠点となる三重県自殺対策情報センターの設置や、関係機関・団体による自殺対策ネットワークの増加に取り組みましたが、本県の自殺者数は毎年 400 人前後と依然高い水準で推移しています。今後は県内全域のネットワークの設置に向けた取組を進め、地域の絆の拡大を図っていく必要があります。

- ・ 難病患者に対する就労支援により患者 23 人の就労につながりましたが、難病患者が年々増えていることから、引き続き、療養・生活相談や就労相談などの支援を求める難病患者等の大きなニーズに応えていく必要があります。
- ・ 臓器移植等の講演やリーフレットの配布などの普及啓発を進めた結果、角膜の提供件数の増加につながりました。今後、平成 22 年に改正された、家族の承諾による臓器提供や親族への優先提供等を内容とする臓器移植法を踏まえた取組が必要です。
- ・ 平成 23 年夏期（7 月 1 日～9 月 30 日）の熱中症による救急搬送者数は 619 人となっています。搬送者のうち高齢者が 272 人と 44%を占めていることから、高齢者を中心に予防対策に関する啓発が必要です。

### 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ライフステージに応じた効果的な健康対策を進めるため、「健康寿命の延伸」と「健康感の向上に伴う幸福実感の向上」を目標にした、新たな健康づくり総合計画の策定を行い、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、県民の皆さんの生活習慣の改善を促進します。
- ・ 特定健康診査受診率向上の取組を引き続き進めることで、生活習慣病の予防・早期発見につなげます。
- ・ 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の制定を受け、新たに歯科口腔保健に関する計画策定を行います。
- ・ 新たな自殺対策行動計画を策定するなど、総合的なうつ・自殺対策を推進します。
- ・ 三重県自殺対策情報センターが中心となって関係機関のネットワーク化や専門的な相談、情報提供の機能を強化していきます。また、メンタルパートナーをさらに 5,000 名養成し、悩みを抱えている人を相談につなげられるよう、地域の絆（自殺対策ネットワーク）の強化を図っていきます。
- ・ 改正臓器移植法の内容も含め骨髄バンクや臓器移植について県民の皆さんに対する普及啓発に取り組むとともに、医療従事者等が適切に対応できるよう情報交換等を行っていきます。
- ・ 難病患者等に対するきめ細かな相談等を実施するなど、引き続き難病患者等に対する療養・生活支援や就労支援などを行います。
- ・ 広報媒体を通じた熱中症の情報提供を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を通じて高齢者を中心に注意喚起に取り組んでいきます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
健康寿命	—	男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県民一人ひとりが、適正な生活習慣を守り、生涯を通じて健康的な日常生活を送るためには、健康で自立して暮らすことができる期間（健康寿命）の延伸を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。</p>				<p>本県における健康寿命の過去 10 年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった 5 年間（平成 17～21 年）の 1 年あたりの平均伸び率（男性 0.250 歳、女性 0.275 歳）を、現状値に加算して、平成 24 年度の目標値を設定しました。</p>

- ・ 新たな健康づくり総合計画や自殺対策行動計画、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画を策定し、こころと身体の健康づくりの取組を推進します。
- ・ 増加傾向にあるうつや以前と比べて高水準で推移している自殺への対策として、三重県自殺対策情報センターを核にメンタルパートナーなどの人材の養成や、関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などを推進します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,667	2,700			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
8020 運動推進員数	222 人	249 人	330 人	80 歳で 20 本以上自分の歯を残すことにより、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことをめざす 8020 運動の推進員数

対応する基本事業

12301

健康づくり活動の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
歯科疾患が生活習慣病を引き起こす原因の一つとなることから、8020 運動を推進する人材を育成することにより、県民の皆さんの生活習慣病予防につなげることをめざし、目標項目を選定しました。	県民への歯科保健指導等の地域歯科保健活動を支援する 8020 運動推進員数を、平成 23 年度を基準として平成 27 年度までに 50% 増加させることをめざし、1 年度毎の平均伸び率を計算し、現状値に加えて平成 24 年度の目標値を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	6 地域	7 地域	9 地域	自殺対策の推進のために、各地域(保健所単位)でネットワーク組織を設置している地域数(県全体で 9 地域)

対応する基本事業

12302

こころの健康づくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
自殺対策は、自殺を考えている方の身近な人や関係機関が連携して、地域ぐるみで取り組むことが重要であることから、目標項目として選定しました。	県内全ての地域においてネットワーク組織が設置され、自殺対策が進められるよう保健所単位の 9 地域を平成 27 年度の目標値として設定する中で、毎年度 1 か所増加するとして、平成 24 年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特定健康診査受診率	39.2% (22年度)	43.2% (23年度)	55.0% (26年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率

対応する基本事業

12303

生活習慣病・難病対策の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進するためには、特定健康診査の受診率を上げることが効果的であることから、目標項目として選定しました。</p>	<p>特定健康診査の受診率が、平成27年度に日本トップレベルに到達することをめざし、平成23年度を基礎とし、毎年平均伸び率を計算し、現状値に加算して、平成24年度の目標値を設定しました。(参考:平成20年度日本一の受診率…東京都 52.9%)</p>

【主担当部局：警察本部】

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供などの支援を推進
- ・ 県民に強い不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等の早期検挙を図るため、初動捜査活動の強化、現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの拡充などを推進
- ・ 暴力団の壊滅に向けた戦略的な取締りや薬物事犯・銃器事犯の取締りを徹底するとともに、暴力団排除条例を活用し、社会全体で暴力団排除に取り組むため、各種広報・啓発活動を実施
- ・ 犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを始め、関係機関・団体と連携し、きめ細かな支援を推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運の醸成に向けた各種広報・啓発活動を実施
- ・ 地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にあり、平成 23 年中の刑法犯認知件数も 22,215 件と、前年に比べ 1,210 件減少しましたが、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- ・ このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。
- ・犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組みます。
- ・犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- ・警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。
- ・なお、交番・駐在所の再編整備により、施設総数が減少したことから、数値目標「交番・駐在所施設の充実度」の平成27年度の目標値を変更しました。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
刑法犯認知 件数	—	21,900件 以下	21,000件 以下	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
	22,215件	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
犯罪対策の成果を端的にあらわす客観的指標である刑法犯認知件数を県民指標として選定しました。			4年後の目標として、刑法犯認知件数が急増した平成13年より前の治安水準をめざすこととしており、現状値及び4年後の目標値を踏まえ、認知件数を21,900件以下とすることを目標として設定しました。	

**施策責任者からのコメント** 警察本部 警務部首席参事官 大内 敏敬 電話：059-222-0110

- ・県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、地域と一体となった犯罪抑止活動、各種犯罪に対する検挙活動を推進することはもとより、みえ県民ビジョンの基本理念である「県民との協創」という点を踏まえ、これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図ることを新たな視点として、犯罪に強いまちづくりに取り組みます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,945	3,512			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
街頭犯罪等の認知件数	3,641件	3,200件 以下	3,200件 以下	街頭犯罪等(空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

### 対応する基本事業

13101

みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進

### 目標項目を選んだ理由

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

街頭犯罪等は、県民の皆さんの身近で発生し、安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすため、これら犯罪を抑止する必要があることから、その認知件数を県の活動指標として選定しました。

街頭犯罪等の認知件数の現状に鑑み、認知件数を4年間総じて3,200件以下とすることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0%	80.0%	凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合

### 対応する基本事業

13102

犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化

### 目標項目を選んだ理由

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

凶悪犯罪は、県民に強い不安を与える犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙率を県の活動指標として選定しました。

凶悪犯の特性及び検挙率の現状に鑑み、検挙率を4年間総じて80.0%以上とすることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
主な侵入犯罪の検挙人員	194人	210人	210人	主な侵入犯罪(侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入)について、1年間に検挙した人数

### 対応する基本事業

13102

犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化

### 目標項目を選んだ理由

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

主な侵入犯罪は、県民の皆さんの身近で発生し、日常生活を直接脅かす犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙人員を県の活動指標としました。

主な侵入犯罪の検挙人員の現状に鑑み、検挙人員を4年間総じて210人以上とすることを目標として設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
暴力団検挙人員	250人	280人	280人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数

対応する基本事業

13103

組織犯罪対策の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
暴力団は、県民の皆さんの生活に脅威を与える犯罪組織の中心的存在であり、構成員等を検挙し、社会から隔離する必要があることから、その検挙人員を県の活動指標として選定しました。	暴力団構成員等の勢力および検挙人員の現状を勘案した上で、より一層高い目標を掲げることとし、検挙人員を4年間総じて280人以上とすることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
犯罪被害者等支援の理解者数	2,603人	3,500人	3,500人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者(中学生・高校生・大学生)に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数

対応する基本事業

13104

犯罪被害者等支援対策の充実

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
「命の大切さを学ぶ教室」は、次代を担う若者を対象に犯罪被害者等支援に対する理解を深めるものであり、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、その理解者数を拡大していく必要があることから、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた若者の数を県の活動指標として選定しました。	「命の大切さを学ぶ教室」の開催回数を勘案した上で、受講生全体の75%以上が理解を深めることをめざし、年間の理解者数を4年間総じて3,500人とすることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
交番・駐在所施設の充実度	38.8%	40.0%	43.0% (42.8%)	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合

対応する基本事業

13105

県民の安全を守る活動基盤の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
交番・駐在所は、警察活動の拠点であるとともに、県民の皆さんの身近な安全・安心の拠り所となる生活安全センターとしての機能が求められることから、県民の皆さんの利便性に配慮した相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合を県の活動指標として選定しました。	県民の皆さんの利便性の確保という観点から、より多くの交番・駐在所に相談室及び来訪者用トイレを設置することが望ましいが、施設整備という目標項目の性格上、年間に2か所を整備することを目標として設定しました。

【主担当部局：環境生活部】

### 平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,520 人）
- ・三重県交通安全研修センターを活用した、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成（558 人）
- ・「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：522 回、交通安全教室への参加者数：34,781 人）
- ・交通安全講習の受講の機会が少ない運転免許を持たない高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施（各地区の指定自動車教習所、三重県交通安全研修センター）（実施回数：17 回、受講者数：179 人）
- ・老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全活動指導員〔シルバーリーダー〕）の育成（ヒヤリ地図作成等の講習会）（受講者数：251 人）
- ・交通安全講習会、通学路における交通安全指導、街頭啓発活動の実施など、シルバーリーダーによる交通安全活動実施回数（実施回数：723 回）
- ・信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備
- ・飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動の実施

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・平成 23 年の交通事故死者数については、統計が残る昭和 29 年以降、最少の 95 人（対前年比 40 人の減）となりました。また、交通事故死傷者数も平成 17 年から 6 年連続して減少させることができ、取組の効果があらわれています。
- ・このように、死者数、死傷者数とも減少を続けていますが、反面、1 日当たり約 38 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けていただくため、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ・また、高齢社会の進展に伴い、平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況が続いています（平成 23 年：55.8%）。さらに、平成 23 年の死者数は、前年と比較して、全体で 29.6% 減少させることができましたが、高齢者については 25.4% に止ったことから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ・特に、高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県内における主体的な交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者の育成に努めます。
- ・ 交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターにおける交通安全教育を進めます。
- ・ また、三重県交通安全研修センターの運営については、公開事業仕分けでの意見を踏まえ、アンケート調査の実施、PR方法の工夫など、より一層周知を図り、有効に活用されるよう業務の改善を行っていきます。
- ・ 高齢者の交通事故を抑止するため、老人クラブで交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新たな人材の育成を図るとともに、資質向上（フォローアップ）にも取り組みます。
- ・ 県民一人ひとりの交通安全意識を向上させるため、変化する交通情勢に的確に対応した、「交通安全アドバイザー」による交通安全教育および広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。
- ・ 通学路等の生活道路や新設道路については、信号機の新設・改良、交差点改良等を計画的に推進します。また、幹線道路等においては、光ビーコン等の交通管制機器の整備を推進するとともに、交通事故多発箇所における事故原因を踏まえた重点的な事故抑止対策を推進します。
- ・ 通学路等の安全を確保し、かつ運転者が快適に通行できる交通環境を実現するため、歩道の整備、交差点改良等を計画的に推進します。
- ・ 交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発を推進します。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
交通事故死者数	—	90人以下	75人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
	95人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国及び県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。				「交通事故死者数を平成27年までに3,000人以下とする(平成22年:4,863人)」という国の「第9次交通安全基本計画」の目標値をふまえ、「第9次三重県交通安全計画」における目標値を「平成27年までに75人以下とする(平成22年:135人)」としたこと、及び平成23年度の現状値をふまえ、平成24年は5名の減少をめざします。

- ・県内の交通安全教育の裾野を広げ、その水準を引き上げるためには、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に育成し、交通安全教育を地域等に根付かせることが必要となります。このため、三重県交通安全研修センターを活用して、交通安全教育指導者の育成に力を注いでいきます。
- ・特に、三重県交通安全研修センターの運営については、事業仕分けの結果を受けて設置された「交通安全教育のあり方検討懇話会」からいただいた意見を今年度から可能な範囲で事業に反映します。また、平成 25 年度からの 3 年間の次期指定管理者の選定にあたっては、その業務内容がレベルアップし、より有効活用されるよう工夫します。
- ・また、高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成に力点を置いて取り組んでいく必要があると考えています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	5,341			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下	11,800 人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計

対応する基本事業

13201

交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

交通安全対策における最大の課題は交通事故死者数の減少ですが、負傷者数の減少にも一層積極的に取り組む必要があることから選定しました。

「交通事故死傷者数を平成 27 年までに 70 万人以下とする(平成 22 年:約 90 万人)」という国の「第 9 次交通安全基本計画」の目標値をふまえ、「第 9 次三重県交通安全計画」における目標値を「平成 27 年までに 11,800 人以下とする(平成 22 年:15,013 人)」としたこと、及び平成 23 年度の現状値をふまえ、平成 24 年は概ね 600 名の減少をめざします。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
信号機の整備箇所数(累計)	3,133 か所	3,160 か所	3,250 か所	新設道路の交差点、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い道路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数

## 対応する基本事業

13202

## 安全で快適な交通環境の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
少子高齢社会が進展する中、子どもや高齢者等の歩行者が安全・安心に通行でき、かつ運転者が円滑に通行できる交通環境を実現するためには、信号機の整備が必要であることから選定しました。	道路整備計画の状況、交通事故発生状況等地域の交通環境の変化に的確に対応するため、平成27年までに、緊急性、必要性の高い交差点等120か所について計画的に整備を推進することとしており、毎年概ね30か所の整備をめざします。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
シートベルトの着用率	95.9%	96.5%	98.0%	一般道路における運転者のシートベルト着用率

## 対応する基本事業

13203

## 交通秩序の維持

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率が交通ルールの遵守と交通マナー向上のバロメーターの一つであることから選定しました。	平成23年の調査における三重県のシートベルト着用率(95.9%)が全国平均(97.5%)と比較して低いことから、平成27年にこの全国平均(97.5%)を上回るべく、平成27年の目標値を設定しました。このため、毎年、概ね0.5ポイントずつの向上をめざします。

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会や出前講座、通信講座等啓発事業の実施、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報の提供
- ・消費生活相談員（啓発担当）の 2 名増員、不当商取引指導専門員の 1 名増員、専門家活用等による県消費生活センターの機能強化
- ・実務能力向上研修や通信講座等の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
- ・市町相談窓口の巡回相談指導、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等による市町相談窓口の支援
- ・事業者に対して、「特定商取引法」に基づく行政処分や指導、「景品表示法」に基づく調査・指導の実施、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供・啓発活動、相談における自主的解決に向けた助言、事業者指導等を行った結果、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されるとともに、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。また、市町への支援を行った結果、消費生活相談員が配置された市町は、平成23年度には 3 市 3 町（伊賀市、名張市、松阪市、東員町、大紀町、玉城町）増え、県全体で12市5町となり、相談窓口が充実しました。
- ・相談件数は減少傾向にありますが、商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、高齢者が被害に遭う割合が増加しています。
- ・県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。
- ・悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止をはかるため、関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。  
特に、高齢者の被害を防止するため、啓発教材（DVD）の配布などにより、市町や消費者団体等による地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。  
一方、放射性物質と食の安全性といった、消費者のニーズに対応した情報提供や啓発活動を関係部局・機関と連携して進めます。
- ・消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や専門家活用等を行うことで、県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして専門的な相談対応を行うとともに、市町相談窓口の機能強化を支援します。また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行い、県内の相談体制の充実を図ります。
- ・悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係団体等との連携を強化し事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

県民指標				
目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
消費生活情報を県民が利用している件数	—	54,500件	56,000件	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数
	53,322件	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
消費生活に関する講座等から得られる情報の利用は、消費者が自ら考え行動し、安全、安心な消費活動に取り組んでいる状況をあらわすと考えられることから選定しました。			地域における啓発活動の促進等により、平成22年度実績(53,833件)を基点として毎年500件程度増加させていくことをめざし、平成24年度の目標値を54,500件と設定しました。	

## 施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 古金谷 豊 電話：059-224-2468

- ・消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、市町の消費生活相談窓口を充実することが必要です。相談員等の研修や市町ホットラインによる県相談員の助言等日常的な支援を行いつつ、広域的連携による相談体制充実への助言、働きかけを行っていきます。
- ・高齢者の相談割合が増加し被害金額も大きいことから、特に高齢者の被害防止に取り組めます。地域における啓発の中心的人材を育成するとともに、教材を開発し身近な所で利用できるよう提供することで、市町の消費者啓発の活性化を図るとともに、住民の自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	132			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.8%	97.6%	100%	県が実施する「出前講座」等が「役に立つ」と回答した受講者の割合

対応する基本事業

13301

消費者の自立のための支援

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者の自主的かつ合理的な消費活動につながる重要な指標であることから選定しました。

消費生活講座が受講者にとってより理解しやすく、役立つ内容となるよう工夫することにより、毎年 0.8% 増をめざし、平成 24 年度は 97.6% を目標として設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

目標項目の説明

消費生活相談の解決につながる助言を行った割合

96.8%

97.3%

100%

消費生活相談のうち、消費者トラブルの解決につながる助言や、仲介による解決を行った割合

対応する基本事業

13302

消費者被害の防止・救済

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

消費者トラブルの解決方法の助言等を行うことで、自主的解決を支援し被害を救済することから、事業の成果を表すと考えられることから選定しました。

消費生活相談員の資質を向上し、効果的な助言や仲介等に努めることで、徐々に成果があらわれると考え、前年度比 0.5% 増をめざし、平成 24 年度は 97.3% を目標として設定しました。





【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会の開催（参加者数 59,593 人）
- ・ 薬物依存者やその家族からの相談に薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 34 件）
- ・ 医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査（1,750 施設）
- ・ 医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導の実施（2,682 施設）
- ・ 県民の皆さんに対する医薬品等の正しい知識の情報提供（薬の相談テレホン 4,152 件）
- ・ 三重県の献血推進について協議する場づくりのため、関係団体等と調整
- ・ レジオネラ感染症対策として公衆浴場、旅館業等の営業施設等への自主衛生管理の促進（自主衛生管理定着率 85%）
- ・ 三重県動物愛護管理推進計画に基づく犬との正しい接し方教室や動物愛護教室の開催（教室参加者数 2,372 名）
- ・ 犬および猫の譲渡事業を実施（犬の譲渡数 53 頭）

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 薬物事犯の検挙者数は、ここ数年は横ばい状況にあるため、さらに多くの県民の皆さんに薬物乱用の恐ろしさについて情報提供していく必要があります。
- ・ 薬の相談テレホンを設置し、県民の皆さんからの医薬品等に関する相談に対応するなど情報提供に取り組んでいますが、年間 4,000 件を越える相談があるなど県民の皆さんの医薬品等に対する関心は高く、今後も情報提供に努める必要があります。
- ・ 血液製剤を将来にわたり安定確保するためには、若年層が積極的に献血推進に取り組むことが必要であり、三重県の献血推進について協議する場に市町や関係団体等に加えて学生ボランティア等の参加を進めることが重要です。
- ・ 生活衛生関係営業施設等の監視・指導を行うことにより、生活衛生営業施設における感染症による健康被害はありませんでしたが、さらにレジオネラ感染症対策等の自主衛生管理を推進していく必要があります。
- ・ 犬との正しい接し方教室や動物愛護教室の開催、動物愛護の絵・ポスターの募集、犬および猫の譲渡事業の実施などにより、動物の適正飼養について普及啓発した結果、保健所での犬および猫の引取り数は前年度に比べて減少しましたが、更なる減少をめざして動物愛護管理業務を拡充していく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 民間団体、学校、市町等と連携して、地域が一体となって薬物乱用防止活動を行うことで県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図るとともに、大学や企業などの協力団体の拡大に取り組むことで一人でも多くの県民の皆さんに薬物乱用の恐ろしさについて情報提供していきます。また、麻薬等を取り扱う施設の監視指導や薬物の再乱用防止活動に取り組みます。
- ・ 医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の試験検査を実施するとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。また、安定的な血液製剤の確保に向けて三重県の献血推進について学生ボランティアや関係団体等が協議していく場を設置します。
- ・ 生活衛生営業施設等の監視指導を行うとともに、これらの施設の自主衛生管理を促進します。
- ・ 動物愛護管理事業を推進するため、三重県動物愛護管理推進計画を改訂するとともに三重県動物愛護管理センターの充実等の検討に取り組みます。

### 県民指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	—	245,200 人	395,200 人	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
	204,790 人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
薬物乱用防止講習会等の啓発事業により、薬物乱用防止に対する県民の皆さんの意識が向上することが重要であることから、目標項目を選定しました。				平成 20 年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度5万人ずつ参加者を確保するよう目標値を設定しました。

### 施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 永田 克行 電話：059-224-2321

- ・ 薬物乱用防止については、薬物に手を出さない未然防止が重要であり、薬物乱用の恐ろしさについて広く県民の皆さんへ啓発するため、これらの活動に連携して取り組む団体をさらに拡大していきます。
- ・ 動物愛護管理業務をより推進するために、三重県動物愛護管理推進計画を改訂するとともに、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等の検討についても取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	162			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
薬物乱用防止事業の協力者数	2,933人	2,981人	3,194人	県と連携して薬物乱用防止に関する啓発活動などを推進する協力者数

### 対応する基本事業

13401

### 薬物乱用防止対策の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
薬物乱用防止活動において県民の皆さんに働きかけていただける方を増やすことが重要であることから、目標項目を選定しました。	薬物乱用の根絶には、さらに幅広い分野の方々と連携することが必要であることから、薬物乱用防止事業の協力者を平成23年度の実績見込2,903人から4年間で10%増やすことをめざし、初年度の目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	0%	医薬品等の検査件数に対する承認規格等に適合していない医薬品等の割合

### 対応する基本事業

13402

### 医薬品等の安全な製造・供給の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合は、県内に流通している医薬品等の安全性をあらわすと考えことから、目標項目として選定しました。	医薬品等による事故を防止するためには、不適合医薬品等はないものであることから、0%の維持を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	0件	生活衛生営業施設における感染症による健康被害の件数

### 対応する基本事業

13403

### 生活衛生営業の衛生水準の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
生活衛生営業者が、利用者の健康被害を防止することが重要であることから、目標項目を選定しました。	生活衛生営業施設における感染症による健康被害は発生してはならないものであることから、0件の維持を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
犬・猫の引取り数	3,373 頭	3,351 頭	3,285 頭 以下	やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られた犬・猫および飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬・猫の頭数

対応する基本事業

13404

人と動物との共生環境づくり

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
犬・猫の引取り数の減少は、動物を家族の一員として終生適正に飼育する家庭が増えている状況をあらわすと考えることから、目標項目として選定しました。	三重県動物愛護管理推進計画(平成 20～24 年)において、5年間で犬および飼い猫の引取り数を 25%、飼い主不明猫を 10% 減少させることを目標としていることから、4年間でそれぞれ 20%、8%減少させることとし、初年度の目標値を設定しました。

【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア\*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 「三重県介護保険事業支援計画（第 4 期計画）」に基づき、特別養護老人ホーム等の整備促進（特別養護老人ホーム 490 床（内 160 床は平成 24 年度に繰越）、介護老人保健施設 162 床）
- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定（平成 24 年 3 月）
- ・ 高齢者関係施設が実施する耐震診断の費用に対する助成（3 施設）
- ・ 認定調査員などの資質向上に向けた研修の実施（1, 626 人）
- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修の実施（1, 686 人）
- ・ 介護従事者を対象とした資質向上のための研修の実施（646 人）
- ・ 地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修の実施（584 人）
- ・ 介護予防に関する市町、地域包括支援センター\*職員等に対する研修の実施（321 人）
- ・ 認知症専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」の指定（3 か所）
- ・ 認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」の設置
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 老人クラブに対する活動費助成（1, 834 クラブ）、全国健康福祉祭への県選手団の派遣（125 人）

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 市町と連携して、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めましたが、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。
- ・ 高齢者関係施設の耐震化を促進しましたが、大規模災害に備えるためにはあらかじめ施設間の協力体制などを整備しておく必要があります。
- ・ 介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得を支援しました。質の高いサービスが提供されるよう引き続き介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ・ 地域包括ケアに関する職員等の研修を実施し、職員のスキルアップを図りました。高齢化の進行や地域の絆が希薄となるなか、地域包括支援センターを中心とする取組の充実が必要です。
- ・ 介護予防に関する研修を実施し、市町をはじめとする関係機関の取組を支援しました。高齢化の進行による要支援・要介護認定者が増加するなか、市町における介護予防のより効果的な取組が必要です。
- ・ 認知症対策として認知症疾患医療センターの指定や認知症コールセンターの設置等を進めましたが、認知症高齢者は増加傾向にあり、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- ・ 老人クラブに対する活動助成等により、高齢者によるさまざまな活動が行われていますが、地域における支え合いの絆が希薄化してきていることから、より多くの元気な高齢者が地域社会における活動の担い手となることが期待されています。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 介護度が重度で在宅生活をしている特別養護老人ホームの入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備等を進めます。
- ・ 高齢者関係施設の耐震診断に要する費用を助成するとともに、施設間や施設と行政等との災害支援協定の締結を支援するなど防災対策を進めます。
- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修および介護施設等の介護職員に対するたんの吸引の研修等を実施し、サービスの向上を図ります。
- ・ 新たに個別具体的な課題等の解決を図るための専門アドバイザーの派遣など、地域包括支援センターの機能強化を支援するとともに、地域包括ケアの取組が継続して行われるよう、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施します。
- ・ 市町における効果的な介護予防の事業実施に資するため、市町、地域包括支援センター職員および介護事業者を対象とした研修の実施に加え、先進的な取組事例の情報提供等を行います。
- ・ 新たに認知症の専門医療等を実施する基幹型認知症疾患医療センターを指定するとともに、介護、医療の連携強化や認知症サポーターの養成など地域における支援体制の構築を進めます。
- ・ 地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめ、各地域で活動している高齢者団体等を支援をすることにより、元気な高齢者が地域で活躍できる場づくりを進めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	—	1,572人	0人	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数
	2,123人	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
介護度が重度で在宅生活をしている高齢者が必要とする介護施設を利用できる環境が求められていますが、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっていることから、目標項目を選定しました。			県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成26年度までに計画的に解消することをめざし、各年度の目標値を設定しました。	

施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 青木 正晴 電話：059-224-2251

- ・ 特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた介護保険施設の整備に加え、市町や関係機関と連携して、在宅サービスの拡充、認知症対策、介護予防などに総合的に取り組み、効果的な地域包括ケアを推進します。
- ・ 高齢者の地域貢献活動等を支援するなど、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として、元気にいきいきと活躍できるよう取り組みます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	26,363			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
主任ケアマネジャー登録数	566人	636人	846人	ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数

### 対応する基本事業

14101

介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上

### 目標項目を選んだ理由

質の高い介護サービスを提供するためには、専門性の高い介護職員の育成が必要となることから、目標項目を選定しました。

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

主任ケアマネジャー登録数について、平成27年度の地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所に設置が望ましいと考えられる配置数を846人と推計し、平成23年度から4年間で毎年度70人増やすこととしており、平成24年度は636人として目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477床	14,227床	16,497床	特別養護老人ホーム(広域型:定員30人以上)および介護老人保健施設の整備定員数

### 対応する基本事業

14102

介護基盤の整備促進

### 目標項目を選んだ理由

介護度が重度で在宅生活をしている高齢者のうち、施設入所待機者が多数となっている中、介護サービス基盤の整備状況をあらわすのに適当であると考えことから、目標項目を選定しました。

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

市町の施設サービス利用見込み者数に基づく特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設の整備計画数をもとに、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
認知症サポーター数(累計)	49,385人 (22年度)	63,000人 (23年度)	80,000人 (26年度)	認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数

### 対応する基本事業

14103

在宅生活支援体制の充実

### 目標項目を選んだ理由

認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを増やしていくことは、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせる環境づくりにつながるからと考えことから、目標項目として選定しました。

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

認知症サポーター数について、今後ますます増加すると予想される認知症の人や家族を地域で支えていくため、平成27年度までの4年間でおおむね3万人増やすことを目標値として設定しました。平成24年度(実際の数値は平成23年度)は実施状況を勘案し、63,000人を目標として設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	678人	741人	930人	高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数
対応する基本事業		14104 高齢者の社会参加環境づくり		
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
高齢者が意欲や能力に応じて地域貢献活動等を行っている状況を示す項目として、地域貢献活動等に関する研修会の参加者数が適当であると考えことから、目標項目を選定しました。	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者の数について、平成23年度の実績見込730人をもとに平成27年度の目標を930人と設定しました。この目標の達成に向け毎年度増加していくことをめざし、平成24年度は741人として設定しました。			

【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 障がい者を取り巻く課題に全庁的に取り組む「三重県障がい者支援施策総合推進会議」の設置
- ・ 県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定（平成 24 年 3 月）
- ・ グループホーム・ケアホームなど地域生活支援のための住まいの場の整備（7 か所）
- ・ 知的障がい児施設における加齢児童の解消（10 人）
- ・ 障がい者施設の耐震化・スプリンクラー整備（5 施設）および耐震診断への助成（10 施設）
- ・ 障がい者の一般就労定着を図る「就労サポート事業」の実施（69 人）
- ・ 福祉的事業所の工賃改善に向けた経営コンサルタントの派遣（28 か所）
- ・ 複数の福祉的事業所で共同して受注、品質管理等を行う共同受注窓口\*事業の実施
- ・ 県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習の実施（知的 10 人・精神 1 人）
- ・ 障害者総合相談支援センター\*における就業・生活支援、障がい児療育、障がい者の地域移行に係る相談支援の実施
- ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等の高度な専門性が求められる相談支援の実施
- ・ 障がい福祉のベースを担う人材育成のための研修の実施
- ・ 医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種で構成するチームにより継続支援を行う精神障害者アウトリーチ（訪問支援）\*推進事業の実施（精神障がい者 20 人）
- ・ 聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信・入手等の情報保障を総合的に支援する「三重県聴覚障害者支援センター」の開設準備
- ・ 各種障がい者スポーツ大会の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 障がい福祉サービス事業参加者の多くは、組織体制・財務基盤の両面で脆弱であり、事業参加や減災対策を促すためには、施設整備に対する財政支援が必要となっています。また、事業運営の面でも、障がい福祉サービスの提供対象は介護保険サービスに比べて小さく、スケールメリットを生かした事業運営ができないため、現行の報酬体系の見直しが求められています。
- ・ 経営コンサルタントの派遣をはじめとする工賃アップの取組や一般就労定着支援のための就労サポート事業を実施してきましたが、実雇用率が全国的に低位であることに加え、福祉的就労の工賃も依然として低い状況にあります。共同受注窓口の設置により、販路拡大等の取組を行いました。工賃アップのためには更なる受注量の増加が必要です。また、福祉、雇用、教育、農業分野が連携し就労支援を総合的に取り組んでいく仕組みも必要です。
- ・ 障がい者の多様なニーズに対応できる人材が求められていることから、質の高い人材養成のあり方について検討を行ってきましたが、専門コース研修やブラッシュアップ研修の創設など、現在の研修体系の再構築が必要となっています。

- ・ 精神障がいのある人が安心して地域で生活が継続できるよう、24 時間対応できる支援体制や身体疾患を合併する人への救急医療体制の充実が求められています。
- ・ さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、これまで十分でなかった情報・コミュニケーション支援を充実する必要があります。このため、聴覚障がい者のための情報支援施設「三重県聴覚障害者支援センター」の平成 24 年 4 月開設に向けた準備を行いました。また、各種障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者の社会参加の促進を図りました。今後は、「三重県聴覚障害者支援センター」を拠点とした支援活動やスポーツ等を通じた更なる社会参加の取組が必要です。



## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 障がい者制度改革の流れをふまえ、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき取組を進めます。
- ・ 住まいの場と日中活動の場の圏域間の偏在が解消されるよう効率的な整備を進めるとともに、引き続き、障害福祉サービス事業所の経営安定化のための適正な報酬基準の設定等を国へ提言します。
- ・ 大規模災害等発生時に自力で避難することが困難な障がい者の命を守るため、障害福祉サービス施設の耐震化や障がい特性に応じた避難対策に取り組みます。
- ・ 工賃アップなどのため、共同受注窓口の受注の拡大に向けて関係機関への P R 等を行うとともに、新たに社会的事業所\*の設置支援などの就労支援対策を進めます。また、庁内に設置した「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を活用し、福祉、雇用、教育、農業分野等が連携して障がい者の就労支援等に取り組みます。
- ・ 新たに福祉人材育成ビジョンを策定し、相談支援従事者の養成と資質の向上に取り組むことにより、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 精神障がいのある人が継続して地域生活ができるよう、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供できるアウトリーチ（訪問支援）チームの一層の強化や精神科救急システム体制の充実を図り、24 時間支援体制を推進します。
- ・ 「三重県聴覚障害者支援センター」等を拠点として、障がいの特性に応じた情報コミュニケーション支援を行います。また、平成 33 年度の全国障害者スポーツ大会の開催に向けて障がい者スポーツへの参加意欲の向上や機会の充実を積極的に図るとともに、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表できる機会を確保するなど、社会参加のための環境整備を進めます。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	—	1,203人	1,476人	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数
	1,122人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での基本的な生活基盤となる居住系サービスの充実が重要であることから、目標項目を選定しました。				平成23年度の実績見込1,112人をもとに、平成24年度以降は、毎年度入所施設から30人、障害児施設から16人、地域からの利用45人、計91人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。

## 施策責任者からのコメント 健康福祉部 次長 青木 正晴 電話：059-224-2321

- ・障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、住まいの場や日中活動の場の整備を支援するとともに、一般就労の定着を図る就労安心事業の実施や工賃アップに向けた共同受注窓口の運営に加え、新たに社会的事業所の設置支援などの就労対策に取り組みます。
- ・共生社会の実現に向けて、障がい者が社会のさまざまな活動に参加、参画できるよう、障がい特性に応じた情報コミュニケーション支援や障がい者のスポーツ、芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,590			

## 活動指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622人	4,838人	5,438人	日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)を利用している障がい者数
対応する基本事業		14201	障がい者福祉サービスの基盤整備の推進	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。				特別支援学校の新たな卒業生に対応できるよう、平成23年度の実績見込4,638人に卒業生の見込200人を加算した数値を目標値に設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	75人	80人	95 (75) 人	障がい者就労安心事業、知的障がい者就労スキルアップ講座、県の機関における職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数
対応する基本事業		14202	障がい者福祉サービスの充実	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。		雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数を、平成23年度実績75人に5人加えた数値を目標値に設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
総合相談支援センターへの登録者数	5,299人	5,520人	6,180 (5,750) 人	障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数
対応する基本事業		14203	障がい者の相談支援体制の整備	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
制度がより多様になりサービス提供事業者も増えているため、個々の利用者のニーズにあったサービスを提供するにはライフステージに応じた、よりきめ細かい相談支援が必要とされることから、目標項目を選定しました。		個々の利用者のニーズにあったサービスを提供するため、平成23年度の実績5,299人に、これまでの取組実績を勘案し、220人増加させた数値を目標値に設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	372人	410人	560人	病状安定後も、退院後の受け皿がないことなどから社会的入院となっている精神障がい者のうち、「精神障害者地域移行支援事業」により退院した精神障がい者数
対応する基本事業		14204	精神障がい者の保健医療の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
精神科病院に入院している精神障がい者が、適切な医療等を受け地域で安心して生活できることが重要であることから、目標項目を選定しました。		平成20年度に実施した「精神科病院入院患者意向調査」の結果を勘案し、平成23年度の実績見込360人に50人を加えた数値を目標値に設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,303人	1,450人	1,600人	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加者数
対応する基本事業	14205		障がい者の社会参加環境づくり	
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
障がい者スポーツは、障がい者にとって生きがいや楽しみを得ることができ、社会参加や自己実現につながるものであることから、目標項目を選定しました。	平成33年度に開催される予定の「全国障害者スポーツ大会」等に向け、多くの障がい者がスポーツに親しむことができるよう、平成23年度の実績見込1,400人に50人加えた数値を目標値に設定しました。			



【主担当部局：健康福祉部】

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 地域支え合い体制づくり事業による地域の取組の支援（22 市町 62 事業に対して助成）
- ・ 関係団体と連携した災害義援金の募集と被災者への配分（紀伊半島大水害関係の最終募金額 145,021,890 円）
- ・ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業への支援充実
- ・ 関係団体等が参画した成年後見制度の利用推進に向けた検討会の開催
- ・ 緊急雇用創出事業による介護雇用プログラムの実施（202 名の離職者等を介護職場で雇用）
- ・ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導の実施
- ・ ユニバーサルデザインの意識づくりを進める取組の実施（学校講座参加者数 4,018 人、車いす使用者用駐車区画の適正利用の啓発 52 回）、パーキングパーミット制度\*の導入に向けた検討、協議の実施（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会を 4 回開催）
- ・ 被保護世帯への支援の実施（生活保護開始世帯数 2,319 世帯、生活保護受給者数 17,654 人（1 月あたり平均））

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 高齢者や障がい者等が地域で自立した生活を続けられるよう、地域支え合い体制づくり事業等により、支え合い活動を行う体制整備を支援しましたが、今後ますます増大する福祉ニーズに対応するためには、地域を主体としたボランティアによる活動や N P O 等の取組が重要となっています。
- ・ 判断能力に不安のある高齢者や障がい者等を支援する日常生活自立支援事業への支援を強化しましたが、高齢化の進展等により今後も利用者の増加が見込まれ、それに応じた実施体制や財源の確保が課題となっています。あわせて、成年後見制度の利用推進に向けた課題等を整理する必要があります。
- ・ 介護雇用プログラム事業の実施などにより介護分野における人材の確保を進めましたが、依然、介護現場は人手不足の状況が続いています。また、高齢化の進展等に伴い、中長期的な観点からも、福祉・介護人材の確保・育成を進めることが必要となっています。
- ・ 理事長等の業務執行や理事会の審議機能に問題があり、社会福祉法人経営のガバナンスが確立していない法人や監事監査が形骸化し自律機能のない法人に対して、法制度の周知徹底を図るとともに、実効性のある指導監査を実施する必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進んでいるものの、バリアフリー化された施設が生かされていらない事例がみられるなど、ユニバーサルデザインの考え方が十分に浸透しているとは言えず、市町をはじめ、さまざまな主体が連携した取組を進める必要があります。



- ・ パーキングパーミット制度は 27 府県（平成 24 年 4 月 1 日現在）で導入され、相互乗り入れも行われることとなりました。本県での導入に向けて市町をはじめ、さまざまな主体の協力を得ることが必要です。
- ・ 就労支援プログラム等の活用により、生活保護受給者の自立に向けての取組を行った結果、約 4 割が就労、増収を達成しました。しかし、生活保護世帯の増加傾向は続いていることから、引き続き生活保護制度の適切な運用と被保護者の自立の支援を進める必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 地域の住民組織等の取組をより一層積極的に進めていくため、地域支え合い体制づくり事業等により、日常的な支え合い活動の体制づくりを支援します。また、市町、社会福祉協議会等の関係機関とより一層の連携を図り、ボランティアの養成や活動活性化に向けた取組を促進するとともに、県・市町社会福祉協議会等の関係団体や民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ・ 日常生活自立支援事業に係る財源確保や制度の必要な見直しを国へ提言するとともに、社会福祉協議会等と連携して、事業の効果的な実施に取り組みます。あわせて、関係団体等と連携し、成年後見制度の利用推進に向けた課題や支援策等についての検討を進めます。
- ・ 県福祉人材センター等と連携し、引き続き離職者の介護資格取得や学生等の介護分野への参入を促進するとともに、求人求職者のマッチング支援に取り組み、福祉・介護分野における人材確保等を図ります。
- ・ 重点項目を中心にメリハリのある指導監査を引き続き実施し、監査の結果、改善指導が必要な法人等には確認監査を実施します。また、不適切な運営を行っている法人等について、重点的に指導監査を実施します。
- ・ 本県におけるパーキングパーミット制度として、「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、さまざまな主体と連携して、定着に向けた普及啓発活動を進めます。また、学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- ・ 個別の状況に対応した支援プログラムやハローワークと連携した就労支援対策により、被保護者の自立を支援するとともに、生活保護の適正な実施や被保護者の自立支援を行うため、福祉事務所職員の実務研修を充実し、資質の向上を図ります。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
福祉サービス 利用援助を活 用する人数	—	1,150 人	1,450 人	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
	1,026 人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
福祉サービス利用援助事業の契約人数が増えることは、高齢者や障がい者の権利が守られ、適正な福祉サービスの利用につながると考えることから、目標項目として選定しました。				認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね 100 人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。

施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 青木 正晴

電話：059-224-2321

- ・ 地域住民による日常的な支え合い活動の輪が広がるように、市町や地域の関係機関に対する普及・啓発を行うとともに、日常生活自立支援事業の効果的な実施や、成年後見制度の課題等について検討を進めます。
- ・ 市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の円滑な導入と定着を図ります。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,700	4,483			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
民生委員・児童委員活動件数	519,755 件	530,000 件	562,000 件	福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の年間活動件数

対応する基本事業

14301

地域福祉活動と権利擁護の推進

目標項目を選んだ理由

地域で相談支援活動を行う民生委員・児童委員の活動が活発になることが、地域福祉活動の推進につながると考えることから、目標項目を選定しました。

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるとともに、現在の欠員を解消し充足させることなどにより、平成 24 年度は平成 23 年度実績の約 10,000 件の増加をめざして、目標値を設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値

24 年度  
目標値

27 年度  
目標値

目標項目の説明

介護関係職の求人充足率

25.6%

29.2%

40.0%

県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合

対応する基本事業

14302

福祉分野の人材養成・確保

目標項目を選んだ理由

介護関係職の求人に対してどれだけ充足されたかということが、福祉・介護人材の確保の状況をあらわす指標として適当であると考えことから、目標項目として選定しました。

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

一般事務職の求人充足率が 50%程度であることをふまえ、平成 27 年度の目標値を 40%と設定し、その実現に向けて、平成 24 年度は平成 23 年度実績の約 3%の増加をめざして、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.6%	79.0%	80.5%	社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において適正と認められた法人の割合

## 対応する基本事業

14303

## 福祉サービスの適正な確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
利用者に対し、よりよい福祉サービスを提供するため、適正な運営を行っている社会福祉法人が増えることが重要であることから、目標項目を選定しました。	適正な運営を行っている社会福祉法人が、過去5年間で2.5%増えたことをふまえ、毎年度0.5%ずつ増やすことをめざし、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	22件	45件	120件	ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数

## 対応する基本事業

14304

## ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるためには、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを推進することが重要であることから、目標項目を選定しました。	平成23年度の実績に加え、UDアドバイザー、市町、社会福祉協議会等との連携による「車いす利用者用駐車区画マナーアップキャンペーン」の取組件数、UDのネットワークづくり事業による取組件数およびUDアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校等との連携によるUD学校出前授業数を合わせて4年間で約100件取り組むことをめざし、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
生活困窮者等の就労・増収達成率	41.9% (22年度)	50.0% (23年度)	50.0% (26年度)	就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合

## 対応する基本事業

14305

## 生活困窮者の生活保障と自立支援

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
生活保護受給者の経済的自立につながる、就労支援プログラムの活用による就労・増収達成率を用いることにより、自立に向けた取組状況が測定できることから、目標項目として選定しました。	過去の実績が40%前後であることから、厳しい経済情勢もふまえ、平成24年度は50%をめざし、その後もその水準を維持していくことを目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,122人	1,145人	1,145人	戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数

対応する基本事業

14306

戦傷病者等の支援

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
戦傷病者や戦没者遺族が各種支援事業へ参加していただくことが重要であると考えことから、目標項目を選定しました。	高齢化による戦傷病者等の減少をふまえ、平成22年度の水準1,145人を平成24年度以降も維持することを目標値として設定しました。



平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。  
また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

平成 23 年度の取組概要

- ・「三重県地球温暖化対策実行計画(平成 24 年度～平成 32 年度)」の策定
- ・大規模事業所における温室効果ガス削減の取組促進（地球温暖化対策計画書（平成 23 年度～平成 25 年度）の作成：298 事業所）
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム\*(M-EMS)の普及啓発の実施（新規認証取得：29 社）
- ・地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（啓発者数：27,342 人）
- ・小学生を対象とした地球温暖化対策に係る教材(DVD)の制作及び、企業、小学校、行政等が連携して環境教育を進める「キッズ ISO14000 プログラム\*」の取組を県内 20 の小学校において実施
- ・企業の担当者を対象としたエコドライブの指導者養成講習会等の実施
- ・環境学習情報センターにおける講座、イベント等による環境教育、啓発活動の実施（環境教育参加者数：29,454 人）
- ・グリーンニューディール基金を活用した市町、県の公共施設の省エネ対策等の実施

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・平成 32(2020) 年度における温室効果ガスの排出量を平成 2(1990) 年度比で 10%削減するとした「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、「産業部門」をはじめオフィス・店舗等の「民生業務部門」、「家庭部門」、「運輸部門」の各部門において取組を進めていく必要があります。
- ・県内の温室効果ガス排出量に占める割合が約 6 割と高い産業部門については、引き続き、取組を促進し、着実に削減していく必要があります。
- ・県民の省エネ・節電に対する意識は高まりましたが、意識の高まりが必ずしも取組につながっていないところがあります。
- ・温室効果ガス削減の取組は、各主体において行われていますが、それぞれが個々の取組に止まっており、さまざまな主体が連携して進めていく必要があります。
- ・環境学習の拠点である環境学習情報センターが行う講座やイベント等への参加者数は前年度に比べ 3%増加していますが、小中学校の社会見学が昨年度に比べ 15%減少しています。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- 地球温暖化対策を進めていくにあたって、三重県特有の課題を解決するための地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めます。
- 大規模事業所における取組を促進するため、地球温暖化対策計画書制度の見直しの検討を行うとともに、中小事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E MS)の普及拡大を図ります。
- 家庭からの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動等を通じて、省エネ等の具体的な手法やその効果がわかるような数値を示すこと(見える化)により、県民一人ひとりのさらなる取組につなげていきます。
- 個々の主体による温室効果ガス削減の取組に加え、さまざまな主体が地域で連携した取組を進めるため、観光地において、電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業を選択・集中プログラムの中に位置づけ、スマートライフ推進協創プロジェクトとして実施するなど、まちづくりの観点からも削減の取組を進めていきます。
- 現実に進行しつつある地球温暖化(気候変動)に適応していくため、本県の地形や気候等の特性を踏まえ、県域における将来の気候を予測し、その影響について調査を行います。
- 環境学習情報センターが行う講座やイベント等の充実に、引き続き努めるとともに、減少傾向にある社会見学については、小中学校や関係機関への広報活動を強化し、より多くの子どもたちに環境学習の機会を提供していきます。

なお、数値目標の「環境教育参加者数」については、指定管理者制度の導入により、この3年間で1.4倍と大幅に増えており、平成22年度の水準(28,557人)を維持することを目標に29,000人としましたが、平成23年度の実績が29,454人と目標を超えたことから再設定し、30,000人をめざすこととしました。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
温室効果ガス 排出量の基準 年度比(森林 吸収量を含む)	—	+6.3% 以下(22 年度)	+1.5% 以下(25 年度)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。
	+3.6% (21年 度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
国や他の自治体等が、温室効果ガス排出量の削減率を示す際に用いる一般的な指標であり、取組成果としてわかりやすいことから選定しました。				平成20年秋のリーマンショックによる影響が大きかった平成21年度の値ではなく、その前年の平成20年度の値(+9.7%)に基づき設定しました。

## 施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話：059-224-2305

地球温暖化は、人類や生態系に深刻な危機をもたらす環境問題のなかでも特に重要な問題であり、これまでの環境負荷低減の枠組みの中での取組に止まらず、エネルギー問題等も含めた総合的な枠組みの中で、取組を進めていく必要があります。そのため、今年度は、こうした視点に立って、地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めるとともに、昨年度策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に進めていくことで温室効果ガスの削減をめざします。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	441			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22 年度)	+0.6% 以下 (23 年度)	+2.4% 以下 (26 年度)	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の平成 22(2010)年度に対する増減比率

## 対応する基本事業

15101

## 温室効果ガス排出削減の取組推進

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されており、その8割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。

大規模事業所について、県が提出を求めている地球温暖化対策計画書の取組をもとに目標値を設定しました。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)

246 件

290 件

420 件

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数

## 対応する基本事業

15102

## 環境経営の促進

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

温室効果ガス削減には、環境経営の取組が重要であり、その普及状況を示す指標であることから選定しました。

平成 27 年度の目標値(420 件)の達成に向けて必要とされる新規認証件数の年平均を目標値として設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
環境活動参加者数	4,957人	5,300人	6,000人	環境行動を促進するために地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員等により、実施する講座等への参加者数

## 対応する基本事業

15103

## 環境行動の促進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんの自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、意識面、行動面における啓発活動が重要であり、その浸透を示す指標として選定しました。	平成27年度の目標(6,000人)の達成に向けて、必要な増加分の年平均を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
環境教育参加者数	29,454人	30,000人	33,000 (29,000)人	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数

## 対応する基本事業

15104

## 環境教育の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
環境学習情報センターは、環境保全に係る講座やイベント等を実施している環境教育の拠点であり、その参加者数は、環境教育の状況を示す指標であることから選定しました。	当初、22年度の現状(28,557人)を維持することを目標として、27年度目標を29,000人としていましたが、23年度に既にこの数値を達成したことから、今後は、環境教育講座等に重点を置いた取組を進めるとともに、イベント内容のさらなる創意工夫を行うこと等により、24年度から毎年度、概ね1,000人ずつ増加させることを新たな目標とし、24年度目標値については30,000人と設定しました。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

平成 23 年度の取組概要

- ・子どもを対象とした啓発資材作成等の普及活動実施や、市町へのごみ処理に係る技術的支援を行うなど、ごみゼロ社会実現プラン\*の取組を推進
- ・紀伊半島大水害で発生した災害廃棄物について、県内団体との災害応援協定に基づき処理を支援。東日本大震災のがれきの広域処理について、市長会や町村会との合意に向けて調整
- ・多量排出事業者等に産業廃棄物処理計画の策定指導等を行うなど、排出事業者責任の徹底や減量化等 3 R に向けた取組を進めるとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用
- ・(財)三重県環境保全事業団の新産業廃棄物最終処分場についての支援及び溶融処理事業の課題について運営協議会で協議
- ・産業廃棄物の不適正処理事案等については迅速な対応を行い、早期発見・早期是正し、又は未然防止するとともに、文書による法令遵守の徹底を図り、悪質事業者に対しては、改善命令、措置命令や告発を行うなど、厳正に対処
- ・不適正処理事案等の県民からの通報等には速やかに現場に赴き、的確に対応。地域の団体や民間事業者等、さまざまな主体と連携した、不適正処理事案等の早期発見、早期是正
- ・生活環境保全上の支障等が生じている産業廃棄物の不適正処理事案の是正を進めるとともに、継続的なモニタリングが必要な事案について、周辺環境の安全性を確認
- ・廃棄物の資源化等を促進し、排出量を削減するための調査研究の実施

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・一般廃棄物の 3 R の推進により、最終処分量（平成 22 年度 55 千 t →平成 23 年度（速報値）52 千 t）は減少しましたが、1 人 1 日当たりのごみの排出量（平成 22 年度 966g /人・日 →平成 23 年度（速報値）994g /人・日）は紀伊半島大水害の影響により増加しました。今後は、一層削減していくため、関係主体と連携し、重量ベースで約 3 割を占める生ごみの資源化等の 3 R 推進や県民の皆さんへの普及啓発が必要です。
- ・紀伊半島大水害の災害廃棄物について関係機関等の支援を得て処理が進められました。また、東日本大震災のがれきの広域処理について、市町との連携に向けた協議を進めました。今後、がれきの広域処理に関する取組を行うとともに、東南海地震等における災害廃棄物処理の初期対応に備えるため、東日本大震災を例にした課題整理が必要です。
- ・産業廃棄物の 3 R の推進により産業廃棄物の最終処分量（平成 22 年度 305 千 t →平成 23 年度（速報値）291 千 t）は減少しましたが、一層の削減や適正処理を進めていくため、多量排出事業者等において処理計画に基づく取組を行うとともに、電子マニフェスト\*の普及促進、優良な産廃処理業者の育成活用などの処理責任を徹底する取組を行っていく必要があります。
- ・産業廃棄物の再生利用率（平成 22 年度 36.9% →平成 23 年度（速報値）37.5%）は増加し、新たに 18 製品をリサイクル認定製品として認定（全認定製品数 90）しましたが、再生利用率の向上に向け、有効な再生資源であるバイオマス系産業廃棄物の 3 R をさらに進める必要があります。

- ・災害廃棄物の受け入れ機能も有する(財)三重県環境保全事業団の新しい産業廃棄物最終処分場について、引き続き支援を行い、整備を進める必要があります。
- ・県民、事業者等からの不法投棄に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に赴き、事情の聴取等を行って適切な対応を図ったことで、その全てについて早期対応が終了し、是正途上にある事案も僅かとなっています。
- ・新規の不法投棄件数は8件であり、平成22年度の18件に対して大きく減少し、8件中5件が撤去済、2件が撤去中となっています。
- ・生活環境保全上の支障等が生じている産業廃棄物の不適正処理事案について、四日市市大矢知・平津事案で平成23年11月に具体的な対策工法に係る実施協定書を地元自治会長と知事との間で締結するなど、不適正処理の是正に向けた取組を進めました。  
これまで、平成24年度までの時限立法である産廃特措法の延長を国へ要望してきたところであり、法律の延長をふまえて、本格的な支障除去対策に着手していく必要があります。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「もったいない」という環境意識の普及啓発や、食品残さを循環利用するための制度の構築、生ごみ減量化に取り組む市町への技術的支援を行います。また、RDF\*焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。
- ・東日本大震災のがれきの広域処理について、安全性確保のためにガイドラインを策定し、対応可能な市町からマッチング調整を行うなど、早期の受入処理に向けて、市町と一体となった取組を進めていきます。また、災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるため、大規模災害に備えた調査、検討を進めます。
- ・産業廃棄物については、事業者による適正管理計画策定などの自主的な取組を促進するとともに、バイオマス系産業廃棄物等を対象にしてリサイクル、エネルギー利用に関する調査・検討を行います。
- ・産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、多量排出事業者を中心として電子マニフェストの普及や優良処理認定業者の育成・活用を図るとともに、高濃度PCB廃棄物の適正処理を促進します。
- ・環境修復が必要な4つの不適正処理事案について、計画的かつ迅速に事業を進めて県民の安全・安心を確保するとともに、監視体制の充実や、民間パトロールの活用等、さまざまな主体との連携により、不適正処理の未然防止や早期発見に取り組めます。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	—	352 千トン 以下 (23年度)	306 千トン 以下 (26年度)	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
	360 千トン (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進めることによって、廃棄物の最終的な処理プロセスとなる埋立処分量の低減につながることから、その成果が反映される最終処分量を目標項目として選定しました。</p>				<p>一般廃棄物の最終処分量は過去の推移と今後の廃棄物処理施設の整備状況をふまえて将来推計し、目標値を設定しました。 一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成22年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画で設定した目標値の考え方をふまえ、目標値を設定しました。</p>

### 施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 渡辺 将隆 電話：059-224-2375

- ・ 廃棄物の3Rや適正処理を一層進めるため、県民への普及啓発、市町の取組への技術的支援や排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、バイオマス系廃棄物の循環利用を促進するなどの取組を進めます。
- ・ 東日本大震災のがれきの広域処理について、早期の受入処理に向けて、市町と一体となった取組を進めていくとともに、大規模災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるための調査、検討を進めます。
- ・ 不法投棄等不適正処理の未然防止や早期発見に引き続き徹底して取り組むとともに、産業廃棄物の不適正処理事案への対応等については選択・集中プログラムの緊急課題解決プロジェクトに位置づけ、生活環境保全上の支障の除去等必要な措置を講じ、県民の安全・安心の確保に努めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,015	1,445			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	966 g/人・日 (22年度)	951 g/人・日 (23年度)	913 g/人・日 以下 (26年度)	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値
対応する基本事業		15201	ごみゼロ社会づくりの推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民、NPO、事業者の皆さん、行政などのさまざまな主体による一般廃棄物の発生抑制に向けた努力の成果としてわかりやすく、かつ、従来から調査しているため数値の継続性があり、国の取組指標の一つでもあることから目標項目として選定しました。		廃棄物処理計画における目標値をふまえ、平成22年度の現状値に基づき将来予測をし直し、さらにこれまで実施してきた家庭系ごみの有料化等のモデル事業の成果の普及を見込み目標値を設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22年度)	39.2% (23年度)	42.2% (26年度)	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合
対応する基本事業		15202	産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
産業廃棄物の再生利用の状況をあらわす指標として、再生利用量と比較し経済情勢の変化に伴う影響が少ない再生利用率を目標項目として選定しました。		平成22年度の現状値を基に、廃棄物処理計画における目標値と整合するよう、平成24年度の目標値を設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	440トン 以下	370トン 以下	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量
対応する基本事業		15203	不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
廃棄物の不法投棄は、早期発見し対応することにより、規模の拡大を防ぐことができることから、早期発見・早期是正の効果を図る目標項目として選定しました。		平成22年度の現状値を基に、廃棄物処理計画における目標値と整合をとりつつ、4年間で20%の削減をめざすこととして、目標値を設定しました。		

【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 三重県の生物多様性を保全・活用するための基本的な取り組み方向を示した「みえ生物多様性推進プラン」を策定
- ・ 希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにするため、平成 26 年度の策定を目指して「三重県レッドデータブック\*」の更新作業に着手
- ・ 農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシについて猟期の延長を実施
- ・ 今後 5 年間の鳥獣保護事業の基本的な考え方を示した第 11 次鳥獣保護事業計画と農林産物被害の減少に向けたニホンジカとイノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定
- ・ 自然環境保全地域（祓川）で生態系維持回復調査を実施
- ・ 平成 16 年台風 21 号及び紀伊半島大水害により被害のあった大杉谷登山歩道の災害復旧を進め 82%の区間で復旧が完了
- ・ 紀伊半島大水害により被災した飛雪ノ滝野営場の災害復旧に着手
- ・ 鬼ヶ城周回線や東海自然歩道などの自然公園施設等を 12 箇所整備
- ・ 34 箇所の生物多様性の保全活動を促進
- ・ 「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」を改正

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 三重県の生物多様性の保全と利用を進めていくための「みえ生物多様性推進プラン」を策定しました。しかし、現状では生物多様性の保全活動は 34 箇所にとどまっており、さらなる活動促進が必要です。
- ・ さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進するために、「三重県レッドデータブック」の更新作業について、県民の参画を得ていくことが重要です。
- ・ ニホンジカやイノシシの猟期の延長を行いました。農林産物への被害の減少には繋がっていません。
- ・ 自然公園施設の災害復旧に取り組んだ結果、平成 24 年度には大杉谷登山歩道の開通区間が拡大します。また、紀伊半島大水害にて被災した飛雪ノ滝野営場の復旧工事においては、早期復旧のため工事を発注しましたが、洪水により流入した土砂の排土場所の確保が難しかったことから進捗が遅れています。
- ・ 自然公園等の管理については、景観や生態系、自然公園施設の適正な管理を進めていく必要があります。
- ・ 死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、迅速に対応する必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえの生物多様性推進プラン」の理解促進のため、身近な自然環境や生物の多様性から私たちが享受している恩恵や、その利用を持続可能なものとする必要性について普及啓発を行います。
- ・県民の皆さんの参加を得て、県内の希少野生動植物の現状把握を行い「三重県レッドデータブック」の更新作業を進めます。また、専門知識や必要な情報の提供などを行い、NPO等が自発的に行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を促進します。
- ・農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシについて、捕獲頭数等の制限緩和を進めて捕獲を促進し、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- ・県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供できるよう、施設情報などわかりやすい情報発信に努めます。また、これまでに被災した自然公園施設等の復旧整備や自然環境に配慮した河川や海岸等の整備・保全を進めます。なお、飛雪ノ滝野営場については、施行委任を受けた環境省直轄事業と県の復旧工事を計画的に進めます。
- ・自然公園や三重県自然環境保全地域等を県民の参画も得た活動等も加え適正に管理し、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- ・死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、家畜保健衛生所と連携して、情報等の共有を図り迅速に対応します。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
生物多様性の 保全活動実施 箇所	—	44か所	74 か所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動 および里地里山の保全活動の実施箇所数の合 計
	34 か所	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県民の皆さんやNPO団体等による生物多様性保全活動など、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動の状況を示すものであることから、目標項目として選定しました。</p>				<p>生物多様性に係る保護活動箇所数を年間 10 か所ずつ増やしていくこととしており、平成 24 年度には 44 か所とする目標数値を設定しました。</p>

施策責任者からのコメント

農林水産部 次長 西村 文男 電話：059-224-2501

- ・生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともに行うことをとおして、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進します。
- ・農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣について、制限緩和を進めて捕獲を促進するとともに、他の鳥獣被害対策との連携を進めることで、被害の軽減を図ります。
- ・紀伊半島大水害等で被災した自然公園施設等の早期復旧を図ります。また、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組を進めるなど、県民の皆さんの自然とのふれあいを推進します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	105	230			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
ニホンジカの推定生息頭数	51,800 頭 (22 年度)	49,000 頭	10,000 頭	県内に生息するニホンジカの推定生息頭数

## 対応する基本事業

15301

## 生物多様性保全の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
農林産物被害の特に大きいニホンジカについて、推定生息数を目標項目として選定しました。	地域的に著しく増加しているニホンジカに対し、個体数または生息密度等の目標を設定し保護管理していく計画(特定鳥獣保護管理計画)の目標数値と整合するよう、平成 24 年度は 49,000 頭を目標値として設定しました。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

自然環境の新たな保全面積(累計)	—	3ha	163ha	新たに「自然公園特別地域」、「自然環境保全地域特別地区」に指定された面積および新たに「里地里山保全活動計画*」の認定を受けた面積の合計
------------------	---	-----	-------	---

## 対応する基本事業

15302

## 自然環境の維持・回復

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
自然環境を改変する行為が規制されている区域および保全活動が計画されている区域の新規指定面積の合計であり、面的に自然環境の保全の状況を示す指標であることから、目標項目として選定しました。	「みえ生物多様性推進プラン」の目標に合わせ、景観や生物多様性などで特に重要な地域を平成 27 年度までに新たに約 160ha 指定するとして数値目標を設定しており、平成 24 年度は、「里地里山保全活動計画」を 3ha 認定することを目標としました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
自然とのふれあいの場の満足度	81.4 %	82.0%	85.0%	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度（5段階で利用者の満足度合いをアンケートで調査するうち、最上位評価とする5「満足」および次の評価とする4「おおむね満足」の割合）
対応する基本事業		15303		自然とのふれあいの促進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
自然とのふれあいを推進するためには、快適に自然とふれあえる場が確保されているかが重要なことから、自然公園内の施設等の利用者の満足度を数値目標として選定しました。		自然公園施設利用者の満足度は、これまでの5年間で5%向上し80%となっていることから、目標年度（平成27年度）までにさらに5%向上させ、満足度を85%にすることを目標として設定しており、平成24年度は82%を目標としました。		

【主担当部局：環境生活部】

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準\*が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

平成23年度取組概要

- ・29測定局で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果をホームページに掲載
- ・工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数53、その他の立入工場・事業場数793）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物\*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ・NO<sub>x</sub>・PM法\*対策地域において、平成32年度を目標年度とするNO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の策定に向け、関係者による協議会を4回開催し、窒素酸化物等の削減目標量や計画目標達成のための方途等について審議
- ・光化学スモッグ予報\*を3日、延べ5地域に発令し、光化学スモッグ\*による被害を未然に防止  
なお、光化学スモッグによる被害報告はなし
- ・47河川62水域、4海域8水域におけるBOD\*、COD\*等の水質測定並びに地下水30地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ・工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数246、その他の工場・事業場数455）し、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・総量削減計画（第7次）及び総量規制基準を策定し、今後の伊勢湾への汚濁負荷を一層削減
- ・海岸漂着物に関する実態調査を実施したほか、関係者による地域協議会、地域ワークショップを開催し、海岸漂着物処理推進法に基づく「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定
- ・海岸漂着物の清掃活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施。また、海岸漂着物の体験型イベント、名古屋市内でのシンポジウムを開催
- ・生活排水処理アクションプログラムは平成22年度が中間年度であることから、社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ見直しを行うとともに、市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が76.5%（平成21年度）から78.0%（平成22年度）に進捗

## 平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 県内の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、平成 23 年度は、浮遊粒子状物質の環境基準達成率が黄砂の影響で、41%（速報値、12 測定局／29 測定局）にとどまる見込みですが、二酸化硫黄や二酸化窒素等はすべての測定局で環境基準を達成する見込みで、おおむね良好な大気環境を維持しています。なお、発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる 53 工場・事業場で実施しましたが、基準を超過した施設はありませんでした。
- ・ 現在作成中のNO<sub>x</sub>・PM総量削減計画において、平成 32 年度までにNO<sub>x</sub>・PM法対策地域で大気環境基準を達成するためには、これまでの取組では計画の目標を達成できないおそれがあり、新たな対策が必要な状況となっています。
- ・ 光化学スモッグ予報等が毎年発令されていることなどから、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ・ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 56%（平成 23 年度）であり、近年 60% 弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。このため、平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 平成 23 年度の立入検査において排水の自主測定頻度を調査したところ、約 7 割の事業者は適切であったものの、測定を行っていないまたは頻度等が大幅に不足する事業者が約 1 割あり、不適切な水質管理が明らかになったことから、改善を徹底する必要があります。
- ・ 海岸漂着物の実態調査により、鳥羽市答志島の奈佐の浜には、伊勢湾内の他海岸の平均値の約 27 倍もの廃棄物が漂着していることが明らかになりました。答志島等では、海岸景観だけでなく漁業への被害も生じていることから、平成 23 年度に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関や民間団体等が連携して対策を着実に実施する必要があります。また、併せて処理に係る財源の確保が課題となっています。
- ・ 海岸漂着物の発生抑制に伊勢湾流域圏全体で取り組むことが、平成 24 年 1 月の東海三県一市知事市長会議において合意されたことから、三県一市の連携により、効果的な対策等を早期に具体化していく必要があります。
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 16,000 名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ・ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均（86.9%）に比較してまだ低く、単独浄化槽（約 11 万基）や汲み取り世帯（約 5 万世帯）が多く残されている状況です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・NOx・PM総量削減計画における流入車対策については、道路管理者、運輸業者、荷主及び県・市等で構成する検討会議を設け、関係機関と連携して実効性がある具体策を検討します。
- ・光化学オキシダントについては、主な原因物質である揮発性有機化合物等の削減対策が有効であることから、多量に排出する工場・事業場を中心に、立入検査を通して、揮発性有機化合物等の排出抑制を指導していきます。
- ・公共用水域等の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、引き続きコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・工場・事業場の規模や水質変動など実態に即した排水の自主測定を徹底するため、頻度等が不十分な事業者に対して重点的な立入検査を行います。また、平成 24 年 6 月から地下水汚染防止のため、有害物質使用特定施設等に構造基準等が適用されることから、有害物質に係る事業場の立入検査も強化します。
- ・水生生物の保全に向け、早期に環境基準の類型あてはめを要することから、平成 24 年度中に県内 43 河川を対象に実施します。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく取組を着実に実施するため、関係機関、民間団体等の協議により地域の実状に応じた対策を進めます。
- ・東海三県一市の海岸漂着物対策検討会では、本県がリーダーシップを取り、流域圏での情報共有、発生抑制の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。また、海岸漂着物対策では、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、連携・協力を強化するとともに、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ・伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ・生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助制度を創設するなど、県費補助制度を改正したところであり、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。

### 県民指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.9 %	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
	76.7 % (速報値)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。				全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

豊かな自然に恵まれた三重県の美しい森・川・海や良好な大気環境を、現在及び将来の世代が引き続き享受できるよう保全していく必要があります。

このため、伊勢湾再生や海岸漂着物など、県域にとらわれず流域の全体で連携しなければ解決が難しい問題や、逆に一部地域の交通集中に伴う自動車排出ガスの局所大気汚染など、それぞれの課題解決に向けて、最適な手法を柔軟に選択しながら、より良い三重の環境づくりをめざします。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	17,552			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	99.2 %	100 %	100 %	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域へ排出される排水(いずれもダイオキシン類含む)が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合

対応する基本事業

15401

大気・水環境への負荷の削減

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

大気・水環境への負荷の削減の推進にあたっては、発生源である工場・事業場の排出基準が守られることが最も重要であることから選定しました。

排出基準は、全ての工場・事業場において守られるべきものであり、目標値を 100% に設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0 % (速報値)	100 %	100 %	NOx・PM法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合

対応する基本事業

15402

自動車環境対策の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率は、自動車排出ガスの影響を最もわかりやすく示す指標であることから選定しました。

NOx・PM法対策地域内において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準が地域内全ての大気環境測定地点において達成されることを目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
生活排水処理施設の整備率	78.0 % (22年度)	79.2 % (23年度)	82.8 % (26年度)	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合

対応する基本事業

15403

生活排水対策の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設の推進が極めて重要であることから選定しました。	生活排水処理アクションプログラムの整備目標(目標年度:平成27年度、整備率:84.0%)の達成に向けて、平成24年度目標値(23年度実績)を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475人	19,000人	26,500人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数

対応する基本事業

15404

伊勢湾の再生

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	平成27年度の目標達成に向け、現在の参加者による継続的な活動に加え、毎年約2,500人の新規参加者を見込み、平成24年度は19,000人としました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
調査研究成果件数	3件	4件	4件	大気環境および水環境の保全や改善に貢献する調査研究成果を公表したテーマ数

対応する基本事業

15405

環境保全のための調査研究の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
大気・水環境の保全に関する調査研究を進めるにあたっては、その報告が活用されることが重要であり、成果でもあることから選定しました。	施策目標の達成のために必要と考えられる、調査研究テーマ数を設定しました。(社会情勢に応じて要求される研究(3テーマ)、行政分析等の改良・開発に関する研究(1テーマ))



【主担当部局：環境生活部】

### 平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・平成 23 年 3 月に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組の進捗管理
- ・人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進を目的とした研修会への講師派遣等の支援
- ・人権に関する取組を通じた企業の社会的責任（CSR）に関する啓発、研修等の支援
- ・さまざまな広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、及び参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動
- ・「三重県人権教育基本方針」（平成 21 年 2 月改定）に基づき、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育むための、教育活動全体を通じた取組の推進
- ・人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした、県内各種相談機関の相談員対象のスキルアップ講座の開催、及び相談員相互のネットワーク形成
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動が各地域で展開されることを目的とした、ボランティア養成講座の開催

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・地域においてさまざまな主体により人権に関わる自主的な取組が展開されており、人びとの人権意識は高まりつつありますが、平成 23 年中に津地方法務局管内で 515 件の人権侵犯事件が発生するなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生している状況です。このため、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に基づいた総合的な取組を引き続き推進していく必要があります。また、人権を取り巻く社会環境が変化していることから、県民の人権意識を的確に把握することが必要です。
- ・さまざまな主体と連携・協働して人権施策を推進していくには、身近な地域社会のあらゆる場面に人権の視点を根付かせていく、人権が尊重されるまちづくりの取組が重要です。
- ・県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、人権啓発をより効果的、効率的に推進していく必要があります。
- ・人権についての知識に関して、一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお、子どもたちの生活の中にある差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校だけでなく、家庭や地域と一体となった人権教育を推進する必要があります。また、子どもや地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組が市町教育委員会で展開されるよう、引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていく必要があります。



- ・インターネット上の差別的な書込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・人権に関する県民意識調査を実施し、施策への活用を図るとともに、インターネット社会における人権問題など新たな課題への対応について検討を進めます。
- ・人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、講師派遣等の支援事業の地域拡大を図ります。また、市町が行う隣保事業に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ・県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくことができることを目標として、テレビ・ラジオでのスポット啓発といった感性に訴える啓発や、人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発、スポーツ組織と連携した啓発イベント等を実施するとともに、出前講座や出張型啓発活動を積極的に行うなど、誰もが人権を身近に感じてもらうためのさまざまな取組を実施します。
- ・人権啓発の実施にあたっては、地域特有の人権課題とともに、災害時の人権問題や虐待の問題といった人びとの関心が高い課題等をテーマとして取り上げるなど、県民の皆さんの理解がより深まるよう工夫していきます。
- ・各実施主体が担うべき役割をふまえ、相互に連携・協力関係を一層強化しながら、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育む、総合的かつ効果的な人権教育を進めます。具体的には、学校だけでなく、保護者や地域住民等と一体となって取り組むネットワークを構築するなど、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るためにさまざまな取組を実施します。
- ・人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。また、インターネット上の差別的書込み等に対応するための人材育成支援として、モニタリング活動のリーダーを養成する講座を開催します。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	—	27.0%	33.0%	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
	24.9%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の意識に現れるものと考えられることから、目標に選定しました。				県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4年間で8.0%増加させることをめざしていることから、平成 24 年度の目標値を 27.0%と設定しました。

- ・偏見等による差別や人権侵害は未だに発生していることから、県民の皆さんの人権意識を把握し、住民組織、NPO・団体、企業などさまざまな主体と連携して人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。
- ・県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え行動に移していくことができるよう、参加型の啓発や総合的かつ効果的な人権教育を進めます。
- ・インターネット社会における人権問題等、新たな課題について検討を進めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	647			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	903 人	950 人	1,040 人	講師・助言者派遣等の県の支援を受け、地域において開催される「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数

対応する基本事業

21101

人権が尊重されるまちづくりの推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

地域住民等の学習の機会が広がることにより、人権が尊重されるまちづくりが進展することから選定しました。

平成 23 年度実績値を基点として、毎年、50 人程度参加規模を増加させていくことをめざしていることから、平成 24 年度の目標値を 950 人に設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値

24 年度  
目標値

27 年度  
目標値

目標項目の説明

人権イベント・講座等の参加者数

38,649 人

39,500 人

41,000 人

人権尊重社会の実現のため、県が開催する人権啓発イベント・講座等への参加者数

対応する基本事業

21102

人権啓発の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県の開催する人権啓発イベント等への参加者数を増加させていくことが、人権尊重の理解や認識の普及につながると考えられることから選定しました。

平成 22 年度実績(38,931 人)を基点として、毎年 500 人ずつ参加規模を増加させていくことをめざしていることから、平成 24 年度の目標値を 39,500 人に設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	41.2%	55.0%	70.0%	子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合

## 対応する基本事業

21103

## 人権教育の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
人権教育は総合的な教育であり、解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、総合的・系統的に取組をすすめることが、すべての子どもの学力や社会に参画する力を保障することにつながると考えられることから選定しました。	各中学校区に1校ずつの割合で作成されている現状値をふまえ、10年後にすべての公立小中学校および県立学校で作成することをめざしていることから、平成24年度の目標値を55.0%に設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	994人	1,050人	1,200人	人権に関わる相談員の資質向上を目的として開催する研修会の受講者数

## 対応する基本事業

21104

## 人権擁護の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
市町や民間施設等の相談員の人材育成を行うことにより、相談体制の充実につながることから、相談員の資質向上のための研修機会を提供することを目標項目として選定しました。	民間相談機関等に積極的に参加を呼びかけることにより、毎年50人ずつ受講者を増加させていくことをめざしていることから、平成24年度の目標値を1,050人に設定しました。

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

平成 23 年度の実施概要

- ・「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（平成 23 年 3 月策定）」の「第一期実施計画」を平成 24 年 3 月に策定
- ・NPO、市町、企業等と連携・協働して、意思決定の場への女性の参画促進に関するセミナーを実施するとともに、ネットワークを構築
- ・市町に対して、男女共同参画基本計画等の策定にかかる働きかけを実施
- ・三重県男女共同参画センターを中心に、県民の皆さんへの学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発を実施（三重県男女共同参画センター主催事業参加者 16,286 人）
- ・「みえチャレンジプラザ」を拠点に女性の就労支援相談を実施（相談件数 791 件）
- ・女性の社会参画に役立つ企画力や広報力の向上を図るセミナーなどを実施
- ・企業等に対して、男女共同参画の取組や女性の就業環境の整備に関するコンサルティングや研修などを実施
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発（12 か所）やセミナーを実施。性別に基づく暴力等の防止のリーフレットなどを作成。また、被害者に対する相談・保護・自立支援を行うとともに、高校生等若者を対象とした学校出前講座（33 回 32 校）等を実施

平成 23 年度の実施の検証（得られた成果、残された課題）

- ・政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 24.7%となるなど女性の参画は徐々に進んでおり、引き続き各種の取組を推進していく必要があります。
- ・市町においては、基本計画等を策定した市町は 3 町増えて 14 市 9 町になりましたが、6 町において未策定であり、引き続き市町の事情に応じ支援を進める必要があります。
- ・固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画意識の一層の普及が必要です。
- ・女性の就労問題の一つである労働力率のいわゆる M 字カーブは、本県の場合、平成 22 年国勢調査の結果では、25～29 歳で 77.4%あったものが、30～34 歳では 68.6%と 8.8 ポイント落ち込み、40～44 歳で 76.0%に戻る形となっており、M 字の谷である 30～34 歳が平成 17 年より 5.5 ポイント上昇したものの、依然として女性の潜在能力が十分に発揮されていない状況にあることから、女性の社会参画に対する支援や就業環境の整備促進に一層取り組む必要があります。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）\*に関する相談件数が多いことなどから、性別に基づく暴力防止のための啓発や被害者支援の一層の推進が必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・三重県男女共同参画審議会による各部局の施策実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図ります。
- ・NPO、県民、企業、市町等と協働し、意思決定の場への女性の参画を促進するためのモデル事業を、地域において進めます。
- ・市町に基本計画等の策定を働きかけるとともに、担当者研修を行うなど市町への支援を進めます。
- ・三重県男女共同参画センターにおいて、さまざまな講座・セミナーの開催、研修講師の派遣および情報誌の発行を行うなど、男女共同参画意識の普及に積極的に取り組みます。その中で、男性にも男女共同参画の意義が伝わるよう、男性向け講座の開催やフォーラムへの男性参加率向上の工夫も行います。また、県民や市町との協働により、地域における啓発などに取り組みます。
- ・女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、県内の4か所において定期的に専門の相談員による就労支援相談を実施します。また、企業等に対し女性の就労継続に取り組むよう働きかけます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、セミナーや街頭啓発の実施、リーフレットの作成・配布を行うなど、啓発を進めます。特に、いわゆるデートDV防止のための出前講座を行うなど、若年層への啓発を強化します。また、被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	—	15.0%	18.0%	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
	13.9%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
男女共同参画社会の進展は、社会全体における男女の平等感にあらわれると考えられることから選定しました。				「男女共同参画の社会づくり」にかかる各種の取組を進めることにより、年1%程度増加させることを目標に15.0%と設定しました。

- ・「男女共同参画の社会づくり」のためには、男女が共に意思決定の場へ参画することが不可欠です。国においては「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度に」との目標を掲げ取組を進めており、県においても、女性の意思決定の場への参画を一層促進します。
- ・「男は仕事 女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなど、男女共同参画意識の普及が十分とはいえない状況です。効果的なわかりやすい啓発活動を進めます。
- ・女性は男性に比べ潜在能力が十分に発揮されているとはいえない状況にあることから、就労をはじめとする女性の社会参画を支援します。また、女性の能力発揮促進のため積極的な取組を行っている企業等が少ないことから、企業等への働きかけを行います。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	164			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7%	28.7%	地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合

対応する基本事業

21201

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県および市町の審議会等において女性の登用が進むことは、政策・方針決定過程への男女共同参画が進展していると考えられることから選定しました。

県内における女性の登用促進を図ることにより、年1%増加させることを目標に 25.7%と設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0%	45.0%	三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合

対応する基本事業

21202

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

男女共同参画意識の普及を進める上で、特に男性に男女共同参画の意義が伝わるのが重要であり、また、男女共同参画フォーラムは三重県男女共同参画センターが開催する主要な事業であることから選定しました。

フォーラムの内容の工夫等により、年6%強増加させることを目標に 30.0%と設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	24.6%	27.0%	女性の管理職への登用や職域拡大等のポジティブ・アクションに取り組んでいる企業等の割合
対応する基本事業		21203	働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
企業等の男女共同参画の取組の促進が、特に働く場における男女共同参画につながると考えられることから選定しました。		企業等に働きかけることにより、年1%程度増加させることを目標に24.6%と設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12か所	15か所	24か所	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数
対応する基本事業		21204	性別に基づく暴力等への取組	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
DV被害者が相談機関に相談する割合は、約7%と低いため、被害が深刻化する前に対策を進める必要があり、特に、被害者に身近な地域において県、市町および関係機関が協働し、相談を促進するための効果的・継続的な啓発を実施する必要があることから選定しました。		平成27年度までに現状の倍とすることをめざし、12か所増やす目標を設定したことをふまえ、平成24年度は15か所と設定しました。		

【担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・多言語情報提供HP（英語、ポルトガル語、スペイン語）での行政・生活情報提供の実施
- ・外国人住民相談窓口の設置及び外国人住民向けに、専門家による相談会を6回開催
- ・日本語指導ボランティア研修（初級、ブラッシュアップ）を2回実施
- ・外国につながる子どもが将来に夢を持てるよう、先輩の成功事例を収めた「キャリアガイドDVD」を作成
- ・外国人住民向け防災訓練、災害時に外国人住民を支援するサポーター研修を各2回開催
- ・県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」を12回開催
- ・医療通訳ボランティア研修を2回開催
- ・海外技術研修員として日本語教師を8名受入
- ・市、経済団体、NPO等と実行委員会を構成し、多文化共生啓発イベントを桑名市で開催
- ・市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援の取組を支援
- ・外国人児童生徒の日本語習得や学校生活への支援を行う外国人児童生徒巡回相談員（11名）の派遣及び市町が設置する「初期適応指導教室\*」へ支援
- ・電話等による教育相談に対応する外国人児童生徒教育専門員（1名）を教育委員会事務局に配置
- ・専門的な知識や技能をもつ外国人児童生徒教育コーディネーター（2名）を学校に派遣

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「三重県市町多文化共生ワーキング」では情報の共有を図るとともに、災害時指さしカード等のツールの作成など、地域の抱える共通課題の解決に向けた取組を行いました。
- ・外国人住民は定住化傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活面での問題が顕在化しています。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民の抱えるこれらの課題解決に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・特に、災害時には、外国人住民は日本語によるコミュニケーションが困難であったり、災害に関する知識や経験を持たないことから、言語や文化等の違いに配慮した情報提供や地域住民と連携した外国人住民向け防災訓練、やさしい日本語の普及等に総合的に取り組み、地域社会への参画を進めていく必要があります。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が多く在籍する市では、教育委員会と関係機関との連携による保護者からの就学相談窓口の設置など、就学支援の体制が充実されました。また、初期適応指導教室では、個に応じた指導により、生活言語の習得や、円滑な学校生活への適応が図られました。
- ・外国人児童生徒巡回相談員や外国人児童生徒教育コーディネーターを派遣し、学校生活への適応指導や日本語指導の適切な指導や助言を行い、学校での指導体制の充実につなげることができました。外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけるためには、今後も一層の教育支援を行っていく必要があります。



- ・こうした取組により、さまざまな主体間の連携や共通認識もできはじめており、それぞれが多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備が着実に進みつつあります。
- ・今後は、外国人住民が地域社会の一員としてさまざまな地域活動に参加・参画する機会を増やしていくことが求められます。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・価値観の違いや文化的背景を互いに理解しあい、外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境を創っていくため、多文化共生イベントをはじめとする啓発活動に取り組めます。
- ・言葉の壁や文化の違いから生じる課題を解決するため、コミュニケーション能力の向上をめざし、日本語指導ボランティアの育成による地域の日本語教室の支援、映像を活用した防災等の生活上必要な情報の多言語での提供、「やさしい日本語」の普及等に取り組めます。
- ・外国人住民が地域社会で安心して暮らせるよう、多言語での相談窓口の設置、医療通訳ボランティアの育成、地域住民と連携した外国人住民向け防災訓練の実施などに取り組めます。こうした取組を通じて、外国人住民が災害時にあっても地域を支える一員として活動できるよう努めます。
- ・外国人住民を含む県民一人ひとり、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体が対等な立場で連携して多文化共生社会を創っていけるよう、ネットワークづくりに取り組めます。
- ・外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の多言語化への対応を充実するとともに、外国人児童生徒が学ぶ楽しさを感じられるよう、学校生活への適応指導や日本語指導の充実に向けて取り組めます。
- ・日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム\*）の実践研究（三重県モデルの確立）による学力・進路保障に取り組めます。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に、外国人生徒支援専門員及び日本語支援員を配置し、日本語支援に係る取組の充実を図ります。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
多文化共生に取り組む団体数	—	160 団体	200 団体	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数
	146 団体	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
多文化共生には、多様な主体との連携が不可欠であり、県の取組により、国際交流活動が活発化し、多文化共生への理解を進めることによって、県および地域における多文化共生、国際化等に取り組む企業、ボランティア団体等の増加につなげていくという考えから選定しました。				多文化共生に取り組む団体が増加することにより、地域での自主的な活動が活性化することから、毎年10団体程度の増加をめざして設定しました。

- ・多文化共生社会づくりには、市町をはじめとしてNPO、経済団体等のさまざまな主体とネットワークで取り組むことが不可欠です。このため、それぞれの主体と取組方向、課題を共有し、引き続き連携して事業を実施していきます。
- ・外国人住民を地域社会の活性化に向けての主体として捉え、地域社会でその能力が充分発揮できるよう総合的な取組を進める必要があると考えます。特に外国人住民のコミュニケーション能力向上や多言語での情報提供等に積極的に取り組んでいきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	186			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
日本語指導ボランティア数	655 人	670 人	700 人	県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数

対応する基本事業

21301

外国人住民との円滑なコミュニケーション支援

目標項目を選んだ理由

外国人住民が、生活基盤を確立するためには、コミュニケーションを円滑に行うことが必要であることから選定しました。

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

外国人住民が日本語を学習できる環境づくりのため、日本語教室で活動するボランティアを、毎年10名程度の増加をめざして設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
セミナー、ボランティア研修等参加者数	279 人	350 人	500 人	多文化共生に関するセミナー、防災・医療等ボランティア研修への参加者数

対応する基本事業

21302

外国人住民の地域社会参画支援

目標項目を選んだ理由

県の開催する多文化共生に関するセミナーやボランティア研修への参加者を増やしていくことが、多文化共生の理解や認識の普及につながると考えられることから選定しました。

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

多文化共生社会づくりの担い手を育成するため、セミナー、ボランティア研修への参加者数を、毎年50人程度増加をめざして設定しました。



【主担当部局：環境生活部】

平成27年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

平成23年度 of 取組概要

- ・国の新しい公共支援事業を活用し、NPO法人の実態調査、NPOとさまざまな主体がめざす社会の姿を共有する「新しい公共推進指針（仮称）」（案）の検討、NPO活動に対する資源循環の仕組みづくりなど、NPOの活動環境の整備の推進
- ・NPO支援に関する調査研究や専門家育成など、中間支援組織がNPOを支援する機能の強化（9件）及びNPOの持続可能な事業モデルづくりを支援するなどのNPOの活動基盤の強化に関する取組の実施（10件）
- ・みえ県民交流センターにおける各種講座や相談会の開催およびホームページや情報誌による情報発信などの実施。併せて、市民活動センター情報交換会の開催などによる県内の市民活動センター等との連携の強化。また、市町や社会福祉協議会等と連携し、NPO支援や協働推進の基礎情報となる市民活動団体情報の定期更新・共有化の取組の実施
- ・NPOとさまざまな主体との協働を進めるモデル事業としてのNPO等からの協働事業提案募（11事業採択）の実施。併せて、事業の実践を通じて、協働のルールの推進や協働事業を検証・改善する仕組みの定着
- ・協働の現場で必要となるスキルやノウハウなどを学習するため、県・市町職員などを対象に、協働推進ファシリテーション研修などの実施（参加者数106人）
- ・ボランティア関係組織等と連携してみえ災害ボランティア支援センターを運営し、東日本大震災支援や紀伊半島大水害支援活動の実施
- ・災害ボランティアの活動が活発に行われるよう、活動を支援するための基金の設置

平成23年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「NPO法人実態調査」の実施により、NPO法人の組織体制や財政基盤が脆弱なことなどの運営上の課題、行政や企業などと連携・協働することについての考え方などが把握できました。
- ・市民活動団体情報の定期更新・共有化の取組を進めた結果、平成22年度に比べ138団体の情報が増加しました。
- ・新しい公共支援事業などを活用して、NPOの活動環境の整備を進めましたが、県民や企業等のNPOの活動に対する認知度はまだ低く、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）の循環が十分に進んでいません。
- ・NPO等からの協働事業提案などを通じて、NPOと行政、企業などのさまざまな主体が協働するきっかけ作りに取り組んでいますが、協働の必要性に対する認識は高まっているものの、実践

段階ではお互いの役割分担、目的の共有化、資源の提供方法などで意見が相違することもあり、協働の考え方の浸透と実践を促す取組が必要です。

- ・企業の社会的責任（CSR）に対する期待が高まる中で、企業においてNPOと連携した取組を検討する動きが広がっていますが、両者が出会うきっかけや場などが少なく、具体的な連携・協働につながっていません。
- ・未だ復興に至っていない東日本大震災の被災地や被災者への支援については、みえ災害ボランティア支援センターの活動を通じて、今後も継続して行っていく必要があります。
- ・災害時における災害ボランティアやNPOの円滑な受け入れと効果的な支援活動のため、平常時から、災害ボランティア活動を行うさまざまな主体によって形成される広域的な災害ボランティアネットワークを強化していく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「新しい公共推進指針（仮称）」の策定、新しい公共を支える資源循環の基盤づくり事業の実施などを通じて中間支援機能の強化等を図り、NPOの活動環境整備をさらに推進します。
- ・みえ県民交流センターにおいては、市民活動団体情報の定期更新・共有化の取組をはじめとする市民活動に関する情報の受発信や県内の市民活動センター等との連携に取り組みます。
- ・NPOからの協働事業提案などにより、NPOとさまざまな主体が「協創」を進めていくモデル事業を支援し、その事業プロセスの情報発信などを通じて、「協創」に対する理解を高めるとともに、推進する仕組みを整備していきます。
- ・また、NPOと企業の「協創」の現状や課題の的確な把握を行うとともに、「協創」を促進するために有効な仕組みの検討などを進めていきます。
- ・NPO、行政、企業などにおいて、「協創」の必要性を理解し、実践できる人材育成の取組を進めていきます。
- ・引き続き、ボランティア関係組織等と連携してみえ災害ボランティア支援センターを運営し、東日本大震災支援の活動を行います。
- ・平常時から、災害ボランティア受入訓練や研修会等を通じ、NPO・企業・団体・行政などさまざまな主体が連携するための広域的な災害ボランティアネットワークを構築します。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	—	12.5%	20.0%	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
	9.5%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
NPOが自らの力を十分に発揮し、自立して活動するだけでなく、できるだけ多くの県民がNPO活動に参加し、NPO活動の裾野を広くすることが必要であることから選定しました。				NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合を4年後に2倍にする目標に向け、4年間で約 1/4 ずつ増加させることをめざして設定しました。

- ・ 県民や企業等のNPOの活動に対する認知度はまだ低く、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が十分に提供されていないことから、協働事業提案などを通じて、さまざまな主体と協働するきっかけを作るとともに、引き続き活動基盤の整備を進めます。
- ・ 企業とNPOが連携した取組を進めるため、両者が出会うきっかけづくりなどに取り組んでいきます。
- ・ みえ災害ボランティア支援センターの活動を通じ、今後も継続して東日本大震災の被災地や被災者への支援を行っていきます。
- ・ 災害時におけるボランティアやNPOの円滑な受け入れと効果的な支援活動のため、平常時から、訓練や研修会等を実施するとともに、さまざまな主体が連携するための広域的なネットワークを構築します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	232			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
NPO 法人に対する寄付金総額	124,938 千円 (22 年)	140,000 千円 (23 年)	200,000 千円 (26 年)	NPO 法人の実績報告書に記載されている寄付金の総額

対応する基本事業

21401

県民の社会参画活動への支援

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんがNPOに参画する手段として、NPO 法人に対する寄付が主要な手段であると考えられることから選定しました。	NPO 法人に対する寄付金総額を4年後に2億円とする目標に向け、4年間で約1/4 ずつ増加させることをめざして設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
認定NPO 法人数	1 法人	5 法人	30 法人	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人(認定NPO 法人)の数

対応する基本事業

21402

NPO が活発に活動できる環境の充実。

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
組織基盤や活動内容が優れていることが必要である認定NPO 法人が増加するには、NPO 活動が支える環境が整備されていることが必要であることから選定しました。	4年後に県内のNPO 法人の5%にあたる 30 法人を認定NPO 法人とすることをめざしていますが、24 年度は、制度の周知等に時間を要することから、4年間の増加目標数(29 団体)の 1/4より少し低い設定としました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
NPOと県の連携・協働事業数	58事業	65事業	75事業	NPOと県が連携・協働して取り組んだ事業数

対応する基本事業

21403

NPOとさまざまな主体との「協創」の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
協創を推進させていくにあたり、県が率先してNPOとの連携・協働に取り組む、その範囲を拡大させていくことから選定しました。	協創への理解や実践を支援する仕組みを広げていくことで、平成23年度の現状の事業数に対して1割程度増加させ、平成24年度は65事業を目標として設定しました。

【主担当部局：教育委員会】

平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 学力向上アドバイザー（4名）をモデル地域の小中学校へ派遣し、国語、算数・数学等の具体的な指導方法等の工夫改善についての指導・助言を実施
- ・ 各市町教育委員会担当者による学力向上推進会議およびモデル校の教員等による地域別学力向上推進会議を各2回開催
- ・ 国における小学校1年生の35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生を基準とした35人学級（下限25人）をはじめとする、子どもたち一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育の推進
- ・ 授業実践研究等を実施し、高校生の課題解決力やコミュニケーション力を育成
- ・ 高等学校におけるインターンシップ拡充支援や望ましい勤労観・職業観育成などキャリア教育の推進
- ・ 就職支援相談員（6名）を高等学校15校に配置し、就職を希望する高校生の進路実現に向けた取組を支援
- ・ 教職員の経験や役割に応じた研修を体系的に実施するなど、研修内容・方法の改善を行いながら、研修講座を延べ439講座実施
- ・ インターネットを活用した研修(ネットDE研修)208講座を公開
- ・ 問題行動や不登校などの未然防止、早期発見・早期対応の観点から、スクールカウンセラーを高等学校31校、中学校159校、小学校76校に配置
- ・ 平成23年度道徳教育総合支援事業（文部科学省）において三重県道徳教育推進会議を開催
- ・ 私立学校および私学団体に対して助成を行い、私学教育をめぐる環境の維持向上や保護者等の経済的負担の軽減を実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 学力向上アドバイザーによる授業参観や校内研修会への参加・助言により、モデル校の研修会が活性化し、教職員の日常的な授業改善へとつながりました。また、学力向上推進会議、地域別学力向上推進会議を開催し、各市町や各学校の学力向上に向けた取組について、情報交換・情報共有を行うことにより、学力向上に向けた取組の活性化を図ることができました。
- ・ 客観的な学力調査の実施により、子どもたちや学校の「強み」「弱み」を把握する取組は進んできましたが、各学校によって分析の仕方や結果の活用等にばらつきが見られます。また、子どもたちの学習意欲の向上を図るため、さらに、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- ・ 小学校1年生の35人学級編制の実施により、少人数学級の対象が拡大され、きめ細かな指導の充実につながりました。



- ・学力向上に向け、より一層指導方法の工夫改善に取り組む必要があります。
- ・公開授業の実施等による授業改善や教育課程の工夫改善により、高校教育の特色化・魅力化に努めてきましたが、今後は、グローバルな視点を持った生徒の育成に向けて、より一層の改善を図る必要があります。
- ・県立高等学校卒業生の就職内定率は前年度とほぼ同率（96.4%）となりました。今後、小・中・高等学校において、各学校段階を通じたキャリア教育を進めるとともに、就職マッチングの取組を充実させる必要があります。
- ・研修講座やインターネットを活用した研修（ネットDE研修）などの教職員研修を延べ約4万人が受講し、教職員の自己研さんの場とすることができました。
- ・今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあり、授業力をはじめとして教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。
- ・スクールカウンセラーの配置については、希望する中学校全てに配置することなどにより、不登校児童生徒数が減少傾向を示すなど一定の成果が見られましたが、今後は、未然防止の観点から、小・中学校間の一層の連携を進めるための支援が必要です。
- ・三重県道徳教育推進会議において、各推進校の実践や研修等の交流を図り、道徳教育の充実に向けた方策等について検討しました。今後は、優れた実践事例を県内に広く普及させていくことが必要です。
- ・私立学校を取り巻く環境は少子化、国際化、情報化の進展などにより大きく変化しており、県民の教育に対する期待は多様化し、一人ひとりの個性に応じた教育の推進が求められています。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・学力の定着と向上を図るため、全国学力・学習状況調査結果の分析に基づく授業改善の取組について、各市町教育委員会・学校への支援を行います。また、学力向上推進会議等を通じて、課題に対応した先進的な取組事例の収集や情報共有を図るなど、学力向上に向けた取組への基盤づくりを進めます。
- ・「学力向上県民会議（仮称）」を新たに設置し、学校・家庭・地域などさまざまな主体との連携・協力のもと、学力向上に向けた県民運動を実施し、県民総参加による取組を展開します。
- ・新たに小学校2年生の36人以上学級を解消し、少人数教育を推進します。
- ・学力向上に向けた実践推進校に非常勤講師を配置し、学校での取組を支援します。
- ・グローバルな視点をもって各分野のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、高等学校において理数教育や英語教育、職業教育等の充実に取り組みます。
- ・子どもたちが主体的に社会に参画する力を身につけられるよう、地域社会で活躍する卒業生等による授業実施や指導計画の策定など組織的・系統的にキャリア教育を拡充し、多様な主体との連携や、学校から社会・職業への円滑な移行に取り組めます。また、就職支援相談員の拡充による就職対策の充実に取り組めます。
- ・教職員の実践的な指導力の向上を図るため、教職員としての経験や役割に応じた研修を体系化するとともに、研修の活用度を把握するなど、個々の研修の効果を測定し、学校で活用できる質の高い研修となるよう改善を図ります。
- ・教職員の授業力向上に向けて、経験年数、校種の異なる教職員の相互研さんによる研修を実施するとともに、授業研究担当者を育成します。また、学校経営、学級経営力の向上に向けたファシリテーターを養成します。
- ・従来の取組に加え、小・中学校間の連携の観点から中学校区を単位として重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置するとともに、「子ども支援ネットワーク」\*の構築等を通じ、学校・家庭・地域が一体となり、いじめや暴力行為、不登校などの課題を解決し、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進します。

- ・ 道徳教育の一層の充実を図るため、各市町教育委員会が主体的に行う道徳教育推進の取組を支援し、その結果得られた成果を県内に普及させるとともに、教材を作成し、学校における適切な活用を通して、子どもたちに豊かな心が醸成されるよう取り組みます。
- ・ 私立学校の経常的経費等への補助を行うことなどにより、特色のある学校づくりおよび健全な学校経営を支援するとともに、保護者に対しては、経済的負担の軽減を図るための支援をします。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
学校に満足している子どもたちの割合	—	80.5%	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート(授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の4項目)」の平均値から算出した、学校に満足している割合
	78.7%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
学力の向上を図るためには、子どもたちの学習環境について把握し、改善していくことが必要であると考えられることから、目標項目として選定しました。				平成27年度の目標値を85.0%と設定し、毎年度約1.5%ずつ学校に満足している子どもたちの割合を高めることをめざして取り組むことから、平成24年度は、80.5%に設定しました。

## 施策責任者からのコメント

教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942

- ・ 各公立小中学校による学力向上に向けた主体的な取組が組織的・継続的に行われるよう、各市町教育委員会と連携して、支援に取り組みます。
- ・ 子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めるために県民運動を展開し、家庭での学習習慣、生活習慣の確立に向けて、他県の取組も参考にしつつ、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。
- ・ 子どもたちの学力向上に向け、きめ細かな少人数教育の充実に取り組みます。
- ・ 高校生の進路希望の実現を図るため、キャリア教育の一層の充実に取り組みます。
- ・ 教職員としての経験や役割に応じた研修を体系的かつ効果的に実施するとともに、教職員の授業力向上に向けた研修を実施することで、教職員の実践的な指導力を高めます。
- ・ スクールカウンセラーを重点的に取り組む地域に配置することで、いじめや暴力行為、不登校などの課題を解決し、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進します。
- ・ 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう努めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,867	16,170			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合

## 対応する基本事業

22101

## 子どもたちの学力の定着と向上

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
家庭や地域と連携し、子どもたちの学力の定着と向上を図る取組を計画的・継続的に進めることにより、授業内容を理解している子どもたちの割合が高まることから選定しました。	授業内容を理解している子どもたちの割合を毎年度約1%ずつ高めることをめざして取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新規高等学校卒業生が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	84.4% (22年度)	86.0% (23年度)	92.0% (26年度)	高等学校卒業生が、就職した県内企業に1年後就業している割合(100-県内企業に就職した高等学校卒業生の1年後の進路不適合による離職率)

## 対応する基本事業

22102

## 社会に参画する力の育成

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
生徒の社会に参画する力を育成することにより、児童生徒が勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、高卒就職者の早期離職率が下がると考えられることから、就職先に定着している率を目標項目として選定しました。	平成23年度現状値から約1.5%の増加をめざして取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	87.8%	91.0%	100%	教育委員会研修担当が主催・支援する実践的な研修のアンケートにおいて、「研修内容を自らの実践に活用できる」と回答した教職員の割合

## 対応する基本事業

22103

## 教職員の資質の向上

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
教職員が研修講座を受講する中で、自らの実践への研修内容の活用を測定することは、研修効果を高めるとともに、資質向上につながることから選定しました。	平成23年度に実施した一部講座のアンケート結果が87.8%であったため、毎年度3%程度の増加をめざして取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
1,000人あたりの暴力行為発生件数	4.0件	3.3件	3.0件以下	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)における本県の公立小中高等学校での暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数

## 対応する基本事業

22104

## 学びを支える環境づくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県内の学校における暴力行為等の問題行動については、生徒間暴力、対教師暴力などで依然として深刻な事案が発生しており、憂慮すべき状況への対応が求められていることから、目標項目として選定しました。	平成22年度現状値3.5件から毎年0.1件ずつ減少させることをめざして取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特色化教育実施事例数	71件	85件	100件	私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数

## 対応する基本事業

22105

## 私学教育の振興

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
私立学校が建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育に取り組んでいるかどうかの観点から選定しました。	近年の最高実施事例数80件よりも5件増加することをめざして取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。



【主担当部局：教育委員会】

### 平成 27 年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

### 平成 23 年度の取組概要

- ・学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めるための学校経営品質向上活動研修を実施
- ・学校経営品質向上活動ファシリテーター（管理職とともに学校の組織力を高めることのできる中核人材）を 51 名養成
- ・コミュニティ・スクールの実施校（小中学校 49 校、県立学校 1 校）及び調査研究中の学校（小中学校 6 校、県立学校 1 校）を中心に、成果と課題や今後のあり方について協議する三重県コミュニティ・スクール推進研究会議を 2 回開催
- ・平成 24 年度からの学校関係者評価の全県立学校への導入に向けた試行を県立学校 55 校において実施
- ・地域による学校支援の在り方等を検討する推進委員会を 2 回開催するとともに、学校と地域のボランティアをつなぐコーディネーター等の人材育成を図る学校支援等コーディネーター研修会を 1 回開催
- ・学校支援地域本部事業\*の実施市町による成果発表会を開催し、全公立小中学校へ事業報告書を配付
- ・「三重の文化」活用推進会議を 2 回開催し、教材「三重の文化」\*の活用を促進
- ・5 市教育委員会に「ふるさと三重」教育推進事業を委託し、郷土教育を推進

### 平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・学校経営品質向上活動の理念や考え方は浸透しているものの、学校の組織力を高めながら具体的な改善活動につなげていくことに課題がみられる学校もあります。
- ・公立小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入は 49 校で、他の都道府県と比較すると進んでいます。市町教育委員会とのさらなる連携を深め、全県的な広がりを目指します。
- ・既に多くの県立学校が学校関係者評価に取り組んでいますが、平成 24 年度からの全校導入にあたり、有効に機能する運営方法の確立や、具体的な成果につなげるための支援が必要となります。
- ・学校支援地域本部事業の実施校数は、平成 22 年度の 73 校園から 100 校園に増加しましたが、事業実施は 5 市町に留まっています。
- ・学校支援地域本部事業を実施していない市町においても、地域住民等による学校支援が多く行われており、地域が学校を支援するさまざまな仕組みの構築が必要です。
- ・「ふるさと三重」教育推進事業では、地域の身近な教育資源の活用など、5 市による郷土教育への積極的な取組が行われました。今後、取組の成果を当該 5 市（推進地域）の小中学校に普及することにより、推進地域全体で言語活動の充実や伝統・文化に関する教育の充実を図っていくとともに、各教科等における学習活動と相互に関連づけ、教育活動全体を通じて取組を進めていく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・地域に開かれた学校づくりの基盤として、引き続き学校経営品質向上活動の充実を図ります。
- ・公立小中学校にコミュニティ・スクールを中心とした仕組みの導入を図るため、全ての市町教育委員会との連携を強化するとともに、地域別の協議会を開催し先進事例等の情報提供を積極的に行うなど導入促進のための支援を行います。
- ・県立学校における学校関係者評価の義務化に伴い、保護者や地域住民等の理解を促進するとともに、評価結果に基づく改善活動を支援します。
- ・地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域による学校支援の体制づくりを促進します。
- ・教材「三重の文化」や郷土の文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して進めます。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	—	93.0%	100%	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合
	90.0%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
地域に開かれた学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みの導入が効果的であることから選定しました。				現状値 90.0%を起点として、平成 27 年度に 100%とするため、毎年度 2～3%の上昇を目標として、平成 24 年度の目標値を設定しました。

### 施策責任者からのコメント

教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942

- ・各学校における学校経営品質向上活動の取組状況を把握するとともに、各学校に応じた支援をすることにより、改善活動の活性化を図り学校の組織力を高めます。
- ・市町教育委員会と十分な意思疎通を図りながら、公立小中学校におけるコミュニティ・スクール等の導入を進めます。
- ・県立学校における学校関係者評価については、各学校の状況を十分把握しながら支援していきます。
- ・コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の仕組みは、あくまで活用手段であり、地域に開かれた学校づくりの目的を常に念頭に置きながら、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動を展開します。
- ・学校と地域が十分連携できるよう市町教育委員会と協力・連携しながら、三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を推進します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	36	48			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や地域住民等の参画を進めている県立学校の割合	—	40.0%	100%	学校関係者評価委員会の評価結果をもとに、学校運営や教育活動への保護者や地域住民等の参画を進めている県立学校の割合

対応する基本事業

22201

地域とともにある学校づくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
学校関係者評価の最終的な目的は、保護者や地域住民等との相互理解や協力関係を築き、学校運営や教育活動への参画につなげることであることから選定しました。	起点となる平成24年度は、県立学校70校のうち約30校で参画を進めていることを目標として、平成24年度の目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	—	80.0%	100%	子どもたちが郷土三重について主体的に学習を進めるための教材「三重の文化」を授業等で活用している公立中学校の割合

対応する基本事業

22202

地域で支える教育活動の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
「伝統や文化に関する教育の充実」は学習指導要領改定の重要な柱の一つで、全ての中学校で取組を進める必要があり、地域で支える教育活動の推進に効果的であることから選定しました。	平成23年度から活用についての周知・啓発に取り組んでおり、平成27年度に100%にするため、それに至るまでの第1段階として、平成24年度の目標値を80.0%としました。





平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用を図り、早期からの一貫した就学支援体制づくりを推進
- ・ 高等学校からの要請に応じて、発達障がい支援員（3名）による巡回相談や専門家チームの派遣を行い、専門的な助言等を通して、生徒に対する支援を充実
- ・ 特別支援学校 2 校に職業に係るコース制を導入
- ・ 職場実習や職場体験を取り入れたキャリア教育の推進、関係機関・企業等との連携による障がい者就労に係る理解啓発、職域開発支援員（14名）など外部人材を活用した特別支援学校生徒の職場実習先および就労先の開拓
- ・ 県立特別支援学校の「整備実施計画」に基づいた特別支援学校の厨房等の整備（2校）およびスクールバスの計画的整備

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用および保護者や医療・保健・福祉・労働等関係機関との連携が進み、障がいのある子どもたちの支援情報の引継が円滑に行える市町が増えてきた一方、幼稚園・保育所から小学校、中学校から高等学校への引継が円滑に進んでいない状況があります。
- ・ 高等学校においては、外部の専門家等を積極的に活用した相談支援体制づくりを進めてきましたが、「個別の指導計画」\*や「個別の教育支援計画」\*の作成率が、他の校種と比べて低い状態です。
- ・ 職業に係るコース制の導入による教育課程の改編を進めましたが、就労希望者の就労実現を図るために、生徒の特性と職種のマッチングを一層図る必要があります。
- ・ 「整備実施計画」に基づいた厨房等の整備により教育環境を整えましたが、児童生徒数の増加に対応するための施設整備は、今後も計画的に進める必要があります。
- ・ スクールバスについては、運行委託経費の削減に努めるとともに、児童生徒数の増加に対応するため整備を進めましたが、長時間乗車等の解消には至っていない状況です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・障がいのある子どもたちの支援情報が円滑に引き継がれる、早期からの一貫した教育支援体制の整備に向け、情報引継ツールである「パーソナルカルテ」\*の作成と、それを活用した支援体制の構築を進めます。特に、幼稚園・保育所から小学校、中学校から高等学校への情報の引継と活用を進め、支援体制の整備に取り組みます。
- ・生徒の特性と職種とのマッチングを図るための職業アセスメントの導入と外部人材によるマッチングを重視した職場開拓を進めるとともに、企業との連携による技能検定制度\*を導入した職業に関するコース制を設定します。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するため、「整備実施計画」に基づいた特別支援学校の適正配置を着実に進めます。
- ・スクールバスの老朽化、児童生徒数の増加への対応、通学時間の短縮等を考慮して、計画的な整備を進めるとともに、運行コース設定の見直し等を図り、通学に支障がないよう安定した運行ができる体制を整えます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	—	30.0%	30.0%	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合
	34.2%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、特別支援学校高等部卒業生の進学や就労の希望を実現する必要があることから選定しました。			外部人材による職場開拓の効果もあり、就労者の増加につながりましたが、これまでの進学および就労率や厳しい雇用状況をふまえ、30.0%以上を維持することを平成 24 年度の目標値に設定しました。	

施策責任者からのコメント

教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942

- ・障がいのある子どもたちの支援情報が円滑に引き継がれ、就学前から卒業まで一貫した支援を受けられる体制の充実と教職員の専門性の向上を図ります。
- ・引き続き、障がい者の厳しい雇用状況が予想される中、就労を希望する特別支援学校高等部卒業生の希望を実現するため、組織的・系統的なキャリア教育の充実や生徒の特性と職種のマッチングの促進、関係機関と連携した組織的な就労支援体制の構築を進めます。
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加やさまざまな緊急課題に対応するため、「整備実施計画」に基づき、特別支援学校の適正配置およびスクールバスの計画的な整備と運行を図ります。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,019	1,220			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	31.0%	50.0%	100%	県立高等学校の中で、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うための個別の教育支援計画を作成している学校の割合

### 対応する基本事業

22301

### 特別支援教育の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
支援を必要とする生徒の教育的ニーズに対応するため、個別の教育支援計画等中学校からの支援に関する情報を円滑に引継ぎ、相談支援体制の充実を図る必要があることから選定しました。	発達障がい支援員による巡回相談や各市町のパーソナルカルテの取組により、関係機関と連携しながら段階的に進める必要があることから目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	2校	3校	8校	知的障がい教育部門を設置している県立特別支援学校を中心に、職業に係るコース制を導入している学校数

### 対応する基本事業

22302

### 就労の実現

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に関するコース制を導入し、職業体験や職場実習を組織的・系統的に進めることは、就労率の向上に結びつくと考えられることから目標項目として選定しました。	知的障がい教育部門を設置している特別支援学校の中に、まず核となる実践推進校をつくり、コース制の導入を段階的に進める必要があることから、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
暫定校舎の教室数	18教室	10教室	0教室	県立特別支援学校の暫定校舎にある教室数

### 対応する基本事業

22303

### 学習環境の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
暫定校舎の教室数は、学校の整備を進めることで減少させることにつながり、安全・安心な学習環境を整備できると考えられることから、目標項目として選定しました。	「整備実施計画」に基づき学校の整備に取り組むことから、平成24年度の目標値を設定しました。



平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・防災教育に積極的に取り組む学校を「防災教育推進校」に指定（35 校）し、出前授業や地震体験、住宅の耐震化実験、タウンウォッチング、防災マップ作成など児童生徒の防災学習を支援
- ・学校における災害発生時の避難経路や緊急時の対応の確認などの安全点検、児童生徒等への防災教育、教職員の意識向上の取組を県立学校及び市町教育委員会に要請
- ・県教育委員会内に設置した学校防災緊急対策プロジェクトにおいて、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について＜指針＞」を策定し、指針に基づく取組を市町教育委員会、公立小中学校および県立学校に要請
- ・学校防災取組状況調査を実施し、その結果を受けて、県立学校および市町教育委員会に、防災対策・防災教育の一層の充実に向けた取組を要請
- ・児童生徒が、地震や津波等の災害に備え、学校での指導や家庭での話し合いをとおして、自ら命を守ることができるようになることを目的とした「防災ノート」を作成・配付し、全ての公立小中学校および県立学校に十分な活用を要請
- ・非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤を全県立学校（74 校）に整備し、防災機能を強化
- ・校舎等の耐震化の推進（県立学校 6 校 9 棟）
- ・県立学校におけるガラス飛散防止対策および非構造部材\*の点検の実施
- ・公立小中学校について、耐震化対策をはじめ、老朽化対策やバリアフリー化等を実施した市町への補助制度の活用など積極的な情報提供と助言

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・防災教育推進校の取組については、平成 16 年度から 8 年間にわたり延べ 214 校を指定し、他校の参考となる取組を生み出すなどの成果が得られました。
- ・学校における避難経路等の安全点検が平成 23 年 7 月までに全ての学校で実施され、見直しが進みました。
- ・平成 23 年度に防災対策・防災教育の指針を作成したことにより、学校防災のリーダーとなる教職員の養成や防災学習・避難訓練の支援が必要であることなど、課題と取組の方向性が明らかになりました。
- ・学校防災取組状況調査を実施し、現状を把握したところ、体験型防災学習や地域との連携など取組が十分でない項目があります。
- ・「防災ノート」を活用した学習が未実施の学校があるため、全ての公立小中学校および県立学校で実施する必要があります。
- ・学校の防災機能を強化するため、平成 23 年度に県立学校に非常用発電機、投光器、簡易トイレを整備しましたが、十分な状況ではありません。
- ・県立学校の平成 24 年 3 月 31 日現在の耐震化率は 98.2%となりましたが、今後、早期に耐震化を完了する必要があります。

- 平成 23 年 5 月 1 日現在の非構造部材の点検率、耐震対策率は、県立高校で 50.8%、46.7%、県立特別支援学校で 80.0%、58.3%、公立小中学校で 71.6%、28.4%となっており、今後、非構造部材の点検と耐震対策を可能な限り早期に実施する必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- 防災対策・防災教育の指針に基づき、防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するとともに、学校における防災マップづくりなどの体験型防災学習、地域住民等との合同の避難訓練や防災学習等の支援を行います。
- 学校防災取組状況調査を毎年度継続して実施し、学校における防災教育・防災対策のより一層の充実を図ります。
- 全ての公立小中学校および県立学校において、「防災ノート」を活用した学習が実施されるよう取り組みます。
- 県立学校において防災用毛布の備蓄等防災機能を強化するとともに、小中学校の防災機能を強化するため、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレの整備等の取組を支援します。
- 県立学校の建物等の耐震化対策について、最重点課題として平成 25 年度の完了に向けて取り組んでいきます。
- 県立学校の非構造部材について、教職員による点検に加え、専門家による点検を行うとともに、耐震対策を進めます。
- 公立小中学校の施設について、大規模地震に備えた耐震化対策をはじめ、老朽化対策やバリアフリー化等の多様なニーズにあった改修等を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を行います。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	—	63.0%	100%	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
災害発生時に、児童生徒の命を守るためには、地域で連携した取組が重要であることから選定しました。			平成 23 年度の割合を約 50%と想定し、平成 27 年度に全ての学校で実施していることを目標に毎年度一定の割合で実績値を上げていくこととし、平成 24 年度の目標値を設定しました。	

## 施策責任者からのコメント

教育委員会 副教育長 小野 芳孝 電話：059-224-2942

- 学校現場において、児童生徒、教職員が「自分の命は自分で守る」ため、「自助」の意識を持てるような学校の防災教育、学習を支援します。
- 児童生徒の安全確保を図るため、防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員の養成に取り組みます。
- 学校における防災機能を強化するため、県立学校に防災機器を配備するとともに、市町が実施する小中学校の防災機能整備の取組を支援します。
- 公立学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たすことから、耐震化対策を最重点課題として取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,288	2,251			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	—	100%	100%	公立小中学校および県立学校において、防災ノート等の学習教材を活用し防災教育を実施している学校の割合

対応する基本事業

22401

防災教育の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

災害に備え、学校での学習や家庭での防災対策に、防災ノート等の学習教材を活用することにより、防災教育の推進に貢献できることから選定しました。

平成 24 年度に防災ノート等を活用した防災教育に全ての学校が取り組んでいることを目標として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	—	50.0%	100%	公立小中学校および県立学校において、学校防災のリーダーとなる教職員が中核となり、学校の防災教育、防災対策に取り組んでいる学校の割合

対応する基本事業

22401

防災教育の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

災害に備え、児童生徒の命を守るために、学校の防災を推進するリーダーが必要であることから選定しました。

学校防災のリーダーを2年間で養成することを目標として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	—	10.0%	100%	県立学校の非構造部材の耐震点検結果に基づいて対策を講じた件数の割合

対応する基本事業

22402

防災対策の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

子どもたちにとって安全で安心な学校施設とするためには、非構造部材の耐震対策を実施することが必要であることから選定しました。

平成 24 年度に専門家による点検を実施し、その結果を踏まえて、初年度は対策を必要とする箇所の 10.0%に対策を行うことを目標として設定しました。





【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 「三重県子ども条例」（平成 23 年 4 月施行）のさまざまな媒体を活用した広報啓発活動の展開
- ・ 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の開設（平成 24 年 2 月 10 日開設 相談件数 982 件）
- ・ 子どもの生活実態や子どもと大人の意識や社会の状況をまとめた「みえの子ども白書」の発行
- ・ 地域の中で子どもを見守り、その活動を支える「みえの子育てサポーター」の養成（1,290 人）
- ・ 子どもの気持ちや大人の思いを伝える「一行詩コンクール」の実施（応募点数 6,967 点）
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進（1,048 会員）
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携した「子育て応援！わくわくフェスタ」の開催（来場者数 26,000 人）
- ・ 子どもを有害環境から保護する取組として「青少年健全育成協力店」運動の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県子ども条例」について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、主要駅等へのポスター掲示等各種広報および出前講座により普及啓発を行いました。認知度は 35%にとどまっています。子どもが豊かに育つ地域社会づくりのため、さらに条例の認知度向上を図っていく必要があります。
- ・ 「三重県子ども条例」に基づき、「こどもほっとダイヤル」の設置や「みえの子ども白書」の作成などを行いました。今後も引き続き、条例に基づく子どもの豊かな育ちのための取組を推進していく必要があります。
- ・ 「こどもほっとダイヤル」の開設以来、さまざまな内容の相談が寄せられており、その設置目的・役割を果たしているものと評価できます。今後、一層の周知を図るとともに、迅速・的確な支援ができるよう関係機関との連携を強化・推進する必要があります。
- ・ 「みえの子ども白書」としてまとめた調査結果を、子どもの育ちへの理解を促す取組に生かしていく必要があります。
- ・ 「みえの子育てサポーター」を今後も計画的に養成するとともに、自発的な実践活動につながっていくよう連携していく必要があります。
- ・ 「一行詩コンクール」は、平成 23 年度で 3 回目となりましたが、毎回前年度を上回る応募があります。引き続き、家族や地域の絆を再認識し、強化する取組として実施していく必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員数が目標（1000 会員）を超えましたが、企業・団体の自発的、自主的な取組として広がっていくよう連携をより強化する必要があります。

- ・ 子どもの有害環境からの保護をさらに推進するため、「青少年健全育成協力店」運動を推進していく必要があります。なかでも子どもが多く利用する店舗に対しては、重点的に取り組んでいく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 全ての県民の皆さんに「三重県子ども条例」の趣旨を広く知っていただけるよう、引き続き、条例に関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく取組を推進します。
- ・ 「みえの子ども白書」から見えてくる子どもと大人の意識の違いなどについてフォーラムを開催し、保護者や地域の大人の子どものに対する理解の浸透を図ります。
- ・ 「こどもほっとダイヤル」の幅広い広報に努めるとともに、悩みの解決を求める子どもに対してよりよい支援ができるよう関係機関との連携を推進します。
- ・ 子育てサポート公開講座等の開催により「みえの子育てサポーター」を養成するとともに、子育てに関する情報の提供等サポーターの実践活動に向けた支援を行っていきます。
- ・ 家族が互いの理解を深め、絆を再認識する機会として「一行詩コンクール」を実施します。
- ・ 地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」のさらなる会員拡大を図るとともに、「家庭の日」に関する取組などを通じて、自発的、自主的な取組が行われるよう連携を強化していきます。
- ・ 企業や団体の子育て支援の取組が主体的な活動につながっていくよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、家族や地域の絆を深める機会として「子育て応援！わくわくフェスタ」を実施します。
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入対象店舗のうち子どもの利用が多い店舗全てが、「青少年健全育成協力店」として登録していただけるよう働きかけ、子どもを有害環境から保護する取組を推進していきます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
「三重県子ども条例」の認知度	—	50.0%	100%	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合
	35.0%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
子どもの育ちや子育てを支える地域社会の実現をめざしていくためには、県民の皆さんに「三重県子ども条例」やその趣旨を理解していただく必要があることから、目標項目を選定しました。			最終年度で100%を達成するため、平成24年度はまず県民の半数の方に知っていただくことをめざして設定しました。	

- ・ 三重県子ども条例を推進する中で、子どもの育ちや子育てを支える地域社会の担い手である企業や団体等の取組が自発的、主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」および「みえの子育ちサポーター」との連携を強化していきます。
- ・ 家族の絆を深めるため、企業等に対して「家庭の日」に関する取組について働きかけるとともに、「一行詩コンクール」などの事業を通じて、家族が互いの理解を深め、思いやるきっかけづくりに取り組んでいきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	245	84			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
キッズ・モニター 活用事業数	7事業	8事業	10事業	県政の各分野で、子どもの声を反映するため、キッズ・モニター(小学校4年生から高校3年生が対象のモニター制度)を活用した事業数

対応する基本事業

23101

子ども条例の普及と推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

「三重県子ども条例」では、県の施策の基本となる事項として、子どもが意見を表明する機会を設けることなどを規定していることから、目標項目を選定しました。

平成 27 年度に 10 事業を目標として、平成 24 年度は 1 事業増やすことをめざすため、平成 24 年度は 8 事業としました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	1,048 会員	1,155 会員	1,500 会員	子どもや子育て家庭を応援するためにさまざまな取組を進める「みえ次世代育成応援ネットワーク」を構成する企業や団体等の会員数

対応する基本事業

23102

家庭力・地域力の向上支援

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

子どもの育ちや子育てを地域で支えるためには、企業や団体等で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員数を増やしていくことが重要であることから、目標項目を選定しました。

平成 23 年度末での会員数見込 1,040 会員をもとに、計画期間中、毎年度 115 会員程度の加入を図ることをめざし、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	90.0%	92.5%	100%	「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入対象店舗の中で、子どもの利用の多い店舗のうち、青少年健全育成協力店として登録している店舗の割合
対応する基本事業	23103		子どもの保護対策の推進	
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
青少年の健全な育成のためには、関係業界の主体的な取組を促すことが重要であることから、目標項目を選定しました。	4年間で100%を達成するために、毎年度2.5%程度の増加をはかることをめざし、目標値として設定しました。			

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・待機児童の解消のため、安心こども基金を活用した市町が行う保育所整備の促進（6市15か所）
- ・待機児童の多くを占める低年齢児（0～2歳）の保育所入所を進めるため、低年齢保育実施市町を助成（20市町）
- ・市町が行う特別保育の実態を把握するため、特別保育実態調査を実施（平成24年2月調査）
- ・放課後児童クラブ指導員に対する研修の実施（3回）
- ・放課後児童クラブに対するニーズ調査の実施（平成23年12月調査）
- ・特定不妊治療費助成制度の初年度助成回数を2回から3回に拡充（2,010件）
- ・不妊に悩む夫婦や家族を対象とした専門電話相談の時間を延長（193件）
- ・ひとり親家庭の自立に向け、看護師等資格取得促進の給付金を支給（206人）
- ・県立草の実リハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を軸とした三重県における子どもの発達支援体制の強化を図るため外部委員による検討を行い、基本的な計画を策定
- ・乳幼児医療費助成制度の対象拡大等について市町と検討

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・市町と連携して、保育所の整備を進めていますが、近年の厳しい経済状況の中、働く母親の増加もあり、特に0～2歳児の待機児童が多いため、さらなる整備が必要です。
- ・特別保育実態調査の結果により明らかになった、各地域において異なる特別保育の実情および保育所利用者のニーズに的確に対応するため、市町と協議し、支援していくことが必要です。
- ・放課後児童クラブ等における障がいのある児童の受け入れ・対応について、指導員の相談窓口の周知が必要となっています。
- ・放課後児童クラブまたは放課後児童教室の設置率は82.0%（平成22年度）と全国的にも低位にあり、平成23年度に実施したニーズ調査をもとに地域の実情に応じ、市町と連携して取り組んでいく必要があります。
- ・晩婚化、晩産化の進行等により、特定不妊治療費助成件数は年々増加しています。特定不妊治療費は保険適応されず高額であることから、引き続き治療者の経済的負担の軽減措置が求められています。また、不妊専門相談の充実とともに、治療体験や情報の共有ができる機会の提供も必要です。
- ・ひとり親家庭の経済状況は依然として厳しい状況であり、また、生活支援の必要な方も多く、自立が進んでいるとはいえない状況であることから、自立支援のための取組が必要です。
- ・地域医療再生臨時特例基金を活用し、県立草の実リハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園について、子どもの発達支援の拠点として新たに、「こども心身発達医療センター（仮称）」を整備する方向性をとりまとめました。途切れのない支援の実現に向けて、関係機関と連携しながら、整備を進める必要があります。

- ・県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会において検討を行い、乳幼児医療費補助金に関する対象範囲を小学6年生まで拡大する報告を取りまとめました。円滑な実施に向けて市町や関係機関等との連携が必要です。



### 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・増加する待機児童の解消のため、市町が行う保育所整備について、引き続き安心こども基金を活用して支援をします。
- ・特別保育実態調査の結果をふまえ、市町や保育所関係者等と検討しながら、休日保育や病児・病後児保育を新たに始める市町の支援を進めます。
- ・放課後児童クラブ指導員のさらなる研修の充実や、障がいのある児童の受け入れ・対応に関して指導員が相談できる窓口の周知を図っていきます。
- ・ニーズ調査の結果を踏まえ、放課後児童クラブが必要な地域に設置されるよう支援をしていきます。
- ・特定不妊治療費は高額であることから、一部助成に係る県単独補助事業の所得制限を 300 万円未満から 400 万円未満に緩和し、支援を充実します。また、不妊に悩む夫婦の専門相談に引き続き取り組むとともに、夫婦同士の交流会や講演会の開催を行います。
- ・ひとり親家庭の自立に向けた支援等について、ひとり親家庭同士が情報交換する交流会を地域で開催することにより、ひとり親家庭の方同士のつながりを強化し、自立のきっかけづくりを促進します。
- ・県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備については、用地測量や造成・建築基本設計を着実に進めるとともに、医療・教育機関等との連携を図り、整備を進めていきます。
- ・安心して子育てできる環境を整備するため、平成 24 年 9 月から子ども医療費の助成対象を拡大します。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
低年齢児 (0～2歳) 保育所利用 児童数	—	12,200 人	12,950 人	入所待機となりがちな低年齢児(0～2歳)の保育所利用児童数
	11,962 人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
保育所に対するニーズは0歳から2歳児までの低年齢児が増加しており、子育て環境の整備には低年齢児への対応が重要であることから、目標項目を選定しました。				近年のニーズの増加傾向から、毎年度 250 人程度の増加に対する環境整備が必要であると見込み、目標値を設定しました。

- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備について、子どもの発達支援の総合拠点としての機能を担うため、医療、福祉、教育と連携して取り組みます。
- ・ 不妊相談検討会の開催や勉強会等により不妊専門相談センターの専門性を高め、さまざまな悩みへの支援を行うとともに、特定不妊治療費の助成対象を拡大することにより、不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けられるように取り組みます。
- ・ 市町や医療機関をはじめとした関係機関と連携して、子ども医療費の助成対象の拡大が円滑に行われるように努めます。
- ・ 放課後児童クラブ等の設置や運営の支援について、地域の実情に応じて市町との連携により進めていきます。
- ・ 国の子ども・子育て関連の制度改正の動向を注視し、特に低年齢児（0～2歳）が多くを占める待機児童解消のための保育所整備や地域ニーズをふまえたきめ細かいサービスの提供等について、引き続き支援を行います。また、市町や関係団体と連携し、地域の広域調整を行うなど適切に対応していきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,083	14,673			

活動指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	15 地域	16 地域	20 地域	病気または回復期にある児童を一時的に保育できる施設が確保されている地域数

対応する基本事業

23201

保育・放課後児童対策等の充実

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
児童の急な発熱等への対応は、全ての地域でニーズが高いため、より多くの地域で適切に対応することが求められていることから、目標項目を選定しました。	現在県内の1/2(15 地域)をカバーしていますが、市町での協議に時間を要することや人材確保の状況を勘案して、毎年度1地域ずつ増加していくものとなりました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
三重県不妊専門 相談センターへ の相談件数	193件	200件	220件	三重県不妊専門相談センターで不妊に悩む夫婦やその家族からの相談に対応した件数

**対応する基本事業**

23202

**母子保健対策の推進**

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
不妊に悩む夫婦に対する専門相談が治療者等の精神的、身体的苦痛を軽減することとなります。この専門相談を広く普及啓発し相談件数を増やすことが、安心して妊娠出産できることへとつながると考えることから、目標項目を選定しました。	平成23年度は相談時間の延長により計画期間中に、毎年度7件ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
ひとり親家庭情報 交換会参加者数 (累計)	36人	100人	1,000人	ひとり親家庭の親同士の話し合いや情報交換の場に参加した人数

**対応する基本事業**

23203

**ひとり親家庭等の自立の支援**

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
母子家庭の母親は、地域において孤立しがちであり、悩みなどを抱えながらも相談する機会がないため、情報交換会等において相互に情報を交換することで、母子家庭の母親同士のつながりが強化され、自立のきっかけをつかむことが期待できることから、目標項目を選定しました。	平成23年度は1か所で情報交換の場を持ちましたが、平成24年度は、開催地域を3か所にして実施することで、100人の参加をめざし、目標を設定しました。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

### 平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 児童相談に係る県の市町支援のあり方についての調査検討を実施
- ・ 児童相談所職員研修体系の見直しとともに、人材育成の考え方についての検討を実施
- ・ 11 月「子ども虐待防止啓発月間」中に、県内全域でオレンジリボンキャンペーンを展開し、児童虐待防止や虐待通告の重要性について啓発を実施
- ・ 中勢児童相談所一時保護所の増改築に着手
- ・ 産婦人科医、小児科医等が連携した出産前後からの親子支援の推進に向けた講習会を実施（66 名）
- ・ 親子支援事業について案内リーフレットを作成し啓発（母子手帳交付時配布）
- ・ 保護者のいない児童、虐待を受けた児童等児童養護施設などに入所している児童 542 人中 186 人（34.3%）に家庭的ケアを実施
- ・ 児童養護施設入所児童のうち小学生（135 人）に対して地域による学習支援を実施し、学習習慣や支援者との交流による社会性の醸成を支援

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果、市町の体制、取組状況が市町ごとに異なることが明らかになりました。今後、市町とともに子どもの命と尊厳を守るため、市町の実情に応じた組織的な支援を行う必要があります。
- ・ 児童相談所職員研修体系の見直しや人材育成の考え方についての検討結果をふまえ、研修体系を再構築しました。介入型支援や法的対応等に関する児童相談所の組織力を強化するために、職員研修の充実等による専門性の向上が必要です。
- ・ 県内各地でのオレンジリボンキャンペーンの実施により、児童虐待防止の輪が各市町間へ広がりましたが、さらなる県民の関心の喚起を図る必要があります。
- ・ 全国における虐待による死亡事例において 0 歳児の割合が高いことから、児童虐待の発生リスクの軽減と回避を図るため、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談相手のいない若年層に対する集中的な取組が求められています。
- ・ 新たにファミリーホーム 2 か所が開設されましたが、社会的養護が必要な子どもをできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、児童養護施設における小規模グループケア化や、里親・ファミリーホームへの委託等による家庭的ケアをより一層進める必要があります。
- ・ 児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援は、学習習慣の習得や社会性の醸成に効果的であり、施設や当該児童から好評であることから、引き続き実施することにより、児童の自立を支援していく必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- 平成23年度に実施した市町支援のあり方調査検討により作成した「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町との協議を行い、市町の実情に応じた支援を行うことにより、三重県全体の児童相談体制の強化をめざします。
- 平成23年度に再構築した研修体系に基づき、子どもの命と尊厳を守るため、介入型支援や法的対応等の新たな研修を行い児童相談所職員の能力向上に努めるとともに、児童相談所における中核人材としての福祉技術専門員の育成を図ります。
- 県民の皆さんが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるよう、関係団体との連携により、オレンジリボンキャンペーンを展開します。
- 中勢児童相談所一時保護所の増改築に取り組み、入所児童の生活環境の向上を図ります。
- 児童虐待を未然に防止する観点から、これまで以上に医療、保健、教育等関係団体と連携を深め、若年層に対する家族観の醸成を図るとともに、性の悩みや望まない妊娠等に対応するため、電話相談窓口の設置や思春期特有の悩みを相談できる仲間である思春期ピアサポーターの養成に取り組みます。
- 新たに三重県における社会的養護のあり方およびその将来像について検討を行うとともに、保護を必要とする児童に対する処遇の向上と自立支援のため、家庭的養護体制の充実を図ります。
- 児童養護施設に入所している小学生を対象に、引き続き学習支援を行い、入所児童の自立を支援します。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
児童虐待通告 に対する48時間 以内の安全 確認の実施率	—	100%	100%	児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合
	100%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
児童相談所運営指針に基づき、児童の安全確認のためには、48時間以内とする時間設定が望ましいとされていることから、目標項目を選定しました。			児童の安全を守るためには、安全確認を確実に実施すべきものであることから、毎年度100%達成を維持することを目標値として設定しました。	

## 施策責任者からのコメント

健康福祉部 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317

- 児童虐待の通告に対しては、常に危機管理意識を持って、市町や警察等関係機関との連携により、迅速・的確な対応を行い、子どもの命と尊厳を守ります。
- 児童虐待に係る未然防止の観点から、若年層に対する妊娠・子育て・出産に係る相談・支援体制の充実を図ります。
- 児童養護施設入所児童等をはじめとする要保護児童の生活環境の向上を図るとともに、家庭復帰や自立支援に向け、関係者・団体が一丸となって家庭的養護体制の充実に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,883	3,030			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町の児童相談 対応力向上のため に共に取り組んだ 件数	—	29 件	29 件	県が平成 23 年度に実施した市町支援のあり方 検討で判明した問題点・課題に対し、市町と共 に、児童相談の対応力向上のために取り組んだ 件数

### 対応する基本事業

23301

### 児童虐待対応力の強化

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
平成 23 年度に実施した市町支援のあり方 検討結果に基づき、各市町における児童 相談対応力の向上のためには、市町と共 に取り組むことが必要であることから、目 標項目を選定しました。	児童虐待の防止には、一義的に窓口となる 市町の対応力向上が求められており、県 が市町と取り組む、県全体で対応力を向 上させることが必要であることから、各 市町ごとに最低年 1 件の取組を行うこと をめざし、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
思春期ピアサポ ーター養成者数 (累計)	—	30 人	120 人	思春期ピアサポーター(思春期特有の悩みを 相談できる仲間)を養成した数

### 対応する基本事業

23302

### 児童虐待の未然防止の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
思春期特有の悩みや相談を共有し互いに 支え合える仲間であるピアサポーターを 養成することが、望まない妊娠を予防し、 若年層の虐待防止につながると考えるこ とから、目標項目を選定しました。	看護系大学生および高校生をピアサポーター として養成する人数を、毎年度 30 人ずつ 増やすことをめざし、目標値を設定しま した。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	34.3%	35.8%	43.0%	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭的ケア(乳児院、児童養護施設での小規模グループケアおよび里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合
対応する基本事業		23303	社会的養護が必要な児童への支援	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
子どもの健やかな育ちのためには、家庭的ケアを実施している環境で養育することが大切であることから、目標項目を選定しました。		児童養護施設における小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の新設(1か所、6人)と里親委託(2人)で合計8人(年1.5%の割合)を増やすことをめざし、目標値を設定しました。		

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

平成 27 年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。  
 また、地域に総合型地域スポーツクラブ\*が定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 体育担当教員を対象とした研究協議会、講習会の開催（12 回）
- ・ モデル市町（5 市町）、研究校（3 市 8 校）による子どもたちの体力向上に向けた取組の実践研究
- ・ 指導者研修と外部指導者の派遣による運動部活動の充実
- ・ 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」の推進に向けた三重県スポーツ推進審議会（5 回）及び三重県営スポーツ施設整備に係る専門委員会（3 回）の開催
- ・ みえ広域スポーツセンター\*を中心とした総合型地域スポーツクラブの育成支援（クラブ訪問：概ね各クラブ 2 回）
- ・ 第 5 回美し国三重市町対抗駅伝の開催
- ・ みえスポーツフェスティバルの開催



平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 教員を対象とした講習会、モデル市町・実践研究校の取組等を通して、子どもたちにとって楽しく魅力ある授業づくりや、適切な運動量が確保される授業に向けた工夫改善が進みました。その結果、本県の子どもたちの体力は、緩やかな上昇傾向にあり、新体力テストの総合評価が、体力合計点の高い「A」から体力合計点の低い「E」までの 5 段階評価で、「D」・「E」の子どもたちの割合が前年度よりわずかに減少し、「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合が増加しました。
- ・ モデル市町や実践研究校の取組を、県内全ての学校の取組へと広げ、子どもたちの体力向上に繋げる必要があります。
- ・ 新体力テストに継続的に取り組む小中学校の割合が、前年度より増加しました。新体力テストの結果を、子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」として有効に活用できるよう、全ての学校において新体力テストが継続実施されることをめざして取組を進める必要があります。
- ・ 中学校の保健体育科における武道の必修化に対応するため、教員を対象とした講習会等を通じて、教員の資質向上を図りました。平成 24 年度から、中学校の学習指導要領が全面実施となることから、安全かつ効果的な武道の授業が実施されるよう、引き続き、教員を対象とした講習会等を充実させる必要があります。
- ・ 中学校、高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導者を対象とした講習会等の開催により、運動部活動の充実を図ることができました。子どもたちの学校生活を充実させるとともに、体力向上を図るため、引き続き運動部活動への支援を進める必要があります。

- ・「第7次三重県スポーツ振興計画（H23～H26）」の推進に向け、三重県スポーツ推進審議会及び県営スポーツ施設整備に係る専門委員会を開催し、「第7次三重県スポーツ振興計画」の新たな取組内容の取りまとめを行うとともに、「三重県スポーツ施設整備方針」を策定しました。今後は、審議会において計画の進捗管理を行い着実な推進を図るとともに、整備方針を踏まえた具体的な整備について検討していく必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブが円滑に運営されるように、クラブ訪問による専門的な指導助言、各種研修会や講習会の開催、ホームページやリーフレットの作成による啓発等を行い、スポーツに親しむ環境整備を進めてきました。しかしながら、既存クラブにおいては、財政面、人材不足、活動場所の確保等、様々な課題を抱えています。今後も、クラブ訪問等による適切な指導助言や積極的な情報発信等を行うとともに、各市町や関係スポーツ団体との連携・協働をしながら、クラブの安定した運営と定着に向けた取組を行う必要があります。
- ・「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」では、県内全市町参加のもと、市町間の交流・連携を図り、一層の市町交流と県民の皆さんがスポーツをより身近なものに感じるという目的を果たすことができました。今後は、ジュニア世代を発掘・育成する機会とするとともに、市町の活性化と交流を目的とすることから、「する」「みる」「支える」といった様々な関わりを通じて、より多くの県民の皆さんが参加できる大会とする必要があります。
- ・みえスポーツフェスティバルでは、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図り、生涯にわたり、健康でいきいきとしたスポーツライフの実現を目指し65種目の種目別大会を県内各地で開催しました。参加者の満足度は概ね高く、また、すべての年齢層の参加を得ています。今後は、より一層の周知を図り、総合型地域スポーツクラブなどの参加を促進する等、大会の充実を図る必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・体育授業の工夫改善や地域のスポーツ指導者の学校派遣などによって、学校体育を充実させ、子どもたちの体力向上を図ります。
- ・モデル市町や実践研究校での取組の成果を、運動カードや冊子として体育の授業等で具体的に活用し、県内全ての小中学校での取組へと広げます。
- ・「データ提出のための新体力テスト」から、「子どもの成長をみるための新体力テスト」へと意識改革を図り、新体力テストの有効活用を進めます。
- ・学校における食育の推進など、健康教育を充実することにより、総合的に子どもたちの体力向上を推進します。
- ・中学校の保健体育科における武道必修化の趣旨や目的を踏まえ、市町教育委員会ならびに各武道団体と連携して、安全かつ効果的な武道の授業が実施されるよう取組を進めます。
- ・全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会の開催を視野に入れた取組を進めるとともに、引き続き外部指導者の派遣等による運動部活動の充実を図ります。
- ・三重県スポーツ推進審議会においては、幅広い分野や様々な立場からの意見をいただきながら、昨年度策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえ、県内のスポーツ施設の整備について、具体的な内容を検討します。
- ・スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、関係団体、企業等のさまざまな主体による「みえのスポーツ・まちづくり会議」（仮称）の設置、スポーツボランティアバンクやスポーツファンドの創設を行うとともに、「スポーツコミッション」をめざす市町の取組に対して、アドバイザーの派遣や積極的な情報発信等による支援を行います。
- ・県民の皆さんが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「みえ広域スポーツセンター」を中心として、クラブ訪問による専門的な指導助言、市町や学校・関係スポーツ団体との連携による効果的・効率的な支援、積極的な情報発信等を行うことにより、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着を図ります。

- ・「三重駅伝」(仮称)の開催により、スポーツを通じた市町間の交流・連携を深め一体感を醸成するとともに、「する」「みる」「支える」といった様々なスポーツへの関わりによって、県民のスポーツへの関心を高めます。
- ・第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会の開催により、世界の少年少女を招き、地域の少年少女と野球や交流行事を通じ、国際理解を深め、友情を育むとともに、平成23年の台風12号により被災された地域を勇気づけます。
- ・みえスポーツフェスティバルの一層の充実を図るため、実施種目団体はじめ関係団体の役割分担を明確にし、連携・協力体制を強化していきます。

### 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	—	55.0%	60.0%	e-モニターを活用した調査において、1週間に1回以上、運動やスポーツ(ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど)を実施している県民(成人)の割合
	53.7%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
県民のスポーツ実施率によって、スポーツの推進に係る県の取組の成果を評価できると考え、また、国や他県との比較もできることから目標項目として選定しました。			週に1回以上、運動やスポーツに取り組む県民の割合が、平成27年度には、6割が週に1回以上、運動やスポーツに取り組むようになることを目指して、まずは平成24年度に、その割合が55%になることを目指して目標値を設定しました。	

### 施策責任者からのコメント 地域連携部 次長 村木 輝行 電話：059-224-2985

- ・本県の子どもたちの体力は新体力テストの結果からも、全国の状況から見て低いことから、引き続き学校の教員を対象にした研修会・講習会の開催や外部人材の派遣等により、各学校の体力向上に係る取組について支援を行います。
- ・県民の皆さんが広くスポーツを支える仕組みづくりを進めるため、スポーツボランティアバンク、スポーツファンドの創設等を行うとともに、市町が取り組むスポーツコミッションを支援します。また、総合型地域スポーツクラブの活動を支援することにより地域スポーツを推進します。
- ・第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会、みえスポーツフェスティバル、三重駅伝(仮称)などのスポーツイベントが、市町、関係機関と協創して参加者、県民の皆さんが満足できるように取り組めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	558			



活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもの割合	71.9%	74.0%	80.0%	新体力テストのテスト項目(握力、50m走など8テスト項目)について、それぞれの測定結果を得点に換算し、合計点の高い「A」から合計点の低い「E」までの5段階に判定される総合評価において「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合
対応する基本事業		24101	学校スポーツの充実	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
三重県の児童生徒のうち、新体力テストの総合評価が「D」・「E」の子どもたちが、体を動かす楽しさや喜びを味わうことで、体力が向上し、結果として「A」・「B」・「C」評価へ上昇を図りたいことから、目標項目として選定しました。		新体力テストの総合評価が「D」・「E」と判定される子どもたちを減らし、平成27年度には「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合が80%になるように、毎年2%ずつの増加を目指して目標値を設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
総合型地域スポーツクラブの会員数	24,216人 (22年度)	24,750人	25,500人	地域の人たちが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数
対応する基本事業		24102	地域スポーツの活性化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
総合型地域スポーツクラブは、生涯にわたってスポーツに親しみ楽しむことができる環境づくりにつながるものと考えられることから、目標項目として選定しました。		最近数年間に設立された総合型地域スポーツクラブの会員数は、1クラブあたり平均250人です。設立済みの総合型地域スポーツクラブが、現在の会員数を確保するとともに、毎年新たに1クラブが設立されるよう、250人の増加を目指して目標値を設定しました。		

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

平成 27 年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 本県の競技力向上を効果的に推進する体制として「みえのスポーツ強化推進委員会」の設置と委員会の開催（3回）
- ・ 県内トップレベルの選手やジュニア選手の強化
- ・ 競技経験のない小中学生を対象とした新たな競技者の発掘（3競技団体）
- ・ 選手の競技力や指導者の指導力向上のため、スポーツ医・科学の知識を持つ専門家の派遣  
（3競技団体）
- ・ 指導者の資質向上を図るための研修会の開催（競技団体の指導者対象1回、ジュニア指導者対象1回、中学校・高等学校の運動部活動指導者対象3回）
- ・ 平成 33 年、第 76 回国民体育大会の本県開催の招致
- ・ 国内トップリーグに参加する県内のクラブチームに対する支援
- ・ 県営スポーツ施設の安全性の確保と利用者へのサービス向上・利用促進
- ・ 県営スポーツ施設の指定管理者との連携による効率的な管理運営
- ・ 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」の推進に向けた取組について審議するための三重県スポーツ推進審議会（5回）と県営スポーツ施設整備に係る専門委員会（3回）の開催

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 本県競技力の向上に取り組んだ結果、国民体育大会の男女総合成績については、競技得点は 858.5 点（昨年比 42 点増）を獲得し、昨年に引き続き 32 位となりました。また、全国大会（全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会）の入賞数は 101 件（昨年比 10 件増）となりました。
- ・ 国民体育大会において、毎年、入賞する競技がある一方、長期間にわたり入賞のない競技や競技人口の少ない競技があるなどから、引き続き、本県競技力を向上させるための取組を推進する必要があります。
- ・ ジュニア競技者の発掘に、ウエイトリフティング、なぎなた、ヨットの 3 競技団体が取り組み、新たなジュニア選手を発掘することができました。
- ・ より多くのジュニア選手を発掘するための広報のあり方や発掘したジュニア選手の継続的な育成に取り組む必要があります。
- ・ 指導者を対象とした研修会において、指導者が最新の知識や指導法等を習得する機会となり、指導者の資質向上を図ることができました。

- ・幅広い知識と高い技術力を有する指導者の養成に取り組む必要があります。
- ・大規模大会の開催に向けて、中・長期的な視点に立った競技力向上対策、とりわけジュニア選手の発掘・育成に取り組む必要があります。
- ・平成33年第76回国民体育大会の本県開催が日本体育協会により内々定されました。今後は、市町や関係機関・団体と連携し、開催準備に取り組む必要があります。
- ・国内トップリーグに参加する県内のクラブチームの広報に取り組み、県民の皆さんのクラブチームへの支援に向けた理解が深まりました。
- ・県民の皆さんが感動と元気を、子どもたちが夢と希望を持つことができるよう、クラブチームの存在がより一層身近に感じられるような取組を進める必要があります。
- ・各県営スポーツ施設において、指定管理者と協議のうえ、必要な改修・修繕を行ってきました。しかしながら、老朽化が著しい施設もあることから、今後とも、計画的に安全で快適な競技環境を整える必要があります。
- ・県営スポーツ施設の指定管理者と連携し、サービス向上への取組や施設の特性を活かした事業の推進に努めた結果、利用者の拡大を図ることができました。
- ・三重県スポーツ推進審議会及び県営スポーツ施設整備に係る専門委員会の場を活用し、今後の本県におけるスポーツ施設整備の考え方や方向性を示す「三重県スポーツ施設整備方針」を策定しました。今後は、この整備方針を踏まえて、具体的な整備について検討していく必要があります。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえのスポーツ強化推進委員会」において、平成33年の国民体育大会や平成30年の全国高等学校総合体育大会の開催を見据えた競技力向上対策を協議・検討します。
- ・本県競技力の向上を図るため、県内トップレベルの選手やジュニア選手の強化に取り組めます。
- ・スポーツ医・科学の知識を持つ専門家を競技団体に派遣し、選手の競技力や指導者の指導力向上を図ります。
- ・優れた指導実績を有する指導者を「みえスポーツアドバイザー」として、学校や競技団体に派遣し、指導者に対する指導・助言を行います。
- ・ジュニア競技者の発掘・育成については、県体育協会や実施に取り組む競技団体と連携し、より多くのジュニア競技者の発掘につながる広報に努めるとともに、発掘したジュニア選手の継続的な育成に取り組めます。
- ・子どもたちがスポーツに夢と希望を持ち、トップアスリートをめざす機会となるよう、国内トップリーグに参加する県内のクラブチームと連携し、市町が開催するスポーツ教室やイベントなどへの選手派遣を支援します。
- ・全国トップレベルの高等学校運動部を強化指定するなど、高校生アスリートの育成に取り組めます。
- ・平成33年の国民体育大会の開催に向けて、県、市町、関係機関・団体で組織する「国民体育大会開催準備委員会」（仮称）を設置し、開催準備を進めます。
- ・昨年度に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえ、スポーツ施設の具体的な整備内容について検討し、「三重県スポーツ施設整備計画」（仮称）を策定します。
- ・県民の皆さんが安心して利用できる環境が確保されるよう、指定管理者と連携しながら、計画的で効果的・効率的な施設の管理を行っていきます。
- ・サービスの向上や情報提供等広報活動に努め、利用者の拡大を図る必要があります。そのために、指定管理者との連携を図りながら、利用者のニーズの把握やソフト・ハード両面の対応を進め、より多くの県民の皆さんに「する」「みる」スポーツの楽しさを広めるための取組を進めます。

## 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
国民体育大会 の男女総合成 績	—	30 位台	20 位台	国民体育大会における正式競技の参加得点(ブロック大会を含む)と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位
	32 位	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>本県スポーツの競技水準が高まることで、本県出身の選手が国内外の大会で活躍し、県民の皆さんのスポーツに対する関心・意欲が高まることから、国民体育大会の総合成績を目標項目として選定しました。</p>				<p>国民体育大会の過去 10 年間における本県の総合成績で、30 位台を確保できたのは数回にとどまっているため、まずは 30 位台を安定して確保することが必要であるため目標値に設定しました。</p>

### 施策責任者からのコメント 地域連携部 次長 村木 輝行 電話：059-224-2985

- ・平成 33 年に開催される国民体育大会に向け、準備委員会、各種専門委員会を設置して準備を進めます。
- ・競技力向上対策について、中長期的な方針の検討、ジュニア選手の発掘育成、指導者の養成等に取り組めます。
- ・スポーツ施設の整備について、平成 23 年度に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえ、本年度、「三重県スポーツ施設整備計画」(仮称)の策定に取り組めます。
- ・スポーツ推進局所管のスポーツ施設について、2 期目の指定管理期間が平成 25 年度末を持って終了することから、3 期目の指定管理選定に向けて準備を進めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	738	771			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	101件	106件	121件	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数

## 対応する基本事業

24201

## 競技力の向上

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
ジュニアから幅広い年齢層における本県の競技力向上に取り組んだ成果があらわれる数値であると考えられることから、目標項目として選定しました。	選手強化及びジュニア選手の発掘・育成等の効果を見込み、年間5件ずつ増加させる(国体2、インターハイ2、全中1)ことを目標に設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県営スポーツ施設年間利用者数	802,313人	804,856人	854,000人	スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設(県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場)の年間利用者数の合計

## 対応する基本事業

24202

## スポーツ施設の充実

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんが利用しやすい県営スポーツ施設の環境づくりに県が取り組んだことの効果を示すことができると考えられることから、目標項目として選定しました。	平成22年度の実績値は「日本スポーツマスターズ2010三重大会」の開催による大幅な利用者増が含まれているため、平成21年度の実績値を基準として、毎年2%ずつの利用者増を見込んで目標値を設定しました。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

平成 27 年度末での到達目標

南部地域の課題解決や活性化に向け、市町が連携した取組が進むとともに、県、市町、大学等の連携した中間支援機能が構築され、県の取組が市町や地域のニーズに応じて効率的・効果的に進められています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 東紀州地域の活性化に向けた取組には一定の成果が表れてきているが、第一次産業の衰退や過疎化・高齢化の進行など、同様の傾向がみられる南部地域に支援範囲を拡大
- ・ 南部地域における課題の解決や活性化への取組を「みえ県民力ビジョン行動計画」の施策および選択・集中プログラム「南部地域活性化プログラム」として位置づけ
- ・ 「南部地域活性化プログラム」の推進組織として、新たに「南部地域活性化局」を設置
- ・ 南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、「三重県南部地域活性化基金条例」を制定
- ・ 市町の主体的な取組を機動的、包括的に支援していくため、基金事業の活用をはじめとする県の取組について市町と検討会議で協議



平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 平成 24 年度予算で、若者の働く場の確保や定住の促進に向けた、複数市町が実施する事業のための基金を設置したことから、事業の具体化に向けて、市町や大学等とより一層連携していく必要があります。
- ・ 過疎化、高齢化により、集落機能の維持が困難になる地域への対応が必要です。
- ・ 移住、定住の促進に向けて、県内外に南部地域の魅力を情報発信する取組が必要です。
- ・ 南部地域の活性化に向けた取組は、産業振興や道路整備など幅広い分野に関わることから、総合的・横断的に調整を図り、取り組んでいく必要があります。



## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・基金事業について各市町の課題のマッチングに努め、早期の事業化に向けた取組を進めていきます。
- ・集落機能を維持するため、市町が大学等と連携して進めるモデル的な取組を支援していきます。
- ・県と市町が連携して、3大都市圏において南部地域への新たな移住者を呼び込むための取組を進めます。
- ・南部地域は働く場の確保が課題であることから、地域資源を活用した事業展開を進める企業と連携し、雇用の創出を図ります。
- ・関係市町・大学・県による「南部地域活性化推進協議会」を設置し、基金事業の認定など「南部地域活性化プログラム」の総合的なコーディネートを行います。
- ・庁内に「南部地域活性化推進本部」を設置し、総合的・横断的な取組の検討、協議を行うとともに、南部地域に関連する施策の円滑な推進を図ります。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	—	15.6%	15.6%	南部地域の市町における生産年齢人口(15歳から64歳)の平成17年から平成27年までの減少率
	15.4%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
南部地域は、若者の人口流出をはじめとする生産年齢人口の減少が著しいことから、県と市町が連携して取り組むことにより、減少に歯止めをかけるため適切な指標であることから選定しました。			平成23年度現状値(推計値)は15.4%でしたが、平成12年と平成22年の国勢調査による確定値を基に比較した生産年齢人口の減少率(15.6%)以内に維持することをめざして目標値を設定しました。	

### 施策責任者からのコメント

地域連携部 次長 森下 幹也 電話：059-224-2192

- ・従来からの東紀州地域における取組に加え、若者が暮らし続けることができるよう、雇用の場の確保や定住の促進など、南部地域の課題に、市町や大学等と連携を深めながら、複数の市町が協働で実施する主体的な取組を支援するとともに、関係部局と一体となって課題解決に向けた第一歩を踏み出します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	—	99			

活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
南部地域において市町の連携した取組数(累計)	—	2取組	10取組	市町が連携した取組に対して県が支援する取組数

対応する基本事業

25101

市町とのフレキシブルな連携

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地域内外の市町が連携した主体的な取組に対して、県が支援している件数は、県の活動の成果をあらわすのに適当な指標であることから選定しました。	平成27年度までに10取組の支援をめざすこととし、平成24年度は2取組を目標値としました。

目標項目

23年度  
現状値

24年度  
目標値

27年度  
目標値

目標項目の説明

集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)

—

3地域

10地域

県と市町が連携して集落を維持するためのモデル的な取組を行っている地域数

対応する基本事業

25102

課題解決に向けた県の取組

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
課題解決に向けた県の取組のうち、市町と連携して取組を進める代表的な指標であることから選定しました。	平成27年度までに、10地域で取組が実施されることをめざすこととし、平成24年度は3地域を目標値としました。





【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

平成 27 年度末での到達目標

台風 12 号等の災害復興が進み、これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域産品の販路拡大や商品開発等の促進が図られています。

平成 23 年度の取組概要

- ・紀伊半島大水害による観光面での風評被害に対応するため、名古屋、大阪での観光展や物産展等さまざまな機会を捉えての熊野古道伊勢路等の情報発信
- ・東紀州観光まちづくり公社における熊野古道伊勢路を核とした旅行商品の企画やエージェントセールスなどの観光振興、水産加工品や柑橘類など地域産品の高付加価値化や販路拡大などの産業振興、みえ熊野学講座の開催や情報誌の発行など東紀州の資源を生かした地域づくりの推進
- ・熊野古道センターにおける「熊野・森の暮らしと道具」など東紀州地域のくらしや文化などを紹介する魅力ある企画展、「ひのきアート教室」など地域産品を活用した体験教室、「熊野古道まつり」など地域と連携した交流イベント等の実施
- ・紀南中核的交流施設における季節感のある魅力的な宿泊・日帰りプランの設定や熊野古道体験ツアー等さまざまな体験プログラムの展開、地元商店街と連携した取組等による集客交流
- ・熊野古道の価値を次世代を担う子どもたちに伝えていく熊野古道テーマ別冊子の作成や熊野古道の魅力地域の方々が自ら紹介する熊野古道まちなか案内所の設置
- ・レンタカーや代行運転を活用した二次交通のしくみの構築や東紀州地域の観光・産業を中心とした情報誌の発行
- ・奈良県、和歌山県と連携した首都圏等での観光PRや物産展の開催等
- ・紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の整備の促進およびこれらにアクセスする県管理道路の整備の推進
- ・活力ある農村づくりに向けた基幹農道や畑地かんがい施設等農業生産基盤の整備やかんきつ、尾鷲ヒノキ、マハタなど第一次産品の高品質化に向けた研究開発等

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・紀伊半島大水害の影響により平成 23 年の熊野古道等への来訪者数は、9 月以降大きく落ち込み、前年から 3 万 4 千人減の 25 万人となりましたが、観光復興に向け地域が一体となって取り組んでおり、徐々に明るい兆しが見えはじめています。引き続き地域や関係機関、奈良県や和歌山県と連携し、様々な機会を捉えて熊野古道をはじめとする地域の魅力を発信するとともに来訪者の利便性の向上に取り組み、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ・東紀州観光まちづくり公社は地域や関係機関と連携し、地域のコーディネーターとして観光振興、産業振興、まちづくりの面で引き続き地域をリードしていく必要があります。
- ・熊野古道センターでは、平成 23 年 7 月に、平成 19 年 2 月のオープン以来の来館者数が 50 万人に達しました。その後、紀伊半島大水害の影響により、来館者数が減少しましたが、復興イベントや魅力ある企画展等の開催により、平成 23 年度に来館者数は前年度を 2 千人上回る 11 万 7 千人となりました。今後も引き続き地域の特色を生かした魅力ある企画展や地域と連携した交流イベント等を実施し、集客交流を一層図っていく必要があります。

- ・紀南中核的交流施設の宿泊者数は、紀伊半島大水害の影響により、10月には対前年同月比約6割減に落ち込むなど大きな影響を受けました。その後、風評被害の払拭の取組により徐々に回復し、3月には対前年同月比がプラスに転じるなど明るい兆しが見えてきました。今後一層、地域や他施設との連携を図り、魅力的な宿泊プランの設定や地域資源を生かした体験イベントなど、宿泊客の増加につながる取組を展開していく必要があります。
- ・熊野古道の歴史的、文化的価値を地域の方々に再認識していただくとともに、その価値を次世代を担う子どもたちへ伝えていく必要があります。
- ・平成24年3月に紀勢自動車道の尾鷲北ICから海山IC間約6.1kmが供用され、所要時間が短縮されました。また、平成24年度に熊野尾鷲道路(Ⅱ期)[尾鷲北IC～尾鷲南IC]の新規事業化、新宮～大泊間の事業化に向けた調査着手が決定され、ミッシングリンクの解消に向け大きく前進しました。地域間の交流連携の促進や災害時、救急医療などの地域の安全・安心の確保のためにも、引き続き全線の早期供用に向けて整備を進める必要があります。
- ・東紀州地域の基幹産業である第一次産業の活性化に向けて、引き続き生産基盤の整備や研究開発等を進める必要があります。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・紀伊半島大水害からの復興を最優先に取り組み、集客や復興のアピールを図るため、「復興イベント」を開催するとともに、世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成などを好機ととらえたイベントや観光キャンペーンの準備を進めます。また、奈良県や和歌山県と連携して広域観光を推進します。
- ・東紀州観光まちづくり公社が、東紀州地域の観光振興、産業振興およびまちづくりの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たすよう引き続き支援します。また、地域製品の知名度向上および販路拡大等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した滞在型・体験型観光を推進します。
- ・熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら企画展や交流イベント等を展開することにより、情報収集・集積、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。また、紀南中核的交流施設では、季節に応じた魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能を充実させていきます。
- ・熊野古道まちなか案内所の設置や熊野古道テーマ別冊子の作成等、多くの方々が地域の自然や歴史、文化にふれながら熊野古道伊勢路を通して歩くことができる環境を整備します。
- ・市町や関係機関等と連携して東紀州地域の観光・産業の情報発信を充実するとともに、地域製品の販路拡大を支援します。
- ・引き続き紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の整備の促進を図るとともに、高速道路網等へのアクセス道路の整備を推進します。
- ・第一次産業の活性化に向けて、引き続き農業生産基盤の整備等を推進するとともに、地域の主産品であるかんきつ、尾鷲ヒノキ、マハタ等の高品質化および生産基盤強化のための研究開発を進めます。
- ・東紀州地域において、未利用間伐材等の木質バイオマスを安定的に供給できる体制を構築するため、搬出事業者や運搬事業者に対して、収集・運搬機械等の整備や流通に関する支援を行います。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	—	25,853 円	28,936 円	東紀州地域において観光客が消費する1人あたりの平均利用額
	25,100 円	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわした指標であることから選定しました。			滞在型・体験型観光を進めることで宿泊日数の増加を図ることなどにより、平成27年度に現状値(平成23年度)の15%増をめざすこととし、平成24年度は3%増を目標値としました。	

### 施策責任者からのコメント

地域連携部 次長 森下幹也 電話：059-224-2192

- ・紀伊半島大水害からの復興を最優先に、地域や関係機関と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、東紀州地域への集客交流に一層取り組むとともに、世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成を好機ととらえたイベントや観光キャンペーンの準備を進めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	504	408			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)	8件	9件	11件	東紀州観光まちづくり公社が、東紀州地域の一体的・広域的な地域活性化のための検討会などの取組に対し、参画した件数
対応する基本事業		25201	地域の自立に向けた環境整備	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
東紀州観光まちづくり公社が、まちづくりなどの取組に積極的に参画し、推進していく取組数をあらわした指標であることから選定しました。		平成27年度に、現状値(平成23年度)の3件増をめざすこととし、平成24年度は1件増の9件を目標値としました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
熊野古道の来訪者数	250千人	285千人	390千人	1年間に熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)
対応する基本事業		25202	地域資源を生かした集客交流	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
集客交流の実績をあらわした指標であることから選定しました。		平成27年に、現状値(平成23年)の140千人増をめざすこととし、平成24年は35千人増の285千人を目標値としました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
地域内で開発された新商品数(累計)	48件	51件	59件	東紀州地域の事業者が開発した新商品の件数
対応する基本事業		25203	地域資源を生かした産業振興	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
東紀州地域の産業振興にかかる事業者の成果をあらわした指標であることから選定しました。		平成27年度に、現状値(平成23年度)の11件増をめざすこととし、平成24年度は3件増の51件を目標値としました。		

【主担当部局：地域連携部】

平成 27 年度末での到達目標

県内各地で、地域づくりの担い手育成が進み、自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんによる、特色ある地域資源を生かして地域の魅力や価値を向上させる活動が展開されるとともに、地域内外や分野を問わず交流・連携の輪が広がっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・座談会や説明会等を市町と調整のうえ 588 回、取組の開始以降 1,812 回開催
- ・パートナーグループに 79 グループ、取組の開始以降 342 グループが登録
- ・人材育成研修として、ファシリテーション研修、広報・情報発信研修をそれぞれ県内 3 地域で、マネジメント研修を 2 地域で実施、あわせて延べ 124 人が受講
- ・専門家派遣を 18 件（延べ 45 回（日））実施
- ・パートナーグループによる地域づくりを進めるため必要な初期投資に係る経費を対象に、6 件、市町と合わせて約 447 万円（うち実行委員会負担約 238 万円）の財政的支援を実施
- ・連携・交流のきっかけづくりや「美し国おこし・三重」の取組をアピールするための拡大座談会を 22 回開催。延べ 1,234 人が参加
- ・「人と自然の絆づくり」を理念に、「海の命・森の命」をテーマとして、「ソーシャルレジャー」や「チャレンジキャンプ」などのテーマプロジェクトを実施
- ・「人と地域の絆づくり」を理念に、「地域の誇り・地域の夢」をテーマとして、「物語おこしプロジェクト」などのテーマプロジェクトを実施
- ・「美し国おこし・三重」成果発表・交流会を開催。参加・来場者数は約 2,400 人
- ・「美し国おこし・三重」基本計画を改定
- ・県民力拡大プロジェクト実施計画を策定

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・多くの座談会を開催し、支援メニューに対するパートナーグループの満足度も一定の評価を得ました。また、取組の成果が表れてきた事例も出てきています。
- ・「取組のもたらす成果が必要」、「取組自体が分かりにくい」といった意見のほか、「本取組のコンセプトやめざすべき姿を伝えきれていない」といった課題が明らかになってきました。
- ・「マスメディアの活用など、しっかりした広報が必要」といった意見に代表されるように、「広報不足」や県民の皆さんの本取組への参加・参画が少ないといった課題が見られ、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトに向けて、情報発信力を強化し、全県的な機運の醸成を図る必要があります。
- ・この他にも、県民の皆さんの活動を支援する「中間支援組織との連携が不足している」との指摘もいただいています。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「地域での美し国おこし」をとおして、市町をはじめとするさまざまな主体との連携を図りながら、プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援などにより、地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんの地域づくり活動を支援します。
- ・イベント手法を活用し、より情報発信力を高めるなど、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」にさらに注力するとともに、平成 26 年に実施する県民力拡大プロジェクトに向けた準備を行うことで、県民の皆さんの地域づくり活動を加速させます。
- ・県内の市民活動支援センター等中間支援組織へのプロデュース業務の移管を行う等、さまざまな分野で活躍する既存の中間支援組織との連携・協働を進めるとともに、拡大座談会の開催などを通じ、ネットワーク化の支援を行います。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
地域の活動などに参加している住民の割合	—	34.6%	40.0%	e-モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合
	33.6%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
地域の活動へ参加している住民の割合が増えていくことは、地域づくりへ関心を持ち、地域をよりよくしようと考えている人が増えていくことであり、「美し国おこし・三重」の取組が進んでいることの指標になるものと考えられることから、選定しました。			平成 27 年度の目標値 40.0%に向け、徐々に広がりを増やしていくこととし、34.6%と設定しました。	

## 施策責任者からのコメント

地域連携部 次長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2420

- ・平成 26 年に実施を予定している県民力拡大プロジェクトとその後の自立・持続可能で元気な地域づくりに向けて、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組むとともに、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」にさらに注力し効果的な情報発信に努めるなど、新たな推進を図ります。
- ・パートナーグループへの支援は地域づくりの現場により近いところで行われることが望ましいことから、県内の市民活動センター等中間支援組織へのプロデュース業務の移管をさらに進めていきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	178	176			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
パートナーグループ登録数 (累計)	342 グループ	700 グループ	1,000 グループ	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループの登録数

### 対応する基本事業

25301

「地域での美し国おこし」の推進

### 目標項目を選んだ理由

パートナーグループの活動がこの取組の基本であることから指標として選定しました。

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

「美し国おこし・三重」の取組の6年間で取組の基本となる座談会を2,000回以上開催し、そのうちパートナーグループの登録につながる座談会を1,000回と想定し、1座談会で1パートナーグループの登録につながるものとして最終目標を1,000と設定しました。それを年度ごとに、初年度100/年、2年目～5年目それぞれ200/年、6年目100/年として、4年目にあたる平成24年度は累計で700と設定しました。

## 目標項目

23年度  
現状値

24年度  
目標値

27年度  
目標値

## 目標項目の説明

パートナーグループネットワーク構築数(累計)

388

2,100

3,000

地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数

### 対応する基本事業

25302

イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開

### 目標項目を選んだ理由

イベント手法を活用した、情報発信力のある取組を進めることで、地域内外や分野を問わずパートナーグループの交流・連携の輪が広がり、さまざまな主体間のネットワーク化が図られることから、指標として選定しました。

### 平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

1パートナーグループにつき、3つのネットワークが構築されるとして設定しました。





平成 27 年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・都市と農山漁村の交流促進に向けた農林漁業体験指導者の養成や交流施設の整備への支援
- ・「三重の田舎(里)ファン」づくりに向けたホームページ等による情報発信などの実施
- ・地域資源の活用により新たな価値の創出につなげる「地域活性化プラン\*」の取組の推進
- ・生活環境や生産基盤の機能向上などに向けた農道や農業集落排水施設等の整備の実施
- ・獣害対策における市町の「被害対策」と「生息管理」の一体的な取組に対する支援活動や、集落ぐるみで対策を行う「獣害につよい集落」づくりに向けた活動の展開
- ・農業の多面的機能\*の維持増進に向け、さまざまな主体による水路や農道等生産資源の保全管理活動等への支援や、中山間地域等における農業生産活動の不利性を補正するための支援
- ・水産業の多面的機能の維持増進に向け、藻場・干潟等の保全活動に対する支援や、藻場での食害生物除去や保護区域の設定、干潟での耕うんや稚貝等の増加に向けた活動の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・都市と農山漁村の交流では、農山漁村地域の交流人口が 500 万人を超え、農林漁業体験などの交流活動グループが集う「心豊かな里づくりネットワーク」への参加団体も 111 団体になりましたが、必ずしも地域活力の十分な向上につながっていません。
- ・「地域活性化プラン」については、市町や農協などと支援チームを結成し、集落や産地などの支援に取り組んだ結果、52 の地域でプランが策定され、さまざま取組が開始されましたが、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図っていくことが課題となっています。
- ・農道（18 地区）や農業集落排水施設（12 地区）の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めていますが、生活排水処理施設の整備率は 62.3%にとどまっています。
- ・獣害対策については、鳥獣被害が多発している全ての地域（25 市町）で鳥獣被害防止計画が策定され、地域ぐるみで獣害対策に取り組む 72 集落の育成に市町や集落、猟友会等と連携して取り組みました。また、花火等の駆逐用機材やモンキー犬の活用も図りながら地域が一体となった追い払いなどに取り組みましたが、野生鳥獣の増加などにより、農林水産物への被害（751 百万円）に歯止めがかかっていません。
- ・「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用し、424 集落における 15,108ha の農地等の保全活動を支援しましたが、活動を自立的に継続していく体制が整っていない地域があります。
- ・「中山間地域等直接支払制度」により、223 集落の 1,618ha で耕作の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めましたが、高齢化の進行等により地域内の農業者だけで農地を維持していくことが困難な地域が増えつつあります。
- ・水産業では、「環境・生態系保全活動支援事業」により、18 組織による 268ha の藻場・干潟等の保全活動を支援しましたが、活動を継続するための仕組みづくりが進んでいません。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・農山漁村地域の活力向上に向け、グリーン・ツーリズム\*等の取組による人・もの・情報の交流の活発化や、就業機会や収入の安定確保を図るための高齢者、女性等の知恵や能力を生かした新たな経済活動（いなかビジネス\*）の創出等を進めます。
- ・市町・農協等と連携し、地域の農業者等の思いや考えをくみ上げ、意欲醸成を促す中で「地域活性化プラン」の策定地域の拡大を図りながら、支援チームによる継続的な支援に取り組みます。
- ・快適性や利便性を確保するための生活環境、農業の生産性向上のための基盤整備、さらには災害に強い地域づくり等に取り組みます。特に、生活排水処理施設については、地域の合意形成を促すことにより、整備の円滑化を図ります。
- ・「獣害につよい集落」づくりに加え、捕獲頭数等の制限緩和や大量捕獲システムの導入など地域の実情に即した捕獲力の強化や未利用となっている捕獲獣を有効に活用するための安全・安心な獣肉の処理・利用体制の構築と認知度の向上について、市町や集落、猟友会等と連携して取り組みます。
- ・「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施をとおして、農業・農村の多面的機能を維持増進の取組を継続的に発展させ、地域資源を活用した収入増加につながる経済活動の創出を促進します。
- ・中山間地域等の条件不利地において耕作が継続されるよう、地域内の農業者だけでは農地の維持が困難な地域において、近隣地域がサポートする広域的な営農調整の仕組みづくりを促進します。
- ・藻場、干潟の持つ多面的機能の維持・回復に向けた取組を、漁業者や地域住民などさまざまな主体が参画を得て促進し、地域資源を活用した経済活動の創出につなげます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
農山漁村地域の 交流人口	—	5,160 千人 (23年度)	5,370 千人 (26年度)	農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数
	5,086 千人 (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
農山漁村地域へ興味や目的を持ち訪れる利用者数を把握することで、本県の農山漁村地域の魅力を推し測ることが可能と考えられることから選定しました。			農山漁村地域の交流人口を現状値を起点として過去4年間の実績(約1%/年の増)の5割増しになる毎年度1.5%ずつ伸ばしていくことをめざして設定しました。	

### 施策責任者からのコメント

農林水産部 次長 福岡 重栄 電話：059-224-2501

- ・農山漁村の振興にあたっては、「地域活性化プラン」などの取組により、農林水産物のみならず、自然環境、歴史、文化など豊かな地域資源を活用してさまざまな商品等を開発し、都市との交流などを通じて、収入や雇用の安定確保に結びつける「いなかビジネス」を重点的に促進します。
- ・獣害対策については、野生鳥獣による農林水産被害が県内各地で重大な課題になっていることをふまえ、選択・集中プログラム（緊急課題解決9）の中で、「被害対策」と「生息管理」の強化に加え、捕獲した野生獣の有効活用に向け、安全・安心で品質が確保された獣肉の供給などの取組を重点的に進めていきます。
- ・農水産業の多面的機能の維持・増進に向け、次世代の担い手となる子どもたちなどさまざまな主体による資源保全活動の促進と、保全した地域資源を活用した経済活動の創出を進めていきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,480	5,500			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	2集落	4集落	18集落	新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数

## 対応する基本事業

25401

## 安全・安心な農山漁村づくり

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

生活環境基盤整備が立ち遅れている農山漁村地域において、暮らしの安全・安心を確保するための集落内道路の整備や防火水槽の設置等の防災対策が重要と考えられることから選定しました。

集落道路、防火水槽等集落内の生活環境の整備を進める総合整備事業の今後の実施想定地区(平成 33 年度までに 36 集落)をふまえて設定しました。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

野生鳥獣による農林水産被害金額

751 百万円  
(22 年度)728 百万円  
(23 年度)600 百万円  
以下  
(26 年度)

サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額

## 対応する基本事業

25402

## 獣害につよい農山漁村づくり

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

鳥獣被害防止対策の総合的な成果を測る指標として適当と考えられることから選定しました。

農林水産業者等が鳥獣被害の防止対策の効果を実感できるよう 4年後の県全体の被害金額を 20%以上減らしていくことをめざしていく中で、計画期間内での対策の進展も勘案して設定しました。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

「いなかビジネス」の取組数

108 件

125 件

170 件

中山間地域における、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数

## 対応する基本事業

25403

## 人や産業が元気な農山漁村づくり

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

中山間地域の活性化のためには、就業機会や収入の安定確保、高齢者や女性等の地域人材の知恵や能力を生かした新しい経済活動の創出が重要と考えられることから選定しました。

4年後に中山間地域内 856 集落の 20%以上で「いなかビジネス」の起業に取り組まれることをめざす中で、現状との差の年間分を増やす目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農村の資源保全活動対象集落数	424 集落	460 集落	500 集落	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数

対応する基本事業

25404

農業の多面的機能の維持増進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する農業者や地域住民等の取組が活性化していくことが重要と考えられることから選定しました。	4年後の対象集落を県内農業集落（約 2,000）の 1/4 に相当する 500 集落まで拡大していくことをめざす中で、支援制度の仕組みもふまえて設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
藻場・干潟等の保全活動対象面積	268ha	273ha	290ha	漁業者等さまざまな主体が実施する藻場・干潟等の保全活動の対象面積

対応する基本事業

25405

水産業の多面的機能の維持増進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する漁業者や地域住民等の取組を拡大・深化させていくことが重要と考えられることから選定しました。	保全活動対象面積を4年間で約 10%増大させることをめざす中で、現状との差の一年間分を増やす目標を設定しました。

平成 27 年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれ始めています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議における検討会議で 21 テーマについて協議・検討するとともに補助金による支援を実施
- ・平成 22 年度の「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の実施状況を取りまとめて県議会へ報告するとともに公表
- ・「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の着実な進捗、過疎地域活性化の取組への支援、離島航路への支援
- ・木曾岬干拓地について、将来の土地利用の検討、わんぱく原っぱにおける盛土工事・測量設計業務、アクセス道路整備等を実施。メガソーラー事業の誘致に向けた取組を開始
- ・大仏山地域の土地利用について、地元市町との協議や土地利用アンケートを実施
- ・宮川流域圏づくりについて、「宮川流域ルネッサンス協議会」への参画による宮川流域の保全・再生と地域づくりの促進。事業推進調整会議の開催による取組実績や課題の総合調整

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議における検討会議で検討した 21 テーマ全てにおいて成果を得ることができました。また 6 テーマ 9 事業については、課題解決に向けて市町への補助金による支援を実施しました。引き続き市町と連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の進捗を図るとともに、過疎地域活性化の取組への支援、離島航路への支援を行いました。引き続き、過疎・離島地域の自立促進に向けた取組を進める必要があります。
- ・木曾岬干拓地について、わんぱく原っぱへの盛土や測量設計業務を実施するなど、当面の利用に向けた整備が進むとともに、将来の都市的土地利用に向けた方策の検討が進みましたが、具体的都市的土地利用に向けた検討をさらに進める必要があります。また、メガソーラー事業の誘致に向け、取り組む必要があります。
- ・大仏山地域の土地利用に向けて、地元市町との協議や土地利用アンケートを実施しましたが、引き続き具体的な土地利用策の検討を進める必要があります。
- ・宮川流域圏づくりについて、基盤整備や集客交流は促進されましたが、水や環境の保全、地域振興といった地域課題の解決に向け、引き続き広域的な視点から地域と協働した取組が必要です。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議における検討会議では、市町により実質的な課題をテーマとし、市町と連携しながら、より有意義で効果的な会議運営に努めます。
- ・過疎・離島地域の振興に向けて、引き続き、地域活性化の取組の支援を行うとともに、「三重県過疎地域自立促進計画」の着実な進捗と、防災・減災を含めた「三重県離島振興計画」の策定に向けた準備を進めます。
- ・木曾岬干拓地については、メガソーラー事業の誘致に向け取組を行います。また、将来の都市的土地利用の検討を進めるとともに、当面の利用としてのわんぱく原っぱの供用に向け整備を行います。
- ・大仏山地域の土地利用については、里山活用・保全の方策調査を行います。
- ・宮川流域圏づくりについては、引き続き「宮川流域ルネッサンス協議会」に参画し、宮川流域の保全・再生や地域主体による地域づくりに取り組みます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	—	36取組	90取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において特定の地域課題を解決するために検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数
	21取組	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県と市町が特定の地域づくりの課題解決に向けて取り組み、成果があった取組数を目標とすることで、当事業に取り組んだ効果をあらわすことができることから、目標として選定しました。				各県民センター(9カ所)が検討会議において毎年2項目程度の成果を得ることを目標として設定しました。

## 施策責任者からのコメント

地域連携部 次長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2420

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のより有意義で効果的な運営に努め、市町との連携を一層強化していくことで、地域の活性化に向けて成果を創り出していきます。
- ・過疎・離島地域の厳しい実情を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らしていける取組の支援を行っていきます。
- ・木曾岬干拓地について、メガソーラー事業の誘致など有効活用を図ります。また、大仏山地域について地元市町と連携し取組を進めます。
- ・地域と連携して宮川の保全・再生に取り組む、宮川流域ルネッサンス事業を推進していきます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,061	1,088			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	9件	18件	45件	市町が地域課題を解決するために、県の地域づくりの補助金を活用して事業を実施した件数

### 対応する基本事業

25501

### 市町との連携・協働による地域づくり

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地域課題の解決に資する事業に対して、県が地域づくりの補助金で支援した件数を目標とすることで、連携して取り組んだ活動度合いをあらわすことができることから、目標として選定しました。	地域づくりの補助金を毎年9件採択することを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	19.8% (22年度)	36.0% (23年度)	84.0% (26年度)	三重県過疎地域自立促進計画(平成22年度～27年度)に掲載した事業の計画総額のうち、実施した事業の実績額の比率

### 対応する基本事業

25502

### 過疎・離島・半島地域の振興

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
三重県過疎地域自立促進計画は、全部局横断的に過疎地域の自立のために一定期間取り組むための計画です。この計画がどの程度実行されているかをあらわすことで、県が当事業に取り組んだことの効果をあらわすことができると思ったことから選定しました。	平成27年度末で100%達成することをめざし、毎年、16%ずつ事業の進捗を図ることを目標として設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特定地域の利用率	31.5%	31.7%	42.3%	中勢北部サイエンスシティ(オフィス・アルカディア)、鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名ビジネスリサーチパークのうち分譲した面積および木曾岬干拓地のうち整備した面積の割合

## 対応する基本事業

25503

## 特定地域の活性化

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
特定の地域の面積に対してその利活用される面積を割合であらわすことで県が当事業に取り組んだことの効果をあらわすことができると考えられることから、選定しました。	過去からの実績および今後の事業計画を勘案して目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数	61 団体	65 団体	77 団体	「宮川プロジェクト活動集」に掲載する団体(NPO、企業、行政、団体等)および「宮川流域ルネッサンス協議会」の賛助団体の数

## 対応する基本事業

25504

## 宮川流域圏づくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地域の資源を生かした主体的な取組の進捗状況を示す指標になると考えられることから、選定しました。	毎年、4団体ずつ取組に関わる団体を増やすことを目標として設定しました。

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ・地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（37 件）
- ・県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を 14 人・団体に授与
- ・学校や文化団体などさまざまな主体と連携し、次世代を担う子どもたちを対象に、芸術や歴史など文化にふれ親しむアウトリーチ\*事業を実施
- ・県ホームページ「三重の文化」の充実を図るとともに、メールマガジンの配信強化、ツイッターなど新たなツールの導入による情報発信
- ・俳句の創作を通じて地域に対する愛着を育み、三重の認知度を向上させるため、全国俳句募集「土の一句」を実施（応募総数 80,094 句）
- ・歴史街道の活用やまちかど博物館の充実等、歴史的文化的資産を生かして地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ・三重県史全 30 巻 36 冊のうち、「資料編：近世 3 下」と「別編：民俗」を刊行（平成 24 年 3 月 31 日現在で 21 巻 27 冊）
- ・斎宮歴史博物館では、御館（みたち）・牛葉（うしば）・下園東（しもぞのひがし）区画において発掘調査（799m<sup>2</sup>）を行い、日本最古の「いろは墨書土器」を発見
- ・「史跡斎宮跡東部整備基本計画書」に基づき、整備地での造成・道路舗装等の基盤整備を実施
- ・三重県総合文化センターにおいて、2 層 3 階建て立体駐車場の整備を行い利用者の利便性を向上
- ・地域の貴重な文化財を守り伝え地域に活かしていくために、国指定等（12 件）、県指定（3 件）を新たに指定し、国・県指定等文化財の所有者等が行う保護事業に対し支援
- ・海女文化の基礎的な情報を収集するために、海女習俗基礎調査を平成 22 年度から継続して実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・県民一人ひとりが自ら文化芸術に触れ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し活動の裾野を広げる機会をさらに充実させることが必要です。
- ・みえ文化芸術祭は、平成 23 年度から事業の相乗効果を図るため、3 つの事業の開催時期を合わせ、一体的に開催したことで、入場者数や来館者の満足度等において効果がありましたが、さらに県民に親しまれる文化芸術の祭典とする必要があります。
- ・三重県総合文化センター周辺を「文化交流ゾーン\*」として位置づけ、「県民の学び・体験・交流の場」としていくためには、各施設が持つそれぞれの機能をさらに充実するほか、施設間やさまざまな主体との積極的な連携による取組を継続するなど、常に新たな魅力を創出するとともに、その魅力を県内外に情報発信していく必要があります。

- ・三重県総合文化センターは、指定管理者の不断の努力の結果、公演入場率やホール等の施設利用率とともに顧客満足度も高く、全国屈指の水準を維持することができました。
- ・歴史街道やまちかど博物館は、地域の自主的な活動として定着しつつありますが、さらに活動の輪を広げていくため、さまざまな主体と連携し支援していく必要があります。
- ・国史跡齋宮跡で進めている史跡の整備については、文化財の保存・継承を目的とした整備にとどまらず、観光振興・地域の活性化につながる集客・活用方策の検討が必要です。
- ・県民自らが文化財の保護を通じて地域への愛着や誇りを増し、「人づくり」や「まちづくり」につなげていくことが大切であるため、「活かそう美し国の文化財事業」を実施・展開してきましたが、さらに充実・発展した取組が必要となっています。
- ・海女文化の基礎的な情報を収集することができましたが、海女文化の価値を明らかにするにはその情報を基に一步踏み込んだ詳細調査が必要なことが判明しました。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・文化活動への助成、顕彰制度の運用および文化芸術の発表の場づくりなど、県民の文化活動を支援するとともに、三重の文化に関する情報を県内だけでなく、全国に向け情報発信します。
- ・みえ文化芸術祭は、有識者や関係団体等の意見を聴きながら、より効果的な運営方法を検討し、さらに参加者の増加と満足度の向上を図ります。
- ・三重県総合文化センター周辺の各施設が集積による利点を最大限に生かして連携・協働し、集客機能、情報発信機能の強化に努め、文化交流ゾーンの形成に向け取り組みます。
- ・三重県総合文化センターにおいては、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、質の高い文化芸術公演の実施、アウトリーチ活動等による文化・芸術の普及・人材育成などを進めます。
- ・県民の皆さんが、愛着や誇りをもって地域づくりの活動が行えるよう、地元の語り部や専門家等と連携しながら、歴史街道やまちかど博物館等の地域の資産を活用できる環境づくりを進めます。
- ・国史跡齋宮跡について、史跡の保存・活用のため、計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と協働しながら史跡の整備と広報の強化に取り組みます。
- ・県民の皆さんが文化財の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝えていくため、県内の重要な文化財の調査を行い、国・県の指定等とし、適切な保存・継承を図るとともに、学校での郷土学習や地域での活用取組を支援します。
- ・海女習俗基礎調査の結果を基に、調査の対象を絞ったうえで平成 24 年度から 2 ヶ年詳細調査を実施し、海女文化の文化財としての価値を明らかにするとともに、県文化財指定となるよう取組を進めていきます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
参加した文化活動に対する満足度	—	64.0%	66.0%	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合
	63.3%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんが主体的に文化活動に参加し幅広い交流を進めるためには、文化活動に参加した皆さんの満足度を高めることが必要であると考えられることから選定しました。				魅力ある文化にふれる機会の提供や効果的な情報発信などにより、満足度を現状値から約1%増やすことをめざし、目標値として設定しました。

- ・三重県総合文化センターと新県立博物館の一体的な利用を促進するため、広場の整備を進めるとともに、各施設が展覧会や移動展示等において連携しながら、文化交流ゾーンの魅力をPRしていきます。
- ・県民の幅広い交流の機会づくりを進めるため、みえ文化芸術祭の効果的な運営方法を検討し、さらに参加者の増加と満足度の向上を図ります。
- ・国史跡齋宮跡東部整備については、平成26年度の完成をめざし、3棟の復元建物の実施設計および土地造成を行います。
- ・海女習俗基礎調査の結果を基に、調査の対象を絞ったうえで、海女文化の文化財としての価値を明らかにします。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,388	2,113			

活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,190,377 人	1,210,000 人	1,360,000 人	文化交流ゾーンを構成する施設である県立の図書館、博物館、美術館および三重県総合文化センターの利用者数

対応する基本事業

26101

文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

目標項目を選んだ理由

平成24年度目標値の設定にあたっての考え方

文化交流ゾーンの形成に向け、三重県総合文化センター周辺の各施設が取り組んだ成果を評価するため、各施設の充実度や文化にふれ親しむ県民の数を反映できると考えられることから選定しました。

文化交流ゾーンを構成する各施設が連携・協働し、多様で魅力ある文化にふれる機会を提供することにより、各施設の利用者数の合計を現状値から約20,000人増やすことをめざし、目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
文化芸術情報アクセス件数	57,927 件/月	70,000 件/月	100,000 件/月	県が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数
対応する基本事業		26101	文化にふれ親しみ、創造する機会の充実	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県が提供する文化芸術情報に対するアクセス件数は、県民の皆さんが自発的に情報収集、活用を行っている状況をあらわすと考えられることから選定しました。</p>		<p>ツイッターやフェイスブックなどのツールを効果的に活用しながら、魅力的な情報発信を行うことで、アクセス数を現状値から約12,000件増やすことをめざし、目標を設定しました。</p>		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
文化財情報アクセス件数	16,623 件/月	16,700 件/月	17,000 件/月	県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数
対応する基本事業		26102	歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>文化財情報へのアクセス件数は、県が発信している文化財についての情報を、県民の皆さんが入手し活用している状況をあらわすと考えられることから選定しました。</p>		<p>三重の文化財の魅力をわかりやすく、また活用しやすいかたちで情報発信し、アクセス数を現状値から約80件増やすことをめざし、目標として設定しました。</p>		

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。  
 また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や生涯学習団体と連携した「まなびいすとセミナー」を開催するなど多様な学習機会を提供
- ・県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（M I L A I）を活用した目録検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ・新県立博物館は、建築及び展示に係る工事を推進するとともに、収蔵資料の適切な保全や整理など新県立博物館での活用に向けた準備を実施
- ・県民や幅広い分野からの意見をもとに博物館活動や運営の仕組みづくりを進めるため、「みんなでつくる博物館会議」や有識者で構成する「経営向上懇話会」を実施
- ・移動展示、各種講座等の実施や、サポートスタッフ活動の促進等を通じて、新県立博物館の魅力を発信したほか、開館に向けた参加型プロジェクトである「みえ マイ ミュージアム（MMM）プロジェクト」を立ち上げ
- ・県立美術館は、本県ゆかりの作家を取り上げる企画展（イケムラレイコ展など）や朗読コンサート等の教育普及活動を実施
- ・齋宮歴史博物館は、特別展「後醍醐～最後の斎王とその父」や企画展「姫君のイメージ」等を実施し活動成果を広く紹介するとともに、地元小学校への出前授業や外部への講師派遣のほか、他地域での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・「社会教育委員の制度を活かした社会教育の振興について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を開催
- ・各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等を対象に研修及び県内各地における情報交換を実施
- ・市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした読書に係る講演会や研修会を実施するとともに、小中学校図書館における環境整備推進員を配置するなど、公立図書館や学校図書館を充実させることによる子どもの読書活動を促進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・生涯学習センターは、高齢化の急速な進展や核家族化や共働き家庭の増加など社会の変化に柔軟に対応していくため、さまざまな学習機会を提供するとともに、より多くの学習情報を収集・提供する必要があります。
- ・県立図書館は、全県域へのサービスに留意し、市町立図書館への巡回訪問や職員研修の実施など県内図書館の連携に努めるとともに、情報・物流ネットワークの強化により協力貸出の充実を図

- るなど、計画に基づく図書館サービス向上の取組を着実に進めました。
- ・新県立博物館の開館に向けては、より一層幅広い県民の理解と参加が求められることから、広報活動をさらに充実させるとともに、幅広い県民が参加でき、効果的かつ効率的な活動と運営の仕組みを構築することが必要です。
  - ・県立美術館は、企画展とタイアップしたギャラリートーク等の活動により、来館者数が増加しました。今後は、所蔵品等の一層の活用を図りながら多様な県民の関心に応えられることができる展示、普及活動に取り組むことが必要です。
  - ・斎宮歴史博物館では、特別展、歴史講座や発掘調査体験などの開催により活動の成果を広く紹介することができましたが、今後さらに集客力を向上させる取組が必要です。
  - ・社会教育委員から、「社会教育委員の制度を活かした社会教育の振興について」助言・提案を受け、取組方針に反映することができました。今後、市町への積極的な働きかけが必要です。
  - ・地域における社会教育のさらなる推進のため、社会教育関係職員をはじめ社会教育団体関係者の情報交流や研修が必要です。
  - ・学校図書館環境整備推進員の配置や読書活動に関する講演会及び研修会を開催することにより、児童生徒の図書館利用の機会が増え、読み聞かせ等の指導方法の理解が進みました。今後も積極的な働きかけが必要です。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・県立の図書館、美術館、斎宮歴史博物館、生涯学習センターは、県民にとって利用しやすい施設運営を行うとともに、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えられるよう、所有する資源を最大限活用し広く県民に還元します。
- ・生涯学習センターは、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ事業など、さまざまな学習機会を提供するとともに、三重県生涯学習情報提供システムの運営を行い、多様で魅力ある学習情報を提供します。
- ・県立図書館は、三重県に関する資料や情報の収集・活用とともに、県民に身近な市町立図書館等や県立学校との連携を通じて、人づくりや地域づくりに取り組む県民の活動を支援します。
- ・新県立博物館については、MMMプロジェクトを積極的に展開するなど新博物館に関心を持っていただける方の裾野拡大に努めるとともに、市町の博物館や学校等の連携を進め、県民や地域の団体の皆さんなどと「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりを進めます。
- ・県立美術館は、開館30周年を迎えるにあたり、これまでの美術館活動の集大成である記念事業として、三重県にゆかりのある展覧会を開催するとともに、県ゆかりの作家を取り上げる企画展や教育普及事業等に取り組めます。
- ・斎宮歴史博物館は、地域の活動団体等との連携を深め、アウトリーチ活動の充実と一層の情報発信に取り組み、斎宮跡の魅力を高めていきます。
- ・各生涯学習施設が、市町や活動団体等と連携し、次世代を担う子どもを対象に、文化・芸術や歴史などに関する参加体験型の学習機会を提供します。
- ・社会教育関係者の会議や研修会を通じて人材育成を推進します。また、社会教育推進の体制強化および連携に向けた支援を展開するために、社会教育関係者の交流の場の拡充を図り、情報交換、ネットワークづくりを進めます。
- ・県立青少年教育施設においては、自然体験活動などのプログラム開発を進め、実施するとともに、市町や民間施設、企業、地域の団体及び学校等さまざまな団体との連携を深め、体験学習の機会をより広域的に拡充し、青少年の健全な育成を進めます。
- ・子どもが主体的、意欲的な読書活動ができる学校図書館づくりを進めるため、引き続き学校図書館環境整備推進員を配置するとともに、市町教育委員会等と連携して地域で活動する人材の養成・育成を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、積極的に子どもの読書活動の普及に取り組めます。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した学習活動に対する満足度	—	72.0%	77.0%	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合
	70.2%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県民の皆さんが楽しく学習活動に参加し、積極的に活動するためには、学習活動に参加した皆さんの満足度を高めることが必要であると考えられることから選定しました。</p>				<p>魅力ある学習機会を提供することなどにより、満足度を現状値から約2%増やすことをめざし、目標値として設定しました。</p>

### 施策責任者からのコメント

環境生活部 副部長 真伏 利典 電話：059-224-2620

- ・新たな「文化と知的探求の拠点\*」として新県立博物館の整備を進めるとともに、平成24年3月にとりまとめた広報戦略に基づき、幅広い県民の理解と参加を得るための取組を着実に推進していきます。
- ・併せて、効果的かつ効率的な活動と運営の仕組みづくりについて、「新県立博物館整備にあたっての3方向と7項目」もふまえ、県民の皆さんと共につくりあげていきます。
- ・各施設が市町や学校等と連携・協働しながらアウトリーチ事業や参加型の学習機会を重点的に提供していきます。
- ・住民に身近な拠点である公民館や図書館等は、本県の生涯学習の推進に大きな役割をはたしていることから、市町と県の連携を密にし、県民の皆さんがどこでも学習できる環境づくりを進めます。
- ・研修会等を通じて社会教育関係者等の人材育成を推進するとともに、関係者の交流の場の拡充を図り、体験活動や子どもの読書活動などについて情報交換やネットワークづくりを進めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,321	6,362			



活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県立生涯学習施設の利用者数	636,972 人	655,000 人	855,000 人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センターおよび生涯学習センターの利用者数
対応する基本事業		26201		学びあう場の充実
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
県立生涯学習施設の利用者数は、県民の皆さんが利用しやすい施設運営に県が取り組んだ効果を示すことができると考えられることから選定しました。		各館の新しい取組や県立美術館の開館30周年記念事業などにより、現状値から約18,000人増やすことをめざし、目標を設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
「協創」による博物館づくりへの参画者数	286人	330人	550人	新県立博物館の県民参加組織への登録者数
対応する基本事業		26201		学びあう場の充実
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
「協創」による博物館づくりとは、新県立博物館のめざす県民・利用者の皆さんと「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりを進めることです。これにより、学びや調査研究など博物館活動の成果をより大きなものとして共有し、さらに広げることができると考えられることから、選定しました。		県民参加の呼びかけなどにより、現状値から約50人増やすことをめざし、目標値として設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	72人	110人	210人	社会教育関係者(社会教育委員、関係団体、行政等)が幅広くつながる交流の場として開催するネットワーク会議への参加者数
対応する基本事業		26202		地域と連携した社会教育の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
ネットワーク会議の参加者数の増加により、参加者間の連携が広がり、地域での社会教育が一層推進されると考えられることから選定しました。		ネットワーク会議への参加を呼びかけなどにより、現状値から約40人増やすことをめざし、目標値として設定しました。		

平成 27 年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランド\*をはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 三重ブランドの新規認定、首都圏集客施設でのレストランフェアの開催など三重ブランド認定品をはじめとする県産品の効果的なPRの実施
- ・ 商談支援、大都市圏バイヤーの県内招へい、商談会や百貨店での物産展などの実施
- ・ 米の需要に対応した品種の開発、植物工場を活用したトマトとイチゴ栽培における「複合環境制御技術」と「新しい栽培手法」の実証・展示
- ・ これまで蓄積した研究シーズを活用した研究クラスター\*の形成による商品の開発及び農畜産業者に対するその商品化技術の移転
- ・ 森林の効率育成や資源の利用拡大を図るための人工林における初期保育コストの低減に向けた現地調査、ニホンジカによる剥皮害を防除するための効果試験などの実施
- ・ 産学官が連携した地域水産技術クラスターの形成による水産物の付加価値向上に向けた取組の促進、資源調査や資源増殖のための技術開発及び革新的な養殖技術の開発などの実施
- ・ 県内小売店舗等における、みえ地物一番キャンペーン\*を中心とした県産品のPRによる地産地消の推進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県産品に対する満足度アンケート」による県産食品（生鮮・加工食品）に対する消費者の満足度は、25.2%（県民の約4人に1人）にとどまっており、県産農林水産物が、県民が求めるニーズに十分応えきれていないものと考えられます。
- ・ 三重ブランドについて、2品目（伊賀牛、熊野地鶏）2事業者と既認定品目「伊勢茶」の1事業者を新たに認定しましたが、品目数及び事業者数ともにまだまだ少なく、新たなブランド商品の育成につながっていません。
- ・ 新たに地域資源として7品目のバイオトレジャー\*を選定して情報発信しました。また、地域資源を活用する県内事業者の商品開発力を強化するため、7事業者の育成を行いました。しかし、地域資源を発掘するだけにとどまり、市場ニーズに応じた商品開発につながっていません。
- ・ 三重ブランド等の県産品を使ったレストランフェアや期間限定ショップの開催、各種メディアを通じた情報発信などにより、県産品や三重の魅力の効果的なPRに努めましたが、そのPR効果が継続せず、発信力が不足しています。県産品市場開拓スーパーバイザー\*による首都圏での商談支援、バイヤー招へいや百貨店での物産展などを通じて、県内事業者の大都市圏等への新たな販路拡大に取り組みましたが、大都市圏に向けたこだわりのある商品が不足しています。
- ・ 農畜産業技術では、産地間競争に対応できる三重県独自の新品種として、高温に強い水稻「三重23号」を開発しました。植物工場については、初期段階の機械設備の調整が終了し、安定的な運用が可能となりました。また、これまでの研究シーズを活用するために形成された研究クラスターでは、高カテキンの「ヘルシー緑茶」や茶を用いた「レトルトの医療食」の試作、イチゴ「かおり野」の早期収穫技術の開発など、将来の新たな商品開発につながる取組が進みました。

- ・初期生長が優れたヒノキ苗生産技術の開発、ニホンジカによる剥皮害防止資材の効率的施工法の開発などを行いました。また、乾燥材の生産・利用マニュアルを他県と共同で作成しました。
- ・地域水産技術クラスター\*による水産物の高付加価値化に取り組んだ結果、アカモクの漁業資源化やゴマサバの販売価格向上に向けた取組など、地域での活動の基盤の形成が進みました。また、イワシ類やカツオ等の水産資源の状況調査結果を資源管理等に活用したほか、真珠の品質向上のための新しい技術の普及やマダイの疾病を予防する新しい技術の特許申請等を行いました。
- ・東日本大震災により本県のカキ養殖に必要な種ガキの確保が困難となったことから、三重大学・増養殖研究所等と連携して県内産のカキの種苗の生産技術開発に取り組み、生産したカキ種苗を漁業者に配布しました。
- ・しかしながら、県等が開発した技術や研究成果を活用して、生産者や事業者の新たな事業展開につなげる取組が十分にできていません。
- ・「みえ地物一番キャンペーン」への参加事業者は、平成23年度末で868事業者となり県産品の販売促進に取り組もうとする事業者が拡大しました。しかし、食育や環境保全により農林水産業の新しい価値を創出することや、その価値をわかりやすく県民に伝えていくことが十分にできていません。
- ・将来にわたる間断ない食育の推進、共食を通じたコミュニケーションの促進等を取組方針とする第2次三重県食育推進計画を策定しました。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・県民に愛され、競争力のある県産品を創出できるよう、農林漁業者やその団体、食品関連企業だけでなく、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる研究機関、ものづくり企業、行政機関が参加する「みえフードイノベーションネットワーク\*」を構築します。この取組によりカンキツ類を飼料に加えることにより健康で肉質の良いマダイの生産や鹿肉を活用したカレーの開発など、多様なニーズに対応する商品開発や地域ブランド産品を創出していきます。
- ・地域の農林水産資源の高付加価値化に取り組む事業者に対し、事業者の活動を「見える化」するフードコミュニケーションプロジェクト\*を活用して人材育成に取り組むことにより、商品のこだわりを伝えやすくしていきます。
- ・三重県営業本部\*等と連携して、オール三重県で三重ブランドをはじめとする県産品の認知度向上や販路開拓に取り組む、「もうかる農林水産業」に向けた展開を加速します。
- ・農畜産業、林業、水産業に係る技術開発・移転を通じて、農林水産業者、食品産業や木材産業事業者等による県民の皆さんの多様化する期待に応える新たな商品やサービスの提供に向けた取組を支援します。また、森林の効率的な育成と森林資源の利用拡大、海の再生力の活用等による海洋環境の再生などを促進します。
- ・企業等との連携により安全・安心の取組を強化しながら、食育や環境保全など新たな取組や価値の「見える化」を進め、県民にその価値を伝えていくなど、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組めます。
- ・県民とともに学校給食への地場産物の活用などを進め、食育を計画的に推進していきます。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県産品に対する消費者満足度	—	28.0%	40.0%	県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合
	25.2%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
県産農林水産物等に対する消費者の満足度は、高付加価値化をめざす県内農林漁業者および事業者の取組に対する評価を測る指標として適当であることから選定しました。			4年後に40%の消費者満足度をめざす中で、現状との差の一年間分を増やす目標を設定しました。	

施策責任者からのコメント 農林水産部 副部長 岡村 昌和 電話：059-224-2501

- ・農林水産業の振興を図るため、生産環境の整備に加え、食品関連事業者や独自技術を持つものづくり企業が多い本県の特性を生かし、さまざまな業種や産学官の連携強化により、農林水産業を「もうかる産業」に転換する取組を「みえフードイノベーション\*」として選択・集中プログラム（緊急課題解決7）に位置づけ、重点的に推進します。
- ・新たな商品開発や生産技術開発にあたっては、消費者ニーズを把握する流通・販売事業者等との連携により、「売れるものづくり」を進めます。三重県営業本部等と連携して、首都圏をはじめ国内外において、積極的な販路開拓に取り組みます。
- ・三重ブランドに加え、地域全体を売り出す面的な情報発信や、生産者と消費者の相互理解の促進により、県産品の知名度向上とブランド力の強化を図ります。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	927	842			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	—	10件	25件	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数
対応する基本事業	31101		新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
県内農林水産資源を活用した新たな商品を革新的に生み出す仕組みづくりが重要であることから選定しました。	県内農林水産資源を活用した新たな商品等が継続的に生み出されていくためには、農商工や産学官の連携による開発プロジェクトが立ち上がっていくことが効果的であることから、平成24年度に10件、その後は5件/年の新プロジェクトの立ち上げをめざして設定しました。			

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	—	25件	100件	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等

対応する基本事業

31102

農畜産技術の研究開発と移転

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
農業研究所および畜産研究所において新しく開発した品種や技術等については、農業者が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。	農業研究所および畜産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、毎年度25件ずつ増やしていく目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	—	5件	20件	森林・林業に関する研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数

対応する基本事業

31103

林業・森林づくりを支える技術の開発と移転

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
林業研究所の森林・林業に関する研究成果については、事業者等に活用されることで価値があることから選定しました。	林業研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、毎年度5件ずつ増やしていく目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	—	5件	35件	水産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された漁業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等

対応する基本事業

31104

水産技術の研究開発と移転

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
水産研究所において新しく開発した品種や技術等については、漁業者等が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。	水産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、平成24年度に5件、その後は10件/年ずつ増やしていく目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
企業との連携による食育等のPR回数	—	8回	8回	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数
対応する基本事業		31105	県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民生活に近い場面でPRを実施することが、県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくりを進める上で重要であることから選定しました。		県内全域での取組が重要であることから、県内8圏域ごとに年間1回以上のPRを行うこととして設定しました。		



【担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。

平成 23 年度取組概要

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく「基本計画」と「行動計画」の策定に向けた検討
- ・農業者戸別所得補償制度のもと、需要等に応じた米、麦、大豆、新規需要米\*等の生産指導、県産小麦・大豆のPRなど需要拡大に向けた取組
- ・主食用米の品質向上を図るための栽培技術指導や新品種の開発および産地育成に向けた検討
- ・野菜や果樹における地域の産地改革計画等の達成に向けた指導、伊勢茶や県産花き・花木に係る需要拡大に向けた活動、直売所を核とした多品目適量産地\*づくりに向けた支援
- ・畜産経営体への家畜衛生や経営の指導、畜産物のブランド化、基幹食肉処理施設\*の健全な運営に向けた支援
- ・高病原性鳥インフルエンザ対策に係る対応マニュアルの大幅な改訂、初期防疫に必要な資材の備蓄や防鳥ネットの設置促進
- ・肉用子牛増産体制の整備に向けた活動や、放射性物質に係る出荷牛の全頭検査の実施
- ・地域資源の活用により新たな価値の創出につなげる「地域活性化プラン\*」の取組の推進
- ・認定農業者\*の確保や経営力強化に向けた指導、集落を核とした水田営農システムづくりに向けた活動の展開
- ・新規就農希望者や新規参入企業、障がい者等の就農促進に向けた活動の展開
- ・営農の低コスト化、高度化等のための区画整理やパイプライン化などの計画的な整備
- ・頭首工や用水路等農業用施設の長寿命化を図るための整備の実施
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた農地等の復旧

平成 23 年度取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画と、その着実な推進を図るための行動計画を策定しました。食料自給率（カロリーベース）は、国の食料政策等を活用し、水田の高度利用等を進め、44%となりました。
- ・米（主食用）では夏場の異常高温等の影響による品質低下が著しく、小麦は5,990ha（全国第5位）と作付けが拡大したものの実需者が必要とする生産量に届かないなど、需要に答えきれていない状況です。新規需要米のうち、飼料用米は413haと前年に比べ5倍の作付けとなりましたが、米粉用米は販売先が依然少なく、82haに停滞しています。
- ・野菜や果樹では、産地改革計画等を策定した74産地への指導により、イチゴ品種「かおり野」の生産拡大と販路開拓、南紀みかんの輸出（タイ王国）などの取組が行われましたが、市場ニーズに対応できていない産地も多い状況です。
- ・直売所等を核に、小規模ながら多品目を出荷販売する地域の取組が進んできていますが、消費者の求める品目や数量、品質に十分答えきれていない直売所等もあります。



- ・茶では、イベント等を通じた販路の拡大や「伊勢本かぶせ茶」など高級品の開発等に取り組ましましたが、県外での知名度が依然低い状況です。花き・花木では、新たな品目や品種の導入等が進んでいますが、需要の変化等への対応や販路の開拓に遅れが生じています。
- ・畜産では、経営体の経営力は着実に向上してきていますが、特に、衛生面での危機管理意識が十分に徹底していない経営体もあります。
- ・放射性物質に係る出荷牛の全頭検査に取り組んでいますが、県産牛のブランドイメージの完全な回復に向けて、流通販売事業者からの検査要望は依然として強い状況です。
- ・「地域活性化プラン」については、市町や農協などと支援チームを結成し、集落や産地などの支援に取り組んだ結果、県内で52の地域においてプランが策定され、さまざま取組が開始されましたが、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図っていくことが課題となっています。
- ・土地の利用調整を円滑に進めるための水田営農システムの整備に取り組んできましたが、体制が整った地域は約2,000の農業集落のうち652集落と3割にとどまっています。
- ・農業経営体は、稲・麦等の土地利用型で経営規模の拡大が進んだ一方で、高齢によりリタイアした経営体もあり、全体の数は前年度と同程度にとどまりました。新規就農者は、113名（45歳未満）を確保できたものの、増加する雇用形態での就農希望に対応できる農業法人等経営体が少ない状況です。
- ・ほ場整備（36.7ha）やパイプライン化（31.5km）を13地区で推進し、農業経営体への農地集積を進めました。用水路など農業用施設の長寿命化のための整備を9地区で行いましたが、施設の老朽化が進んでいる状況を解消するには至っていません。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた428箇所の農地や543箇所の農業用施設等の復旧に向けた取組を進めました。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画に基づき、市町、農協等関係機関と連携した取組のもと、計画の的確な推進を図ります。
- ・水田農業について、食品産業事業者や消費者の需要やニーズをふまえた米の生産や品質向上、高温に強い水稻新品種「三重23号」による戦略的な産地展開、需要に応えうる小麦・大豆の生産拡大、「みえフードイノベーション\*」の取組と連携した新規需要米の需要拡大などを進めます。
- ・野菜や果樹についても、産地改革計画等に基づき、「みえフードイノベーション」の取組と連携させながら、特色ある品種や生産技術を生かしてマーケットを意識した生産・販売ができる産地の育成を進めます。
- ・地域の消費者に信頼される産地として、食の安全・安心の確保と、さまざまな品目を適量供給できる多品目適量産地の拡大を図ります。
- ・伊勢茶の特徴を生かした新たな商品の開発とPRを進め、本県で開催する「関西茶業振興大会」を契機に県外での認知度向上を図ります。花き・花木では、新たな品目や品種の特徴を生かして、首都圏での品評会への出品や商談会への出展を通じて、販路の開拓を促進します。
- ・畜産経営の発展に向けて、家畜防疫や経営指導、衛生面での危機管理意識の徹底、肉用子牛の県内増産システムの構築、基幹食肉処理施設の機能充実等に取り組めます。特に、鳥インフルエンザの対策では、一新した対応マニュアルが円滑に機能するように、講習会・仮想訓練等の実施により関係機関との連携強化や、早期通報など農家段階での危機管理体制の構築を促進していきます。
- ・放射性物質に係る新たな基準値に対応した県産牛の全頭検査体制を整備し、検査を実施します。
- ・市町・農協等と連携し、地域の農業者等の思いや考えをくみ上げ、意欲醸成を促す中で「地域活性化プラン」の策定地域の拡大を図りながら、支援チームによる継続的な支援に取り組めます。
- ・集落の合意形成を促し、水田営農システムの体制整備に向けた土地利用の調整ルールづくり、耕作放棄の防止対策、地域の実情に応じた集落営農組織等の設立・法人化や、経営体の大規模化などを促進していきます。

- ・農業経営体の収益力の向上のため、消費者ニーズに応え得る品質の確保、6次産業化\*等高付加価値化の取組の促進とあわせ、イノベーションに挑戦していく農業者人材の育成などを進めます。新規就農者の確保のため、円滑に就農できる環境づくり、雇用力のある農業経営体の育成、企業等の新規参入、農業者や福祉事業者との連携による障がい者就労の促進を図ります。
- ・生産基盤の整備の推進とあわせて、地域の核となる担い手への農地の集積を進めます。農業用施設の日常の適正管理を徹底しつつ、計画的に農業用施設の長寿命化のための整備を進めます。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた農地や農業用施設等について、市町等と連携して、地域の実情に即してきめ細かく対応しつつ、早期の復旧に取り組みます。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
食料自給率(カロリーベース)	—	45% (23年度)	46% (26年度)	県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合
	44% (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
国が食料自給率の向上を目的として平成32年度に50%を達成することを目標に設定したことをふまえるとともに、県段階の食料自給率には地域の農産物等生産の状況が反映されることから選定しました。				本県の農産物等の供給力向上に向けて食料自給率51%(平成33年度)をめざしていることから、その達成に向けた農産物等の作付見通しに基づいて設定しました。

## 施策責任者からのコメント

農林水産部 次長 赤松 斉 電話：059-224-2501

- ・「もうかる農業」の実現につながる新たな価値創出に向けた取組が集落や産地などで活発に起こるよう、そのスタートアップを支援する「地域活性化プラン」の取組を、市町や関係機関と連携し、重点的に進めていきます。
- ・「地域活性化プラン」により開始された取組については、「みえフードイノベーション」の取組と連携する中で、企業や研究機関などとのマッチングなどを図ることにより発展・拡大させていきます。
- ・水田利用の高度化を図り、食料自給力の向上につなげるため、農業者戸別所得補償制度を活用し、需要に応じた米や、食品産業事業者等のニーズを踏まえた麦・大豆等の生産拡大を進めます。
- ・園芸特産物の産地振興に向けては、「みえフードイノベーション」の取組と連携させながら、特に、マーケティング戦略などの面から産地をリードできる人材の育成を進めます。
- ・畜産経営の発展に向けては、鳥インフルエンザへの対応をはじめ、経営体の衛生面での危機管理意識の定着を徹底するなど、家畜防疫体制の強化に取り組みます。
- ・県農業を支える経営体の育成に向けては、イノベーションに挑戦していく人材の育成、新規就農の環境づくり、企業等の新規参入や農福連携による障がい者参画の促進などに取り組みます。
- ・パイプラインなどの生産基盤の整備や既設用排水路の長寿命化のための改修について、地域の実情に対応しながら、計画的に進めていきます。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた農地や農業用施設等については、一刻も早い復旧に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	10,322	11,526			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
水田利用率	93.4%	94.0%	96.0%	水田面積における作付面積の割合

## 対応する基本事業

31201

## 水田農業の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さん、生産者の双方から見て、需要に応じた水田農業の推進状況を総合的に評価する上で適当な指標と考えられることから選定しました。	4年後の水田面積の見通しと食料自給率目標 46%をふまえて、主要作物についての毎年度の作付け拡大見通しに基づいて設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	—	5産地	20産地	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数

## 対応する基本事業

31202

## 園芸等産地形成の促進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
流通チャンネルが多様化する中、市場流通を基本とした生産、販売にとられない農業の展開(農商工連携や6次産業化)を図ることで、ブランド力の向上や産地の活性化等が期待できることから選定しました。	産地改革計画等を策定している産地(野菜 56、果樹 18)の 1/4 程度で新たな視点の産地展開に取り組まれることをめざして、毎年度5産地ずつ増やしていく目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
近隣府県の畜産 産出額に占める 割合	13.7% (22年度)	13.8% (23年度)	14.1% (26年度)	近隣府県(岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県)の畜産物の産出額に占める本県の割合

対応する基本事業

31203

畜産業の健全な発展

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
三重県と地理的条件や農畜産物の流通区域が似通っている近接県域内の本県を含む9府県でのシェア(割合)向上は、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・供給を評価する上で適当な指標と考えられることから選定しました。	近隣府県における本県の割合を10年後に1%増加することをめざして、毎年度0.1ポイントずつ増加させていく目標を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農業経営体数 (認定農業者、 集落営農組織 等)	2,346 経営体	2,410 経営体	2,610 経営体	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体の数

対応する基本事業

31204

多様な農業経営体の確保・育成

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
認定農業者および集落営農組織等の数は、本県農業が持続的に発展していくための農業生産構造を測る指標として適当であることから選定しました。	農業経営基盤強化促進法に係る県基本方針の10年後(平成33年度)の農業経営体確保目標の3,000経営体に基づき、現状値との差の1年間分を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
基盤整備済み農 地における担い 手への集積率	33.4%	36.9%	50.0%	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率

対応する基本事業

31205

農業生産基盤の整備・保全

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
良好な生産基盤の確保・整備状況と、基盤整備の事業効果を測る指標として適当であることから選定しました。	高度な基盤整備を実施した面積の過半(50.0%)を認定農業者等が担っている姿を4年間で実現することをめざして、現状との差の1年間分を増やす目標を設定しました。



【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 「三重の森林づくり条例」に基づく三重の森林づくり基本計画の見直しと策定
- ・ 「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援、大規模展示会への出展、県有施設の木材利用と市町・民間の公共施設の木造化への働きかけ
- ・ 県下各地域において林地残材\*の効率的な収集実証実験、火力発電所において県産木質チップ\*を用いた混焼発電\*の実用化に向けた実機試験の実施
- ・ 森林の現況調査活動や路網の整備等を支援し、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐\*の促進
- ・ 森林施業の効率化を図る技術者の育成や建設業者の林業への参入を促す研修会等の開催
- ・ 森林所有者への森林整備の必要性を周知するダイレクトメールの送付
- ・ 「企業の森\*」の推進、森林ボランティアの技術研修支援などによるさまざまな主体の森林づくり活動のサポートや森林や林業に対する理解を深めてもらうためのフェアの開催
- ・ 森林や木とのふれあいの場の提供、森林の学習推進コーディネーターの設置や指導者の育成、学校林などをフィールドとした体験学習の実施
- ・ 紀伊半島大水害等で被災した林道施設の復旧
- ・ 災害に強い森林づくりに関する税の検討を開始

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重の森林づくり条例」に基づく基本計画の見直しを行い、平成 24 年 3 月に「三重の森林づくり基本計画 2012」を策定しました。全製材品出荷量に占める品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の出荷量の割合は低位にとどまっています。今後、県産材の需要を拡大するには、品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の供給拡大が必要です。
- ・ 林地残材の収集実証実験の成果を踏まえ安定供給体制を構築するとともに、県産木質チップ約 50 t を使用した碧南火力発電所における実機試験で判明した課題等の克服が求められます。
- ・ 森林の団地化による搬出間伐は進んできているが、小規模なものにとどまっており、森林経営計画の樹立には結びついていないことから、県産材の増大には至っていません。
- ・ 県産材の生産をこれまで以上に増大させていくうえで、担い手や技術力が不足しています。
- ・ 環境林整備について、市町の協力を得て促進しているものの、森林所有者の森林への関心が低いことなどを背景に計画どおり進んでいないことから、事業の仕組みを見直す必要があります。
- ・ 森林づくり活動に参加した人は年間延べ 23, 449 人となりましたが、自発的な取組は多くありません。
- ・ 森林環境教育についての指導者の活動も多くなっていますが、さらに森林や木に対する理解を広げていくためには、林業者や森林ボランティア、NPO 等と連携しながら、学習の機会の提供を進めていく必要があります。

- ・ 紀伊半島大水害等で被災した 326 路線、1,032 箇所 の林道施設について、早期の復旧が必要です。
- ・ 森林づくりに関する税の検討委員会を 2 回開催し、税の在り方等について調査審議が行われました。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「もうかる林業」への転換を図るため、木材産業関係団体と連携して品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の出荷量を増大することにより、県産材の需要を拡大します。「三重の木」については、PR 活動への支援や首都圏等大消費地での販路開拓に取り組みます。また、「あかね材」については、パートナー企業との連携による PR 等により、需要拡大に取り組みます。
- ・ 木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、未利用間伐材\*の安定供給体制づくり、火力発電所での混焼の実現に向けた協議を進めるほか、県内での新たな木質バイオマス発電施設の整備などを促進します。
- ・ 県産材の増大に資する森林施業の集約化や路網の整備等を促進するための森林経営計画制度について、市町や森林組合等と連携して普及・定着を図ります。
- ・ 林業の担い手を確保するため、林業関係団体等と連携した就業フェアの開催や高校生等の職場体験研修、建設業等異業種の参入促進のための研修会を開催します。また、県産材の効率的な生産のため、高性能林業機械\*等の操作に習熟した技術者や森林所有者との合意形成により集約化を推進する森林施業プランナー\*を育成します。
- ・ 環境林整備を促進するため、市町の協力を得て、森林所有者への働きかけを行うとともに、所有者の意向や現地の状況調査等をふまえて、整備の仕組みを見直します。
- ・ これまでの三重のもりづくり月間を中心としたフェア等の開催に加え、フェイスブック等の情報ツールを充実して県民の皆さんの森林づくり意識の醸成を促進するとともに、企業の森や森づくり活動団体のスキルアップ等への支援などにより、さまざまな主体の森林づくりを進めます。
- ・ 森林環境教育の指導者登録制度を設け、登録指導者による小学校等での森林環境教育を実施するなど、知識や技能を持った県民の皆さんの協力のもとに、森林環境教育の提供機会の拡大を進めます。
- ・ 紀伊半島大水害により被害を受けた林道施設等について、市町等と連携して、地域の実情に即してきめ細かく対応しつつ、早期の復旧に取り組みます。
- ・ 税導入の是非を含め、使途等について調査審議を行う森林づくりに関する税の検討委員会の結果を踏まえ、災害に強い森林づくりを進めるための税導入について、検討を進めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	—	303 千 m <sup>3</sup>	402 千 m <sup>3</sup>	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量
	255 千 m <sup>3</sup>	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
林産物の多くを占める県産材(スギ・ヒノキ)の生産量を、目標項目として選定しました。			「三重の森林づくり基本計画 2012」における平成 27 年度の素材生産量を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成 24 年度目標値を設定しました。	

- ・ 「もうかる林業」への転換を図るために、「三重の木」「あかね材」はもとより、木質バイオマスのエネルギー利用等新たな用途開拓により利用を拡大するとともに、森林経営計画の策定や人材育成等を進め、県産材生産量の増大に取り組みます。
- ・ 紀伊半島大洪水により被災した林道施設等について、早期の復旧に取り組みます。
- ・ 災害に強い森林づくりを社会全体で支える仕組の一つとしての税導入について、結論を出しません。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	8,268	6,776			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「三重の木」認証材等出荷量	26,737 m <sup>3</sup>	32,000 m <sup>3</sup>	50,000 m <sup>3</sup>	県産丸太を用いた「JAS製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の出荷量

対応する基本事業

31301

県産材の利用の促進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

消費者の信頼を高めて県産材の利用を進めるためには、品質や規格の明確な県産材の提供が必要なことから、目標項目として選定しました。

平成 22 年度の県産丸太を使用した認証材等の出荷量を平成 27 年度までに倍増することとし、毎年段階的に増加させるよう平成 24 年度目標値を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
施業集約化団地面積(累計)	6,669ha	20,000ha	50,000ha	森林経営計画により施業の集約化を図るために団地化された森林面積

対応する基本事業

31302

持続可能な林業生産活動の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県産材の低コスト安定供給体制の基礎となる施業集約化団地の面積を目標項目として選定しました。

施策目標である平成 27 年度の素材生産量 402 千 m<sup>3</sup> を計画的に生産するために必要となる森林経営計画面積を確保するため、毎年段階的に増加させるよう平成 24 年度目標値を設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新規林業就業者数	41人	40人	40人	林業事業者(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数

## 対応する基本事業

31303

## 林業・木材産業の担い手の育成

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
木材の生産や森林整備を実施するためには、必要な林業従事者を新たに確保する必要があることから、目標項目として選定しました。	施策目標の素材生産や間伐実施等を実現するための林業従事者を確保するにあたり必要な新規就業者数を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
間伐実施面積(累計)	-	9,000ha	36,000ha	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積

## 対応する基本事業

31304

## 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要であることから、目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」の今後4年間の間伐面積36,000haを達成するため、9,000ha/年の間伐実施を目標として平成24年度目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
森林づくり参加者数	23,449人	27,000人	30,000人	森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数

## 対応する基本事業

31305

## 森林づくりへの県民参画の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんと「協創」した社会全体で支える森林づくりに向けて、身近な森林づくりへの参加を進めていくことが重要なことから、目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の森林づくりへの参加者数を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
森林文化・森林環境教育の活動回数	1,538回	1,700回	2,000回	県のデータベースに登録された指導者の1年間の延べ活動回数

対応する基本事業

31306

森林文化および森林環境教育の振興

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
森林文化および森林環境教育の振興には、学習機会を多くすることが重要なことから、指導者の活動回数を目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の森林文化・森林環境教育の活動回数を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。



【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

県 1 漁協のもと、さまざまな主体の参加による豊かな海の回復、持続的な水産資源の利用と収益性向上などを図ることにより、県民の皆さんの多様化する期待に応える水産物の安定的な供給が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 10 年先の希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にする「三重県水産業・漁村振興指針\*」の策定と「地域水産業・漁村振興計画\*」の策定への支援
- ・ 県 1 漁協の実現を前提とする東紀州地域の漁協合併への支援
- ・ 東日本大震災の津波により被災した養殖筏や定置網等の復旧および県内カキ養殖における種ガキ確保支援や県内ノリ養殖の経営構造改革に向けた支援の実施
- ・ 東日本大震災を教訓とした養殖施設の減災ガイドラインの作成
- ・ 持続的な生産が可能な水産業の確立を図るための資源管理・漁業所得補償対策\*の活用や T A C（漁獲可能量\*）による適切な資源管理、漁業取締船\* 3 隻による取締活動等の推進、およびマダイ、ヒラメ等の重要魚種の種苗生産と放流の実施
- ・ 県内水産物の付加価値向上等に向けた漁業者等の取組への支援
- ・ 消費者に安全で安心な養殖生産物を安定的に供給するために生産者自らが行う養殖水産物に対する衛生管理体制の整備の促進、養殖マダイの生産情報公表養殖魚\*の J A S 規格取得への支援
- ・ 魚礁の設置による生産性の向上、沿岸海域で効用が低下している漁場の環境を改善するための干潟造成・藻場造成・底泥浚渫等の実施
- ・ 持続的な生産を支えるため、水産業の活動拠点である漁港の係留施設や漁港間を結ぶ道路などの整備
- ・ 内水面資源の維持・増大のため、アユの種苗放流や外来魚の駆除、魚道整備等への支援

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県水産業・漁村振興指針」（平成 23 年度策定）に基づく「地域水産業・漁村振興計画」の策定について、鈴鹿市白子地区、大紀町錦地区、尾鷲市早田地区をモデルとして取組を支援しました。計画に対する漁業者・水産団体とのさらなる連携強化が必要です。
- ・ 平成 23 年 7 月に尾鷲市内の 3 漁協が、平成 24 年 1 月には紀北町の 2 漁協が合併し、県内の沿海地区漁協数は、21 漁協となりましたが、県 1 漁協\*の実現に向けた県内漁協の合意形成には至っていません。
- ・ 東日本大震災の津波により発生した養殖施設等のがれき 1,486 立米及びへい死魚 301 トンの処理、被災した養殖施設や定置網の復旧を支援しましたが、まだ一部に復旧中の施設もあります。
- ・ 三重大学・増養殖研究所等と連携して県内産のカキ種苗約 1,000 万個を生産し漁業者に配布しましたが、養殖を継続するためにはまだまだ県外産種苗の確保が必要な状況です。
- ・ ノリ養殖の復興のため、ノリ養殖業者、漁連、ノリ問屋等の流通関係者で構成する「のりフードイノベーション協議会」を設置・開催（3 回）し、ノリ養殖業経営の構造改革に向けた協議を行い、厳しい経営環境の中、地域特性に応じた新商品開発の重要性などの課題が再確認されました。
- ・ 自然災害による被害を最小限にする養殖施設の減災ガイドラインを、三重大学と連携して平成 24 年 2 月に作成しました。養殖漁業者等への減災対策手法の理解促進が必要です。

- ・ 資源管理による漁業資源の維持・回復を図るため、441人の漁業者が参加して策定した20の資源管理計画\*などに基づく取組を実施したところ、カタクチイワシ、サバは前年に続く好漁であったものの、アワビ・マイワシなど資源状況が良好と言えない魚種がまだまだ多くあります。
- ・ 漁家の経営力向上をめざした青年漁業者のグループによるカタクチイワシの付加価値向上等への支援、みかんや海藻等を加えた飼料の投与によるマダイの新しい養殖技術の開発と販売戦略の検討、東紀州地域の特産品化をめざすヒロメ\*養殖の取組、養殖マハタのブランド化等を支援しましたが、売れる商品としての確立には至っていません。
- ・ 養殖業者への薬剤使用等の衛生管理指導や貝毒検査（44回）において、水産物安全基準違反\*は無く、生産者との交流会を通じた消費者に養殖魚の安全性のPR等を通じて、安全・安心な水産物の消費者への供給ができましたが、県民への迅速な情報提供については十分とはいえません。
- ・ 生産性の向上を図るための魚礁の設置（2地区）、沿岸海域の漁場環境を改善するための干潟等の造成（5.2ha）や底泥浚渫（1.86ha）を実施し、干潟等の造成面積は年度の造成目標を達成しましたが、県内にはまだ再生すべき漁場が残っているのが現状です。
- ・ 漁港・漁村事業では、4地区で事業が完了し、安全で使いやすい漁港、安全で快適な漁村づくりを進めましたが、これまで整備してきた施設の老朽化が課題となっています。
- ・ 県内河川（11水系）への稚アユ放流（30トン）に対して支援し、アユ資源の増殖を図りました。また、長瀬太郎生川等での魚道の改修や自然地形を生かした魚道整備（2地区）を支援し、鮎の遡上を回復しました。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、水産業・漁村のめざす姿や施策の展開方向を県民の皆さんや漁連や漁協などの関係団体等と共有し、漁業者・関係団体との連携強化や産学官による支援体制の充実を図ることにより、地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実現を促進します。
- ・ 水産関係団体が進める県1漁協の実現に向けた協議に参画し、協議の円滑な進行や合意の形成を促進します。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害等により被災した水産業の復興に継続的に取り組みます。
- ・ カキの安定生産を図るため、県外産カキ種苗確保とのバランスにも留意しつつ、今後も県内産種苗の生産が必要です。秋に出荷時期を迎える県内産カキの市場評価等を調査し、優良な県内産カキ種苗の生産につなげていきます。
- ・ ノリ養殖業経営の構造改革に向けては、新商品開発への支援、病気に強いノリ種苗など地域特性や地元の要望に応じた新品種の開発、すし職人をはじめノリを扱う事業者と養殖業者との交流の場の設定など、今後のノリ生産の改善につなげる取組を進め、ノリ養殖業の収益性の向上を図っていきます。
- ・ 自然災害による養殖施設への被害を最小限にするため、減災ガイドラインについて、県内の養殖漁業者に広く説明し、施設改良による減災への取組を進め、東北地方を含めた県外の関係機関にも、情報提供していきます。
- ・ 漁業資源管理の徹底、密漁者に対する監視・取締りの強化により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図ります。
- ・ 漁業者が中心となった売れる商品開発を促進し、取組をより深めていくため、「みえフードイノベーション\*」を活用して、地域特有の水産物の発掘、消費者ニーズに対応する商品やサービスを開発・提供する取組への支援、人材の育成を進めることで、「もうかる水産業」の実現に向けた地域や漁業経営体の経営力の強化、収益の向上をめざします。
- ・ 養殖衛生管理指導や貝毒検査の実施、消費者視点の水産物の提供や情報発信の改善・強化により、県民の皆さんが期待する安全で安心な水産物を安定的に供給する体制づくりを進めます。

- ・ 魚礁の設置、浚渫やアサリ稚貝増殖場の造成等による漁場の再生・創生については、引き続き経済的かつ効果的な事業実施を進めます。
- ・ 機能保全計画\*に基づき、漁港施設の維持修繕等を計画的に実施することで長寿命化を図り、安全で使いやすい漁港施設の整備、安全で快適な漁村づくりを推進します。
- ・ 内水面資源の維持・増大をめざし、アユの種苗放流や外来魚の駆除対策や、自然地形を利用した簡易な魚道整備や老朽化した魚道改修などにより、魚類等の生育に適した環境づくりを促進します。

### 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
主要魚種生産額の全国シェア	—	7.46% (23年)	7.61% (26年)	海面漁業における主要 18 種の生産額の全国シェア
	7.41% (22年)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
高い付加価値を生み出す水産業の確立をめざしていることから選定しました。				本県水産業の活性化を図る上でシェア拡大への挑戦が有効と考えられることから、主要魚種生産額の全国シェアを4年後に 0.2%増加させることをめざし、その1年分の0.05%を増やす目標を設定しました。

### 施策責任者からのコメント 農林水産部 次長 藤吉 利彦 電話 059-224-2501

- ・ 「もうかる水産業」への転換促進に向けて、漁業者、漁連や漁協などの関係団体、大学、市町等と連携して、意欲ある漁業者・経営体の育成、地域における「地域水産業・漁村振興計画」の策定、漁協の合併などを支援します。
- ・ 資源管理・漁業所得補償対策の活用など資源管理の徹底を進めます。
- ・ 漁業がもうかる産業であることを示す成功事例等の情報発信を通じて、漁業の担い手対策に取り組めます。
- ・ 「みえフードイノベーション」を加速するために必要な漁場の再生・創生や安全で使いやすい漁港の整備を進めます。
- ・ 内水面資源の維持・増大をめざし、簡易な魚道整備などにより、河川等に生息する魚介類の生息に適した環境づくりを促進します。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害等により被災した水産業の復興に継続的に取り組めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,280	3,583			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内の沿海地区 漁協数	21 漁協	21 漁協	1 漁協	沿海地区の漁協の数
対応する基本事業		31401	水産業・漁村のマネジメント体制の確立	
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
スケールメリットを生かした効率的な経営など持続的な漁協経営を確立するためには、県内全ての沿海地区漁協の合併による県1漁協の実現が必要であることから選定しました。		県内全ての 21 沿海地区漁協などで構成される三重県漁協合併推進協議会により、水産関係団体と市町、県が連携して合併協議を進め、平成 27 年度に県1漁協となっていることをめざして目標を設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
資源管理に参加 する漁業者数	441 人 (確定値)	700 人	1,500 人	資源管理・漁業所得補償対策に係る資源管理計画に定められる取組を行う漁業者数
対応する基本事業		31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立	
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
持続的な水産資源の活用を図っていくためには、漁業者が主体となって資源管理を進めていく必要があることから選定しました。		4年後に沿岸漁業において 1,500 人の漁業者が資源管理に取り組んでいることをめざして設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
沿岸の浅海域再 生面積(累計)	63ha	65ha	74ha	伊勢湾および熊野灘沿岸における藻場・干潟等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積
対応する基本事業		31403	自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築	
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
海域においては、陸域からの流入負荷、海岸線の開発等により、海域環境が悪化し海域の持つ生産力ならびにその水質浄化機能が低下しており、また、藻場・干潟等が減少し、再生が必要であることから選定しました。		生物の生息環境と、藻場・干潟を再生する適地を考慮して、効率的に再生可能な地区を優先的に整備することとして設定しました。		

【主担当部局：雇用経済部】

### 平成 27 年度末での到達目標

県内には高い技術を有する中小企業や国際競争力の高い大手企業の集積があり、この強みを生かした国内外とのネットワークが構築されるとともに、県内において、多様な産業の活発な事業活動が展開され、県内への企業立地等設備投資が活発に行われています。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・産業振興の戦略を策定するため、『みえ産業振興戦略』検討会議を設置し、3回開催するとともに、その検討を深めるため、6つの分科会（「成長産業」、「立地環境整備」、「中小企業」、「内需振興」、「海外展開」、「ひとづくり」）を設置して施策検討を実施（集中的に25回議論）
- ・戦略の策定にあたっては、職員自らが県内外の企業1,052社を訪問し、現場の課題や今後の産業施策の展開方向を把握するとともに、データ分析による県内産業構造の特徴を確認
- ・先端産業や環境・エネルギー関連分野等の生産施設や研究開発機能の誘致を推進するとともに、外資系企業誘致のためのセミナーを開催
- ・クリーンエネルギーバレー構想\*の策定に向けて、環境・エネルギー関連分野の市場動向や技術動向、県内企業のポテンシャルを明らかにするため、調査事業を実施。調査結果をふまえ、県内企業の技術・関連サービスの集積など、三重県の強みを整理した上で、バレー構想の策定に向けた検討を開始
- ・みえメディカルバレー構想\*の具体的な事業計画である「みえメディカルバレー構想第3期実施計画」（平成24～27年度）を産学官のメンバーで策定。また、産学官民連携の強化・充実のため、フォーラム（1回）や研究会等（51回）を実施するとともに、天然資源を活用した医薬品等の開発の仕組みや医療・介護現場ニーズに基づいた医療・福祉介護機器等の開発の仕組みを構築
- ・画期的な医薬品、医療機器の開発や地域産業の活性化をめざす「みえライフイノベーション\*総合特区」を平成24年3月に内閣府へ申請
- ・高度部材イノベーションセンター\*（AMIC）において、全固体ポリマーリチウム二次電池やセリウム代替材料の開発等最先端の研究開発（17プロジェクト）に取り組むとともに、高度な専門的知識・技術を持った技術相談コーディネータによる中小企業の課題解決支援や産業技術人材の育成等の実施

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「みえ産業振興戦略」検討会議において、産業構造の変化をふまえた方向性等として、「高度部材」や「中小企業のものづくり基盤技術」を維持・進化させていくことに加え、特定の業種に過度に偏らない産業構造を構築していくためにも、製造業とサービス業を産業の両輪と捉えた産業政策を展開していく必要があることを議論しています。
- ・また、企業訪問やアンケート調査により、県内企業の海外展開比率が県外企業よりも低いことや、ものづくり企業の付加価値額（規模）は全国に比べて大きいものの、付加価値率（利益率）が低く、特にものづくり中小企業の付加価値率が全国に比べて低いことが判明しました。
- ・先端産業や環境・エネルギー関連分野、外資系企業等の誘致に取り組み、45件の立地が実現しました。一方、歴史的な円高水準やデフレ基調が続く中で、将来の成長が見込まれる分野の県内投



資をさらに呼び込むとともに、三重の強みを効果的に情報発信する必要があります。

- ・環境・エネルギー関連分野においては、県内企業・大学などが蓄積してきた技術や、集積する産業の強みを生かし、さらなる集積を促進するプロジェクトづくりが必要です。また、県内中小企業の参入を促進するため、情報提供や新たなビジネス創出、地域づくりにつながるモデルプロジェクトの提案が必要です。
- ・医療・健康・福祉分野の製品開発の仕組みが構築され、試作品が9件開発されました。さらにライフイノベーションを推進していくためには、医療・健康・福祉分野の製品化支援の仕組みを強化・充実していくことや、人材育成、地域での取組支援など産学官が連携して総合的な支援をしていくことが必要です。
- ・AMICにおけるプロジェクトの研究成果が、中小企業の新たな製品開発に結びつき始めています。これらの成果が、中小企業の新たな事業として早期に展開されるよう、工業研究所が行う技術支援や販路開拓支援などと密接に連携させながら、きめ細かいフォローを続けるとともに、新たなプロジェクトの創出に向けたコーディネート・情報提供などを推進していく必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえ産業振興戦略」については、検討会議等での議論や企業1,052社訪問などをふまえて、本県の強みを生かし、より付加価値を創出していくことのできる産業構造をめざして戦略を検討していきます。
- ・例えば、新たな成長産業として、研究開発の促進や企業誘致などによる環境・エネルギー関連産業の集積の促進、企業の生産プロセスの変革や新エネルギー導入による「スマートライフ」の促進による産業振興、生産性向上やものづくりとの融合によるサービス産業の振興、海外サポートデスクの設置などによる県内中小企業の海外展開の促進、そして、大企業との連携やシンジケートの促進による県内中小企業の基盤技術の高度化などに取り組んでいきます。
- ・また、戦略の検討段階から、産業界をはじめとする関係者と旗艦的プロジェクト（例えば、地域活性化をテーマに離島などをフィールドにしたスマートコミュニティの実証や、県内中小企業グループと連携した塩害対応型太陽光発電システムの研究開発など）の具体的な検討を進め、戦略策定から早期に、プロジェクトを構築していきます。
- ・戦略策定の検討が一過性のものにならないよう、今後も企業訪問を行い、現場の課題や今後の展開方向等の把握に努めます。
- ・企業のさらなる県内投資の促進を図っていくため、企業と幅広いネットワークを持つ金融機関や商社等と協定を結び、より効果的な情報収集やセミナー開催に取り組むとともに、立地企業の技術の高度化による製品の高付加価値化への投資を促進するための仕組みづくりに取り組みます。
- ・クリーンエネルギーバレー構想の推進にあたっては、国内外の企業や大学等の有識者をメンバーとした「スマートライフ推進協議会（仮称）」を設置します。また、県内中小企業の環境・エネルギー関連分野への進出を促すため、情報提供や新たな事業展開、取り組むべき技術課題を見出すための勉強会・研究会を設置するなど、新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりを支援します。
- ・環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を展開することで、新たな産業の振興や新たな社会システムの構築をめざす「スマートライフ推進協創プロジェクト」において、環境・エネルギー関連産業の集積と育成に取り組めます。
- ・医療・健康・福祉分野の製品開発の仕組みにおいて、医療・介護現場ニーズと企業とのマッチング、試作品のブラッシュアップや販路開拓等の支援を充実します。さらに、コーディネート人材の育成、地域で取り組んでいる介護支援機器等の研究開発や天然資源を活用した医薬品等の開発などの支援をすることにより、ライフイノベーションを推進していきます。

- ・AMICについては、県・工業研究所が企業の課題解決に向けて企業と共に進める技術開発と、AMICのネットワークやコーディネート機能などを相互に連携させて、中小企業の課題解決の支援に取り組むとともに、県内企業と国内外の大学等研究機関との連携や産学官連携による共同研究・プロジェクトの構築を促進します。
- また、中小企業の技術力向上に必要な技術者の育成に向けて、体系的かつ実践的なカリキュラムによる産業人材育成講座を開催するとともに、高度部材の研究開発に係る人材の中小企業とのマッチングを進めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県内への設備投資額(累計)	—	330億円	1,320億円	県と立地協定*を締結した誘致企業に対するアンケート調査による県内への設備投資額の合計額
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
県内への企業立地等設備投資が行われることにより、企業活動が活発になり、県民の皆さんの生活や地域の活力につながることを示す最もわかりやすい指標として選定しました。			過去4年間(平成19～22年度)の実績(年平均設備投資額約300億円)を毎年1割以上上回る投資額を目標値として設定しました。	

**施策責任者からのコメント** 雇用経済部 次長 田畑 知治 電話：059-224-2414

- ・「みえ産業振興戦略」については、策定後においても地域の成長戦略としての実効性が担保されるよう、その時々々の経済情勢等をふまえて、更新・改訂を行っていきます。
- ・環境・エネルギー関連産業の集積につなげるため、「スマートライフ推進協議会(仮称)」において、取組を検討するとともに、県内中小企業の環境・エネルギー関連分野への進出を促進するための仕組みとしての新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりの支援をベースに、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとづくり、設備投資および立地の促進等を連携させて取り組みます。
- ・成長分野である医療・健康・福祉産業を産学官民が連携して支援する体制を強化・充実し、三重県におけるライフイノベーションを推進します。
- ・AMIC等において産学官連携による共同研究等に取り組むことにより、県内企業による新分野への新たな製品・サービスへの事業展開を促進するための基盤整備を進めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,360	2,259			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
企業誘致件数 (累計)	—	40件	160件	県と立地協定を締結した誘致企業件数と工場立地動向調査*における立地件数の合計(重複を除く)

## 対応する基本事業

32101

## 国内外の企業誘致の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県内への企業立地等設備投資が行われることにより、企業活動が活発になり、県民の皆さんの生活や地域の活力につながることから、県の誘致活動の成果を示す指標として選定しました。	過去4年間(平成19～22年)の実績(年平均35件)を1割以上上回る誘致件数を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	—	3件	18件	クリーンエネルギーバレー構想の中で取り組むプロジェクトの数

## 対応する基本事業

32102

## クリーンエネルギーバレー構想の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
世界規模の課題解決を図りつつ、今後最も成長が期待されるクリーンエネルギー(環境・エネルギー関連)分野において、プロジェクトを創出していくことが、県内企業の成長や国際競争力の強化につながることから、指標として選定しました。	成長産業である環境・エネルギー産業をけん引していくためには、毎年5プロジェクト程度の創出が目標の目安になると考え、初年度(平成24年度)は3件を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	9件	16件	40件	県内事業者等が、医療・健康・福祉分野の製品やサービスの開発に取り組んだ数

## 対応する基本事業

32103

## ライフイノベーションの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県内事業者等が、医療・健康・福祉分野の新たな製品やサービスの開発に取り組むことが、本分野の産業の成長につながることから、目標項目として選定しました。	県内事業者等が医療・健康・福祉分野で活用される製品やサービスの開発に取り組む数は、平成23年度の実績見込8件をもとに毎年度8件ずつ取り組むことをめざし、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新たに構築した 産学官等のネット ワーク数(累 計)	—	3	12	県が産業振興を進める上で、新たに構築した産学官等のネットワークの数
対応する基本事業		32104	国内外のネットワークづくり	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
国内外のネットワークを構築することが、新たな事業連携や研究開発のみならず、企業誘致等にも大いにつながることから、指標として選定しました。		県内中心のネットワーク、全国的なネットワーク、海外ネットワークを毎年、新たに1ずつ構築していくことを目標に設定しました。		



【主担当部局：雇用経済部】

平成27年度末での到達目標

多くの県内ものづくり企業が、それぞれが持つ特徴や強みを生かして自らまたは連携して課題解決に取り組み、三重県ならではのオンリーワン型の企業\*として、海外市場を取り込んで事業活動を展開しています。

平成23年度 of 取組概要

- ・アジア、欧米の市場開拓に向けて、知事をトップとする経済ミッション団を中国や欧州（フランス、スイス、ドイツ）に派遣し、欧州最大の研究機関であるフラウンホーファー研究機構（ドイツ）との協力協定を締結
- ・スイスの研究機関であるCSEM社とは、三重大学などの高等教育研究機関を新たに加え、グローバルな産学官連携を推進するなどの協定にリニューアルすることに合意
- ・ジェットロなど関係機関と連携して、海外で活躍する専門家や企業経営者によるセミナー（海外販路開拓チャレンジセミナーなど6回）を開催
- ・東京で働く出勤前のビジネスパーソンを対象に、「地域プロデューサークラス～三重編」を丸の内朝大学\*に開設。受講生40人が三重県を訪れ、地域の人や現場を体感するフィールドワーク等を実施した結果、三重の魅力共感者の人的ネットワークが構築されたほか、修了生による地域活性化イベント「萬古食博覧会」の開催につながるなど、三重県の魅力を発信
- ・三重県ならではのオンリーワン型の技術等を有する中小企業を育成するため、中小企業が、自らの強み・弱みなどをふまえた経営戦略策定を促進し、それに基づく研究開発や試作などの事業活動を支援（補助事業12件）
- ・企業の防災・減災力向上を図るため、三重大学と連携し、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動やセミナーの開催（県内10か所）などを通じて、中小企業によるBCP（事業継続計画）の策定・普及啓発を促進
- ・中小企業が、強みとする技術等を持ち寄り、シンジケート（企業連合）を結成することを促進（3団体）するとともに、新製品の共同開発、試作品づくりや販路開拓等を支援
- ・中小企業の販路開拓のため、県外大手企業等へ県内中小企業の製品・技術を売り込む「出前商談会」（4回）や、企業活動の情報発信やビジネスマッチング、県民の皆さんへの製品・サービス紹介を行う「リーディング産業展」等を開催
- ・産業技術人材を育成するため、産学官連携による技術者育成講座等を開催（5講座）
- ・未就業・転職希望者から公募した研究人材を中小企業に派遣し、研究開発プロジェクトに参画。また、中小企業の中核人材となり得る優秀な若手人材を確保するため、就職活動を控えた若者や保護者、教職員を対象としたバスツアー等を実施

平成23年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・中小企業の販路拡大や業務提携、共同研究等を促進するため、欧州の産業クラスターや試験研究機関との連携体制を構築しましたが、より具体的な取組を進めることに加え、アジアダイナニズ

- ムを取り込むため、東アジア等へネットワークを拡大していく必要があります。また、中小企業の海外展開を促進するためには、県内企業のニーズを的確に把握し、ビジネスマッチングを促進するなどコーディネート機能を強化していく必要があります。
- ・丸の内朝大学「地域プロデューサークラス～三重編」講座を開設した結果、首都圏や三重県内で受講生の知人も加えた交流イベントや、受講生自らが立ち上げたフェイスブックにより、フィールドワークで訪問した三重の地域や人、食材、イベントなどの情報発信が盛んに行われており、こうした三重の魅力共感者が講座参加者以外にどれだけ広がっているのか、特定できないことが課題となっています。
  - ・三重県には、高い経営理念や優れた技術を持つ中小企業が多くあるものの、必ずしもその技術が製品化に結びついていないことから、その製品開発を技術支援するとともに、世に出ていない技術を再発見・再発掘し「見える化」していく必要があります。
  - ・中小企業が取り組む新たな技術開発等が効率的・効果的に進み、実際の事業化に確実につながるためには、工業研究所等が、川下企業のニーズを的確につかむ機会等を設定していくとともに、ニーズに対応した技術開発の推進に向けて、個々の技術開発の支援や産学官連携のハブ機能等を担いながら、フォローアップしていく必要があります。
  - ・企業の防災・減災力向上に向けた取組については、BCP策定に対する中小企業の認識は高まりつつありますが、その取組状況は低いため、防災関係機関との連携、産学官の連携や広域的な取組などにより、普及啓発活動を強化していく必要があります。
  - ・県内に5つの中小企業連携体が結成され、試作品づくりなどの活動を支援してきましたが、中小企業連携体の意欲ある取組を引き続き促進するとともに、大企業や海外とのマッチングを支援していく必要があります。
  - ・「出前商談会」の開催等により、中小企業の情報発信やビジネスマッチングの機会を提供することができましたが、今後は、商談成立に向けてより効果的な開催形態としていく必要があります。
  - ・人材育成において、県内企業へ派遣した研究人材4名の就業につながりました。技術人材の育成では、地域企業のニーズにあった講座内容への引き続きの見直しや、地域の中核的な企業のノウハウを生かし、企業と連携した開催に取り組む必要があります。また、バスツアーや研修等により、中小企業の魅力の発信ができました。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・欧米やアジアへのトップセールスにより、現地の自治体や研究機関とのネットワークの強化、拡大を進め、海外企業とのビジネスマッチング、産学官によるプロジェクトなど具体的な機会の創出に積極的に取り組みます。また、中小企業の東アジア市場における事業展開を支援するため、国内と中国およびASEAN\*に海外支援拠点を設置し、個別相談や現地調査の支援、商談機会の設定等を行います。
- ・三重大学と連携してCSEM社の共同研究・技術移転などの支援機能の誘致に取り組むとともに、具体的な連携事業の構築に向けて活動を進めます。
- ・「地域プロデューサークラス～三重編」講座については、新たな受講生による昨年度とは違った地域の魅力の発信や、昨年度の受講生との連携による首都圏や三重県内での交流イベント等の開催を支援します。また、三重をトータル的に売り込む講座を東京日本橋に新たに開設することにより、三重の魅力共感者の見える化を一層推進し、そのネットワークの拡大・深化を図ります。
- ・日本をリードする「メイド・イン・三重」を確立していくため、世界に通用する高い基盤技術の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発、緊急課題解決型の技術支援など、中小企業の業態・段階に応じた技術支援に取り組み、中小企業の技術向上を図っていくとともに、優れた技術等を顕彰し「見える化」していくことで、国内外への発信力を強化します。

- ・工業研究所等が定期的に企業訪問を行い、中小企業が抱えるさまざまな課題を拾い上げ、町医者的な機能を発揮して、これらの課題の解決に向けて企業と共に技術開発等に取り組むとともに、川下企業への提案等の段階まで密接な支援を行います。また、さらに効果的で適切な取組となるよう、商工関係団体や金融機関等のパートナーと連携し、中小企業を多面的に支援していきます。
- ・中小企業のBCP策定に向けた取組を加速させるため、三重大学や防災担当機関等と連携し、創意工夫ある普及啓発活動を進めるとともに、商工団体や金融機関等との連携や中部圏の広域的な取組への参加等を促進します。
- ・既存の中小企業連携について、展示会出展等の販路開拓や試作活動が進むよう、市町の支援機関とも連携して支援を進めます。また、全国の中小企業連携体による地域を超えた交流が活発化しており、県内の中小企業連携体も積極的に参画していることから、全国的なネットワークと連携した販路開拓や試作活動の活性化を支援することにより、大企業や海外との連携を進めます。
- ・中小企業の販路開拓と三重県の情報発信を推進するため、県外大手企業等への「出前商談会」を積極的に開催します。また、「リーディング産業展」については、出展企業の商談成立を効果的に進めるため、企業間取引を中心とした新たな形態で開催します。
- ・人材育成については、これまで実施してきた課題をふまえ、より産業界のニーズに即したカリキュラムの変更に加え、受講者負担の仕組みを取り入れるなど、自立的な事業の展開を検討します。また、三重県中小企業団体中央会が実施する、学生・留学生等と中小企業とのベストマッチの就活を促進するための、顔の見える関係づくりからマッチング、定着支援までの一貫した取組への連携を図ります。

県民指標				
目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
製造業に係る 中小企業の付 加価値額の伸 び率	—	103 (23年)	112 (26年)	中小企業(製造業)の従業員1人あたり付加価値額(利益、減価償却費、人件費)の平成23年(平成22年実績数値)を100とした場合の伸び率
	100 (22年)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
県内中小製造業の付加価値額を伸ばすことが、ものづくり三重が実感(認知)されることにつながると考えられることから、指標として選定しました。			近年の経済情勢から減少傾向にある中(平成18年から平成21年の4年間で22.5%減。毎年減少している。)、ものづくり三重を強力に推し進めていくことにより、年平均3%の伸びを目標値として設定しました。	

### 施策責任者からのコメント

雇用経済部 次長 田畑 知治 電話：059-224-2414

- ・経済のグローバル化の進展や国内市場の成熟化など、ものづくり中小企業を取り巻く経営環境は大きな変革期を迎えていることから、中小企業が自らの強みと弱みをしっかり認識し、世界に通じる経営戦略を立てて、技術開発を推進していくとともに、積極的な市場開拓を進めることができるよう、中小企業支援のための仕組みづくりに取り組みます。
- ・県内製造業の海外展開の比率を高めるなど、海外需要を確保するため、海外の自治体や研究機関などとのグローバルな連携づくりや連携強化に取り組むとともに、成長を持続する東アジア市場における支援拠点を中国やASEANに設置するなど、中小企業が積極的に海外展開に挑戦できる環境づくりを進めます。
- ・中小企業の技術力の向上や市場開拓には優秀な人材確保・育成が必要ですが、学生等の就職先としての中小企業の認知度は高まっていないため、ものづくり現場の危機感が高まっています。そのため、大学、商工団体等との連携を強化するなど取組を進めます。



(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	470	314			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
海外事業展開に 取り組む企業数 (累計)	—	10 社	40 社	海外での事業展開を行う県内のものづくり中小企業数(県が支援または関与した中小企業)

## 対応する基本事業

32201

## 海外事業展開の促進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県内企業が成長するアジア市場等を取り込むことで、企業の成長や国際競争力の強化につながることから、海外展開に挑戦する企業数を指標として選定しました。	ASEAN6と中国に進出している県内企業が約 80 社あることから、4年間で5割増加することを目標に新たに 40 社が海外事業展開をすることを目標値として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
経営戦略に基づ く事業化への取 組企業数(累計)	—	25 社	100 社	国、県が行う事業化への取組支援への申請数

## 対応する基本事業

32202

## 中小企業の基盤技術の高度化

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
中小企業自らの経営戦略の策定から販路開拓まで一連の取組を支援することで、ものづくり中小企業の業態や規模等にあった付加価値化を高めることにつながることから、指標として選定しました。	毎年 25 社が国や県の制度を活用してチャレンジすることを目標値として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
販路開拓支援に より新たな取引 につながった数 (累計)	—	50 件	200 件	県等が行う販路開拓支援により新たに取引が開始された数

## 対応する基本事業

32203

## 新分野展開・市場開拓への支援

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
経営資源が限られているものづくり中小企業の成長のためには、販路開拓・市場開拓を促すことが重要なことから、これを支援する制度の活用により商談に結びつく件数を指標として選定しました。	効果の高い商談の機会を創っていくことをめざし、その中でより多くの取引開始に結びつけることを目標に、毎年 50 件という目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	—	100人	400人	県等が行う産業技術人材育成の教育プログラム等を受講し修了した数

対応する基本事業

32204

産業技術人材の育成と確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
ものづくり中小企業の成長のためには、付加価値の高い商品の実用化開発を担う技術者などの確保・育成が必要なことから、人材育成プログラムに多くの参加を得ることを目標とすることが適当であるとの考えから指標として選定しました。	効果の高い人材育成の機会を創っていくことをめざし、その中でより多くの参加に結びつけることを目標に、毎年100人という目標値を設定しました。



【主担当部局：雇用経済部】

平成 27 年度末での到達目標

地域資源を活用した新たな産業創出に向けた取組が増えてきている中、さまざまな主体が活力を結集して地域づくりを進め、地域の中小企業者等が自らの経営革新、地域資源を活用した新商品の開発および販路開拓への積極的なチャレンジや、市町の取組と連携した商店街等の魅力向上により、地域産業の活性化が図られています。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 伝統産業・地場産業などの活性化を図るため、新商品開発、販路開拓、人材育成等に係る支援を行うとともに、情報発信に関するセミナーや事業者や支援機関等のネットワークを構築させるために「みえ地域キーパーソンネットワークフォーラム」を実施
- ・ 「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金」(38 件) や「みえ農商工連携推進ファンド助成金」(9 件) により、新商品・サービスの開発、販路開拓、情報発信等を支援したほか、地域資源活用や農商工連携等の取組を県民の皆さんに周知する「みえ農商工連携フェア」を開催
- ・ 東日本大震災対策緊急資金、台風 12 号関連災害復旧資金、セーフティネット資金等の経営安定目的資金により、災害や円高などの影響で経営の安定に支障をきたした県内中小企業の資金繰りを支援 (2,540 件、融資額 618 億円)
- ・ 経営革新支援資金、メイドイン三重ものづくり推進資金、創業・再挑戦支援資金等の政策目的資金により、経営革新や創業など中小企業の新たな取組等を支援 (793 件、融資額 48 億円)
- ・ 中心市街地活性化や商業の振興を図るため、商店街等の団体との協議や情報共有を図るとともに、専門家を派遣して助言を行うなどの支援を実施
- ・ 企業の新事業展開を促すため、県内商工団体、金融機関等で構成する「オール三重起業推進委員会」を設置し、各機関事業の情報共有と連携促進のための会議を開催 (3 回)
- ・ 県と民間および三重大学との連携による企業家人材の育成 (ビジネスプランコンテスト・M I E 起業道場など) を実施
- ・ 商工団体や金融機関との連携により、意欲ある中小企業の経営革新計画への取組 (計画承認企業数 59 件) を促すとともに、企業の経営革新計画の達成に向け、専門家派遣による販路開拓支援やフォローアップ支援を実施

平成 23 年度の取組の検証 (得られた成果、残された課題)

- ・ 産業構造におけるサービス産業の県内総生産に占める付加価値構成比 (平成 20 年) は、全国が 22% に対して、三重県が 17.9% と低いことに加え、上昇幅も全国に比べて小さく、成長余力が大きいと考えられることから、今後は、新しいサービス産業を創出するための県内のサービス関連産業の概況の把握と、サービス関連企業や産業支援団体、教育・研究機関、金融機関、市町等とのネットワーク構築が当面の課題となっています。
- ・ 伝統産業・地場産業等に対する商品開発・販路開拓・人材育成の支援や、各種セミナー等による情報発信を進めてきましたが、成果を上げるには、こうした取組を継続しつつ各地域に存在する地域資源の発掘を進めていくことが必要です。
- ・ ファンド助成事業により県内各地でさまざまな商品等の開発を促進してきましたが、今後は、海外も視野に入れた販路開拓や商品のブラッシュアップ、差別化を進めていくことが必要です。

- ・ 中小企業の資金調達の円滑化により、災害や景気低迷の影響による売上減少などに対する経営安定化や、創業・新分野進出等の新たな取組を支援してきました。中小企業を取り巻く厳しい経営環境や金融円滑化法の終了などをふまえ、引き続き、経営安定化の支援を行うとともに、海外進出、新事業展開などを含めた幅広い金融・経営支援を進めていくことが必要です。
- ・ 商店街等の団体を対象に、振興計画の検討、集客交流イベントなどを支援してきましたが、今後は、顧客にとって魅力ある価値を創り出す必要があります。
- ・ 商工団体等と連携した支援により、経営革新による新分野進出・新たな事業開拓や、農商工連携や地域資源を活用した地域ブランド商品の研究・開発が行われ、新商品の開発など新たな事業展開につながってきました。今後、商工団体等が中心となって、地域独自のアイデアを生かした取組や、地域のネットワークの構築などを拡大し、地域経済の活性化をさらに進めていく必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 産業界の連携やIT活用などによる新たなサービス産業の創出をめざして、県内のサービス関連産業の概況の把握と、サービス関連企業などとのネットワーク構築を進めるため、企業の課題解決と生産性の向上に向けたセミナーやグループディスカッションの開催をはじめとする地域に密着した活動を進めます。
- ・ 地域資源を活用した産業の活性化を図るために、事業者、商工関係団体等と連携し、「棚卸と再発見」の場づくりを行うとともに、県内各地域で頑張る事業者等のネットワーク化と、全国キーパーソンとの連携による新商品開発、ローカル・トゥ・ローカル\*の取組による販路開拓、ブランド化を進めます。
- ・ 伝統産業・地場産業の活性化を図るために、事業者、産地組合、市町等と連携し、全国キーパーソンも活用しながら、伝統工芸品の掘り起こしや再評価を行う場づくりを行うとともに、デザイナー、クリエイターを活用したグローバル\*ビジネスの創出、ブランド化を図る意欲ある事業者の取組を支援していきます。
- ・ 地域資源を活用した新商品・サービスの開発とその販路開拓を進めるために、「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金」等により支援してきましたが、さらにものづくり系事業者を対象に助成事業の拡大を図ります。
- ・ 中小企業を取り巻く経営環境の変化や資金ニーズを迅速に把握し、的確な金融支援による経営安定化を図るため、金融機関・商工団体等との情報交換を緊密に行い、県単融資制度の柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて制度内容の変更や新規資金の創設などを実施します。また、金融機関・商工団体等との連携強化・支援体制の充実を図り、新規開業、経営革新、海外展開等、中小企業の新たな取組を支援していきます。
- ・ 商店街活性化に関連する、市町をはじめとする各種団体等と商業者との取組を促進するため、全国キーパーソンなど地域の力を引き出す専門家と地域の関係者による課題や強みの「棚卸と再発見」、強みを生かした企画の実現や課題の解決など、商業活性化のための新しい価値を考える場づくりを、仕組みづくりの段階から支援していきます。
- ・ 中小企業の新分野進出や新たな事業開拓を進めるため、地域のネットワークを拡大し、経営革新と創業支援の取組を一体となって進めるとともに、地域の事業者とのネットワークを有する商工団体が核となり、地域の実情に応じた独自のアイデアを生かして、人材育成・地域資源活用・販路開拓などにチャレンジできるよう支援し、地域自らの取組による地域活性化を図ります。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
地域資源活用 関連産業の製 造品出荷額等 の伸び率	—	103 (23年)	112 (26年)	工業統計調査用産業分類における地域資源活用 関連産業分野(食料品製造業、木材・木製品製造 業、陶磁器・鋳物製造関連)の製造品出荷額等の 平成23年(平成22年実績数値)を100とした場合 の伸び率
	100 (22年)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地域の経済活力を高めしていくためには、各地域の 資源を活用した産業の活発化を図っていく必要がある ことから、その度合いを示す指標として、関連する 産業分野の製造品出荷額等の伸び率を選定しまし た。				近年の経済情勢から減少傾向にある中(平成18年 から平成21年の4年間で9.5%減)、県内の事業者 等が地域の資源など価値や魅力を活用して産業 の活性化に取り組むことを推進していくことにより、 年平均3%の伸びを目標値として設定しました。

## 施策責任者からのコメント

雇用経済部 次長 田畑 知治 電話：059-224-2414

- ・強じんて多様な産業構造の構築のためには、成長余力が大きいと考えられる本県のサービス産業において、新たな産業の創出や既存産業のサービス化を進める必要があり、「みえ産業振興戦略」検討会議などにおける議論を踏まえ、製造業とサービス産業が本県産業の両輪となるように産業政策を進めていきます。
- ・地域資源を活用した産業や伝統産業を活性化していくため、単に商品やサービスを作り、売る従来のビジネスモデルから、商品そのものにサービスを含めた価値や、その背景にある歴史・文化・人といった「ものがたり」などを、それに共感してもらえるような特定の消費者に新たな価値として提供する価値創造型の産業へと転換を図っていきます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,968	5,077			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
地域資源を活用 した新商品を開 発し、売り上げ につながった企 業数(累計)	—	10社	40社	県制度を利用して県内の地域資源を活用した 新商品開発等に取り組んだ企業等のうち売上 (増)につながった企業数	
対応する基本事業		32301	地域資源を活用した産業の振興		
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
地域産業の活性化のためには、地域 資源を活用した新商品開発を促進し ていくことが重要なことから、指標とし て選定しました。				事業者にとっての成果として、新商品を開発し売上増につなが った事業者を毎年10社創出することを目標値に設定しました。	

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	—	10件	40件	高付加価値な新しい商品開発や新たなサービスが生まれた件数
対応する基本事業		32302	新たなビジネスの創出等の促進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
新商品開発や新サービスの創出が産業創出や雇用の場の創出につながることから、指標として選定しました。		事業者にとっての成果として、新たな商品やサービスの開発につながった件数を毎年10件創出することを目標に設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	—	3者	12者	事業者団体等が活性化事業に取り組み、そのうち、集客増や収益向上に結びついた事業者等の数
対応する基本事業		32303	地域の特性に応じた商業の振興	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
集客増や収益向上に結びつくことで真に商業の活性化が図られることから、指標として選定しました。		事業者にとっての成果として、集客増や収益向上に結びついた事業者を毎年3事業者創出することを目標に設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	—	160件	650件	商工団体等が支援を行った結果、新たな事業展開(経営革新、創業、地域資源活用、農商工連携、事業承継)に至った件数
対応する基本事業		32304	経営基盤の強化	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
地域の総合経済団体である商工会等は、地域の特性をふまえた新たな産業や雇用の創出を図っていく役割を担い、事業者への支援により新たな事業展開につなげていくことが重要なことから、指標として選定しました。		中小企業への支援を行い事業化に結びつけていくことを目標に、平成22年度実績数値(158件)をもとに毎年3%増加させることとして、4年間で650件を設定しました。		

【主担当部局：雇用経済部】

### 平成 27 年度末での到達目標

県内の中小企業が、自らの技術課題解決や新たな分野展開に挑戦するための技術・開発力向上に向けて、県研究機関のハブ機能を生かして、共同研究などに積極的に取り組んでいます。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・工業研究所が、技術相談（2,657 件）や出前キャラバンによる企業訪問（220 件）により、ものづくり中小企業が抱える技術課題を掘り起し、企業の技術的課題解決（205 件）を支援
- ・蓄電池などのエネルギー関連や陶磁器デザイン開発などについて、工業研究所が中小企業と共同研究を行い、中小企業の課題解決を支援
- ・地域資源の活用などによる新たな産業の創出を図るため、産学官が連携し、新規に 22 件の研究プロジェクトを立ち上げるなど、それぞれの強みを生かした研究開発を推進
- ・食品関連分野における新たな商品開発を支援するため、「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点\*」を活用し、産学官連携により付加価値を高める食品加工方法等に関する共同研究（2 課題）を実施
- ・エネルギーや次世代自動車分野に関し、試作開発に成功している全固体ポリマーリチウム二次電池の実用化・市場化に向けて、県内企業との連携体制を強化するため「三重県次世代電池イノベーション推進会議」を設立し、研究開発を推進
- ・次世代自動車産業の振興を技術面から進めるため、軽量化・省エネ化に関して、企業参加型（89 社）の 4 つの研究會（複合プラスチック、金属材料、接合技術、強度シミュレーション等による設計支援）を設置し、中小企業の技術課題解決を支援
- ・中小企業を支えていく人材を育成するため、基盤技術研究講座（6 講座、83 名）や先進技術セミナー（4 講座、86 名）、出前技術講座（2 回、36 名）を開催
- ・県民の皆さんの科学技術に対する興味や関心を高めるため、県研究所の施設公開、子ども科学体験教室などを実施し、7,017 名が参加

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・中小企業にとって工業研究所は、課題解決を図るうえで身近な存在であることから、企業訪問等を通じて、中小企業が抱える課題の解決や、新製品等の性能評定、販路開拓につながる支援を行うとともに、共同研究を通じて、中小企業の技術力を支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ・企業や高等教育機関等との共同研究や試作・加工テスト等の取組から、県内企業の新たな技術開発や製品としての市場化につなげていくためには、リチウム二次電池の性能向上や具体的な用途開発、自動車部品の成型条件の最適化、対象となる食材に合わせた食品加工技術の確立などを進める必要があります。また、新たなニーズに対応した技術開発に加えて、県内企業と密接に連携して、技術移転や技術開発に取り組む必要があります。
- ・技術研究講座やセミナーの開催により、中小企業技術者の技術習得支援を進めましたが、技術の進歩や基準の変更、市場ニーズの変化に応じて、より効果的なカリキュラムを提供するとともに、



受講者自らが抽出した技術課題を、解決する取組を支援する必要があります。

- ・次世代の科学技術を支える人材の育成を進めるためには、県民の皆さんが身近に科学技術に触れることができる機会を提供していくことが重要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・工業研究所が、産官学連携のハブ機能を担い、町医者の機能を発揮して、中小企業の抱える課題解決や販路開拓につながる支援を行うため、工業研究所窓口での技術相談や、研究員による企業訪問を行います。また、中小企業の技術力を支える人材の育成を図るため、工業研究所が中小企業の研究人材を受け入れての共同研究などを行います。
- ・これまで培ってきたノウハウなどを生かし、燃料電池や二次電池など環境・エネルギー関連分野の研究開発を推進します。また、自動車関連技術については、基盤技術の高度化をめざす既存の4研究会に関連した技術開発・評価を拡大するとともに、「電動・電装部品」に関する技術課題の調査および技術開発に新たに着手します。
- ・中小企業の技術力向上の要となる技術開発人材を育成するため、基盤的な分析・解析技術講座や、工業研究所に新たに導入した機器の実習講座及び最新の技術に関するセミナーを開催します。また、受講者との共同研究等により技術課題の解決を支援していきます。さらに、県民の皆さんが科学技術に身近で気軽に親しめる機会を提供していきます。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
中小企業等との共同研究件数(累計)	—	30 件	120 件	県研究機関と県内中小企業等が産学官(産官)で連携しながら、新製品や新技術等の開発に取り組んだ共同研究の件数
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県研究機関が企業の課題解決を図る研究開発プロジェクトを進めることにより、企業の技術力向上につながることから、その成果を示す課題解決につながった件数を指標として選定しました。				県内中小企業が抱える技術課題の解決を県研究機関が積極的に担うことを目標に、毎年 30 件を設定しました。

### 施策責任者からのコメント

雇用経済部 次長 田畑 知治 電話：059-224-2414

- ・県内中小企業が成長分野である環境・エネルギー関連分野へいち早く進出できるよう、新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりを支援するとともに、工業研究所が産学官連携のハブ機能を担い、中小企業の課題解決支援や共同研究、販路開拓につながる支援を進めます。
- ・県内主要産業である自動車関連産業について、平成 23 年度から取り組んでいる「軽量化」を中心とした研究会活動などへの支援を行い、今後の自動車関連産業の維持・発展を図っていくとともに、産学官連携により企業の強みを生かした技術力・開発力の強化を促進します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	538	391			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
企業の課題解決数(累計)	—	20 件	80 件	県研究機関の支援や共同研究により県内中小企業が課題解決に取り組んだ研究開発プロジェクト数

## 対応する基本事業

32401

## 研究開発の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県研究機関が企業の課題解決を図る研究開発プロジェクトを進めることにより、企業の技術力向上につながることから、その成果を示す課題解決につながった件数を指標として選定しました。	県内中小企業が抱える技術課題の解決を県研究機関が積極的に担うことを目標に、毎年 20 件を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	—	10 件	40 件	県研究機関が実施する新分野(環境・エネルギー、医療・健康、次世代自動車等)における先行的な技術開発件数

## 対応する基本事業

32402

## 県研究機関による技術開発の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
中小企業にとって研究投資が困難な新分野の先行的な研究開発を県研究機関主導で開発を進めることが、県内企業にとっての技術力向上支援につながることから、その研究開発件数を指標として選定しました。	中長期的に中小企業の技術力向上につながる県研究機関の先行的な新分野の研究開発を積極的に実施することを目標に、4年間で 40 件を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県民等の科学技術に対する理解度	67.3%	75.0%	90.0%	県研究機関等が実施する一般公開講座、施設公開、学習会等の参加者に対するアンケートにおいて、「科学技術に対する理解が深まった」と回答した者の割合

## 対応する基本事業

32403

## 科学技術の担い手づくり

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
次代を担う研究人材の育成に資するためには、科学技術への理解を深める啓発的な取組が必要なことから、その機会を提供し理解を深めることを目標に、指標として選定しました。	科学技術に対する理解を深める機会を提供することで、4年後には9割の方が、「科学技術の理解が深まった」と回答されることを想定して目標値を設定しました。



【主担当部局：雇用経済部】

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、事業者、市町等と連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による「安全で安心なエネルギー」が確保されています。また、県民生活や産業活動等での省エネルギーが促進されエネルギーが効率的に利用されています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故によりエネルギーを取り巻く状況が一変したことをふまえ、新たな「新エネルギービジョン」を策定
- ・ 三重県におけるエネルギーの安定供給の確保および太陽光発電や風力発電などの新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進する体制として「三重県エネルギー対策本部\*」を設置し、県民の皆さんや事業者等に向けた省エネルギー・節電の呼びかけを実施
- ・ 発電用施設の立地に対する理解を深めるため、電源立地地域対策交付金を活用し、発電用施設周辺地域における産業振興など住民福祉の向上を図る事業を支援
- ・ 国の補助に該当しない新エネルギー設備を導入する県民の皆さんや事業者等に対する補助を実施
- ・ 新エネルギーの導入促進を図るため、地球温暖化対策と連携した普及啓発事業を実施
- ・ 県自らが実施する水力発電、RDF\*焼却・発電による安定した電力供給に努めるとともに、水力発電事業の民間譲渡に向けての取組を計画的に実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 平成 22 年度末を目標とした三重県新エネルギービジョンでは、原油換算で 31 万 k1 に相当する量の新エネルギーの導入を目標とし、各種施策に取り組んだ結果、平成 22 年度末までの導入実績は 29.8 万 k1、96.2%の進捗率となりました。
- ・ 今後は、新たに策定した新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や環境・エネルギー関連産業の振興に積極的に取り組む必要があることから、取組の主体となる産業界と連携して、より具体的な取組につなげていく必要があります。
- ・ 県民生活や産業活動の基盤となる安定的なエネルギーを確保するため、「三重県エネルギー対策本部」を起点に、部局横断的な取組として、県の業務に直接関係のある 230 団体に対して、省エネルギー・節電の取組を要請しました。また、迅速かつ的確な情報収集や発信を行うため、国や電力会社等と緊密な連携体制を構築しました。
- ・ 県庁においては、3%の削減を目標にし、窓際の照明消灯やエレベーター運転台数の削減、クールビズの前倒しなどによる省エネルギー・節電に努めた結果、6月～9月の電力使用量は、前年度に比べて県施設全体では約7%削減、本庁舎に限っては約16%削減となりました。
- ・ 水力発電事業は、エネルギーの安定供給を維持しつつ効率化によるコスト縮減に努める一方で民間譲渡に向けて取り組む必要があります。また、RDF焼却・発電事業は、安全で安定した運転を行う必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・環境への負荷の少ない自立分散型の電源確保および産業振興のため、新たに策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、本県の地域特性を生かして太陽光発電、風力発電、木質バイオマス利用、小水力発電等の安全で安心な地域エネルギーの創出を促進する取組を進めます。また、木曾岬干拓地におけるメガソーラー事業の誘致に向け取組を行います。
- ・地域エネルギーの創出や新エネルギーを活用した新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくためのアイデアや課題を協議するため、民間企業、大学、行政などが参画する「スマートライフ推進協議会（仮称）」を設置し、新たな産業振興や地域活性化等につながる取組を進めます。
- ・環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を展開することで、新たな産業の振興や新たな社会システムの構築をめざす「スマートライフ推進協創プロジェクト」において、「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」に取り組みます。
- ・県民生活や産業活動の基盤となる安定的なエネルギーを確保するため、「三重県エネルギー対策本部」を起点に、新エネルギーの普及促進、省エネ活動、エネルギー関連産業の振興、エネルギー政策に関する国への提言などに部局横断的に取り組みます。
- ・県内中小企業等の既存技術を生かした省エネ技術等の発掘を行い、新たな用途開発を支援するとともに、企業内での省エネを推進するための技術・知識の底上げ等に取り組みます。
- ・メタンハイドレート\*など将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源等について、最新の調査研究や技術開発の動向を注視するとともに、本県の地域活性化につながる取組方策を、市町や関係者と連携して検討していきます。
- ・水力発電事業については、安定的な電力供給に努めるとともに、必要な設備改修を行うなど民間譲渡に向けた取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業については、引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

県民指標				
目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
新エネルギーの導入量（世帯数換算）	—	230 千世帯 (23 年度)	307 千世帯 (26 年度)	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数
	204 千世帯 (22 年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
新エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の導入の進捗をあらわすため、導入量の成果であることから選定しました。			三重県新エネルギービジョンで掲げた平成 32 年度の目標値（461 千世帯）に向けて設定しました。	

## 施策責任者からのコメント

雇用経済部 副部長 世古 定 電話：059-224-2414

- ・新エネルギー導入の推進にあたっては、さまざまな主体が参画できる「協創」による取組を重視し、特に産業界との連携に努めます。
- ・新エネルギー導入には多岐にわたる法規制やさまざまな主体による地域の協力体制が重要であることから、「三重県エネルギー対策本部」を起点に、部局の連携と横断的な取組に努めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,173	4,157			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	4件	5件	8件	県庁内各部局で構成する「三重県エネルギー対策本部」での県民の皆さんや事業者等への節電の呼びかけなど、部局横断的な取組の件数

対応する基本事業

32501

エネルギー政策の総合的推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
エネルギー対策の推進については、部局横断的かつ総合的な取組が必要であるため、電力需給への対応、新エネルギービジョンの進行管理、エネルギー政策に係る国への提言などへの取組が重要であることから選定しました。	電力需給がひっ迫する夏季・冬季の対策以外にも取り組むこととし、毎年1件ずつ取組を増加させることを目標として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
大規模な新エネルギー施設数(累計)	4件	5件	8件	県内に設置されたメガソーラーやウィンドファームの設置件数

対応する基本事業

32502

地域における新エネルギーの導入促進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
地域における新エネルギーを確保するためには、確実に大型プロジェクトを年1件導入することが重要であることから選定しました。	メガソーラー等の大型プロジェクトを年1件達成させることから設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
企業の省エネ取組の件数(累計)	—	5件	20件	県内企業の省エネルギーにつながる取組件数

対応する基本事業

32503

省エネルギー技術等の導入促進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
企業の省エネルギーの推進を図ることが重要であることから選定しました。	省エネ技術に対する新たな用途開発の支援および企業内での省エネを推進するための技術・知識の底上げ等により、事業者の省エネ推進活動を拡大することが重要であり、年5件の取組を支援することから設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	—	1件	3件	メタンハイドレートなど将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連する調査研究のテーマ数

対応する基本事業

32504

次世代エネルギー等の調査研究

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連する地域活性化策等の調査研究を行うことが重要であることから選定しました。	エネルギー資源等に関連する地域活性化策等の調査研究を利害関係者等と連携して着実に環境を醸成することが重要であり、次世代エネルギー等プロジェクト1件を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
水力発電の年間供給電力目標の達成率	85.0%	100%	—	企業庁が水力発電により1年間に供給する電力量として設定した、電力目標の達成率

対応する基本事業

32505

公営電気事業における電力の供給

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
水力発電の電力を安定的に使用することができるためには、適正な維持管理を行い安定供給を行うことが重要であることから選定しました。	企業庁の水力発電による電力が安定的に供給されているには、水力発電により1年間に供給する電力量として設定した目標値に対し100%の達成率となることが望ましいことから設定しました。

【主担当部局：雇用経済部】

平成 27 年度末での到達目標

働く意欲はあるものの就労が困難な若年者、障がい者、高齢者などの就労や、若年無業者\*の職業的自立が進んでいます。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や勤労者が増加しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・従来の枠を超えた働き方、働く「場」等、雇用に関する新しい仕組みの創出について検討する三重県雇用創造懇話会を立ち上げ、2回開催
- ・若年者の安定した就労に向け、国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、約 16,000 人の来場者に雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供するとともに、就職面接会を県内 7 か所で実施し、約 2,600 人が参加
- ・早期の就職促進を図るため、未就職卒業者等を対象に、社会人としての基礎的な知識習得と企業での実習を組み合わせた研修を 2 回実施し、175 人が参加
- ・若年無業者の職業的自立を進めるため、北勢地域若者サポートステーションの設立を支援するとともに、NPO 等さまざまな主体による包括的な支援体制の整備を進め、県の若者自立支援センターおよび 4 か所の地域若者サポートステーションで約 8,000 件の相談や支援情報の提供、訓練講座の開催、就労体験等を実施
- ・障がい者雇用アドバイザー等による事業主への啓発（448 社）や、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の就職面接会を 7 回開催（参加 141 社 831 人）
- ・津高等技術学校の O A 事務科、障がい者委託訓練、障がい者チャレンジトレーニング事業など障がい者の態様に応じた多様な職業能力開発機会を提供、105 人が参加
- ・高齢者の多様な就労を促進するため、シルバー人材センターへの支援やハローワーク等関係機関と連携した就職面接会を 6 回開催（参加 132 社 678 人）
- ・国の「ふるさと雇用再生特別交付金」および「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、県と市町合わせて約 5,700 人の雇用を創出
- ・厳しい雇用情勢が続いていることから、離職者を対象とした職業訓練の定員を増加（前年度より約 300 人増加させ、985 人とした）させ、851 人が受講
- ・技能検定の実施や民間の職業能力開発校（11 校）に対して助成するとともに、優秀な技能者の表彰等を実施



## 平成23年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・三重県雇用創造懇話会を通じて、雇用をめぐる留意・解決すべき課題の一端が明らかになりましたが、産業政策と連動するかたちで課題と対応策について議論を深めていく必要があります。
- ・若年者の雇用については、国等と一体的に運営する「おしごと広場みえ」において、約16,000名の来場者に情報提供やセミナー等のワンストップ型の支援を行いました。雇用の不安定化や低所得化が進んでいることから、一人でも多くの若年者が就職できるよう、一層きめ細かな就職支援に取り組む必要があります。このため、県内7か所で実施した求人者と求職者の出会いの場である就職面接会については、求人・求職双方の利用者の声を参考に、会場や開催時期等、事業の実施方法を見直すことが重要です。
- ・若年無業者については、本人および家族が相談しやすい環境づくりが必要であることから、地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置支援により、新たに1か所設置され、合計4か所となりました。より充実した支援を行うため、相談者と支援拠点とのマッチングの改善等、支援機関の連携による包括的な支援体制の拡充が重要です。
- ・民間企業における障がい者実雇用率は、関係機関の積極的な取組はもとより、県においても障がい者雇用アドバイザー等による事業主への啓発や就職面接会を実施したことにより改善傾向にあるものの、依然として法定雇用率を大きく下回っており、意欲のある障がい者が働くことのできる場がまだまだ十分ではないことから、障がい者雇用の促進について一層の取組が求められています。
- ・シルバー人材センターへの支援やハローワーク等関係機関と連携し、高齢者の就業できる場の確保に向けて支援を実施しましたが、高齢者をとりまく雇用環境は依然として厳しいことから、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を発揮できる多様な就労機会の提供が引き続き必要です。
- ・国の交付金を活用した基金創設により約5,700人の雇用を創出した成果もあり、県内の有効求人倍率は、0.8倍台にまで回復しましたが、依然として厳しい状況であることから、引き続き緊急的な雇用の創出に取り組む必要があります。
- ・職業訓練の定員を増加させたことにより、多くの離職者を支援することができましたが、雇用情勢は依然として厳しく先行きも不透明であることから、引き続き雇用のセーフティネットとしての職業訓練の充実に取り組む必要があります。
- ・技能検定の合格者数や民間の職業能力開発校が実施する職業訓練への参加者数は前年度を上回りましたが、国際的な価格・品質競争が激しさを増す中、本県の産業を担う人材の育成に引き続き取り組む必要があります。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・三重県雇用創造懇話会において、本年度、策定する「みえ産業振興戦略」との連携を図りつつ、経済や社会の変化に対応した、新しい働き方や働く場の創出について議論を深めていきます。
- ・国や経済団体等との連携を強化し、若年者の安定した就労に取り組めます。また、「おしごと広場みえ」を拠点とした就職支援サービスのワンストップでの提供や就職面接会の実施、未就職卒業生等への研修等の就職支援に引き続き取り組めます。就職面接会でのアンケート結果を参考に、面接会の運営方法等を利用者のニーズに応じて改善するとともに、労働局等が中部圏および近畿圏で開催する合同就職説明会等に県内企業の参加が増えるよう、PR等に努めます。
- ・県の若者自立支援センターとNPO等による地域若者サポートステーションの役割を見直し、若年無業者の職業的自立を進めるための包括的な支援体制づくりを進める取組として、若者自立支援センターでは支援情報の提供や家族向けセミナーを開催するとともに、県内4か所の地域若者サポートステーションは地域の支援拠点として、相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。
- ・障がい者の雇用モデルを通じて障がい者の就労と定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立支援や、障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発、障がい者就職面接会の開催などにより、障がい者雇用の取組をより一層促進します。

- ・高齢者の就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センターへの継続的な支援とともにハローワークや商工会議所等関係機関との連携・協力をさらに深め、就職面接会を開催します。
- ・県と市町が一体となって、緊急雇用創出基金事業を実施するとともに、特に県事業では人材育成事業を積極的に実施し、一層効果的な雇用の創出に取り組んでいきます。
- ・離職者等を早期の就労に結び付けるため、三重労働局や（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関と連携するとともに、求人求職双方のニーズの把握やキャリアコンサルティングの実施等により職業訓練の充実に取り組みます。

### 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
雇用対策事業による就労者数	—	1,440人	1,520人	県が実施する(共催を含む)雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後3カ月以内に就職した人数
	1,410人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地域の実情に応じた多様な雇用支援や職業能力開発の成果の一つとして、県が実施する雇用対策事業により就職した人数が増加することが見込まれることから選定しました。				県が実施する雇用対策事業により就職した人数を、毎年2%程度増加させることを目標として設定しました。

### 施策責任者からのコメント

雇用経済部 副部長 世古 定 電話：059-224-2414

- ・三重県雇用創造懇話会等を活用し、「みえ産業振興戦略」をはじめとする産業施策と連携した雇用施策を実施することが重要であると考えています。
- ・産業施策と雇用施策の円滑な連携を図りながら、地域の実情に即した人材育成が可能になるようハローワークの早期の地方移管を国に求めていきます。
- ・地域経済を活性化し、地域を元気にすることによって働く場を創出することや、経済団体等との連携により、地域に根ざす中小企業と将来を担う若年求職者のマッチング効果を高める取組が重要であると考えています。
- ・若年無業者の職業的自立のため、県内4か所の「地域若者サポートステーション」が個々の状況に応じた取組を効果的に進められるよう支援機関とのネットワークを強化し、調整を図っていきます。
- ・民間企業における障がい者の雇用を促進するため、雇用モデルを通じて個別に事業所へ普及を図り、事業者が障がい者雇用に積極的に取り組めるよう支援していきます。また、地域の事業所への委託による実践的な職業訓練等に取り組みます。
- ・高齢者の雇用については、今まで培ってきた経験や能力が発揮されるよう関係機関と連携して就職面接会を実施するなど支援を行います。
- ・依然として厳しい雇用情勢であることを踏まえ、公共職業訓練を平成23年度と同規模で実施するとともに、関係機関と連携して求人・求職双方のニーズをふまえた職業訓練に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	6,590	2,762			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県が就職に向けて支援した延べ若年者数	15,503 人	15,750 人	16,500 人 (13,250 人)	「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリング、就職支援セミナー等により支援した延べ若年者数

## 対応する基本事業

33101

## 若年者の雇用支援

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

若年求職者のニーズにあった効果的な支援サービスを提供することで、より多くの就労につなげる必要があることから選定しました。

若年者の安定した就労のため、「おしごと広場みえ」を拠点に提供する就職支援サービスにより、毎年 250 人参加者数を増加させることを目標に設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
民間企業における障がい者の実雇用率	1.51%	1.54%	1.65%	常用労働者数 56 人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合

## 対応する基本事業

33102

## 障がい者、高齢者等の雇用支援

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

障がい者の雇用支援が充実すれば、その成果の一つとして民間企業における障がい者の実雇用率が改善されることから選定しました。

民間企業における障がい者実雇用率として国が掲げる目標(平成 32 年までに 1.8%)に照らして、本計画期間中に全国平均レベル 1.65%(平成 23 年度現在)を達成するために、毎年度 0.3%程度引き上げていくことを目標と設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	733 社	750 社	780 社	県が関係機関、各種団体等地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数

## 対応する基本事業

33103

## 雇用施策の地域展開

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

就職面接会の参加企業数の増加は、就労機会の確保のため関係機関や各種団体等と連携して取り組むきめ細やかな雇用支援の成果を図る一つの重要な指標であることから選定しました。

地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数を、毎年2%程度増加させることを目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,099人	3,140人	3,250人	県が実施している職業訓練や、県が支援している民間の職業能力開発校における職業訓練への参加者数

対応する基本事業

33104

職業能力開発への支援

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
求職者や在職者のニーズに合致した職業訓練が多数実施されるとともに、技能尊重の機運が醸成されれば、職業訓練への参加者数が増加することから選定しました。	離職者関係の職業訓練については、高い定員充足率を維持させることで受講者数を維持する一方、在職者関係の訓練については、技能向上に取り組む機運の醸成により受講者数を毎年40人程度増加させることを目標として設定しました。



【主担当部局：雇用経済部】

### 平成 27 年度末での到達目標

企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス推進のための自主的な取組が増加しています。

### 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、①事業所と従業員を対象とするアンケート調査の実施と調査結果を掲載した企業向けパンフレットの作成・配布、セミナーの開催（4か所）、②勤労者の社会貢献活動、地域づくりや環境保全活動などへの参加の動機付けとなる各種セミナー、イベント等の開催（参加者約 86,000 人）を支援
- ・男女が共に働きやすい職場づくりに向けた企業等の機運を醸成するため、従業員の育児や介護等を支援する環境の整備、女性従業員の採用・管理職登用の拡大およびCSR（企業の社会的責任）活動などに積極的に取り組む県内の企業等を認証（45 法人）し、そのうちで特に優れた実績がある企業等を表彰（3 法人）するとともに、それらの優れた取組事例のセミナーなどを通じた周知
- ・若者の早期離職防止等につなげるため、高校生のインターンシップ支援、働くルールをまとめた冊子の作成・配布（13,000 冊）や、高校 2 年生を対象とする企業現場見学（18 校）、高校 3 年生向け働くルール講座等の開催（17 校）、中小企業での若手人材定着のためのアドバイザー派遣（3 商工会議所）
- ・県内事業所での労働条件等を把握するための実態調査の実施、勤労者福祉制度が比較的未整備な中小企業等の勤労者に対する住宅取得や、育児・介護休業等に伴う生活に関わる資金の低利融資を実施
- ・勤労者等のさまざまな悩みや困りごとへの対応として、離職者相談窓口を併設する「労働・生活相談室」の運営（相談件数 1,341 件）

### 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・経済情勢の低迷から、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の増加割合は鈍化していますが、アンケート調査結果から事業主等のワーク・ライフ・バランスの理解度が高いほど、従業員の仕事への意欲や業務効率が向上するとの結果が明らかになりました。
- ・男女が共に働きやすい職場づくりを促進するために進めている「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度への企業等からの申請件数は大幅に増加していますが、特定の業種の割合が非常に高くなっており、他業種の企業等からの申請が増加するよう取り組む必要があります。
- ・若者が職場に定着するため取り組んでいる企業現場見学会や働くルール講座等への参加者は増加していますが、高校生の就職は依然として厳しい状況にあり、さらに高校を卒業して就職した者の早期離職割合は平成 17 年以降減少傾向でしたが、平成 22 年 3 月の卒業生の離職割合は増加しており、さまざまな主体と連携して取り組む必要があります。
- ・利用が低迷している住宅取得や育児・介護休業に伴う生活資金融資制度の見直し、労働に関する悩みや困りごとを抱える勤労者等への相談窓口の周知や複雑で多岐にわたる労働相談に的確に対応できる体制の充実が必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・企業等でのワーク・ライフ・バランスの理解度を高めるセミナー等の開催や、優れた取組事例の検討・検証を労使団体、国などと連携し進めるとともに、勤労者の社会貢献活動や地域づくり活動への参加などを引き続き支援します。
- ・「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度へ多業種の企業等から申請が行われるよう、同制度の周知を経済団体や市町等と連携して進めることに加え、企業の優れた取組の普及・啓発を引き続き行います。
- ・働く上でのルールについての啓発や企業の現場を知る機会の提供を、教育委員会、高校や商工会議所等の経済団体との連携をさらに強めて進めることで、若年者の就職支援および早期離職の防止につなげます。
- ・住宅取得や育児・介護休業に伴う生活資金融資制度の見直しやPR活動を強めるとともに、労働相談窓口の周知や相談への対応等に関する国との連携の強化、弁護士相談やメンタル・ヘルス・カウンセリングなどの実施による各種相談への対応の充実を図ります。

### 県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	—	29.5%	37.0%	調査対象事業所(従業者規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所から抽出)のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合
	27.1%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
企業(事業所)において、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが実際に行われていることが、ワーク・ライフ・バランス推進の重要な成果であることから選定しました。			国が作成したワーク・ライフ・バランス憲章で、企業でのワーク・ライフ・バランスの取組に関する数値を 2020 年に概ね2倍とする目標を設定しており、そのこととの整合性を考慮して目標を設定しました。	

### 施策責任者からのコメント

雇用経済部 副部長 世古 定 電話：059-224-2414

- ・働いている人がいきいきと働き続けるためには、企業とそこで働く者が、協調して生産性や業務効率の向上に努めながら、職場の意識や職場風土の改革とあわせて働き方の改革に自主的に取り組むことが必要であり、これらの機運を醸成するため、働き方の検討・検証や優良事例等の周知・啓発などさまざまな取組を進めます。
- ・女性が意欲や能力等に応じて働くことができるとともに、男性も女性も働きやすい職場づくりを進めていくため、市町や経済団体と連携して「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度の周知をさらに強めます。
- ・若者の早期離職が問題となっているため、経済団体等と連携して高校生等若い世代を対象とする企業現場の見学会等の受入企業を拡大するとともに、出前講座等を通じて、働くことの意味を知ってもらう機会の充実に取り組みます。
- ・関係団体等と連携して、労働相談などの勤労者等へのセーフティネットとしての支援を強めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,186	1,214			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	94.2%	95.0%	98.0% (90.0%)	ワーク・ライフ・バランスがテーマのセミナー等におけるアンケートで、「取組を進めていくうえで役立つ」と回答した参加者の割合

対応する基本事業

33201

ワーク・ライフ・バランスの推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
ワーク・ライフ・バランス推進のためには、まず意識啓発を行い、労使が共に、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解することが必要であることから選定しました。	セミナー等が役立つと回答している参加者の割合はすでに高い値となっていますが、経済団体、労働団体、国等との連携によりセミナーの内容を検証・充実することで、今後毎年約1%アップさせることを目標として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	73 件	126 件	200 件	「男女がいきいきと働いている企業」認証制度において認証した企業等の数

対応する基本事業

33202

男女が共に働きやすい職場づくり

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
「男女がいきいきと働いている企業」が増えることは、職場における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進の寄与度を測る上で重要な指標であることから選定しました。	企業等への周知・啓発活動などを充実することにより、認証制度への申請を増加させるとともに、既登録企業等での継続した取組を促進させることで、認証登録企業を7割超増加させることを目標として設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	92.6%	93.0%	93.5%	「働くルール」に関して高校等で実施した出前講座で、講座内容が働く上で「役立つ」と回答した受講者の割合

対応する基本事業

33203

勤労者福祉の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
早い段階で働くルールを理解した者が増えることは、若年層の早期離職防止や、離職を予備なくされた場合のセーフティネット確保の寄与度を測る上で重要な指標であることから選定しました。	「働くルール」出前講座が役立つと回答している受講者はすでに非常に高い割合となっていますが、講座が受講者にとってよりわかりやすく、役立つ内容となるよう工夫することで、さらに約 0.5% アップさせることを目標に設定しました。





【主担当部局：雇用経済部】

平成27年度末での到達目標

首都圏等における営業（セールス）機能が強化され、三重が誇れるものづくり中小企業や観光商品・県産品等の魅力や価値が、トップセールスを中心とした強力な営業活動により広く情報発信されることで、国内外から共感呼び、魅力ある地域として三重の認知度が高まっています。

平成23年度 of 取組概要

- ・ 三重県の魅力ある商品等を国内・国外で認知させ、その販売を促進することを目的として、庁内関係部局の緊密な連携および業務の調整・円滑化を図るため、昨年7月に、知事をトップとする「三重県営業本部\*」を設置
- ・ 営業本部に係る取組についての協議や情報共有を図るため、同本部員会議を7回開催
- ・ 観光誘客や県内企業の販路拡大、国際競争力のある企業の県内投資を呼び込むため、知事が年間60回のトップセールスを行うなど、積極的な営業活動を展開
- ・ 首都圏におけるトライアルショップ事業や百貨店等でのフェア開催などをおして、観光情報や「食」等の魅力を発信
- ・ 三重県が首都圏における営業機能を強化するため「首都圏営業拠点」の設置に向けた検討を進めるにあたり、市町や関係団体間の情報共有および連携強化を図るため、「首都圏営業拠点連絡調整会議」を設置するとともに、同会議を2回開催
- ・ 「首都圏営業拠点」の持つべき機能や運営方法など首都圏営業拠点のあり方調査を実施
- ・ 三重県を代表する「すごい」観光・物産・商品等を発掘し、地域の宝として全国に広く知ってもらい、広く活用していただくことで、地域や産業の活性化につなげる「三重すごいやんか大賞」の制度設計のための基礎調査を実施
- ・ 首都圏等における三重の魅力の認知度を高めるため、三重県のPR活動を応援、連携する人的ネットワークの構築や三重県ファン獲得に向けた仕組みについての検討

平成23年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 三重県の認知度を高め、本県への誘客や県産品の販売拡大等につなげていくためには、従来の縦割りになりがちであった取組からの脱却を図り、総合的な情報発信と営業活動を展開する必要があります。また、日本の情報発信の中心である首都圏において、「観光」や「食」、「企業誘致」などを含めた総合的な営業機能の強化をはかり、法人を中心とした営業活動を展開する必要があります。
- ・ 首都圏営業拠点の設置に向けて、設置場所や運営方法等、さまざまな情報収集を進めるとともに、県内市町や経済団体、物産、観光団体等との連携を密にして、官民あげての取組とすることが課題となっています。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、これまで首都圏等で実施してきた物産や観光に関する事業を検証し、今後の事業展開や情報提供の方法に生かしていく必要があります。
- ・ 「すごいやんか！三重（仮称）」については、優れた観光・物産・商品等に加え、三重県が誇る取組を幅広く認定する仕組みとし、三重のさまざまな「魅力」や「価値」を全国に発信することで、三重県の知名度向上につなげていく必要があります。
- ・ 引き続き、選定基準等の仕組みの検討を進めるとともに、「すごいやんか！三重」として発掘・認定された取組の効果的な情報発信のあり方についても、あわせて検討する必要があります。

- ・首都圏等での事業を通じて、三重県に対する理解や関心を持たれた人や三重県ゆかりの人など三重の魅力の情報発信に協力してくれる人とのネットワークを深めていくとともに、効果的な情報発信に取り組むことが必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・三重の産業の持つ魅力や価値を効果的に情報発信するため、庁内の縦割りを打破し、各部局が連携した取組を進めるなど、首都圏等における三重県の認知度向上等に向けて、官民あげて積極的な取組を展開していきます。
- ・このような取組を進めるため「三重県営業本部担当課」を創設するとともに、首都圏での営業機能の強化を目的として「首都圏営業推進監」を設置しています。さらに、関西圏の営業拠点である大阪事務所の一層の活用を図り、営業活動を展開するとともに、企業と幅広いネットワークを持つ金融機関等と包括的連携協定を締結し、その協定を活用して、企業誘致活動をはじめ、観光や県産品などを含めた総合的な三重の売り込みを進めます。
- ・また、首都圏および関西圏において、三重県ゆかりの企業や県内に立地している企業で本県に在勤経験がある現役の経済人等との交流会を開催し、ネットワークづくりに取り組みます。さらに、それぞれのネットワークのデータベース化を行い、これらを活用した強力な営業活動を進めます。
- ・首都圏等におけるセミナー等の開催や海外ミッション等、知事・各部局長のトップセールスを中心に、職員が一丸となって積極的な営業活動を展開し、県内への投資を呼び込む仕組みづくりや販路拡大、首都圏や海外からの誘客などに取り組みます。
- ・平成 25 年の式年遷宮など、三重県の情報在全国に発信するチャンスを生かして、本県への誘客や県産品の販売拡大等につなげるため、首都圏への営業拠点の設置に向けた検討を進めていきます。
- ・「すごいやんか！三重」の発掘・認定による情報発信や、「三重の応援団（仮称）」を結成するなど新たなネットワークの構築に取り組むとともに、口コミやSNS\*などで三重の魅力を発信していただくことが期待できる、県人会をはじめとしたコアな三重県ファン\*にタイムリーな情報提供を行うことで、三重の魅力や価値を評価・共感いただく方を増やし、三重の認知度が高まるよう取組を進めます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
三重が魅力ある地域であると感じる人*の割合	—	45.0%	60.0%	首都圏等における県事業を通じて把握した、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合
	40.0%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県内産業や地域経済の活性化を推進していくためには、三重が魅力ある地域として理解され、共感を呼ぶことが必要であり、三重県営業本部による活動の成果が三重の認知度や知名度の向上につながると考えられることから選定しました。				4年後に三重が魅力ある地域であると感じる人の割合が、過半数を超えることをめざし、営業本部による営業活動等により毎年5%ずつ拡大することを目標として設定しました。

- ・「三重県営業本部担当課」および「首都圏営業推進監」の新設など三重県営業本部の強化された体制を生かし、首都圏等において県内への企業誘致だけでなく、観光・県産品などを含めた総合的な三重の売り込みのため、戦略的な情報発信を強力に推進します。
- ・平成 25 年の式年遷宮や平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年という本県の情報を全国に発信するチャンスを生かし、首都圏での情報発信力を高め、本県への誘客や県産品の販売拡大等につなげていくため、首都圏への営業拠点の設置に向けた取組を加速させます。
- ・知事のトップセールスとともに、「三重の応援団（仮称）」による P R 活動の展開や「すごいやんか！三重（仮称）」による情報発信等により、三重の認知度向上を進めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2	6			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
営業本部活動回数(累計)	—	100 回	400 回	三重県営業本部として取り組んだ全ての活動回数

対応する基本事業

34101

営業機能の強化

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

営業活動を活発に進めていくことが、三重のポテンシャルや魅力の情報発信力の強化・向上につながることから選定しました。

営業本部による活動を充実し、毎年新規の営業を 100 件ずつ増やしていくことを目標に設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	—	250 人	1,000 人	営業本部の活動を通じて新たに応援団など三重県ファンになった(名簿登録に賛同を得た)人数

対応する基本事業

34102

効果的な情報発信戦略の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

情報発信を効果的に進めていくためには三重県への思い等を持つ人の獲得やネットワークの構築が重要であることから選定しました。

三重県を愛し、応援してくれる新たな力を開拓し、営業展開を効果的に進めることができるよう、4年後に三重県ファンを 1,000 人獲得することをめざし、毎年新たに 250 人ずつ獲得していくことを目標に設定しました。



【主担当部局：雇用経済部観光・国際局】

平成 27 年度末での到達目標

式年遷宮\*により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かした国内外に対する観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化を進めるなどの取組が展開され、本県の認知度が高まり来訪者が増加し、観光産業の活性化が図られています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 県民や多くの関係者の参画を得ながら「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」を策定
- ・ テレビや雑誌等のメディアを活用し、首都圏をはじめとする大都市圏への情報発信を行い、三重県観光の魅力を P R
- ・ 首都圏において 1 か月のトライアルショップ\*を 3 店舗展開し、トラベルカフェ\*において約 3 万人の来店客に観光情報の発信や県産食材によるメニューの提供を行うとともに、物産の販売を実施
- ・ 首都圏や関西圏からの修学旅行および近隣県や県内からの社会見学誘致のため、465 校の小中学校および教育関係機関やエージェント等への働きかけと現地説明会を実施
- ・ 「三重の観光プロデューサー」を設置し、地域と連携しながら観光資源を磨き上げ、魅力ある「観光商品」として発信
- ・ 東アジア地域を中心に旅行コースを活用した 17 件の商談会等による海外の旅行会社への働きかけと、中部圏および関西圏の広域協議会や他府県と連携した招聘事業を 58 件実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 本県への平成 23 年の観光レクリエーション入込客数は、経済不況や震災等の影響を受けましたが、3,565 万人とほぼ昨年並みを維持しました。観光産業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や経済不況に伴う国内観光市場の縮小、観光ニーズの多様化、観光地間競争の激化など、一段と厳しさを増しており、環境の変化に的確に対応し、式年遷宮後も見据え、三重県観光産業の持続的な発展を図っていく必要があります。
- ・ 首都圏のメディアに対して本県の観光情報を発信し、18 の媒体に取り上げられましたが、伊勢神宮以外の県内各地の魅力ある観光資源は首都圏では十分浸透していない状況であり、首都圏戦略を本格化させていく必要があります。
- ・ 観光客のニーズやマーケットの動向は刻々と変化していることから、今後は、ニーズを的確に把握し、よりターゲットを絞った発信を行うことが重要となっています。さらに、平成 25 年の式年遷宮を大きな好機として、積極的な P R を進める必要があります。
- ・ 教育旅行誘致は、将来も続く三重県ファン獲得の有効な手段であることから、首都圏、関西圏の教育機関に誘致活動を行ったところ、新たに 18 校の修学旅行を誘致しました。旅行先の変更については、タイミングと多くの関係者の理解が必要なため、さらに継続的な働きかけを行うことが必要です。
- ・ 継続した魅力づくりを行うためには、地域の核となる人材を育てることが課題となっています。

- ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等により、平成 23 年の県内の外国人延べ宿泊数は 81,300 人と減少しました。現在は回復基調にありますが、さらなる外客誘致に向けて、他府県等と連携して海外の旅行会社への売り込みが重要となっています。
- ・「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」に基づき、平成 25 年の式年遷宮の好機を活用しながら、裾野の広い観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、地域経済の発展に取り組むことが必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・式年遷宮の好機を生かし、県民の皆さんや、関係団体、企業、市町等官民一体となった観光キャンペーンを展開し、周遊性・滞在性の向上を図ります。また、県民の皆さんがお勧めする観光スポット等を募集し観光に関わるきっかけづくりとするとともに、地域でおもてなしセミナーを開催し、観光客を地域全体であたたかく迎え入れる機運を醸成します。
- ・外国人観光旅行者の来訪を回復、増加させるため、他府県等との広域連携のほか、本県のブランドイメージを活用した情報発信の強化、物産や産業と連携した観光宣伝活動など三重県営業本部と連携し総合的な三重の売り込みに取り組みます。
- ・エリアや属性に分けたテーマの設定や、海女や忍者などの三重県固有のコンテンツを活用することで、ターゲットを絞り込んだ特定少数への口コミやSNS\*などを利用した情報発信に取り組んでいきます。さらに、医療観光\*やエコツーリズム\*、スポーツツーリズム\*など、新たな分野との連携による観光を開拓していきます。
- ・首都圏で三重のさまざまな魅力を予感・体感していただき、三重のファンを作り出し、誘客や県産品の販路開拓につなげるため、大都市圏での事業展開にあたっては、三重県営業本部と連携して取り組んでいきます。
- ・地域資源を活用した取組や農商工連携の取組を促進することによって、より魅力ある観光資源の創出につなげます。
- ・観光事業者や関係団体等、さまざまな主体と連携しながら、地域で観光の核となるキーパーソンの育成や、産業界と連携した人材育成に取り組みます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
観光消費額の 伸び率	—	116	127	観光旅行者が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、土産品費、その他の費用）の平成 23 年を 100 とした場合の伸び率
	100	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
観光消費額は、観光のもたらす経済的効果を把握する基本的な指標の一つであり、伸び率で示すことで、より県民の皆さんにわかりやすい指標になることから選定しました。				平成 22 年の観光消費額を基準に、各年の観光レクリエーション入込客数の伸び率に加え、観光旅行者1人あたりの観光消費額を 5%増加させることを目標に、観光消費額を算出し、伸び率を設定しました。

- ・「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」に基づき、「観光産業の振興」を精力的に推進します。
- ・平成 25 年の式年遷宮の好機を生かして、県民の皆さんや、関係団体、企業、市町等との連携による観光キャンペーンを実施し、本県が有する本物の魅力を体感し満足度を高め、来訪者の周遊性、滞在性を向上させ、遷宮後も国内外の多くの観光客が訪れるようにします。
- ・外国人観光旅行者の来訪を回復させるため、国や他府県等との連携を推進し、海外における観光宣伝活動に取り組みます。
- ・地域全体で「おもてなし」する県民力を養成し、地域との交流により観光旅行者の満足度向上を図り、再来訪を促進します。
- ・これらの取組により、魅力ある観光地として持続的に発展することで、観光産業が本県の経済を牽引する産業の一つとして確立することをめざします。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	914	2,265			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
観光レクリエーション入込客数	3,565 万人	3,650 万人	4,000 万人	1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値

対応する基本事業

34201

式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

観光旅行者の集客・交流の量的な把握をするための、基本となる観光統計指標であることから選定しました。

遷宮効果や震災からの復興を見込んで、過去 5 年間の平均伸び率である 2.6%を上回る年 5.2%という挑戦的な数値を用いて、4 年後には 4,000 万人の入込客数をめざし設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県内の外国人延べ宿泊者数	81,300 人	100,000 人	150,000 人	県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数

対応する基本事業

34202

三重県を訪れる海外誘客戦略

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

本県に来訪した外国人観光旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。

遷宮効果や震災からの回復を見込んで、過去 3 年間の平均伸び率 2.0%を上回る年 22.0%という挑戦的な数値を用いて、4 年後には 150,000 人の宿泊者数をめざし設定しました。(国の目標は年 15%)



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
リピート意向率	77.8%	82.0%	100%	本県を再び訪れたいと回答した観光旅行者の割合(7段階評価の上位2段階)

対応する基本事業

34203

来訪を促進する観光の基盤づくり

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
観光旅行者が必要と感じるサービスが継続的に提供され、満足度の向上につながっているかどうかを評価する指標として適当であることから選定しました。	平成25年の式年遷宮に向け、おもてなしの向上や観光人材の育成に取り組む結果、4年後には本県を訪れる全ての人が再び訪れたいと感じていただくことをめざし、挑戦的な数値を設定しました。

【主担当部局：雇用経済部観光・国際局】

平成 27 年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の在日大使館等との連携を強化するとともに、新たな国際ネットワークを構築し、海外に向けて県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を発信することにより、海外自治体等との連携が進み、文化、経済的交流が活性化しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・中国河南省との友好提携 25 周年を機に知事を団長とする政府代表団を同省に派遣。今後の友好協力関係の発展につき確認するとともに、観光協定を締結
- ・アジア、欧米の市場開拓に向けて、知事をトップとする経済ミッション団を中国や欧州に派遣し、産業協定締結先のフランス・アヌシー地域やドイツ・NRW（ノルトライン・ヴェストファーレン）州と国際的成長市場である環境・エネルギー関連分野等の連携強化を行うなど、今後の地域間連携の新たな取組方向を確認
- ・欧州最大級の研究機関であるドイツ・フラウンホーファー研究機構と三重大学との間で県内産業の振興を図っていくための相互協力に関する協定を締結
- ・スイスの研究機関である CSEM 社とは、三重大学などの高等教育研究機関を新たに加え、グローバルな産学官連携を推進するなどの協定にリニューアルすることについて同意
- ・国際競争力のある外資系企業の誘致を推進するため、東京で外資系企業を対象としたセミナーを開催（90 社・団体参加）
- ・海外の現地の旅行会社やメディアに対し、直接、三重県の魅力をアピールするため、現地で三重県観光説明会や記者発表会を開催するとともに、三重県への招聘等を実施
- ・在日大使館等との連携強化の観点から、知事と駐名古屋米国総領事、中国総領事、韓国総領事等との意見交換会を実施
- ・中小企業の海外事業展開支援のため、在日総領事館等の協力を得て、県内においてインド、タイへの企業誘致セミナーや企業マッチング等を実施
- ・青年海外協力隊等に参加する三重県出身者を、みえ国際協力大使として 13 人委嘱し、派遣先での三重県の魅力 PR を依頼

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・グローバル化に対応し、国際競争の中で存在感のある三重を確立すべく、三重県が誇る魅力や強みを国内外へ発信するほか、観光産業やビジネスの振興による誘客の促進、県内企業の海外販路拡大や海外展開の一層の支援を行っていく必要があります。
- ・グローバル化による地域間競争が激化する中、三重県への誘客や産業面での連携を強化すべく、姉妹・友好提携先、在日外国公館、みえ国際協力大使等、これまで国際交流・貢献で蓄積した、人的資源、ネットワークをさらに有効に活用していく必要があります。
- ・姉妹・友好提携先である中国河南省とは、今後の経済分野も含めた交流を進める覚書や観光協定を締結し、その成果として、河南省（鄭州市）から上海経由関西空港間の直行便の 24 年度就航に向けての取組が具体化しました。今後、この機会を逃すことなく、誘客と県内産業の活性化につなげていく必要があります。

- ・国際的な市場がアジアを中心とした新興国に急激にシフトしていく中で、技術においても新興国の急激な追い上げを受ける一方、日本の中小企業の持つ高い独自技術が改めて見直されています。県内中小企業にとっても海外展開のチャンスを迎えており、チャレンジしやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ・県内企業と海外企業や大学・研究機関等とネットワークの強化・拡大を図ったことから、国内外の企業・研究機関等が新たな連携による事業展開等の動きにつながりました。また、外資系企業の誘致を進めたことにより、1社を誘致しました。
- ・これまでの国際交流では、友好交流、経済交流のそれぞれの視点から取り組んできましたが、産業や観光、文化などのさまざまな分野での連携が海外展開を生み出すよう横断的な取組を進めることが必要です。

## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・中国河南省と関西空港との直行便開設の好機を生かすべく、河南省において観光・物産展により誘客を図るとともに、商談会等により県内企業の販路開拓を支援するなど総合的な三重の売込みを図ります。
- ・姉妹・友好提携先との交流を持続・発展的なものとすべく、姉妹提携20周年を迎えるスペイン・バレンシア州を訪問し大学間の交流強化や市民レベルでの交流の活性化などを図るとともに、今後の交流分野の広がりについて意見交換を行います。また、他の提携先についても友好協定等を産業活性化につながる仕組みにリニューアルするという視点で取り組み、可能なものから経済交流につなげていきます。
- ・アジア等の成長する海外市場への県内企業の事業展開を支援するために、海外ビジネスサポート拠点を設置します。サポート拠点においては、現地情報の提供や商談取引先企業紹介など県内中小企業の販路開拓支援、県内進出企業との意見交換の場づくり、ネットワークづくり等の支援を行います。また、見本市等を活用した総合的な三重県産業の情報発信、販路開拓を進めます。
- ・三重大学と連携してCSEM社の共同研究・技術移転などの支援機能の誘致に取り組むとともに、具体的な連携事業の構築に向けて活動を進めます。
- ・海外からの県内投資の促進や県内企業の国際競争力の強化を図るため、欧州（フランス、ドイツ、スイス）等における産業面の連携・交流を深めるとともに、経済協定等のリニューアルや締結に向けた取組を進めます。
- ・グローバルな観光戦略を展開するため、アジア地域を中心に現地の自治体などさまざまな主体と連携し、三重県の魅力をPRします。また、三重県の歴史や文化を理解し、発信力のある特定少数の人びとをターゲットにした観光PRを強化します。
- ・経済分野においては、県庁内各部局の取組を横断的に捉え、アジアをはじめとして今後結びつきを強める国や地域の検討を行います。事業の実施にあたっては、相互の自治体、民間企業、研究機関の関係を深め、その成果をもとに今後の事業展開を図っていきます。
- ・日台の観光協会等が主催する「日台観光サミット」（本年7月、台湾花蓮県）を三重県に誘致するよう働きかけていきます。

## 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	—	5件	20件	海外の自治体や在日大使館等との連携から、新たに生まれた、産業や観光、文化関連の事業数
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
県が海外の自治体や在日大使館等との連携を強化することにより、経済、文化面での交流が促進されることから選定しました。			海外とのネットワークを強化するため、海外自治体等との連携事業を年間5件程度実施することを目標としました。	

## 施策責任者からのコメント

雇用経済部 次長 岩田 賢 電話：059-224-2414

- ・これまで主に相互文化理解の観点から友好交流を展開してきましたが、今後は、交流で得られた成果を産業連携や観光連携など、経済交流でも積極的に活用していくという視点で取組を進めます。
- ・現在の姉妹・友好提携先に加え、ますます発展するアジア地域を中心に、今後、結びつきを強めようとするターゲット地域を設定し、重点的に取り組んでまいります。
- ・こうしたことを効果的に展開するため、県庁内各部局での取組を横断的に捉え、産業、観光、環境、教育、文化など、さまざまな分野での取組をコーディネートし、それらをうまく組み合わせ、国際戦略の展開を進めていきます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	78	104			

## 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
みえ国際協力大使数(累計)	125人	140人	200人	青年海外協力隊等に参加する三重県出身者を、みえ国際協力大使として委嘱した人数	
対応する基本事業		34301	国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進		
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
みえ国際協力大使が途上国へ赴任し、現地で国際協力活動を行うとともに、活動の報告に加え、経済情勢や治安等の情報の収集や三重の情報発信を行ってもらうことから目標項目として選定しました。			みえ国際協力大使への委嘱が増えることにより、県民への意識啓発、海外への情報発信につながることから、年間15名程度の増を目標として設定しました。		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	—	1件	6件	企業の海外展開や誘致につながる連携を新たに構築した国際的なネットワークの数

## 対応する基本事業

34302

企業活動を支える国際的なネットワークづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
企業誘致や県内中小企業の海外展開を促進する上で、海外の自治体や研究機関等との連携やネットワークの構築が大きな促進要因となることから、目標項目として選定しました。	海外の自治体・研究機関等と新たな連携等によりネットワークを構築することを目指します。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	—	2件	10件	海外の自治体等と連携し、観光客誘致に取り組んだ事業数

## 対応する基本事業

34303

海外自治体等と連携した誘客戦略の展開

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
海外の自治体をはじめ多様な主体等と連携し実施した事業数は、観光における新たな展開を表す一つの指標になることから設定しました。	海外における三重県観光展の開催と海外の旅行会社・メディア等の三重県への招聘を予定しています。

【担当部署：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 事業費が年々低減し、中長期的な見通しが立てにくいなかでも、まだまだ多い道路整備・維持修繕ニーズへの的確な対応のため、「道路整備方針」を策定・公表
- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、産業・観光など地域を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路\*、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進
- ・ 道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、地域の道路ネットワークを形成し、緊急輸送道路\*でもある県管理道路の整備を計画的に実施するとともに未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進。また、道路防災総点検\*に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施
- ・ 県管理道路の安全な機能の確保を目的に、道路パトロール等の適正な道路管理や、安全性・快適性の向上に向けた道路施設の補修や補強などを実施
- ・ 県管理港湾が担うべき機能を強化させるため、効率的・安全に利用できるように、耐震強化岸壁の整備、船舶の安全な航行の確保を図るための航路浚渫、既存岸壁の老朽化対策を推進
- ・ 四日市港の国際競争力の強化と背後地域の一層の発展を目的に、国と連携した臨港道路霞 4 号幹線の整備や、四日市地区における耐震強化岸壁の整備促進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「道路整備方針」及びその 3 ヶ年の短期的な整備計画を示した「道路事業計画」を策定・公表し、三重県内の道路をとりまく状況、県民ニーズをふまえ、高規格幹線道路、直轄国道、県管理道路を対象に、県として今後、その整備や維持修繕に取り組む方向性を県民の皆さんに明示できました。一方で、地域の新たな課題や県民の多様なニーズにも的確に対応する必要もあります。
- ・ 式年遷宮を契機とした連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けて、紀勢自動車道の尾鷲北 I C から海山 I C 間約 6.1km とそのアクセス道路、中勢バイパス（津・松阪工区約 3.9km と津（河芸）工区の一部約 0.9km）の供用により、走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害時や救急医療など地域の安全・安心が高まりました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、紀勢自動車道においては平成 24 年度に熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の新規事業化、新宮～大泊間の事業化に向けた調査着手が決定され、ミッシングリンク\*の解消に向け大きく前進しました。さらに、新名神高速道路においては先送りとなっていた亀山西ジャンクションのフル化や鈴鹿 P A スマート I C\*の連結が決定されました。道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資し、大規模災害に備えた道路整備をさらに推進する必要があります。

- ・ 地域間の連携機能の充実や災害時における地域の孤立の防止をねらいに、国道 306 号四日市菰野バイパス約 1.8km など幹線道路にアクセスする道路を供用したことで、道路利用者の安全性や利便性を向上させることができました。また、地域と一体となった国への強い働きかけなどにより、平成 24 年度に地域高規格道路磯部バイパスが国の補助事業として新規事業採択されました。さらに、落石等から道路利用者を守るための落石防止網等の対策を実施し、道路利用者が安全で安心して通行できるようになりました。過去に抽出された落石等危険箇所以外においても、気象条件や防止施設の老朽化により落石や崩壊等の災害が発生しており、課題となっています。また、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を迅速に進める必要があります。
- ・ 道路パトロール等により発見された道路の損傷箇所・危険箇所への早急な対応を実施できました。また、路面の補修においては、舗装面の路面性状調査\*を活用しながら実施したことで、道路利用者が安全・安心に通行できるようになりました。今後も、把握した路面の調査結果を活かして計画的に補修を行う必要があります。
- ・ 尾鷲港において、大規模地震発生時の被災者の避難や緊急救援物資の輸送を行う海上輸送機能を確保するための耐震強化岸壁の整備を行ったことで、地域の安全、安心を向上させることができました。また、津松阪港（大口地区）については、船舶の安全航行に必要な航路浚渫を行うとともに、老朽化した岸壁の補修工事を進めました。港湾は、県民生活の安全・安心の確保及び地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも港湾施設を適切に整備、維持管理、補修、更新することが必要です。
- ・ 四日市港においては、臨港道路霞 4 号幹線について、天カ須賀工業団地地先の橋梁下部工、北ふ頭のアプローチ部擁壁工事などを実施しました。また、大規模地震発生時の緊急物資輸送等の輸送拠点として進めている 15 号岸壁の耐震強化対策の事業進捗が図られました。背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の早期整備が必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 道路整備・維持においては、厳しい財政状況を踏まえて、道路計画の見直しなどコスト縮減を図るとともに、少ない予算で早期に地域の実情に即した道路整備事業効果が発現できる「柔軟な対応」を織り交ぜた整備を推進していきます。
- ・ 県内外との交流連携を深め、大規模災害に備えるための高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路が一体となった道路網の早期整備をめざし、引き続き新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道について国などに強く働きかけ、関係機関と連携しつつ整備促進を図るとともに、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進します。
- ・ 災害要因となる法面のひび割れや変状を早期に発見するなど、道路災害を未然に防ぐため、引き続き道路パトロールや法面点検を実施していきます。また、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を、重点的かつ効率的に整備していくとともに、地域の道路ネットワークを形成する県管理道路の整備を引き続き推進します。
- ・ 道路の適正な維持管理のため、将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化などに向けて路面性状調査等を実施のうえ活用し、効果的、効率的かつ計画的に施設点検や維持補修を行います。
- ・ 県管理港湾の維持管理については、今後、更新を迎える施設が急増することから、維持管理計画に基づいて計画的に維持管理を行っていきます。
- ・ 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、霞ヶ浦地区への円滑な物流ルート確保のための臨港道路霞 4 号幹線の早期供用に向け、事業主体である国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関と協議を進めます。また、護岸や防潮扉といった海岸保全施設の耐震補強及び緊急時の物資輸送や災害復興活動を支えるため岸壁の耐震整備を促進します。

## 県民指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	15.3km	94.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長(累計)
	0.3km			
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
道半ばにある道路網の現状に対し、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズにも的確に対応し、県民生活の利便性の向上や地域の経済活動を支援する道路整備を推進する必要があることから選定しました。				公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、15.0kmの新規供用を目標値として設定しました。

## 施策責任者からのコメント 県土整備部 次長 森若 峰存 電話：059-224-2651

- ・「道路整備方針」に基づき、県管理道路の計画的な整備、維持修繕を推進します。また、「柔軟な対応」を織り交ぜた県管理道路の整備を推進します。
- ・県民の命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備や集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を重点的に推進します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	45,368	54,526			

## 活動指標

目標項目	23年度	24年度	27年度	目標項目の説明	
	現状値	目標値	目標値		
県内の幹線道路の新規供用延長	—	10.3km	59.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長(累計)	
対応する基本事業		35101	道路ネットワークの形成		
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな影響を与えており、これらを解消するために、県内幹線道路の早期の整備が課題となっていることから選定しました。			公表された高規格幹線道路および直轄国道の予定年度の確実な供用をめざし、10.3kmの新規供用を目標値として設定しました。		



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
舗装の維持管理 指数	5.3	5.0以上	5.0以上	主要県管理道路において、舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標の平均値(10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)

対応する基本事業

35102

適切な道路の維持管理

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
路面の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。	安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が5.0以上であることから、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
四日市港における外貨コンテナ貨物の取扱量	17万 TEU*	20万 TEU	26万 TEU	四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貨コンテナ貨物の量(20フィートコンテナに換算したコンテナ貨物の量)

対応する基本事業

35103

四日市港の機能充実

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
四日市港の背後圏に立地する荷主企業等が、四日市港を利用していることを明確に示す目標であることから選定しました。	四日市港における外貨コンテナ貨物の将来貨物推計値をもとに目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万 トン (22年度)	1,503万 トン (23年度)	1,503万 トン (26年度)	県管理港湾に入港する船舶(5トン以上)の総トン数

対応する基本事業

35104

県管理港湾の機能充実

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
港湾事業には、船舶による人流、物流機能を充実させるという目的があることから、港湾における船舶の利用状況を明確に示す指標として選定しました。	入港船舶総トン数が横ばいになると予測されることから、現状の入港船舶の総トン数維持を目標値として設定しました。

【担当部局：地域連携部】

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんの円滑な移動のため、国や市町、事業者など関係機関との適切な役割分担のもと、県内のバスや鉄道などの地域における公共交通が確保されているとともに、中部国際空港および関西国際空港の機能充実やリニア中央新幹線の開通に向けた整備や取組が進んでいます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 国の制度改正に伴い、複数市町をまたぐバス路線の乗降調査を行い、市町や事業者とともに県が主体的に関与すべき地域間を結ぶ幹線バスを選定
- ・ 地方バス路線等に対して補助するとともに、地域の生活交通の確保等について協議する「地域公共交通会議」や生活交通に関する勉強会、利用促進のための活動などに参加
- ・ 伊勢鉄道(株)、伊賀鉄道(株)が行う安全性や利便性向上のための施設整備に対して支援
- ・ J R 名松線の全線復旧のための協定を J R 東海、津市、県の 3 者で締結、調査・測量・設計の後、県が担当する治山事業に着手
- ・ 中部国際空港および関西国際空港を、国際拠点空港として機能の充実を図るため、関係自治体や経済団体と連携し、国への働きかけや利用促進策を実施
- ・ 中部国際空港海上アクセスの利用促進策を関係市や運航事業者と連携し実施
- ・ 県および全国の期成同盟会の活動を中心に、リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業に向けた要望活動等を実施
- ・ J R 関西本線、紀勢本線の期成同盟会の活動を通じて、複線電化等の要望活動やフォトコンテスト、ウォーキングガイドの配布等を実施
- ・ 鳥羽伊良湖航路の利用促進を図るため、関係県市や地元団体等で構成する同航路活性化協議会の活動を通じて、旅行商品の造成や誘導看板の設置等の取組を実施
- ・ 伊勢湾口道路、東海南海連絡道の期成同盟会の活動を通じて、講演会の開催やスポーツ交流事業への支援等を実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ バス路線の乗降調査の結果を基に、県が主体的に関与すべき地域間を結ぶ幹線バスの基準を設定し、住民や市町、事業者等が参加する県の協議会でバスネットワークに対する考え方をとりまとめることができました。また、地方バス路線等に対して補助していますが、今後も地方バス路線を確保・維持していくためには、地域の特性に応じた生活交通体系の構築や利用促進策について、各地域が主体性をもって取り組んでいく必要があります。
- ・ 安全性・利便性等の向上に資する鉄道設備の整備を進めるため、中小鉄道事業者等に対し引き続き支援していく必要があります。
- ・ J R 名松線は、J R 東海、津市、県の 3 者による復旧に向けた協定の締結により、鉄道による運行再開が確約されました。

- ・近年、中部国際空港、関西国際空港の就航便数等が減少していましたが、徐々に回復してきました。また、中部国際空港海上アクセスは利用者数が減少し厳しい状況にあります。こうしたことから、引き続き、両空港や海上アクセスの利用促進策等に取り組んでいく必要があります。
- ・リニア中央新幹線については、国が整備計画を決定し、営業・建設主体に指名されたJR東海が東京・名古屋間の環境アセスに着手するなどの前進がありました。JR東海は、名古屋・大阪間の開業は名古屋開業後の計画であるとしています。このため、「東京・大阪間の全線同時開業」を三重県期成同盟会の活動方針の一つとして決定しました。
- ・JR関西本線、紀勢本線の設備投資等に対して、事業者が消極的な姿勢を崩していないことから、さらなる働きかけや利用促進策に取り組む必要があります。
- ・鳥羽伊良湖航路活性化協議会の取組により、目標である「総旅客数35万人の確保」を達成することができました。
- ・伊勢湾口道路、東海南海連絡道の期成同盟会活動は、事業仕分けにより不要と判断されたことから、平成24年度から活動を休止することとしました。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・今後、生活交通の中心となる地域間を結ぶ幹線バスを充実していくとともに、市町に対して助言や情報提供等を行い、市町のバス路線も国の補助が受けられるよう支援をしていきます。また、地域公共交通会議等に参画し、地域の特性に応じた生活交通の確保について、住民や事業者とともに検討していきます。あわせて、生活交通に関する勉強会の開催や利用促進に取り組みます。
- ・利用者の安全性、利便性等の向上を図るため、国や沿線市町と連携して、中小鉄道事業者が実施する信号機などの設備改善等に対して支援を行います。
- ・JR名松線の日でも早い運行再開に向け、治山工事等を実施していきます。
- ・中部国際空港、関西国際空港については、引き続き、関係自治体や経済団体と連携し、機能充実に係る要望や利用促進策に取り組みます。なお、関西国際空港については、伊丹空港との統合が予定されていることから、その動向を注視し、関係自治体とともに対応していきます。海上アクセスは、関係自治体や事業者との適切な役割分担のもと、利用促進を図ります。
- ・リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に向けて、三重県期成同盟会の活動を中心に、沿線都府県とも連携して、JR東海や国に働きかけます。
- ・JR関西本線、紀勢本線の期成同盟会の活動を中心に、地元団体と連携して事業者に働きかけるとともに利用促進策に取り組みます。
- ・鳥羽伊良湖航路活性化協議会の活動を通じて、同航路の利用促進を図ります。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	—	41.0%	44.0%	e-モニターを活用した「公共交通等の利用について」の調査で、県内の公共交通機関の利便性について、「満足している」「やや満足している」と感じている県民の割合
	40.0%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
公共交通機関の第一次利用者である県民の皆さんから見て、その利便性(使い勝手等)に関する満足度が高いことが重要であることから、目標として選定しました。				現状値が40.0%であることから、年1ポイントずつ増加させることを目標として、平成24年度の値を41.0%と設定しました。

### 施策責任者からのコメント

地域連携部 副部長 水谷 一秀 電話：059-224-2202

- ・バスや鉄道などの生活交通を維持・確保するため、事業者等に対して引き続き支援を行っていきます。
- ・バスについては、生活交通のネットワークの中心となる地域間を結ぶ幹線バスを充実していくとともに、市町のバス路線も国の補助が受けられるよう、市町に対して助言や情報提供等を行っていきます。
- ・関係の自治体や団体と連携して、各種公共交通機関の利用促進に取り組むとともに、空路やリニア中央新幹線などの広域・高速交通基盤の充実に向け、引き続き国等の関係機関に働きかけます。
- ・リニア中央新幹線については、期成同盟会の活動を中心に「東京・大阪間の全線同時開業」に向けた取組を展開していきます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	496	392			

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
地域間幹線系統* 数	37 系統	40 系統	43 系統	国の「地域公共交通確保維持改善事業」の地域間幹線系統として認定され、国と協調して県の協議会が支援したバスの系統数

## 対応する基本事業

35201

## 生活交通の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県の協議会が支援する地域間幹線を増加させることにより、地域間幹線の維持・確保につながるため、目標として選定しました。	国の制度改正により、平成24年度に想定できる地域間幹線に認定可能な系統数は40系統であると判断したことから、目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,691 便	1,715 便	1,784 便	中部国際空港および関西国際空港の国内線および国際線の週あたりの就航(旅客)便数

## 対応する基本事業

35202

## 広域・高速交通ネットワークの形成

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
空路が代表的な広域の高速交通網であることから、中部国際空港および関西国際空港の就航(旅客)便数を目標として選定しました。	平成27年度の目標値を過去3年間の最多値である1,784便と設定し、年度按分して、平成24年度の目標値を1,715便としました。

【主担当部局：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造\*の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

平成 23 年度の取組概要

- ・それぞれの地域力を踏まえた安全で快適なコンパクトなまちづくりをめざし、県内 16 の都市計画区域のマスタープラン\*を策定したほか、街路事業等の都市基盤整備を推進
- ・地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観行政に取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導に取り組んだほか、熊野川流域の景観保全に向けた検討や尾鷲市三木里地区における景観まちづくり事業の推進、違反屋外広告物の是正指導を実施
- ・災害に強く安心して住み続けられる住まいづくり、環境・エネルギーに配慮した住まいづくり、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保など時代の変化や要請に的確に対応し、効果的な施策の展開を行うため、三重県住生活基本計画\*を改定するとともに、長期優良住宅\*の認定、県営住宅和屋団地等の高齢者向け住戸改善、三重県あんしん賃貸支援事業\*等を実施
- ・東日本大震災の被災者等を対象として県営住宅を提供
- ・安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法による不特定多数が利用する既存建築物の定期報告の審査や防災査察等を実施したほか、中間検査及び完了検査の検査率向上や違反建築物の是正指導等を実施
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付



平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強い都市構造の構築を進めるため、県内の都市計画区域マスタープランの策定を進めるとともに、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の計画的な整備を進める必要があります。
- ・良好な景観まちづくり実践の指針となる景観計画が亀山市において策定されました。今後引き続き、景観づくりに関する市町への支援や普及啓発に努めるとともに、違反屋外広告物の是正を図る必要があります。また、熊野川流域の景観保全に向けて、関係市町や住民とともにさらに取組を進める必要があります。
- ・防災に対する機運の高まりや住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の支援がこれまで以上に求められており、三重県住生活基本計画を改定し、県内の住生活に関する将来像を示すことができました。今後は、計画に基づく取組を様々な主体と連携して着実に実行していく必要があります。

- ・長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に向けて、依然として占める割合の低い長期優良住宅の更なる普及に努めるとともに、住宅セーフティネットの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ・東日本大震災の被災者等に県営住宅を提供することで、被災された方に安全な住まいを提供することができました。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の維持保全適合率及び報告率は漸増の状況であり、これらをさらに増加させるよう、なお一層の取組強化が必要です。
- ・「商業施設等でバリアフリー化された施設数」については、平成21年度以降、公共的施設の整備数が減少したことなどから、想定を下回りました。今後、公共的整備基準に適合する施設の増加のためには、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。

### 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・快適なまちづくりの推進においては、人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、県内すべての都市計画区域でマスタープランの策定を進めるとともに、マスタープランに基づく都市計画区域の見直し等を進めていきます。また引き続き、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の整備、景観まちづくりに関する市町への支援、違反屋外広告物の是正等の取組を進めます。
- ・快適な住まいづくりの推進においては、高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる住宅・居住環境の構築を推進するとともに、長期優良住宅等耐久性、耐震性を備えた質の高い住宅を普及させていきます。また、安全安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の所有者等に対する建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の周知・普及に努めます。
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりについては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正にあわせ条例の理念等をPRすることで、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	3区域	9区域	集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の形成につながる土地利用を促進する取組(都市計画制度による土地利用の規制や誘導等)が行われている都市計画区域の数
	1区域	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
人口減少、超高齢社会の中、県民の皆さんが快適に生活するためには、集約型都市構造の構築をしていくことが基本になると考えられることから選定しました。			平成23年度の現状値に、改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される2区域を加えた3区域を目標値として設定しました。	

- ・集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）につながる土地利用促進の取組を進めるため、都市計画の区域の見直し等に取り組みます。
- ・安全で安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の安全性確保に努めていきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,093	4,751			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	63.9%	73.9%	100%	鉄道と道路との立体交差化(高架化、アンダーパス*)を行う事業の進捗率

対応する基本事業

35301

快適なまちづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
踏切渋滞・事故を解消し、周辺地域の交通円滑化や鉄道により分断された市街地の一体化を図るため都市基盤の整備として重点的に取り組む事業であることから選定しました。	事業実施中の松阪公園大口線と近鉄名古屋線川原町駅付近の立体交差化事業の事業計画から、平成 24 年度目標値を 73.9% と設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値

24 年度  
目標値

27 年度  
目標値

目標項目の説明

商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,170 施設	2,317 施設	2,845 施設	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
-------------------------	-------------	-------------	-------------	--

対応する基本事業

35302

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
法律や条例に基づき整備され、適合証を交付された公共的施設の数であり、だれもが暮らしやすいまちづくり(環境づくり)が展開されているかどうかを把握する上で、わかりやすい指標と考えることから選定しました。	平成 23 年度の実績 2,170 件に、過去の実績と適合率の向上を加味して 150 件程度の適合件数を見込み、目標値を設定しました。



目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	25.7%	26.2%	28.0%	住宅着工統計*における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合

対応する基本事業

35303

快適な住まいづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
長期にわたり、良好な状態で使用できる措置が講じられた住宅の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に承継することができ、より豊かでやさしい暮らしへの転換が図られることから選定しました。	三重県住生活基本計画の目標値である平成32年度31.0%の達成を目指していく中で、24年度の目標値を26.2%と設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特殊建築物等の維持保全適合率	50.1%	55.0%	59.5%	定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が行われている建築物数の割合

対応する基本事業

35304

適法な建築物の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
安全安心な建築物を確保するためには、不特定多数が利用する既存建築物への建築基準法の適合性を確保するとともに、維持保全も徹底する必要があることから選定しました。	平成23年3月に、県と特定行政庁により策定した三重県建築行政マネジメント計画の達成を目指していく中で、24年度の目標値を55.0%と設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	30件	31件	34件	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数

対応する基本事業

35305

参画と協働による景観まちづくりの推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
景観条例や景観計画には、良好な景観の形成のために必要となる、具体的な地域の将来像や景観形成の手法などを定めており、景観まちづくりの指針となるものであることから、選定しました。	現状値に今後の見込みを加味して目標値を設定しました。

【主担当部局：地域連携部】

平成27年度末での到達目標

近年の気候変動により安定的な水供給への影響が懸念されていることから、これまでの水の安定供給への取組に加え、地元自治体などと連携して必要な水資源開発を進める一方で、渇水や地震の非常時に影響を最小限に抑える基盤整備や、県・市町・県民の皆さんそれぞれが主体となった水資源の有効利用に向けた取組が進んでいます。

また、土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、個々の土地情報が整備され、県土全般の計画的な土地利用が進んでいます。

平成23年度を取組概要

- ・水資源の確保と安定供給のために、関係部局と連携し、渇水調整の実施および利水安全度向上等検討
- ・水資源機構割賦負担金について、繰上償還の実施
- ・川上ダム建設事業、木曾川水系連絡導水路事業の推進に向けて、関係機関と調整するとともに、国への提言活動を実施
- ・水道、工業用水道における管路、水管橋、浄水場など、施設の計画的な更新、改良及び耐震工事の実施
- ・水道、工業用水道において、ISO9001 品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務改善の実施。また、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）・ユーザーと研修や訓練などを実施
- ・地籍調査の休止市町に対して、技術的支援や講習会・説明会等の機会を捉えて事業の進展に向けた取組を実施
- ・国土利用計画法に基づく土地取引の監視、届出・勧告制度などの運用促進
- ・土地利用基本計画や地価調査結果等を県ホームページにより、県民等へ情報提供

平成23年度を取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・水資源機構の建設費割賦負担金軽減のため、約12.3億円の繰上償還を実施し、約2.1億円の利息を軽減しました。
- ・川上ダム建設事業、木曾川水系連絡導水路事業は国による検証の対象とされたため、実施計画に対して、事業の進捗が遅れています。
- ・ISO9001 を活用した品質管理や業務改善に取り組むとともに、施設の更新や改良及び耐震化を計画的に実施することで、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を給水支障なく安定して給水しました。
- ・水道、工業用水道において、関係市町と危機管理体制強化などの研修・訓練を行うことにより、災害時に迅速な対応がとれるよう連携強化を図りました。
- ・29市町のうち、地籍調査事業未着手であった明和町が平成23年度に着手し、三重県の未着手市町はなくなりました。
- ・これまでも市町等と連携し、地籍調査を実施してきたところですが、三重県は全国平均と比較し、進捗の大きな遅れが指摘されています。

- ・大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。



## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・未利用水源については、有効利用に向け関係機関と連携して取り組んでいきます。また、水資源機構の建設費割賦負担金の軽減に引き続き取り組みます。
- ・川上ダム建設事業、木曾川水系連絡導水路事業は、関係機関と連携を図りながら早期完成に向けて国等へ働きかけます。
- ・水道、工業用水道において、本格的な施設の更新時期に対応するとともに、将来発生が予測される大規模地震に備えるため、老朽劣化対策や耐震化など計画的な施設改良を行います。また、津波を含む地震対策については、国等の基準、指針等の改定状況を見定め対策の検討を行います。
- ・水道や工業用水道について、県全体の「安全・安定」供給を進めるため、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）・ユーザーと連携した取組を進めます。
- ・「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き ISO9001 品質マネジメントシステムを的確に運用し、品質管理の徹底と業務の改善に取り組みます。
- ・東日本大震災・紀伊半島大水害による被災地の迅速な復旧に地籍調査の重要性が再認識されたことから、事業を一層進めるため、県庁部局横断的な取組みや、国や市町等との連携を進めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
地籍調査の実 施面積(累計)	—	469km <sup>2</sup>	534km <sup>2</sup>	国有林および公有水面を除いた県土を対象として、市町等が地籍調査した面積
	448km <sup>2</sup>	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
土地の基礎情報となる地籍調査が計画どおり円滑に行われていることが、土地の計画的な利用促進につながることから目標項目に選定しました。				過去の実績に、「国土調査第6次十箇年計画」で掲げる数値及び大規模公共事業の用地測量成果面積を活用したうえで、設定しました。

- ・水資源の確保と有効利用を目指すとともに、水資源機構の割賦負担金の軽減について取り組みます。
- ・水道用水・工業用水の安全・安定供給を確保するため、施設については、老朽劣化対策、耐震化を進め、品質管理の徹底と、業務の改善に取り組み、災害時などの関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、災害復旧・復興の迅速化が可能となります。地籍調査の休止市町の解消を図るとともに、民間開発や公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるよう県庁内関係部局による横断的な取り組みを進めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	17,372	21,236			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
飲料水の供給に対する満足度	86.2%	87.2%	90.0%	e-モニターを活用した調査で、日常生活に欠かせない飲料水が安心して飲め、安定的に供給されていることに対して、「満足」「どちらかと言えば満足」と回答した県民の割合

対応する基本事業

35401

水資源の確保と有効利用

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
生活に欠くことができない飲料水が、安定的に確保され、安全に供給されている県民の皆さんの満足度を示すことから選定しました。	平成 27 年度目標に向けての進捗を勘案して、87.2%と設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
浄水場等における主要施設の耐震化率	92.7%	93.3%	97.9%	企業庁が管理する浄水場等のうち計画的に耐震化された主要施設の割合

対応する基本事業

35402

水の安全・安定供給

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
安全で安心な水を安定的に供給することが事業の目的であり、主要施設の耐震化状況は、安定供給の指標として適しているため選定しました。	浄水場等の主要施設 193 施設のうち、平成 24 年度末までに、180 施設の耐震化を完了することとして、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
地籍調査の実施市町数	23市町	24市町	29市町	土地の基礎情報である地籍調査の実施市町数

対応する基本事業

35403

土地の基礎調査の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
地籍調査実施の市町を増やすことが、事業の進捗率向上につながることから目標として選定しました。	休止市町に働きかけ、年々市町の増加を図り、平成24年度は24市町としました。

## 第2章

### 施策の取組 Ⅲ「ひら拓く」

# 第3章

---

## 行政運営の取組

## 第3章

### 行政運営の取組



## (1) 行政運営の取組とは

「みえ県民カビジョン・行動計画」では、政策体系に位置づけた〈施策〉を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を政策体系に準じて掲げています。

行政運営の取組は、〈施策〉に準じて進行管理を行うこととし、〈施策〉と同様、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果が見える指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成24年版成果レポートでは、平成23年度の取組の成果と課題を、行政運営の取組ごとに整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各行政運営の取組ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

## (2) 行政運営の取組一覧

行政運営の取組		頁
行政運営1	「みえ県民カビジョン」の推進	314
行政運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	318
行政運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	322
行政運営4	適正な会計事務の確保	326
行政運営5	市町との連携の強化	330
行政運営6	広聴広報の充実	334
行政運営7	I T利活用の推進	338
行政運営8	公共事業推進の支援	342

平成24年度 行政運営の取組数値目標等一覧

行政運営の取組		数値目標			
		目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	
行政運営1	「みえ県民力ビジョン」の推進	県民指標	各施策の「県民指標」の達成割合	-	70.0%
		活動指標	各施策の「県の活動指標」の達成割合	-	80.0%
			「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	-	80.0%
			新たに実施する広域連携事業の数(累計)	-	5件
			学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数(累計)	-	5回
行政運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	県民指標	行財政改革取組の達成割合	-	42%
		活動指標	事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	41.4%	55.0%
			人材育成に関する達成度	77.7%	78.9%
行政運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	県民指標	県債残高	8,190億円 (23年度末)	8,232億円 (24年度末)
		活動指標	県債残高	8,190億円 (23年度末)	8,232億円 (24年度末)
			県税の徴収率	96.5% (22年度)	96.6% (23年度)
			庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	88.9%	95.5%
行政運営4	適正な会計事務の確保	県民指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.2件 (22年度)	3.1件以下 (23年度)
		活動指標	出納局が行う会計支援の満足度	3.28	3.36
			資金保全率	100%	100%
行政運営5	市町との連携の強化	県民指標	市町への権限移譲事務数(累計)	465事務	470事務
		活動指標	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数(累計)	2取組	3取組
			財政健全化計画策定団体数	0市町	0市町
行政運営6	広聴広報の充実	県民指標	得たいと思う県情報が得られている県民の割合	54.2%	55.5%
		活動指標	県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数	161万件	172万件
			統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	851,640件	860,000件
行政運営7	IT利活用の推進	県民指標	行政手続等のオンライン利用率	52.9% (22年度)	55.0%
		活動指標	電子申請・届出システム利活用件数	165,843件	170,000件
			県情報ネットワーク停止時間	36分	34分
			携帯電話不通話地域整備数(累計)	67基	68基
			新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	-	7件
行政運営8	公共事業推進の支援	県民指標	公共事業への信頼度	94.6%	95.0%
		活動指標	公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2%
			受注者の地域・社会貢献度	92.1%	92.8%

行政運営の取組名	
改善・注カ一ロコメント	
行政運営1 「みえ県民力ビジョン」の推進	主担当部局 戦略企画部
<p>新しいビジョンのスタートの年であり、選択・集中プログラムをはじめ、掲げた目標の達成を図るとともに、年度ごとに政策課題を明らかにした「経営方針」を策定します。</p> <p>また、施策や選択・集中プログラムの評価方法を見直し、ビジョン行動計画の円滑な進行管理と県民の皆さんへの成果のわかりやすい報告に努めます。</p>	
行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	主担当部局 総務部
<p>行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。</p> <p>職員力のさらなる向上に向け、「三重県職員人づくり基本方針(仮称)」の策定、研修の見直し、勤務評価制度の定着・施行などを行います。また、政策や事業の評価を改善につなげるための新たな仕組みを構築するとともに、地域機関や組織運営の見直しなどを進めます。さらに、外郭団体について、時代変化に即した改革や透明性の向上に向けた取組を実施します。</p>	
行政運営3 行財政改革の推進による県財政的確な運営	主担当部局 総務部
<p>行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。</p> <p>限られた予算を的確に配分できるよう予算編成プロセスの見直しを行うほか、不断の歳出見直しや、多様な財源確保や未収金対策に取り組み歳入増加を図るなど財政の健全化を進めます。</p>	
行政運営4 適正な会計事務の確保	主担当部局 出納局
<p>会計事務に関する検査・相談・研修をきめ細かく行い、各所属を日常的にサポートしていきます。</p> <p>県民の皆さんの利便性の向上を図るため各部局と連携し、公金の支払い方法の多様化を図ります。</p> <p>市町の財務会計システムの共同アウトソーシングの実現に向けさらに市町と検討していきます。また、会計事務の標準化に向け、県の財務会計システムで発行する納付書を国などが採用している様式へ変更する取組を行います。</p>	
行政運営5 市町との連携の強化	主担当部局 地域連携部
<p>「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」をより適切に運営していくとともに、「知事と市町長との1対1対談」などの機会を通じて、市町とのさらなる連携の強化を図っていきます。</p> <p>また、市町の自主性・自立性の向上に向けて、「三重県権限移譲推進方針」に基づくさらなる権限移譲を進めるとともに、合併市町の新しいまちづくりのための市町村合併支援交付金の交付、さらには行財政運営に関する適切な助言や情報提供、資金の貸付等に努めます。</p>	
行政運営6 広聴広報の充実	主担当部局 戦略企画部
<p>県民の皆さんが必要とする県政情報をさまざまな媒体を活用して積極的に発信するとともに、地域の課題やニーズなど「県民の声」を幅広く受信します。</p> <p>また、県民生活や企業活動、市町等で活用していただくよう各種統計情報を積極的かつわかりやすく提供するとともに、県政の透明性を高めていくため、情報公開制度を的確に運用します。</p>	
行政運営7 IT利活用の推進	主担当部局 地域連携部
<p>県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供を効果的に進めるため、県情報ネットワーク、情報システムの安定運用に努めます。</p> <p>また、地域情報化の推進のため、市町の情報化の支援や携帯電話の不通話地域解消に取り組みます。</p> <p>庁内の情報システムにおいては、システム評価を導入することで、IT投資管理体制を確立し継続的な改善を進めるとともに、情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティレベルの向上に努めます。</p> <p>また、大規模災害発生時に備えて情報システムに関する業務継続計画を策定します。</p>	
行政運営8 公共事業推進の支援	主担当部局 県土整備部
<p>公共事業評価システムの適切な運用に努めるとともに、公共事業をとりまく動向を注視しながら多面的な評価に取り組んでいきます。</p> <p>「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図ります。</p> <p>総合評価の評価項目の見直しなど、入札契約制度の改善と適正な運用を図るとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら、公共工事の品質確保と地域企業の育成に取り組んでいきます。</p>	

## (5) 行政運営の取組評価表の見方

行政運営○

○○○○○○○○○○

【主担当部局：○○○○○】

### 平成 27 年度末での到達目標

- ← 行動計画に掲げる行政運営の取組の行動計画期間内（4 年後）の目標を記載しています。

### 平成 23 年度の取組概要

- ← 平成 23 年度の取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「\*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。（以下同じです。）

### 平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ← 平成 23 年度の取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

← 検証結果を踏まえ、平成 24 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
← 行動計画における県民指標を記載しています。	—	← 24 年度における目標値 ※ 2	← 27 年度における目標値 ※ 2	← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。
	← 現在（最新の実績）の数値 ※ 1	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
← この目標項目を選定した理由を記載しています。			← この目標項目に設定した、平成 24 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。	

※ 1 現時点で、平成 23 年度の現状の把握が困難な指標は、把握可能な最新年（度）の数値を用い、「(〇〇年（度））」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 24（27）年度の実績結果を評価する時点で、当該年度の実績値を把握することが困難な指標は、把握可能な最新年度の実績で評価することとし、評価に用いる対象年（度）を「(〇〇年（度））」と併記しています。

運営責任者からのコメント

〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 電話：059-224-1111

← 今年度の取組方向のうち、この行政運営の取組の中で、特に注力する取組、項目などを明らかにしています。

予算額等	・平成 24 年版成果レポートでは、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度欄は決算額、平成 24 年度欄は予算額を記載しています。
------	--

※取組ごとの配置人員を基礎にした概算人件費は、平成 24 年度の実績評価からの掲載を予定しています。

### 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
------	-------------	-------------	-------------	---------

- ・当該取組を構成する基本事業の目標項目（県の「活動指標」）を記載しています。
- ・行動計画に掲げた活動指標の説明と27年度の目標値に加えて、24年度の目標値とその設定にあたっての考え方、理由などについて説明しています。
- ・行動計画策定以降、23年度現状値について、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。
- ・23年度現状値の判明に伴い、23年度を取組結果を踏まえ、行動計画に掲げた27年度目標値を再設定している場合は、「27年度目標値」欄で、再設定後の目標値を上段に、行動計画に掲げた目標値を下段に（ ）書きでお示ししています。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 (〇〇)	〇〇

#### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

#### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

#### 対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇〇〇

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

対応する基本事業

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
〇〇〇〇	〇〇

次ページから（6）各行政運営の取組ごとの検証内容を掲載しています。

## 平成 27 年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。

## 平成 23 年度を取組概要

- ・ 県議会、市町、県民の皆さんの意見、外部有識者の助言等も得ながら、「みえ県民カビジョン」および同行動計画を策定
- ・ 6月に単年度の指針となる「平成 23 年度県政運営の考え方」を策定
- ・ 専門的かつ総合的な見地から県政展開のあり方等について意見交換するため、有識者からなる経営戦略会議を設置し、4回開催
- ・ 「幸福実感指標」の現状等を把握すべく、「一万人アンケート」にかわる「みえ県民意識調査」を実施（回答率 57.1%）
- ・ 9月に発生した紀伊半島大水害からの速やかな復旧・復興に向けて、奈良、和歌山両県及び関係省庁と国・三県合同対策会議を発足させ、2回開催
- ・ 「みえの現場 すごいやんかトーク」（大学編）を8回開催し、ボランティア活動など地域課題の解決に関わっている学生と知事が意見交換を実施

## 平成 23 年度を取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 厳しい財政状況と職員定数削減の中で、ドクターヘリの運航など救急医療体制の確保、45 件の企業誘致の実現、平成 33 年第 76 回国民体育大会の本県開催の内々定と、あわせて全国障害者スポーツ大会も本県で開催されることとなったなど成果に結びついた取組も多くありました。一方、紀伊半島大水害の復旧・復興や大規模地震発生への備えなどは、未だ道半ばとも言えます。引き続き、県政の取組の成果を確実に県民の皆さんに届けることが求められています。
- ・ これまで協働の取組を進めてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに県民の皆さんが参画することにとどまっている場合も少なくないため、県民の皆さんが自立し行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造する「協創」の取組を進めていく必要があります。
- ・ 中部圏知事会や近畿ブロック知事会など、近隣府県と連携して共通する課題に取り組んできましたが、経済活動や生活圏の拡大、台風災害や巨大地震への備えといった観点から、県境を越えて取り組むことなど効果的な課題への対応が一層求められています。また、分権型社会の実現に向けて、取組のさらなる進展が求められています。
- ・ 県内には 14 の大学、短大および高等専門学校があり、2 万人を超える教職員・学生の方がいます。「協創」の担い手として、これら県内の高等教育機関が一層力を発揮することとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるため、県職員の政策企画力を高めることが求められています。



## 平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県民の皆さんに行動計画による取組の成果を届けるために、県民の皆さんにとっての成果をあらわす「県民指標」の達成度合いに加えて、「幸福実感指標」を新たに設定し、その推移を把握することで、行動計画の進行管理を行います。
- ・ 年度ごとに政策課題を明らかにした「経営方針」を策定するとともに、「成果レポート」を公表し、計画の進捗状況を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。
- ・ 県民力による「協創」の三重づくりを進めるために「新しい豊かさ協創プロジェクト」では、進行管理の一環として「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を設け、県民の皆さんの参画のもと推進します。
- ・ 県境を越える広域的な課題の解決に向けて他府県等と連携するとともに、全国知事会と連携し国に対して真の分権型社会の実現へ向けた積極的な提言等を行います。また、国の動向を注視し、出先機関改革等に的確に対処します。
- ・ 県内高等教育機関を「みえ県民力ビジョン」推進の戦略的パートナーと位置づけ、教員・学生と共に地域の課題解決に向けて、さまざまな主体との交流・連携を推進します。
- ・ 職員の政策企画力の向上に向けて、「政策アドバイザー\*」制度による政策研究の支援や、「政策創造員会議\*」などにおける調査、研究等を行います。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
各施策の「県民指標」の達成割合	—	70.0%	70.0%	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
施策は、「みえ県民力ビジョン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てをカバーしており、「みえ県民力ビジョン」の推進の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。				「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各施策の主指標の達成割合(53.3%)を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることから、70%が妥当であると考え設定しました。

## 運営責任者からのコメント

戦略企画部 副部長 松本 利治 電話：059-224-2004

- ・ 新しいビジョンのスタートの年であり、選択・集中プログラムをはじめ、掲げた目標の達成を図るとともに、時代環境の変化に応じて、取組内容を柔軟に見直し、平成25年度の経営方針を策定します。
- ・ 施策や選択・集中プログラムの評価方法を総務部とともに見直し、ビジョン行動計画の円滑な進行管理と県民の皆さんへの成果のわかりやすい報告に努めます。
- ・ 県内に2万人を超える大学生等を「協創」の担い手として位置づけ、地域課題の解決への参画を促します。
- ・ 「政策アドバイザー」制度による政策研究の支援や、「政策創造員会議」などにおける調査、研究等を通して職員の政策企画力の向上を図ります。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	116	80			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
各施策の「県の活動指標」の達成割合	—	80.0%	80.0%	各施策の「県の活動指標」のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合

## 対応する基本事業

40101

## 「みえ県民カビジョン」の進行管理

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
「みえ県民カビジョン」の推進を図る上で、県行政の取組を着実に進め、成果を出していくことが必要であることから、県が取り組んだことの効果が見える指標である「県の活動指標」の達成割合を選定しました。	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各基本事業の数値目標の達成割合(57.1%)を参考にしつつ、「県民指標」の達成割合に寄与することと、県が取り組んだことの効果を見える指標であることから、80%と設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	—	80.0%	80.0%	「選択・集中プログラム」の数値目標のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合

## 対応する基本事業

40101

## 「みえ県民カビジョン」の進行管理

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
厳しい財政状況の中で、行政経営資源を効率的かつ効果的に投入する「選択・集中プログラム」は、計画期間中に特に注力して取り組む政策課題であることから選定しました。	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における数値目標を達成した重点事業の割合(50.0%)を参考にしつつ、計画期間中に行政経営資源を優先的に投入して取り組むものであることから、80%と設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新たに実施する 広域連携事業の 数(累計)	—	5件	20件	他府県等と新たに連携して実施する事業の数

対応する基本事業

40102

広域連携の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県境を越えて取り組むことが効果的な課題への対応を図る上で、新たな広域連携事業への取組が必要であることから、これらについての県の取組状況を的確にあらわす指標として選定しました。	新たな広域連携事業への取組が必要であることから、過去の実績(平成19年度から22年度までで22件)をふまえ、5件と設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数(累計)	—	5回	20回	県が学生や企業・行政・教育・NPO関係者との交流促進のために開催するフォーラムの回数

対応する基本事業

40103

高等教育機関との連携の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県内の高等教育機関と共に地域の課題解決に向けた取組を進める上で、高等教育機関の教員や学生が地域のさまざまな主体と交流し、相互の理解と連携を深めることが不可欠であることから、そのための基本的な県の取組の状況をあらわす指標を選定しました。	特定の地域に偏ることなく、できるだけ多くの地域の皆さんと高等教育機関が広く交流していただきたいと考えており、5地域で交流フォーラムを開催することを目標とします。

【主担当部局：総務部】

## 平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

## 平成 23 年度の取組概要

- ・ 「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげるため、今後の行財政改革の基本的な考え方や具体的な取組項目をまとめた「三重県行財政改革取組」を作成
- ・ 「みえ県民カビジョン」の策定等をふまえて本庁組織を再編するとともに、所要の定数調整を実施
- ・ 県の出資法人の団体経営評価を実施し公表
- ・ 包括外部監査を「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」という監査テーマで実施
- ・ 危機管理に関する研修を体系的に実施するとともに、他所で発生した危機事案を全庁的に情報共有し未然防止に活かすことを目的とした「危機管理リアルタイムメール」の運用を開始
- ・ 「県職員育成支援のための評価制度（一般職員の勤務評価制度）」の試行を継続して実施するとともに、キャリアステージ研修や職場での人材育成を支援する研修を実施
- ・ 公務員倫理研修を実施するとともに、総務部長通知を発出し、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保、交通事故の防止等を徹底
- ・ 健康相談、各種研修会の開催等により、職員の安全衛生対策を実施するとともに、特にメンタルヘルスサポートシステムにより、メンタル疾患による病気休暇者等に適切なサポートを実施

## 平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県行財政改革取組」の作成により行財政改革を全庁的に推進する体制が整いました。今後は、ロードマップ（工程表）に基づき、適切な進行管理を行う必要があります。
- ・ 本庁の組織再編と定数調整により、「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる、分かりやすく、簡素で効果的・効果的な組織体制を構築するとともに、定数の重点配置等により 869 名の条例定数を削減しました。今後は、地域機関や組織運営のあり方について検討を行い、所要の見直しを実施する必要があります。
- ・ 外郭団体等については、団体のあり方や県の関与についてあらためて見直しを行う必要があります。
- ・ 包括外部監査については、受けた指摘について行政運営に適切に反映していく必要があります。
- ・ 職員の危機管理意識は高まってきている一方で、職員の一割が「危機発生時取るべき行動を知らない」と回答しているなど、実際の行動に結びついていない面があります。
- ・ 「県職員育成支援のための評価制度」による面談等により、職員の意欲を高めることができました。今後は、「みえ県民カビジョン」の策定を受けた「人づくりの改革」に取り組む、高い意欲と能力を持った人材の育成が必要です。

- ・ 懲戒処分 の 件数、交通事故 の 発生件数 と も 概ね 横ばい の 状況 である こと から、職員 に 服務 規律 の 確保 や 法令 遵守 の 意識 を 徹底 する ため、意識 啓発 や 注意 喚起 等 に 引き 続き 取り組む 必要 が あります。
- ・ 定期 健康 診断 の 早期 実施 や 保健 指導 など により、職員 の セルフケア の 意識 を 高める こと が でき ました。また、セミナー の 開催 など により、メンタルヘルス の 正しい 知識 と 対応 へ の 理解 が 進み ました。今後 も、職員 の 健康 保持 ・ 増進 を 図る ため、職場 での 安全 衛生 管理 や メンタルヘルス 対策 に 引き 続き 取り組む 必要 が あります。

## 平成 24 年度 の 改善 の ポイント と 取組 方向

- ・ 行 財政 改革 に対する 県民 の 皆さん の 期待 の 高さ を 十分 に 認識 し、「三重 県 行 財政 改革 取組」の 52 の 具体 的 取組 について、ロードマップ（工程表）に 基づき、全庁 を 挙げて 取り組 みます。
- ・ 政策 や 事業 の 評価 を 改善 に 結び つける ため の 効果 的 で 効率 的 な 新た な 仕組 みを 構築 します。
- ・ 地域 機関 や 組織 運営 の あり方 について 検証 ・ 検討 を 進め、必要 な 見直し を 実施 します。
- ・ 外 郭 団体 等 について、社会 経済 情勢 の 変化 に 伴い、あらためて、団体 の 目的 や 事業 内容 について の 精査 を 行い、必要 な 改革 を 実施 する と とも に、財政 的 支援 や 人的 支援 など 団体 へ の 県 の 関与 の あり方 について 検討 します。
- ・ 包括 外部 監査 での 監査 結果 を 行政 運営 に 適切 に 反映 して いく ため に、関係 各部 と 連携 を とりながら 改善 率 100% 達成 を 目指 して いきます。
- ・ 県政 を 取り 巻く さまざま な リスク に 対応 する ため、未然 防止 策 の 実効 性 を 高め る と とも に、危機 に 的確 に 対応 できる 人材 の 育成 に 取り組 みます。
- ・ 公務 員 倫理 等 の 研修 について、階層 に 応じた 内容 に する と とも に、具体 的 な 事例 を 用い、より 効果 的 な 研修 になる よう 工夫 します。
- ・ 「みえ 県民 力 ビジョン」の 考え 方 など を 踏まえ、求め られる 人材 像 や 能力 を 明確 に し、人材 育成 の 手法 や 進め 方 を 示す 「三重 県 職員 人づくり 基本 方針（仮称）」を 策定 します。
- ・ 管理 職員 に かかる 勤務 評価 制度 を 検証 する と とも に、「県 職員 育成 支援 の ため の 評価 制度」の 定着 ・ 施行 を 図り、能力 や 実績 に 基づく 任用 と 処遇 に 取り組 みます。また、県民 の 皆さん に 成果 を より 届ける ため に 必要 な 能力、スキル など の 開発 が 効果 的 に できる よう に、新た な 研修 体系 の 構築 と 研修 の 充実 を 図り ます。
- ・ 職員 の 健康 診断 の 事後 指導 の 充実 を 図り ます。また、メンタルヘルス 対策 として、研修 や セミナー 等 を 実施 する と とも に、メンタルヘルス サポート システム により、職員 の 円滑 で 確実 な 職場 復帰 と 再発 防止 を 支援 して いきます。

### 県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	42%	100%	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>「三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断し、選定しました。</p>				<p>ロードマップ(工程表)に基づき、平成27年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。</p>

### 運営責任者からのコメント 総務部 副部長 伊藤 隆 電話：059-224-2101

- ・ 行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。
- ・ 職員力のさらなる向上に向け、「三重県職員人づくり基本方針(仮称)」の策定、研修の見直し、勤務評価制度の定着・施行などを行います。
- ・ 政策や事業の評価を改善につなげるための新たな仕組みを構築するとともに、地域機関や組織運営の見直しなどを進めます。
- ・ 外郭団体について、時代変化に即した改革や透明性の向上に向けた取組を実施します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	802	832			

### 活動指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	41.4%	55.0%	70.0%	「率先実行大賞」に応募した所属の割合
対応する基本事業	40201			自立的な県行政の運営
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「率先実行大賞」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことでもあることから選定しました。</p>		<p>平成27年度の目標値を達成するため、平成23年度に低下した割合を平成22年度並みに上昇させるよう目標値を設定しました。</p>		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
人材育成に関する達成度	77.7%	78.9%	80.0%	職員の人材育成と研修に関するアンケート結果を数値に換算したもの
対応する基本事業	40202			人材育成の推進
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人材を育成することが求められていることから選定しました。	平成27年度の目標値を達成するため、これまでの年平均の伸び率等を考慮して目標値を設定しました。			

【主担当部局：総務部】

## 平成 27 年度末での到達目標

平成 19（2007）年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 東日本大震災及び紀伊半島大水害の発生を受けて、復興支援・防災対策等を的確に実施するため、補正予算を編成
- ・ 東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、特別職や管理職員の特例的な給与の減額を実施
- ・ 税金の使い方を変えるため、平成 23 年度予算に計上した全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を実施
- ・ 平成 24 年度当初予算は、極めて厳しい財政状況の中でも、「選択と集中」を図りながら、「みえ県民カビジョン・行動計画」を着実に推進していくことを基本方針として編成するとともに、引き続き、復興支援・防災対策等に取り組むための予算を計上
- ・ 「三重県行財政改革取組」の実施期間中の財政見通しを試算し公表
- ・ 資金調達の多様化を図るため、市場公募債の発行等を引き続き実施
- ・ 計画的、効果的な賦課・滞納整理を実施するとともに、個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、県内市町の職員の受け入れ、滞納案件の引き受けを行い、県・市町職員が連携して地方税法第 48 条に基づく直接徴収を実施
- ・ 個人住民税の特別徴収促進の取組についても継続し、県と市町との連携による総合的な個人県民税対策の取組を推進するとともに、地方税（市町村税）の徴収体制の強化を図る三重地方税管理回収機構について、市町と連携し運営等の支援を実施
- ・ 尾鷲庁舎耐震補強工事を引き続き実施するとともに、非木造で延べ床面積 200 m<sup>2</sup>を超える各地域庁舎の附属棟の耐震化を推進
- ・ 第 2 次県有財産利活用計画に基づく未利用財産の売却目標（平成 21～23 年度）約 6 億円の目標達成のために、積極的な未利用地の売却を実施

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県版事業仕分け」を実施し、その結果を、平成 24 年度当初予算に反映しました（事業費で約 239 億 3 千万円余の削減）。
- ・ 平成 24 年度当初予算編成にあたっては、補正予算での紀伊半島大水害に伴う災害復旧費等の計上や県税収入の大幅な減額等により、多額の財源不足が生じましたが、歳入・歳出両面でのあらゆる努力を実施するとともに、職員の特例的な給与の抑制を実施することにより、予算編成を行うことができました。
- ・ 今後も、事務事業の見直しや総人件費の抑制などの歳出の見直しや、新たな財源確保対策などによる歳入の確保に努めていくとともに、限られた財源を最大限、有効に活用し、メリハリのある、より効果的・効率的な予算編成を行っていく必要があります。



- ・ 市場公募債の発行等により、多様な調達先から安定的に資金調達を行うことができました。
- ・ 個人住民税特別滞納整理班の直接徴収による滞納処理額が、目標 8 億 5,000 万円を上回る約 10 億円（うち約 4 億 7,000 万円直接徴収）と大きな成果を出しました。また、自動車税の現年度分滞納整理を強化したこともあり、平成 24 年 5 月末現在の県税徴収率は 96.7%と前年同期より 0.2 ポイントアップしています。
- ・ 個人県民税の収入確保対策について、三重地方税管理回収機構と連携して取り組んだ結果、平成 23 年度の機構の徴収額は約 6 億 7,000 万円となっています（うち、個人県民税は約 8,000 万円を徴収）。
- ・ 県税以外の未収金については、債権を所管する関係部局が個別に対策に取り組んできましたが、全庁的に統一された取組には至っていませんでした。
- ・ 県庁舎の耐震補強については、平成 23 年度内で本館棟が完了しました。今後は、耐震補強が必要とされる附属棟の整備を平成 26 年度までに完了させる必要があります。また、修繕コストの平準化を考慮し、老朽化庁舎の施設・設備を計画的に改修していく必要があります。
- ・ 未利用財産の売却目標の約 6 億円に対し、最終的には約 6 億 5,000 万円の未利用財産を売却し、県の収入を増やすことができました。その他の未利用地については、売却や貸付ができるような条件整備を行い、有効活用を図る必要があります。

### 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 厳しい財政状況の中で、県民の皆さんに事業の成果が届くよう前年度事業の成果を検証し、不  
断の事務事業の見直しを行い、平成 25 年度当初予算に反映していきます。
- ・ 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざし、平成 26 年度末の県債残  
高が平成 23 年度末の水準を下回ることを目標に、可能な限り県債の発行抑制に努めるとともに  
その調達先や償還条件の多様化を検討していきます。
- ・ 厳しい財政状況の中で、平成 25 年度当初予算編成に向けて、限られた財源を的確に配分するた  
め、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。
- ・ 県の財政状況について、ホームページや冊子などにより、県民や投資家、職員に対して、分か  
りやすい情報提供に努めます。
- ・ 県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行うとともに、収入未済額の縮減を図ります。
- ・ 個人県民税の収入確保対策として、市町から職員と滞納案件を受け入れ、大量に、集中的に滞  
納整理を進めていきます。また、特別徴収義務者の全指定に向け、市町と連携して取り組みを  
進めます。
- ・ 県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け、債権管理推進会議を設  
けるなどし、全庁的な債権の実態把握を行ったうえで、課題の整理に取り組めます。
- ・ 県有施設へのネーミングライツなどの多様な財源確保策について検討を行い、可能なものから  
順次導入を進めます。
- ・ 四日市庁舎厚生棟等の耐震対策事業を実施するとともに、県庁舎等を良好な状態で維持管理で  
きるよう庁舎の外壁改修や老朽化した設備機器等の改修などを進めます。
- ・ 「みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用資産の売却等を進めるとともに、施設保全コス  
トの平準化・縮減を図るため、本庁舎及び地域庁舎について「県有施設適正保全計画（仮称）」  
の策定を行います。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県債残高	—	8,232 億円 (24 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
	8,190 億円 (23 年度末)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
<p>県債残高の増大は、将来の公債費負担の増加を通じて財政の硬直化を招き、持続可能な財政運営を阻害することから、指標として選定しました。なお、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等は、発行について県の裁量の余地がないことから除くこととしました。</p>			<p>「中期財政見通し」をふまえ、平成 26 年度末に県債残高が減少に転じるよう目標値を設定しました。</p>	

**運営責任者からのコメント** 総務部 副部長 嶋田 宜浩 電話：059-224-2121

- ・ 行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。
- ・ 限られた予算を的確に配分できるよう予算編成プロセスの見直しを行うほか、不断の歳出見直しや、多様な財源確保や未収金対策に取り組み歳入増加を図るなど財政の健全化を進めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	72,596	72,836	/	/	/

活動指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県債残高	8,190 億円 (23 年度末)	8,232 億円 (24 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
対応する基本事業		40301 持続可能な財政運営の推進		
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県債残高の増大は、将来の公債費負担の増加を通じて財政の硬直化を招き、持続可能な財政運営を阻害することから、指標として選定しました。なお、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等は、発行について県の裁量の余地がないことから除くこととしました。</p>		<p>「中期財政見通し」をふまえ、平成 26 年度末に県債残高が減少に転じるよう目標値を設定しました。</p>		

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県税の徴収率	96.5% (22年度)	96.6% (23年度)	96.9% (26年度)	県税の収入額を調定税額で除した率

対応する基本事業

40302

公平・公正な税の執行と税収の確保

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
行政サービスのもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	徴収率について、さらなる滞納対策に取り組むなど、前年度実績から0.1ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	88.9%	95.5%	100%	本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物(非木造で延べ床面積200平方メートルを超えるもの)のうち、耐震基準に適合した建築物の割合

対応する基本事業

40303

最適な資産管理と職場環境づくり

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化を進めることは、庁舎を利用する全ての方が、安全・安心な環境で庁舎が利用できることにつながることから選定しました。	平成23年度末現在で、要耐震改修建物(解体予定を含む)は、5棟あり、平成27年度末までに全ての棟の耐震改修を完了させ、耐震化率100%を達成するよう設定しました。

【主担当部局：出納局】

## 平成 27 年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 各所属からの会計相談への対応（相談件数 8,171 件）、本庁、地域機関を合わせて 213 の所属に対する事前検査・事後検査の実施（指導件数 798 件）、職場訪問（OJT\*研修、フォローアップ）、各種研修の実施（参加者延べ 1,298 人）など各所属の出納員、会計職員を日常的にサポート
- ・ 物件等電子調達システムの安定稼働と機能改善（4 項目）を実施
- ・ 印刷物調達について、品質確保のため最低制限価格制度の導入に向けた検討を実施
- ・ 収支見込額の的確な把握を行い、支払資金の安定的な確保、余剰資金や基金の安全で有利な運用を実施
- ・ 自動車税等のペイジー収納\*に加え、クレジットカード収納など県歳入金の収納方法の多様化について情報収集
- ・ 予算編成から決算管理・決算統計まで行う財務会計システムを安定稼働
- ・ 市町とともに会計事務標準化・財務会計システム共同アウトソーシング\*研究会を県内ブロックごとに計 14 回開催

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 会計事務に是正・改善を求める監査意見数は実施 1 か所あたり 3 件以上となっており、今後さらに、この件数を減少させる必要があります。
- ・ 物件等電子調達システムの機能改善により利便性が高まりました。今後、次期システム更新に向けての検討を行う必要があります。
- ・ 設計金額 100 万円以上の印刷物調達について、平成 24 年 4 月から最低制限価格\*制度を試行導入しました。今後、効果の検証を行う必要があります。
- ・ 公金の管理について、資金保全率 100%を確保し、歳計現金で 0.118%、基金で 0.163%の運用利回りを確保しました。
- ・ 収納方法の多様化については導入コスト等が課題であり、今後さらに、費用対効果の観点を含め検討が必要です。
- ・ 研究会で、各市町の財務会計システムや公金収納フローを調査しました。今後、その調査結果を各市町に情報提供する必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 会計事務に関する事前検査・事後検査および各種研修を引き続き実施するとともに、本庁および地域駐在による各所属への会計支援を、よりきめ細かく行うため、職場訪問の重点化や対象者に応じたOJT研修の実施などを行います。
- ・ 物件等電子調達システムの安定稼働を行うとともに、次期システム更新に向け、公共工事システムとの統合も視野に検討を進めます。
- ・ 試行導入した印刷物調達の最低制限価格制度について、実績に基づき効果を検証していきます。
- ・ 資金の安定的な確保と安全で有利な運用を引き続き行います。
- ・ 収納方法多様化について、導入済の他の自治体の状況も参考にしながら、クレジットカード収納の導入などを関係部局と連携して取り組んでいきます。
- ・ 財務会計システムの安定稼働を行うとともに、次期システム更新に向け、さらなるシステム運営経費の削減とセキュリティの確保の検討を始めます。
- ・ 研究会での調査結果に基づき、会計事務の標準化や市町の財務会計システムの共同アウトソーシングの促進に向け、市町と連携し検討します。
- ・ 県が発行する納付書の統一化に向け、財務会計システムの納付書をペイジー標準帳票へ変更する取組を行います。

## 県民指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	—	3.1 件 以下 (23 年度)	2.8 件 以下 (26 年度)	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計(人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数)を監査実施箇所数で除した数値
	3.2 件 (22 年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
財務事務の執行に関しての是正・改善を求める意見数が減少することが、適正な会計事務の確保につながると思われることから選定しました。				現状値から 0.1 件減少させることを目標として設定しました。

## 運営責任者からのコメント 出納局 副局長兼出納総務課長 奥野 元洋 電話：059-224-2771

- ・ 職員一人ひとりが法令や規則に基づき適正な会計事務を行うことが基本であり、そのため会計事務に関する検査・相談・研修をきめ細かく行い、日常的にサポートしていきます。
- ・ 公金の支払い方法を多様化することで県民の皆さんの利便性の向上を図るため、個々の収納業務を所管している各部局と連携し、クレジットカード収納の導入などを図ります。
- ・ 市町の財務会計システムの共同アウトソーシングは、導入のコストやそのタイミングなど解決すべき課題は多くありますが、災害時の業務継続という趣旨からも、その実現に向けさらに市町と検討していきます。
- ・ 会計事務の標準化に向け、その第一歩として、財務会計システムで発行する納付書を国などが採用している様式へ変更する取組を行います。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	253	280			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
出納局が行う会計支援の満足度	3.28	3.36	3.60	出納局が行う相談や研修などの会計支援業務全般に対してどの程度満足したかを、アンケートにより各所属が4段階評価し、その評価を平均した数値

対応する基本事業

40401

会計事務の支援

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

出納局の会計支援に対する満足度を見ることで、各所属の会計事務遂行への寄与を測ることができると考えられることから選定しました。

平成 27 年度目標値を、4段階評価の満点4点の9割(3.6)に設定し、その目標値に向け4か年で達成できるように設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

目標項目の説明

資金保全率

100%

100%

100%

ペイオフ\*対策により運用資金の保全が図られている割合

対応する基本事業

40402

公金の適正な管理

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

公金の運用については、元本の安全確保を最優先とし、歳計現金および基金等それぞれの元本の保全が必要であることから選定しました。

公金の管理運用においては常に資金全体の元本の保全の必要があることから、目標値を 100%と設定しました。



【主担当部局：地域連携部】

## 平成 27 年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（全県会議）を適切に運営（総会 1 回、調整会議 3 回、検討会議を 2 つ設置）するとともに、今後の運営方法について協議
- ・「知事と市町長との 1 対 1 対談」を 28 市町で開催
- ・権限移譲等にかかる第 2 次一括法\*の市町への情報提供を行うとともに、今後の権限移譲の進め方を定めた「三重県権限移譲推進方針」を改定
- ・市町における住民自治の取組を支援する地方分権推進アドバイザーを 1 回派遣
- ・合併市町に対し、合併市町の新しいまちづくりを支援する市町村合併支援交付金（16 市町、853,000 千円）を交付
- ・市町の自主的・自立的な行財政運営に関する適切な助言や情報提供、資金の貸付（4 市町、187,400 千円）等を実施

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」での協議を通じて、市町との連携を深めることができました。今後、協議結果を踏まえて、より効果的に運営していく必要があります。
- ・「知事と市町長との 1 対 1 対談」の開催により、市町が抱える課題について情報共有ができました。今後、これらの課題の解決に向けてより議論を深めていく必要があります。
- ・「三重県権限移譲推進方針」の改定により、今後の権限移譲の進め方について市町と意思統一を図ることができました。今後、方針に基づき権限移譲をより一層進めていく必要があるとともに、第 2 次一括法による権限移譲がスムーズに実施されているのかどうかを把握していく必要があります。
- ・地方分権推進アドバイザーの派遣等により県内の一部地域では身近なまちづくりが進みつつあります。こうした地域の取組が実を結ぶように、今後も引き続き、支援していく必要があります。
- ・市町村合併支援交付金の交付により合併市町の新しいまちづくりを支援することができました。今後も引き続き、市町の実情に応じた交付を行うことができるように、市町のニーズを的確に把握していく必要があります。
- ・実質赤字等の発生による財政健全化計画の策定団体となった市町はなく、安定した行財政運営が行われましたが、社会保障費や公債費等の経常支出の高い水準が今後も見込まれることから、市町の行財政運営の厳しさが続くことが懸念されています。



平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、市町との連携を一層強化するとともに、有意義で効果的な意見交換の場となるよう、より適切な運営に努めます。
- ・市町や県各部署との連絡をより一層密にしていくことで、権限移譲に対する市町の意向をしっかりと把握し、より一層の権限移譲を進めるとともに、第2次一括法による権限移譲の実施状況について把握し、状況に応じた支援を行います。
- ・今後も引き続き、市町の地域内分権の取組状況を的確に把握するとともに、さらなる取組を促進させるため、地方分権推進アドバイザーを派遣します。
- ・さまざまな機会を通じて合併市町のまちづくりの取組を把握し、ニーズにあった市町村合併支援交付金を交付します。
- ・市町が自主的・自立的な行財政運営を図ることができるよう、市町の実情に応じた適切な助言や情報提供、資金の貸付等に努めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
市町への権限移譲事務数 (累計)	—	470 事務	485 事務	年度末までに権限移譲が確定した1市町あたりの平均権限移譲事務数
	465 事務	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
県から市町への権限移譲を進めることは、市町の自主性・自立性を高めることにつながるから選定しました。			平成 23 年度の権限移譲事務数(465)を基に、平成 24 年度は5事務を移譲するものとして設定しました。	

運営責任者からのコメント 地域連携部 次長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2420

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、昨年度、検証・見直しを行った運営内容を適切に実施していくとともに、新たに協議会に位置づけた「知事と市町長との1対1対談」などのさまざまな機会を通じて、市町とのさらなる連携の強化を図っていきます。
- ・市町との連携を強化し、平成 24 年 1 月に改定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき、さらなる権限移譲を進め、市町の自主性・自立性の向上につなげていきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,366			

### 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県と市町による 全県的な課題の 解決に向けた取 組数(累計)	2取組	3取組	6取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において全県的な政策課題の解決に向けた取組の数

対応する基本事業

40501

地方分権の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

全県的な課題の解決に取り組むことは、市町の効率的・効果的な行政運営に寄与できると考えられることから選定しました。

平成 24 年度以降は、毎年度 1 つずつ取り組むことを目標として設定しました。

目標項目

23 年度  
現状値

24 年度  
目標値

27 年度  
目標値

目標項目の説明

財政健全化計画  
策定団体数

0市町

0市町

0市町

収支の赤字や公債費、あるいは債務等の将来の負担額が多い市町で、地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化計画を策定している市町の数

対応する基本事業

40502

市町行財政運営の支援

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

県内全市町が健全で安定的な財政運営を行っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体になっていないことを目標に選定しました。

県内市町が財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことを目標に、策定団体数を「0」として設定しました。



## 平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・「県政だより みえ」（毎月 1 回、727,000 部発行）や「テレビ」（毎週金曜日、年 48 回放映）「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の政策や事業等の県政情報を発信
- ・知事が行う記者会見（定例会見 22 回、日々の会見 130 回）をはじめ、報道機関に積極的に県政情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動を実施
- ・県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT 広聴事業（e-モニター）」アンケート（18 回）を実施
- ・現場を重視した県政を展開するため、職員による「みえ出前トーク」（271 回開催、12,231 名参加）や知事が現場に赴く「みえの現場・すごいやんかトーク」（17 回開催、216 名参加）を実施
- ・経済センサス活動調査、社会生活基本調査の周期調査、労働力調査等の経常調査、学校基本調査等の毎年調査、推計人口調査等の毎月調査に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を実施
- ・主要経済指標や国勢調査等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）や刊行物で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」、「三重県勢要覧」を作成、刊行
- ・情報公開制度を的確に運用するため、例年の研修会に加え、全面改正を行った情報公開事務取扱要領の説明会を開催（研修会等 37 回 1,252 人）
- ・個人情報保護制度を適切に運用するため、説明会、研修会、出前トーク等を開催（研修会等 33 回 1,023 人）

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「県政だより みえ」をはじめ、「新聞」「テレビ・ラジオ」「ホームページ」などさまざまな広報媒体を用いて県政情報の発信を行いました。今後も、情報通信技術の進展等に伴い情報入手手段が多様化する中で、県民が望む広報媒体を意識しながら情報発信に努める必要があります。
- ・「みえ出前トーク」については、平成 22 年度より 61 回多く開催でき、参加者も 3,476 名増加しました。また、「みえの現場・すごいやんかトーク」については、17 回開催し 216 名の県民の方と意見交換ができました。今後も「県民の声」を幅広く受信し、県政に生かせるよう取り組んでいく必要があります。
- ・経済センサス活動調査、社会生活基本調査のほか各種統計調査に取り組み、円滑かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を行いました。今後、調査結果を積極的に公表していく必要があります。
- ・主要経済指標や国勢調査等の最新の統計データを「みえ DataBox」や刊行物で迅速に提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」、「三重県勢要覧」も計画どおり作成、刊

行しました。今後とも、県民の皆さんに活用してもらえよう取り組んでいく必要があります。

- ・「みえ DataBox」へ新たに統計データを追加する等して、統計利用者へのサービス向上を図りました。アクセス件数は、大手インターネット検索会社の掲示板等に「みえ DataBox」内のコラム「Hello!とうけい」のアドレスが投稿されたこともあり、目標を大幅に上回りました。
- ・情報公開・個人情報保護制度の的確な運用を図っていくためには、引き続き職員に対して条例や施行規則、解釈及び運用、事務取扱要領などの諸規程、事務の手引等の趣旨・内容を徹底し、情報公開・個人情報保護制度に対する意識の向上・醸成を図る必要があります。
- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」（パブリックコメント制度）に基づき、積極的な情報提供を行っていく必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県政運営に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため「県政だより みえ」「新聞」「ラジオ・テレビ」「インターネット」などさまざまな媒体の特性を生かしながら、適時・的確に、かつ興味・関心を持ってもらえるように発信していきます。
- ・県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」「IT 広聴事業（e-モニター）」などさまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- ・就業構造基本調査、経済センサス活動調査等の周期調査、労働力調査、家計調査等の経常調査、工業統計調査等の毎年調査、推計人口調査等の毎月調査に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を行い、その結果をホームページや刊行物で提供していきます。
- ・最新の統計情報を分析・加工し、インターネット（「みえ Data Box」）による公表やわかりやすい分析シリーズ「三重のすがた」、「三重県統計書」、「三重県勢要覧」等の刊行を通じて、県民生活や企業活動、市町等で利活用していただくよう積極的かつわかりやすく提供していきます。
- ・情報公開・個人情報保護制度について、職員研修の実施等により、職員の情報公開・個人情報保護に対する意識を高め、よりの確な制度の運用に努めます。
- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」（パブリックコメント制度）に基づき、情報提供施策について、積極的に推進します。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
得たいと思う県情報が得られている県民の割合	—	55.5%	60.0%	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合
	54.2%	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さんの求めている情報が届いているかを測るために適切な指標と考え、選定しました。				県民が求める情報は多岐にわたるうえ、説明責任の観点から発信すべき情報もあることから、4年間で現状値の1割向上が達成できるよう、段階的に目標値を引き上げることとし、平成 24 年度は現状値に 1.3%引き上げた数値を目標値として設定しました。

- ・ 県民の皆さんが必要とする県政情報をさまざまな媒体を活用して積極的に発信するとともに、地域の課題やニーズなど「県民の声」を幅広く受信します。
- ・ 県民生活や企業活動、市町等で利活用していただくよう各種統計情報を積極的かつわかりやすく提供するとともに、県政の透明性を高めていくため、情報公開制度を的確に運用します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	543	556			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数	161 万件	172 万件	178 万件	県のホームページ(トップページ)への年間アクセス件数(訪問者数)

対応する基本事業

40601

効果的な広聴広報機能の推進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

インターネットを活用した県からの情報提供について、皆さんがどれくらいの関心を示して閲覧をしているかをあらわす代表的な指標であると考え、選定しました。

総務省「平成 22 年通信利用動向調査」によると、平成 18 年から 22 年の過去 5 年間で、インターネット人口普及率が 5.6%(年平均 1.12%)増加していることから、この増加率を参考に目標値を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	851,640 件	860,000 件	890,000 (720,000) 件	県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえDataBox」への年間アクセス件数(訪問者数)

対応する基本事業

40602

統計情報の効果的な発信と活用の促進

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

統計情報の利用件数が的確に把握できる指標であると考え、選定しました。

平成 23 年度のアクセス件数 85 万件から、過去 5 年間(平成 18～22 年度)の増減平均 1 万件を加えて 86 万件を目標値として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	76.9%	80.0%	80.0%	公文書開示請求の開示決定等および個人情報の開示決定等に対する開示請求者等(県民等)からの不服申立てについて、三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会が行政機関の決定が適正(一部認容は含まない)であると判断した割合

対応する基本事業

40603

行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
行政機関の開示・非開示等の判断が、情報公開条例および個人情報保護条例に基づき適正に運用されていることを検証する指標であると考え、選定しました。	平成19～22年度に出された答申のうち行政機関の決定が適正であると判断した割合76.3%と平成23年度の同割合76.9%を上回る80.0%を目標値として設定しました。

【主担当部局：地域連携部】

## 平成 27 年度末での到達目標

時代に応じた情報通信環境が整備されるとともに、県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られ、県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 県ホームページや地理情報システム、電子申請・届出システム等を運用
- ・ 電子自治体推進用パソコンの更新、グループウェアシステムを再構築するとともに県情報ネットワークの管理運営を実施
- ・ 県と市町のシステムの共同化を推進するとともに、市町の自治体クラウド\*導入を支援
- ・ 携帯電話の不通話地域解消へ市町と連携して現地調査、携帯電話事業者への要望活動を実施
- ・ C I O 補佐業務\*による外部専門家の支援を得ながら、情報システム関連予算の予算要求前支援・審査等を実施するとともに、I T 投資の P D C A サイクルにおける C、A に相当する情報システム評価\*制度の試行を実施
- ・ 個人情報保護等の情報セキュリティ対策を推進
- ・ 大規模災害発生時に備えて対応方針を検討

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 電子申請・届出システム利活用件数のうち、様式ダウンロード件数は前年度を下回りましたが、電子申請件数は増加しており行政サービスの電子化が進んでいるものと考えられます。今後、さらなる県民サービスの向上を目指して利用拡大に努める必要があります。
- ・ 県情報ネットワークの安定運用や情報システムの効率的・安定的な稼働に取り組んだ結果、ネットワークの停止時間の削減ができ、I T を利活用した行政サービスや行政情報の提供を滞りなく行うことができました。
- ・ 市町のクラウド活用に向けて、クラウド開発業者によるデモンストレーション、各市町のシステム運用状況の調査などの実施による市町への情報提供やワーキンググループによる検討を行ってきましたが、導入の可否についての結論には至っておらず、引き続き情報収集や今後の方向性について検討が必要です。
- ・ 携帯電話用鉄塔の整備は、補助事業対象はありませんでしたが、通信事業者独自による 6 基の整備があり、2 地区が解消されました。しかしながら、不通話地域はまだ残っており、その解消に向けて引き続き対策が必要です。
- ・ 予算要求前および契約前の支援・審査など、I T 投資の P D C A サイクルにおける P（企画、構築）、D（運用）に相当する取組を行ってきましたが、今後、一層のコスト削減や調達 of 適正化を進めていくためには、C（事後評価）、A（改善施策検討）に相当する情報システム評価制度の導入が必要不可欠です。



- ・情報セキュリティポリシー職員研修の実施により、セキュリティマインドの向上を図るとともに、システムの実地監査や脆弱性診断を実施し、情報資産の適正管理ができましたが、今後も情報セキュリティ対策の充実に向けて継続的な取組が必要です。
- ・被災県の情報を収集し情報システムに関する業務継続計画について検討を行いました。引き続き予期できない災害発生に備え計画策定に向けた取組が必要です。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県ホームページや地理情報システム、電子申請・届出システム等をより使いやすく、わかりやすく提供するとともに利用促進に取り組みます。
- ・ITを利活用した行政サービスや行政情報の提供を効果的に進めるため、グループウェアや総合文書管理システム等の行政情報システムの運用、電子自治体推進用パソコンの更新やセキュリティ対策等を行い、基盤となる県情報ネットワークの安定的な運用を図るとともに、より災害やサイバーテロに強いネットワークのあり方を検討します。
- ・県と市町のシステムの共同化を推進するとともに、引き続き市町の自治体クラウド導入を支援します。
- ・引き続き携帯電話の不通話地域の解消を進めるため、市町と連携して通信事業者に対して要望活動を行っていきます。
- ・従来から実施している予算要求前および契約前の審査や必要な支援に加えて、システム評価制度を本格導入することで、PDCAサイクル全体を見通した全庁的なIT投資管理体制を確立し、継続的な改善を進めていきます。
- ・職員のセキュリティマインド向上のためセキュリティ研修等セキュリティ対策に取り組みます。また、システムの安全な運用のため内部監査・セルフチェック・脆弱性診断を実施します。
- ・大規模災害発生時に備えて情報システムに関する業務継続計画を策定します。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
行政手続等の オンライン利用率	—	55.0%	58.0%	国の定める「利用促進対象 21 手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率
	52.9% (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
ITを利活用した行政サービスの利用状況を見る際に使われる代表的な指標であることから選定しました。				対象手続が変わらないなかで普及を図っていくことから、年1ポイントの利用増を目標として設定しました。

- ・引き続き県情報ネットワーク、情報システムの安定運用に努めます。
- ・市町の情報化の推進についてマイナンバー制度の導入も視野に入れ、支援していきます。
- ・携帯電話の不通話地域の解消に向け、引き続き市町と連携して取り組んでいきます。
- ・システム評価を5～6年間で全システムに展開できるようにシステム管理者を支援し、コスト削減等につなげていきます。
- ・引き続き情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティレベルの向上に努めます。
- ・業務継続計画を策定し、継続的に見直していきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	996	1,082			

活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
電子申請・届出システム利活用件数	165,843 件	170,000 件	184,000 件	ITを活用した行政サービスの代表的なシステムである電子申請・届出システムの申請数および様式ダウンロード件数

対応する基本事業

40701

IT を利活用した行政サービスの提供

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

ITを活用したサービスの代表的なシステムの利用状況であることから、指標として選定しました。

平成 21 年度の新システム運用開始後から現在までの利活用件数の推移、今後の利活用見込みを勘案し、目標値を設定しました。

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
県情報ネットワーク停止時間	36 分	34 分	24 分	県民の皆さんが県の情報システムを利活用するにあたり支障を及ぼす行政WAN等の基幹ネットワークの年間停止時間(メンテナンスを除く)

対応する基本事業

40702

情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用

目標項目を選んだ理由

平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

行政サービスの向上等のためには各種情報システム基盤となる情報ネットワークの安定運用が不可欠であることから指標として選定しました。

過去の停止時間を勘案し、平成 24 年度の停止時間を前年度より 2 分間削減することを目標値に設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
携帯電話不通話 地域整備数(累計)	67基	68基	71基	条件不利地域における携帯電話基地局整備数

**対応する基本事業**

40703

**地域情報化の推進**

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
携帯電話の格差是正に取り組んだ成果をあらわすには、基地局の整備数がふさわしいと判断し、指標として選定しました。	過去の整備実績と今後の整備見込み等を勘案し、年1基の整備を目標として設定しました。

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	—	7件	28件	システムの統合化や効率化などによる全庁情報システムの最適化を図るために、再構築にあたってシステム評価等による支援を実施した大規模システム数

**対応する基本事業**

40704

**最適なIT活用を実現するための仕組みの確立**

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
ITガバナンスの主目標であるIT調達の適正化に向けての取組の浸透度を測る最もわかりやすい指標であるため、選定しました。	平成24(2012)年度に再構築を行う見込みである大規模システムを対象として目標値を設定しました。

【担当部局：県土整備部】

## 平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

## 平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を向上させるため、公共事業評価システム\*により対象箇所の事前評価、再評価及び事後評価を実施
- ・ 入札の透明性や業務の効率性、県民サービスの向上を図るため、入札情報の電子化を推進
- ・ 「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」をめざして、建設産業の活性化に向けた取組をとりまとめた「三重県建設産業活性化プラン」を策定
- ・ 低入札対策として、低入札調査基準価格の算定式を見直すとともに、施工体制確認型総合評価方式\*を導入
- ・ 建設工事の総合評価方式\*について、評価の透明性を高めるため、技術提案の項目数を最大 5 項目とし、項目ごとの採用結果を入札参加者へ情報提供

## 平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ これまで一貫して公共事業評価の適切な運用に努めてきたことにより、公共事業の実施プロセスの公共性・透明性を担保することができました。今後は、費用便益分析だけでなく地域の実情に合った多面的な評価を加味していく必要があります。
- ・ CALS/EC\*（公共事業支援統合情報システム）による、電子調達システムをはじめとする各システムの活用を推進することで、県民や発注者への情報提供や、発注者にとっての事務の簡素効率化に一定の効果がありました。一方で、入札参加者からは、電子調達システムの操作に関する問い合わせが多く寄せられており、研修のあり方などを見直す必要があります。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」を策定したことにより、建設業が果たす役割を明確にし、建設産業の活性化に向けた将来ビジョンを設定することができました。今後は、プランに基づく取組を着実に実施していく必要があります。
- ・ 低入札調査基準価格の算定式を見直すとともに、施工体制確認型総合評価方式を導入したことにより、低入札での契約率は大きく減少しました。今後も入札結果を検証しながら、入札制度の適正な運用と工事の品質確保に努めていく必要があります。
- ・ 建設工事の総合評価方式の技術提案の項目数を最大 5 項目とし、項目ごとの採用結果を入札参加者に情報提供するとしたことにより、評価の透明性の向上を図ることができました。
- ・ 入札契約制度の運用にあたっては、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり地域に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。

## 平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- 公共事業評価については、実施プロセスの透明性を確保するため、引き続き公共事業評価システムの適切な運用に努めるとともに、公共事業をとりまく環境等の変化に対応できるよう、多面的な評価に取り組んでいきます。
- 電子調達システムについては、問い合わせの多い利用者登録などの操作に関する研修を、入札参加者が受講しやすい開催時期に開催するなど受講者ニーズに即した研修を実施することで、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。
- 入札契約制度の運用にあたっては、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保が図られるよう引き続き取り組めます。また、総合評価の客観性・公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善や低入札対策など適正な運用に取り組めます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
公共事業への 信頼度	—	95.0%	96.3%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値
	94.6%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
効率的・効果的に公共事業が実施されるとともに、企業の地域・社会貢献の取組が進むことにより、公共事業の適正な運営と円滑な推進が図られ、県民の皆さんの信頼感向上に資することから目標項目として選定しました。			これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 24 年度の平均値を 95.0%として目標に設定しました。	

## 運営責任者からのコメント 県土整備部 副部長 久世 憲志 電話：059-224-2651

- 公共事業評価システムの適切な運用に努めるとともに、公共事業をとりまく動向を注視しながら多面的な評価に取り組んでいきます。
- 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図ります。
- 総合評価の評価項目の見直しなど、入札契約制度の改善と適正な運用を図るとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら、公共工事の品質確保と地域企業の育成に取り組んでいきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,173			

## 活動指標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2%	97.5%	公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合

## 対応する基本事業

40801

## 公共事業の適正な執行・管理

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

再評価および事後評価において、効率的・効果的な公共事業の実施に取り組んだ状況が端的に評価できる指標として選定しました。

審査を受け、全て妥当とされることを目標として、これまでの実績件数をベースに 97.2% に設定しました。

## 目標項目

23 年度  
現状値24 年度  
目標値27 年度  
目標値

## 目標項目の説明

## 受注者の地域・社会貢献度

92.1%

92.8%

95.0%

総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合

## 対応する基本事業

40802

## 公共事業を推進するための体制づくり

## 目標項目を選んだ理由

## 平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方

総合評価方式における入札(発注事務所管内の業者を対象とした発注)において、「公共施設美化活動実績」や「障がい者雇用実績」などを評価項目としており、地域・社会貢献の取組実績を端的に評価できる指標として選定しました。

概ねすべての受注者において、地域・社会貢献の取組が行われるよう4年間で95.0%の達成を目標に、その取組が着実に実施されるものとして、92.8%を設定しました。

# ( 参 考 )

---

## 用 語 説 明

## 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。  
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。  
 行政運営○ : 第3章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC(アルファベット)		
ASEAN	東南アジア諸国連合の略称。東南アジア10カ国の経済・社会・文化などでの地域協力機構であり、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが加盟する。約6億人の人口規模を持つASEANは、目覚ましい経済成長を続けており、市場として大きな魅力を有する。なお、「ASEAN6」とは、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナムの6カ国をさす。	322
BOD	Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
CALS/EC	公共事業の調査、計画、設計、積算、入札、施工および維持管理等の各段階で発生する各種情報を電子化し、インターネット等のネットワークを利用して、受発注者等の関係者間あるいは各事業段階において効率的に情報の交換・共有・連携をする公共事業支援統合情報システム。	行政運営8
CIO補佐業務	県のITに係る統括責任者(CIO=Chief Information Officer:情報統括責任者)を補佐し、専門的見地から全庁のIT効率化および効果的な利活用に関する提案・助言等を行う業務。	行政運営7
COD	Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
DMAT	(Disaster Medical Assistance Team、ディーマツト)災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	111
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point)製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
HUG	H(hinanzyo避難所)、U(unei運営)、G(gameゲーム)の頭文字を取ったもので、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情等が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、様々な出来事にどう対応できるかを擬似体験するゲーム。	111
JSLカリキュラム	外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム。	213
NOx・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車排出ガスの窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止するため定められた。県内では四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が対策地域。	154
OJT	on the job training、現任訓練。 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。	行政運営4
RDF	ごみ固形燃料。ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めたもの。発熱量は石炭に近く、1kgあたり約4,000～5,000kcalである。	152 325
SCU	(Staging Care Unit、エスシーユー)広域搬送中の安全を可能にするために傷病者の症状の安定化を図り、容態や緊急度に応じて搬送の優先順位を判断するトリアージを実施する臨時の広域搬送拠点医療施設。	111



単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。	341 342
TAC(タック)(漁獲可能量)	水産資源の適切な保存・管理を進めるために、マアジ、マイワシ、サバ類など魚種ごとに年間の漁獲可能量を定める制度	314
TEU	(Twenty feet Equivalent Unit):コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。	351
<b>あ行</b>		
アウトソーシング	業務や機能の一部または全部を、外部の企業などに委託すること。業務の効率化やスケールメリットにより、コストダウンが期待される。	行政運営4
アウトリーチ	英語で「手を伸ばすこと」を意味し、生涯学習の観点では、学校や公民館、福祉施設等出張講座や移動展示などを行うこと。	261 262
アウトリーチ（訪問支援）	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142
アンダーパス	鉄道や道路の立体交差のうち、地面を掘り下げるなどして、鉄道等の下を道路が通過する構造。	353
いなかビジネス	中山間地域において、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かして取り組まれる、地域の活性化はもとより就業機会の創出等にもつながる経済活動のこと。	254
医療観光	居住国とは異なる国や地域を訪ねて医療サービス(診断や治療など)を受けること。	342
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組み。	342
オンリーワン型の企業	その企業でしか提供していない技術や商品、サービスを持っている企業のこと。	322
<b>か行</b>		
学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを目的として、学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアが学校の教育活動を支援する事業。	222
環境基準	環境基本法(1993)の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	154
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定	環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。	第1章
がん診療連携拠点病院	わが国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)について、地域の医療機関と密接な連携を図り、継続的に全人的な質の高いがん治療を提供するための体制が整備されていると認められ、厚生労働省の指定を受けている病院。	122
基幹食肉処理施設	県内の主要と畜場である四日市市食肉センターおよび松阪食肉公社食肉流通センターのこと。	312
企業の森	企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。	313
キッズISO14000プログラム	特定非営利活動法人国際芸術技術協力機構が開発し、文部科学省、環境省、経済産業省、日本ユネスコ国内委員会、国連大学、国際環境計画等の後援を受け、日本国内及び世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム。	151
技能検定制度	特別支援学校において、例えば清掃作業に係る基本的な道具の操作方法など、仕事に関する技能について、その獲得状況を確認するための検定制度。	223
機能保全計画	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るために実施する漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の結果に基づく計画。	314

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
揮発性有機化合物	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。	154
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	第1章 142
業務継続計画	ヒト、モノ、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定し、同業務継続に必要な資源の確保・配分等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発災時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。	111
教材「三重の文化」	子どもたちが、「郷土三重」の自然・地理、歴史、産業、文化・芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に郷土についての学習を進めるための教材。	222
漁業取締船	法令違反の有無を調査し、違反する事実を摘発して、違反の防止に貢献するとともに、密漁などを防止・摘発し水産資源を保護することを目的に配置される取締船。 三重県では3隻の取締船と2隻の付属艇が配置されている。	314
緊急輸送道路	大規模災害における人命の安全、被害拡大の防止、災害応急対策の円滑な実施を図り、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	111 351
クラウド	クラウドコンピューティングの略語。コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能をネットワーク（雲：クラウド）を介して利用する形態のこと。	行政運営7
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然や文化、人びととの交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。	254
クリーンエネルギーバレー構想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとつづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。	321
グローバル	グローバルとローカルを掛け合わせた言葉。世界規模の視野で考え、地域の視点で（根づいて）活動する概念。	323
県1漁協	県内の全ての沿海漁業協同組合が合併して1つにまとまった漁協のこと。	314
研究クラスター	特定のテーマのもとに関係する大学や研究機関、さまざまな企業が集まり、協力しあって効果的、効率的な研究開発を展開する組織体。	311
県産品市場開拓スーパーバイザー	首都圏における県産品の流通、取引拡大のため、「県産品」の商談支援、販路開拓支援活動を行う者。	311
コアな三重県ファン	三重の持つさまざまな魅力や価値（県産品、観光地、ものづくりの技術など）を理解し、自ら利活用している人。また、魅力等を他の者に薦めたいと思っている人。	341
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等（光化学オキシダント：オゾンやアルデヒドなど）が空气中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。	154
光化学スモッグ予報	予報発令地域内では、県民は健康被害の予防のため、屋外の激しい運動をさけ、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められる。	154
高規格幹線道路	国土を縦貫あるいは横断し全国の主要都市間を連絡、循環型ネットワークを形成し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	351
公共事業評価システム	三重県が実施する公共事業の効率性及び透明性の一層の確保・向上を図るため、事業の実施前・実施中・実施後に行う一連の評価のしくみ。	行政運営8
工場立地動向調査	経済産業省が、企業の工場用地等（敷地面積1,000㎡以上）の取得（借地を含む）状況等を暦年ごとに調査し、取りまとめたもの。	321

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。	313
高度部材	原材料の純度、組織構造の高度な制御、加工成型技術で創られた優れた性能・機能を持つ素材、部材、部品のこと。	第1章 321
高度部材イノベーションセンター（AMIC）	平成20（2008）年3月に開所した財団法人三重県産業支援センターが管理運営する施設。企業間の融合を図る結節点として、県や四日市市と連携し、研究開発の促進、中小企業の課題解決支援、ものづくりを担う人材の育成に取り組み、さらに平成22（2010）年3月の加工技術研究棟の整備により、中小企業の加工技術力の向上を図っている。	321
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。	113
子ども支援ネットワーク	いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。	221
個別の教育支援計画	障がいのある子どもたち一人ひとりについて、一貫した教育的支援を行うための目標や内容等を盛り込んだ長期的な計画であり、学校が中心となり、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成するもの。	223
個別の指導計画	子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。	223
ごみゼロ社会実現プラン	三重県が平成15年11月15日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画で、住民、事業者、市町等との協働のもと、「ごみゼロ社会」実現に向けた長期的なビジョンであり多様な主体が協働していくための取組の指針を示している。	152
<b>さ行</b>		
最低制限価格	競争入札における下限額のこと。 工事又は製造等の請負を適正に行うのに必要な経費などを発注者が勘案した額で、最低制限価格に達しない額の入札は無効とされる。	行政運営4
里地里山保全活動計画	「三重県自然環境保全条例」に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。	153
式年遷宮	遷宮とは、神社の正殿を造営・修理する際や、正殿を新たに建てた場合に、御神体を遷すこと。式年とは定められた年という意味で、伊勢神宮では20年に一度行われる。	第1章 342
資源管理・漁業所得補償対策	水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせた総合的な所得補償制度。	314
資源管理計画	国および都道府県が策定する指針に基づき、関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成する水産資源の管理計画。	314
システム評価	システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT投資のPDCAサイクルにおけるC（評価）、A（改善施策検討）のプロセスに相当する。	行政運営7
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	142
若年無業者	15～34歳の非労働力人口（就業しておらず、かつ就業の意思のない者）のうち、家事も通学もしていない者。	331
住宅着工統計	建築主から都道府県知事に提出された建築工事の届出のうち住宅部分について集計したもので、新設住宅着工戸数、着工床面積を把握できるなど住宅建設のフローに関する基礎的データで、住宅投資の動きを見るための代表的な指標となるもの。	353

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
集約型都市構造	市町を越えた広域から多くの人やモノを集め、商業・業務、文化等の広域交流や都心居住を促進する多様な都市機能を集約させる区域（広域拠点）や、地域の利便性を高める都市機能の集約を図る区域（地域拠点）を形成・配置し、各拠点の相互連携が可能な都市構造。	353
初期適応指導教室	来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。	213
新規需要米	米の新規需要となる用途であって、主食用の需給に影響を及ぼさないもの。飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用など、さまざまな用途がある。	312
森林施業プランナー	小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。	313
水産物安全基準違反	県内産養殖魚における薬事法に基づく水産用医薬品の残留基準への違反や貝毒による食中毒の発生のこと。	314
スポーツツーリズム	旅先で観光とともにスポーツを楽しむ、あるいはスポーツ大会への参加とともに旅を楽しむなど、スポーツを通じた新たな魅力の創出、スポーツを核とした交流のこと。	342
スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるインターチェンジで、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。	第1章 351
政策アドバイザー	県政における具体的な政策課題の検討や解決に向けて、高度な専門知識や経験が豊富で全国的に活躍されている方で、知事や職員に対し、専門的な立場から個別に助言していただく方。	行政運営1
政策創造員会議	各部局の推薦を受け、知事から指名された職員（政策創造員）により構成され、政策創造員の政策創造能力の向上、新しい三重づくりのための政策創造及び提言、各部局の重要施策等の情報共有と連携強化に取り組む会議。	行政運営1
生産情報公表養殖魚	食品の生産情報（誰が、どこで、どのように生産したか）を消費者に提供する仕組みとして定められたJAS規格に基づいて生産された養殖魚。	314
施工体制確認型総合評価方式	総合評価方式による建設工事の一般競争入札において、入札価格が、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準価格に満たない入札があったときに、工事の施工体制の確認審査を行い契約者を選ぶ方法。	行政運営8
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。	241
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142
総合評価方式	公共工事の入札方式で、公共工事の品質を確保する上で「価格」のみならず、「受注者の技術力」も含め総合的に評価して契約者を決定する方法。	行政運営8
<b>た行</b>		
第2次一括法	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）のこと。平成23年8月30日に公布された。	行政運営5
多品目適量産地	特定の農産物直売所や量販店等での直売を念頭に置き、その品揃えの確保に向け、多品目の農産物について販売に見合った量の生産に取り組む農産物産地を意味する三重県の造語。	312
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	254
地域医療再生計画	医師・看護職員不足への対応、救急医療の確保など、地域の医療課題の解決を図るため、平成21年度および22年度の国補正予算に基づく地域医療再生臨時特例交付金を活用して各都道府県が策定する計画。計画期間は策定から平成25年度まで。	121

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第1章 254 312
地域間幹線系統	国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく都道府県の協議会で認定された複数市町村（平成13年3月31日当時の市町村）をまたぐ幹線バスの系統。	352
地域がん登録	県内において発生したがん患者を把握し、その診断、治療に関する情報並びに予後情報を集め、保管、整理、解析し、がん対策につなげる仕組み。	122
地域水産技術クラスター	食材や分野ごとに大学、研究機関やさまざまな企業が、集まり、協力しあって研究開発し、異業種による連携の強化や効果的な水産物の付加価値向上、流通・販売力強化を図る仕組み。	311
地域水産業・漁村振興計画	漁村地域を単位に水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定めた計画。	314
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
長期優良住宅	耐久・耐震・省エネ性に優れ、数世代にわたって暮らせる住宅で、配管等の維持管理や間取りの変更などが容易にできるよう一定の措置が講じられた住宅。	第1章 353
電子マニフェスト	紙マニフェストに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者がインターネットを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。紙マニフェストよりも、処理過程の透明化と業務の効率化を図ることができる。	152
道路防災総点検	豪雨・豪雪等による災害の未然防止及び必要な防災対策を検討するために実施している道路法面等の点検。	351
都市計画区域マスタープラン	正式名称を「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が当該都市計画区域全域を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めるもの。	第1章 353
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの暴力をいう。（Domestic Violence 略称DV（ディーブイ））	212
トライアルショップ	首都圏において、平成23年度に実施した三重の観光情報（ポスター・パンフレット等）と物産品（陳列等）をPRする期間限定の試行的な店のこと。	342
トラベルカフェ	観光施設以外の一般施設に設置されたカフェやBARで、観光案内マップや観光情報のパンフレット等、旅行情報を中心にさまざまな情報を提供するという新たなカフェのこと。	342
<b>な行</b>		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	312
<b>は行</b>		
パーキングパーミット制度	身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。	第1章 143
パーソナルカルテ	障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じ、就学から卒業までの一貫した支援をしていくため、保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携しながら作成する、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等をつなぐまとめた個人別のファイル。	223
バイオトレジャー	三重県固有のすぐれた農林水産物やその加工品、生産技術をさす造語。地域に埋もれた個性的な素材等について発掘と評価を行い、有望なものを「三重のバイオトレジャー」として選定。平成19年度からの選定数は合計53となっている。	311

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
搬出間伐	間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。	313
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	224
ヒロメ	全国的にも限られた地域でしか見られない一枚の広い葉っぱ様の昆布類の海藻。三重県では熊野灘に面した沿岸部で見られ、紀北町等で食用とされる。	314
フードコミュニケーションプロジェクト	農林水産省が食品事業者や消費者等との協働により取り組んでいる、フードチェーン全体の食品事業者の取組の「見える化」を進め、事業者と消費者の相互理解により信頼の向上を図るプロジェクトのこと。	311
文化交流ゾーン	新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす、県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。	261
文化と知的探求の拠点	県立の図書館や博物館、美術館、文化会館など、モノや情報という形で知識や知恵などが集積し、専門性が高く、文化との接点を有し、知的探求を支援する拠点としての性格が強い文化・生涯学習施設のこと。	262
ペイオフ	金融機関が破綻した場合に預金者を保護するために金融機関が加入している「預金保険機構」が、預金者に対して一定額までを払い戻す制度のこと。	行政運営4
ペイジー収納	公共料金、税金などの各種料金をパソコン、携帯電話、ATMなどから行える電子決済サービス。 夜間、休日でも金融機関の口座から即時に引き落とされ、決済が完了する。	行政運営4
<b>ま行</b>		
丸の内朝大学	東京丸の内内で出勤前のビジネスパーソンを対象に開催されている市民大学。平成19年4月から始まり、受講生の5割が30代と若く、累計受講者数は5,000人を超えている。	322
三重が魅力ある地域であると 感じる人	首都圏等における県のアンケート調査において、「県産品を購入したい」、「観光目的で来県したい」、「本県で居住したい」、「本県で立地・操業したい」という回答や、「本県の『歴史』、『文化』や『街並み・建造物』などに対して『独自性』や『愛着』等を感じる」と回答した人のこと。	341
三重県あんしん賃貸支援事業	高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築をねらいに、高齢者、障がい者、外国人及び子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促す事業。	353
三重県営業本部	県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする組織。	第1章 311 341
三重県エネルギー対策本部	三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的に、平成23(2011)年5月に設置した組織。	第1章 325
三重県住生活基本計画	本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画。	353
三重県水産業・漁村振興指針	平成24(2012)年度を初年度とし、10年先の希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む施策と目標を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとして作成された計画。	第1章 314
三重県版小規模事業所向け 環境マネジメントシステム (M-EMS:ミームス)	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。平成16年9月から運用を開始。	151
みえ広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン内に置いた県の機能。	241

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
みえ地物一番キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。参加事業者数：868事業者（平成24年3月現在）	第1章 311
みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点	食品関連分野におけるイノベーションの創出や、高付加価値商品の開発などを支援することを目的とした研究開発拠点（三重大学と三重県工業研究所の2カ所を整備）で、県内の食品関連企業が産学官連携や農商工連携を通じて活用することを目的とする。	324
みえフードイノベーション	農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	311 312 314
みえフードイノベーションネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。	311
三重ブランド	県のイメージアップと観光および物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。平成24年3月現在で13品目34事業者が認定されている。	第1章 311
みえメディカルバレー構想	医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、本県の地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりをめざす構想のこと。	321
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第1章 351
未利用間伐材	林地から搬出されず、利用されていない間伐材のこと。	313
メタンハイドレート	永久凍土層や深海下の地層等、低温高圧の条件の下で存在するメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、分解してガス化することで次世代のエネルギー資源として注目されている。	325
木質チップ	木材を機械的に小片化したもの。	第1章 313
木質チップを用いた混焼発電	火力発電所において、石炭に木質チップを混入して燃焼させ発電すること。	313
ら行		
ライフイノベーション	医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいし、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。	321
立地協定	企業の立地にあたり、企業と地元市町・県等とで工場建設や操業の開始時期、従業員雇用等について取り交わす協定。	321
林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。	313
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。	153
ローカル・トゥ・ローカル	地域間の多様な産業交流を通じて、各地域の産業振興を図っていくとする概念。	323
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	312
路面性状調査	道路舗装の状態を把握するために必要となる「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性」を測定する調査。これにより道路舗装の管理指標が算出される。	351

三重県から日本を元気に！！

## 「幸福実感日本一の三重」の実現をめざします！

三重県では、平成24年度からのおおむね10年先を見据え、新しい三重づくりに必要な考えや目標を掲げた「みえ県民カビジョン」を策定しました。

自分にできることを私たち一人ひとりが実践すれば、それが新しい三重をつくる力になります。

そのために必要なこととして「みえ県民カビジョン」では、私たち一人ひとりが「アクティブ・シチズン」として、さまざまな主体と「協創」することを提案しています。

「アクティブ・シチズン」って何？

アクティブ・シチズンとは「自ら行動する県民」をあらわす言葉です。

「協創」って何？

いろいろな立場の人が力を合わせて新しいものを生み出すことをあらわす言葉です。

「みえ県民カビジョン」の詳細は、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>

### 平成24年版成果レポート

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成24年7月  
三重県  
総務部財政課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL : 059-224-2119

FAX : 059-224-2125

E-mail : [zaisei@pref.mie.jp](mailto:zaisei@pref.mie.jp)

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZAISEI/HP/>





県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

# みえ県民カ ビジョン

平成 24 年 4 月からスタート